

平成28年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	平成28年10月25日(火)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 2時55分
	平成28年10月26日(水)	開会	午前10時 1分
		散会	午後 3時25分
	平成28年10月31日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 2時33分
	平成28年11月 4日(金)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 3時32分
	平成28年11月18日(金)	開会	午前10時
		散会	午後 3時16分
	平成28年11月21日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時18分
	平成28年11月22日(火)	開会	午前10時 5分
		散会	午後 2時47分
	平成28年11月24日(木)	開会	午前10時 1分
		閉会	午後 3時13分

場所 第3委員会室

出席委員 土屋恵一委員長
 山下勝矢副委員長
 松澤正委員、杉島理一郎委員、岡田静佳委員、永瀬秀樹委員、須賀敬史委員、
 中屋敷慎一委員、荒川岩雄委員、齊藤正明委員、水村篤弘委員、
 浅野日義英委員、並木正年委員、岡重夫委員、蒲生徳明委員、石渡豊委員、
 金子正江委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第106号	平成27年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第107号	平成27年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

平成28年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月25日(火)	総括の事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月26日(水)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 福祉部関係審査
10月31日(月)	県民生活部関係審査 県土整備部(含 収用委員会)関係審査
11月 4日(金)	病院局関係審査 企業局関係審査 下水道局関係審査
11月18日(金)	環境部関係審査 危機管理防災部関係審査
11月21日(月)	警察本部関係審査 教育局関係審査
11月22日(火)	産業労働部(含 労働委員会)関係審査 保健医療部関係審査
11月24日(木)	都市整備部関係審査 農林部関係審査

【説明者】

伊東弘道会計管理者、酒井英治出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

堀光敦史財政課長

坂本泰孝税務課長、若林裕樹個人県民税対策課長

【発言】

岡田委員

- 1 資料6「歳入歳出決算の概要」の9ページの棒グラフを見ると、土木費は、平成18年度の1,821億円、10.8%から平成27年度の962億円、5.3%に半減しており、埼玉県の土木はこれでいいのかとの指摘もある。そのような中、8ページの款別歳出の表の予算現額に対する支出済額の割合を見ると、土木費は77.1%と低いとその理由は何か。
- 2 資料6の10ページの性質別歳出において、投資的経費が対前年度比で約301億円、率にして18.4%と大幅に減少しているのはなぜか。
- 3 投資的経費の中で公共事業の状況はどうなっており、経済波及効果はどのくらいになるのか。

会計管理課長

- 1 土木費は翌年度繰越額が約277億円とほかに比べて大きく、予算現額のうち22.2%を平成28年度に繰り越しているため、平成27年度の支出済額の割合は小さくなっている。これは、道路、橋りょう、河川等の公共事業には翌年度に繰越しをする事業が例年発生しているためである。

財政課長

- 2 投資的経費のうち補助事業は、対前年度比で20.9%の減となっている。減少した理由は大きく三つある。一つ目は直轄道路事業負担金が約60億円減少していることである。二つ目は制度的なものであるが、保育所の施設整備に対する補助金が県を經由せず国から直接市町村に交付される、いわゆる空飛ぶ補助金となったことである。三つ目は社会資本整備総合交付金に係る事業費の減である。これは国の経済対策がいつ行われたかによる影響が大きく、平成25年度よりも平成26年度の規模が小さかったため、繰越額も平成26年度は約53億円なのに対し、平成27年度は約9.6億円と大幅に減少したことによる。投資的経費のうち単独事業については、対前年度比で16.1%の減となっており、主な減少理由は西部地域振興ふれあい拠点施設の工事が終了したことにより、約122億円減少したことである。
- 3 平成27年度の公共事業の決算額は約769億円で、前年度比約139億円の減となっている。直轄道路事業負担金が圏央道の県内区間全線開通したことにより、27.7%の減となったことや、国の経済対策に対応した繰越額が大幅に減少したことによる。公共事業の工事請負費や委託費などのいわゆる真水と言われる部分については約496億円である。それに間接効果を加えると約826億円となり、真水額の約1.7倍の効果

があると想定される。

杉島委員

- 1 資料6「歳入歳出決算の概要」の8ページの款別歳出の表を見ると、農林水産業費や商工費も平成26年度に比べて減少しているが、その要因は何か。また、資料16を見ても、農林水産業費や商工費に占める投資的経費の割合も減っているが、その要因は何か。
- 2 資料6の3ページを見ると、歳入・歳出ともに4年連続で増加しているが、ここ数年間の決算の特徴は何か。また、平成27年度の単年度収支額が9億円の赤字となっている要因は何か。
- 3 資料4「平成27年度行政報告書」の9ページにある37基金について、運用はどのように行っているのか。また、運用の実績はどうか。
- 4 資料6の14ページの財政調整4基金の残高の推移について、平成26年度及び平成27年度の財政調整4基金の取崩しは必要なかったのか。また、財政調整4基金を取り崩さなかったのに、単年度収支額が赤字となったことの整合性はどうか。

会計管理課長

- 1 農林水産業費については、前年度に比べ11.8%の減となっている。主な理由としては、農業大学校の移転整備事業が18億3,800万円減少したことや、経営体育成条件整備事業が5億8,800万円減少したことなどによる。商工費は、西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費が130億2,200万円減少したことなどによる。
- 2 資料6の3ページの予算現額及び歳入歳出決算額の推移にあるように、最近の決算額の推移は、平成21年度の決算では、平成20年9月のリーマン・ショックの影響で、国の経済危機対策に伴い歳入では国庫支出金などが増えたことに伴い増加したが、平成22年度からはそのような要因がなくなったことや東日本大震災の影響などにより減少した。平成26年度、平成27年度は、消費税の影響もあり歳入、歳出とも増加した。
- 3 平成27年度末には37全ての基金を会計管理課で一括して運用しており、所管課と相談しながら長期運用が可能な資金は地方債などの有価証券で、その他の資金は定期預金などにより金融機関で、安全性を確保した上で効率性にも配慮をした運用を行っている。平成27年度は、運用利回りは0.50%、運用益は収入額で42億3,500万円を確保した。

財政課長

- 2 単年度収支額は年度によって凸凹がある。平成27年度の単年度収支額は平成27年度の実質収支額から平成26年度の実質収支額を差し引いた額である。平成27年度の単年度収支額が赤字となったのは、平成26年度の実質収支が約60億円と突出していることが影響している。平成25年度末の大雪被害の特別交付税は、平成27年度の収入となる予定だったが、実際には平成26年度末に収入したため、平成26年度の実質収支額に上乗せされるという特殊要因があった。
- 4 財政調整4基金については、当初予算編成時に500億円から600億円程度の財源不足を埋めるために活用しているが、年度途中の執行の節約や執行残などにより復元している。その結果として、安定的に実質収支額や単年度収支額が確保されている。

杉島委員

- 1 37の全ての基金を一括して運用しているとのことだが、金利が低い中での運用利回り0.50%についてどのように考えているのか。また、今後のトレンドの中で、運用方法についてどのように考えているのか。
- 2 国から受けた基金は執行残があれば国に返還をすると思うが、計画的に執行しているのか。

会計管理課長

- 1 マイナス金利の影響で、銀行預金も普通預金は0.001%である。平成27年度までは、利率が高かった頃の地方債があることなどで、運用益を稼ぐことができたが、平成28年度以降は償還されて減少していく。まずは、安全に運用しなければならないが、少しでも高い金利の商品を探して、安全面に配慮しつつ引き続き運用益を確保するよう努力していく。

財政課長

- 2 終期が来たものについては返還することになるが、関係課と連携しながら埼玉県のためになるように無駄なく活用していきたい。また、全国的な話になるが、事業の内容と将来性などを踏まえ、基金の期間を延長することにより活用を促す場合もあり、各省庁がケースバイケースで判断している。

金子委員

- 1 資料4「平成27年度行政報告書」の7ページでは、歳入面でも、歳出面でも消費税率引上げの影響が特徴として挙げられている。そこで、県税収入が約663億円増加したとあるが、そのうち地方消費税の増収に当たる金額はいくらになるのか。また、地方消費税清算金と地方消費税交付金の金額はいくらになるのか。前年度からの伸びや地方消費税の歳入、歳出の差引きについても併せて伺いたい。
- 2 資料4の16ページを見ると、県債残高に占める臨時財政対策債の割合が高くなってきていることが分かる。事業の見直しなどで県債の発行を抑制していくとしても、今後も県民の借金が増え続けることは明らかである。県としてこれまで臨時財政対策債の見直し・廃止を国に求めているが、これに対する国の考えはどうか。また、地方財政不足に対しては地方交付税の抜本的な増額が必要だと考えているが、県の考えはどうか。
- 3 資料19の一般行政経費の単独事業の推移について、平成26年度と比べると、平成27年度は社会福祉等に要する経費が約160億円、地域基盤整備等に要する経費が約400億円、人材育成等に要する経費が約410億円減少している。それぞれ、減少した理由は何か。地域基盤整備等に要する経費については、先ほど答弁があった土木費の減少以外の理由はあるのか。

税務課長

- 1 平成26年度と比較し、平成27年度の地方消費税の収入額は約498億円の増、率にして71.2%の増である。受取清算金は約895億円の増で、率にして64.4%の増である。市町村への交付金は約459億円の増、率にして64.6%の増である。こうしたものを合算した実質的な収支は、約449億円の増、率にして61.5%の増である。

財政課長

- 2 国会での質疑を聞いていると、政府の答弁では、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要である、としており、国でもこのような状況が常態化していることに問題意識を持っている。県では、交付税法に基づく地方財政制度の抜本的な改善や地方交付税の法定率の引上げが必要であると考えている。
- 3 社会福祉等に要する経費の減少は、統計処理のやり方の変更によるもので、国民健康保険運営安定化事業の保険者支援分が、国の指示により単独事業から補助事業に移行したためである。地域基盤整備等に要する経費の減少は、土木費以外では、埼玉高速鉄道の経営再構築支援事業が終了したためである。人材育成等に要する経費の減少は、統計処理の関係で減少したもので、高等学校教職員給与費について一部国費であったため、これまで単独事業と補助事業で分けて処理していたが、決算統計システム導入に際して、全てを補助事業として扱うという整理をしたためである。この処理方法については、国と協議中であり、今後数字が動く可能性があるので御了承いただきたい。

並木委員

- 1 平成27年度は税収が伸びているが、減収補填債を発行できたのか。
- 2 国の見積りと差が生じた場合は必ず減収補填債を発行しなければならないのか。
- 3 平成27年度から自動車税のクレジットカード納付を開始したと聞いている。また、9月から12月にはコールセンターから電話催告しているとも聞いているが、資料6の6ページによれば、自動車税の収入済額がマイナス0.7%、約6億1,000万円の減となっている。クレジットカード納付導入の効果と、自動車税の収入額の減少理由について聞きたい。

財政課長

- 1 地方交付税制度では、夏の時点で基準財政収入額を見積もり、これと基準財政需要額の差を地方交付税とするが、見積もった税額が年度末に向けて大きく変動する場合がある。特に変動しやすい法人事業税、法人税割、利子割、地方法人特別譲与税等を発行の対象とし、夏の見積りからこれらの税収が減少した場合は、今回のように個人県民税などほかの税目により税収総額が増えた場合であっても、減収補填債を発行することができる。
- 2 減収補填債の発行は義務付けられているわけではなく、発行しないことも可能である。この場合、翌年度以降3年間で地方交付税として交付を受けることで精算することができる。

税務課長

- 3 自動車税のクレジットカード納付は平成27年度から導入し、約41,000件、約16億8,400万円の利用があった。導入効果については、自動車税の納期内納付率が78.1%となり、前年に比べて1.0ポイント上昇した。クレジットカード納付等の納税機会の拡大につながる様々な対策を講じているところである。自動車税の収入額の減少については、14年連続で自動車税の課税台数が減っており、その背景には普通自動車から軽自動車への乗換えがかなり増えていること、若者が車に乗らなくなった若者の車離れなどがある。課税台数が減っていることが税収の減少につながっている。

萩原委員

- 1 平成27年度歳入の大きな増分は消費税引上げ分である。平成26年4月に5%から8%に引き上げられた際には、税と社会保障の一体改革として社会保障経費に充てられるという議論の中で引き上げられた。資料の中では、資料6の3ページの右下に参考として示しているが、ここで示している根拠は何か。
- 2 地方消費税の清算金について、どのような流れで歳入となっているのか。
- 3 資料6の15ページに埼玉県公営競技事業特別会計があるが、この特別会計から一般会計への繰入額はいくらか。また、その根拠は何か。

財政課長

- 1 平成26年1月24日付け総務省自治税務局からの通知が根拠である。
- 3 包括民間委託による競輪事業による繰入額は、1億円が最低保証金額となっており、それを上回る収益金を一般会計に繰り入れている。浦和競馬組合については、分配金という形で平成27年度は2.5億円を繰り入れている。

税務課長

- 2 地方消費税は国税である消費税と併せて一旦国に納付され、1.7%相当を地方消費税として国から埼玉県に払い込んでいただく。地方消費税を最終消費地に帰属させるため、清算行為が必要になる。清算は小売販売額や人口、従業者数などの指標により各都道府県で清算を行い、本県がほかの都道府県から受け取ったものが地方消費税清算金となる。

萩原委員

- 1 消費税率が今後10%まで引き上げられる流れの中で、引上げ分の消費税が社会保障費に充てられることが極めて重要である。資料6の3ページの参考の部分の表記では、引上げ分が何に使われているのか不明確である。もう少し詳細な示し方ができないのか。
- 2 歳出の中に「その他」とあるが、これは何か。
- 3 平成26年2月定例会の予算特別委員会で蒲生委員が、本県の平成23年度の人口一人当たりの地方消費税の決算値が全国で45番目、全国平均の8割であり格差があると指摘している。平成23年度当時、地方消費税の清算基準は、小売年間販売額とサービス業収入額が8分の6、従業員数が8分の1、人口の按分割合については8分の1しかなく、人口が全国5番目の本県において人口の按分割合が大事ではないかという指摘に対し、知事は是正のための働き掛けをすると答弁された。現行の地方消費税の清算基準はどうなっているか。また、平成26年2月定例会の予算特別委員会以降、本県では人口の按分割合の拡大についてどのように対応してきたのか。

財政課長

- 1 表記については他県の状況等を踏まえ検討したい。当初予算の記者発表でも同様の内容を公表しているが、工夫できないか検討したい。
- 2 「その他」の歳出は、医療、介護、少子化対策以外の、保健衛生の事業や障害福祉に係る事業である。

税務課長

- 3 以前は小売・サービス業の収入額が8分の6、人口と従業者数がそれぞれ8分の1だ

ったが、平成27年5月の清算から人口の按分割合が8分の1から20分の3、率にして12.5%から15%に引き上げられ、人口の割合が高くなった。その分、従業員数については12.5%から10%に引き下げられた。また、国への働き掛けについては、平成25年11月に、国への要望の中で人口を重視した清算基準の見直しを行っていたと要望している。平成26年度も引き続き同様の要望を行い、平成27年度の税制改正で人口の割合が12.5%から15%に拡充された。全国知事会では平成27年度以降も人口を重視した清算基準の検討を重ねて要望している。

萩原委員

人口の按分割合が8分の1から20分の3になったことで、地方消費税はどのくらい増えたのか。

税務課長

人口の按分割合は引き上げられたが、ほかの小売等の統計データの指標が変わったこともあり、人口の按分割合の引上げによる増収分が分析できないが、地方消費税の全国に占める本県のシェアは、仮に人口の按分割合だけが変わった場合で試算すると、4.67%から4.70%までシェアが増えるという試算になる。

須賀委員

- 1 病院事業支出金については、資料2「平成27年度埼玉県歳入歳出決算附属資料（その1）」の61ページにあるとおり、年々増えていると思うが、予算現額が94億2,523万5,000円、支出済額で93億9,356万4,000円と大きな額が繰り出されている。これは病院局から要求があったまま繰り出しているのか、それとも財政課で精査して繰り出しているのか。
- 2 病院事業支出金についてはどのような経費が含まれているのか。

財政課長

- 1 予算編成については、病院への繰出金も含めて病院局から要求してもらい、それを企画財政部で精査事務を行い、最終的には知事審査で決定するという通常の流れで行っている。したがって、金額については病院局任せではなく、財政課においてもチェックしている。
- 2 総務省からは毎年、地方公営企業繰出基準が示されており、具体的にどのような経費について繰出しを行うかを取り決めている。例えば、高度医療に要する経費や特殊医療に要する経費のように公的セクターとして実施して赤字になるような部分は病院の収支の中でまかなえないので、一般会計が負担するという考え方の下で繰り出している。また、建設改良に要する経費についてはその2分の1を繰り出すことになっている。最近では、がんセンターや小児医療センターを建設しており、その建設改良費の半分を元利償還金と合わせて繰り出している。ほかにも細かい繰出基準はあるが、これらが主なものである。

須賀委員

病院単体では黒字経営ができないという状況の中で予算要求があり、それを精査して繰り出しているのに、病院事業支出金には不用額が3,000万円以上出ている。病院は赤字であるから要求しているのに不用額が生じる理由は何か。

財政課長

認識を改めていただきたい部分がある。赤字だから繰り出しているということではなく、繰出基準で決められたルールに基づいて繰出しを行っている。その見込みがずれた場合、例えば償還金でいうと、利子が当初の見込みからずれば金額が変わってくる。また、高度医療に要する経費も、当然、執行残が出る。そういった不用額が出るというのはごく自然な予算執行であり、むしろぴったり使う方がおかしい。将来的なことまで担保することはできないが、現時点では赤字だから繰り出すということではなく、あくまでも繰出基準に基づいて繰り出している。

松坂委員

- 1 平成27年度行政報告書を作成する中で、県民にとっての新たな課題をどう捉え、その解決に向けてどのような議論をしたのか。
- 2 平成27年度の予算編成に当たり、今後の大きな課題である2025年に向けて歳出が増えることを踏まえ、全庁的にどのような議論がなされたのか。

財政課長

- 1 行政報告書には主要施策の概要を記載している。この中には、埼玉県5か年計画における指標を掲載し、施策や事業に関連付けて説明する工夫をしている。そのことで課題を整理するステップを進めていると理解している。議論については、現在の埼玉県5か年計画を次の新5か年計画にどう生かしていくかということや、各年度で施策をどのように事業化するかということについて、それぞれの場面で議論している。
- 2 2025年問題への対応は、新5か年計画のメインテーマでもあり、予算編成においてもシニア革命、少子化対策、稼ぐ力の強化などに関連した取組を予算化していくための検討を進めている。

松坂委員

平成27年度予算を編成するに当たって、議論があったかどうかを確認したい。

財政課長

過去の記者発表資料を見ると、例えば「稼ぐ力」以前には、3大プロジェクトにおいて先端産業プロジェクトを進めるなど、類似の事業、核になる事業を進めていたので、平成27年度予算編成を行った平成26年度においても同様の議論があったものと推察する。

中屋敷委員

- 1 資料8「改善又は検討を要する事項とその措置状況（平成26年度一般会計及び特別会計決算）」の1ページに、「今後の地方公会計の状況を踏まえ、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備に関するシステム整備や人材育成を着実に行うこと」という指摘があり、これに対し「平成29年度中に統一的な基準に基づく財務諸表を作成するための準備に取り組んでいる」と書かれている。来年度が平成29年度であるが、地方公会計について県の取組状況はどうなっているのか。固定資産台帳の整備や資産の具体的な評価、人材育成についてどのように実施しているのか。
- 2 病院事業繰出金について、一般会計から病院事業に対する拠出をしているということは、我々としては拠出しなければ赤字だろうというイメージを持つ。拠出する分が減っていいと考えるのが一般的な見方である。繰出基準に基づいて一般会計から繰り

出しているという理屈は分かるが、それだけでは繰出金の額が増えている理由が全く分からない。理由が明確にならなければ、繰出金が増えるのはやむを得ないと理解できないが、財政課ではどのように考えているか。

財政課長

1 平成28年度は固定資産台帳を作り上げるのが最大のミッションである。管財課で所管している公有資産台帳、事業部局で所管している道路台帳などのハードの台帳、物品台帳を統合して作る。現在、それぞれ独立したシステムが動いているので、そのデータを一つのものに取り込む作業を行っている。取り込むためのシステムが年度途中で総務省から示されたので、それを埼玉県版にカスタマイズしている最中である。進捗状況としては、データの整理は11月から12月に終わる見込みである。なお、物品関係はこの機会に新しく良いものにしようということで整備しており、年度末までかかってしまうかもしれないが、基本的には固定資産台帳を年度末までに作り上げるという予定で順調に進んでいる。固定資産台帳を整備する際に、もともとオンラインシステムである公有資産台帳のデータ出力は難しくないが、道路台帳などの台帳は紙で整理されており、それをオンラインに入力していくのが大変な作業となっている。

資産の評価については、総務省からマニュアルが出ており、いくつかの考え方が示されている。特にインフラの資産評価が難しいが、取得原価が判明しているものは取得原価を、不明なものは再調達価格を入力するという大きな方針に基づき、そこから減価償却を理論的に控除していき資産評価を行っている。細かく言うと、昭和59年度以前のものについては1円でいい、簡易な評価でいいという基準が出ている。このように資産ごとに基準が出ており、それを受けて日本全国で統一の基準で作っているという状況である。

人材育成については監査委員などからも指摘されている。細かい専門的な知識がなくても一般的な職員がオンライン上でその業務に携われるということが望ましいため、それを目標にしている。システム構築と並行して、県職員は簿記の知識が乏しいので簿記の研修を行っており、システムが組み上がった後は端末の操作研修も行うなど、職員の研修に努めてまいりたい。また、外部団体ではあるが、彩の国人づくり広域連合の研修体系の中にも研修を組み込んでもらいたいと考えている。

2 先ほどの須賀委員の質問に対して、繰出基準を超えるものが赤字であると捉えられた上での質疑と理解して答弁をしたが、繰出基準自体が赤字補填ではないか、高度医療や特殊医療についても通常の病院事業の中ではまかなえていないのではないかとということも含めて広義の赤字だという御指摘だったのであれば、確かに繰出基準では、その赤字を一般会計で負担することになっている。繰出金が増加している理由は、新病院の建設が増えてきていることによる建設改良費や、新病院を建てることに伴い高度医療や特殊医療に携わる医師や看護師を先行して採用していることであり、それらが繰出金を増加させる方向に作用している。

中屋敷委員

システム構築と聞くと、何年か前のように、過剰な残業が発生するというイメージを持つが、そのような状況にはないということでしょうか。

財政課長

総務省から示された標準システムはカスタマイズだけなので比較的簡単である。残りの

改修についても外注できるよう予算を措置しており、過剰な残業をするということはないものと認識している。

岡委員

資料16の投資的経費の推移を見ると、民生費が平成26年度に比べて大きく減少しているが、理由は何か。

会計管理課長

民生費全体としては、平成26年度に比べ約54億円減少した。この主な理由は、安心こども基金積立事業費が107億3,600万円減少したことなどである。

荒川委員

先ほど須賀委員が病院事業会計への繰出金について質問した際、認識不足との発言があったが、我々は議員として分からないから聞いているということであるし、質問の趣旨としては、漫然と一般会計から繰り出すのではなく、病院事業として健全経営をすべきということであったと思うが、そのことについて再度聞きたい。

財政課長

私の認識に少し誤解があった。不適切な発言があったことについてはお詫びしたい。その趣旨を踏まえて予算審査に向かっていきたい。

【説明者】

中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、加藤繁企画総務課長、
山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、堀光敦史財政課長、
小松原誠改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

伊東弘道会計管理者、酒井英治出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

上原満監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞雄監査第二課長

【発言】

永瀬委員

- 1 地方分権の推進について、全国知事会や九都県市首脳会議などの場を通じて、地方への権限の移譲などを国に訴えたところがあるが、平成27年度はどのような成果があったのか。
- 2 地方分権改革に関する提案募集制度において11件の提案を行った結果、4件が「実現・対応」とされたところがあるが、具体的な内容と結果を伺いたい。
- 3 市町村への権限移譲について、市町村に154事務を移譲するとともに、交付金を6億6,073万5,000円交付したところがあるが、事務処理に必要な財源をきちんと保障しているのか。川口市のように平成30年度に中核市へ移行するところもあり、今後も事務移譲は進んでいくと思うが、移譲を受ける市町村では専門的な知識やノウハウを持った職員が不足していると思われる。財政支援だけでなく人材育成といった人的支援も必要であると思うが、平成27年度はどのような支援をしたのか。
- 4 見沼田圃の保全・活用・創造について、基本方針に沿った土地利用を誘導したところがあるが、具体的にはどのように誘導したのか。
- 5 0.2ヘクタールの土地を公有地化し、見沼田圃の保全を図ったところがあるが、予算に対して不用額が生じている。見込みとの違いを教えてください。また、公有地化を計画的に進める考えはあるのか。
- 6 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針は法令ではなく行政指導であると思うが、民間の方々の土地利用を制限することについて、これまでトラブルはなかったのか。
- 7 駅のホームの転落防止対策について、鉄道駅の段差解消とホームドアの整備を進めているようだが、整備状況はどうなっているのか。また、ホームドアの設置について補助金が見込みを下回ったところがあるが、和光市駅のほかに設置する見込みがあったのか。

企画総務課長

- 1 昨年度は、全国知事会とともに、ハローワークの地方移管についてハローワーク特区を実施している埼玉県と佐賀県の検証を行い、その内容を具体的に示して国への働き掛けを行った。その結果、地方移管そのものではないが、地方版ハローワークなど新たな雇用対策の仕組みの創設につながった。
- 2 「実現・対応」とされた4件について、入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣は、

提案の結果、認められた。保健所長の資格要件の緩和は、提案の結果、医師以外であっても保健所を変えれば4年を超えて保健所長に任命できるとされ、保健所長の確保が容易になった。中小企業支援である創業支援の補助事業の事務・権限移譲を提案させていただいたが、国から都道府県への情報提供は行われることとなったが、求める内容には至っていない。公営住宅建替事業の施行要件の緩和については、検討して平成28年中に結論を得ることになっている。

地域政策課長

3 事務処理経費は移譲事務ごとに算定しており、移譲対象市町村に全てを移譲したと仮定して、その物件費と人件費を積算して交付している。なお、一部を均等割にして、一部を客観的指標を用いて配分している。今年2月に実施したアンケートでは、92%の市町村が適切又は大きな問題はないと答えている。

移譲事務についての説明会・研修会の開催、事務処理マニュアルの提供や個別相談への対応などを行っているが、新規に移譲する自治体などについては実務研修生の受入れや県から専門的な職員を派遣し支援をしている。川口市については、平成28年度当初時点で14名の職員を実務研修生として受け入れている。平成27年度は越谷市の中核市関係を含め20名の県職員を派遣し、中核市関係を含め4名の実務研修生を受け入れている。

土地水政策課長

4 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針の中で、土地利用の基準を定めており、農地法、都市計画法などの法令に適合し、農地、公園、広場・運動場、道路・橋などの公共施設、既存の建物の増改築など基準に該当するものに土地利用を限定している。基準にない土地利用、例えばアパートを建てたい、資材置場にしたいなどの相談については、見沼田圃の土地利用の基準を説明し、御理解を頂いた上で御遠慮いただいている。

5 公有地化は、法令では認められているにもかかわらず、土地利用の基準により土地利用できない場合、相続等により農地の管理ができなくなった場合などに代償措置として行っている。土地利用の相談を受ける中で、買取申出の見込みがあるものを広めに予算措置しており、平成27年度の0.2ヘクタールの実績は見込みより少なかった。

公有地化については、積極的に行うのではなく、できるだけ農家の方に農業を継続していただくこととして、やむを得ない場合に公有地化している。

6 基本方針の土地利用の基準は、あくまで行政指導であり、従わない場合に命令する権限はないが、相手方に理解してもらっており、大きなトラブルは発生していない。

交通政策課長

7 国は平成32年度までに利用者数3,000人以上の駅の段差解消を目標に掲げており、県では国の目標を前倒して、平成28年度までに100%の段差解消を目標として掲げている。平成27年度末では利用者数3,000人以上の175駅中170駅で段差が解消され、整備率は97.1%となっている。また、国では利用者数1万人以上の駅についてホームドアか内方線付き点状ブロックの整備を優先的に進めている。利用者数1万人以上の県内131駅のうち9駅にホームドアが整備されており、残り122駅については内方線付き点状ブロックの設置を進めている。平成27年度には28駅に内方線付き点状ブロックの設置支援を行い、平成27年度末では122駅中72駅まで設置が進んでいる。

永瀬委員

ホームドアの整備について、国土交通省から10万人以上の事業案件を優先して採択するという通達が出ているが、埼玉県は若干遅れているという認識を持っていたので、平成27年度の状況について伺いました。遅れているのは、段差解消から優先して取り組んでおり、転落防止に関してもある程度の予算措置はしていたが補助案件にまで至らなかったためであるという理解でよいのか。

交通政策課長

委員お話しのとおりである。県内では、今年度からJR東日本では、京浜東北線の浦和駅、さいたま新都心駅でホームドアの整備が進められており、来年度完成予定である。今後も、ホームドアの設置が進むよう、鉄道事業者に働き掛けたい。

松澤委員

- 1 行政報告書22ページの総合計画の推進について、県政サポーターアンケートでは、満足度の平均が52.0%となっているが、この満足度はどのように推移しているのか。また、項目別で満足度が高い項目、低い項目はどのようなものか。その満足度や順位は年度によって変化の特徴が見られるか。
- 2 情報セキュリティ対策の推進について、昨年発生した日本年金機構の情報流出事件をはじめ、最近、官公庁、企業へのサイバー攻撃や情報漏えい事故が多数報道されている。県ではこういった事案の発生はあったか。また、情報セキュリティ対策はどのようになっているのか。
- 3 マイナンバー制度への着実な対応について、マイナンバー通知カードが全国で170万人分が本人に届いていないという報道がされている。県では、どのような状況になっているのか。また、県民への制度の周知をどのように図っているのか。
- 4 行政情報のオープンデータ化の推進について、埼玉県オープンデータポータルサイトには、どのようなデータが掲載されているのか。また、オープンデータ化の推進を図るため、どのような取組をしているのか。

計画調整課長

- 1 県民満足度の16項目の平均は、現5か年計画の初年度に当たる平成24年度は51.8%、平成25年度が51.0%、平成26年度が51.5%、平成27年度が52.0%である。上位1位の項目はみどりと川を再生し自然と共存する、上位2位の項目は埼玉の魅力を創造し発信するである。一方、下位の1位は誰もが力を発揮いきいきと活躍する、下位の2位は高齢者が安心してすごせる社会をつくるとなっている。上位1位、2位、下位1位、2位ともに平成24年度から4年間、順位に変動はない。

情報システム課長

- 2 県では、日本年金機構のようなサイバー攻撃による情報漏えい事案は発生していない。情報セキュリティ対策であるが、技術的対策として不正な通信が侵入しないようセキュリティ製品やウイルス対策ソフトを導入している。また、通信監視の強化も行っている。さらに、人的対策として標的型攻撃の耐性を高めるための訓練なども行っている。このほか、今年度、内部のネットワークとインターネットを分離する事業や県と市町村のインターネット接続口を集約して、監視の強化を図る自治体情報セキュリティクラウドの構築を行っている。

3 本県においても、配送時に本人が不在だったり、住民票と実際の住所が異なり届かない通知カードが数多くあった。市町村では、個別に連絡したり住所を調査したりして、本人に届くように努めている。当初29万5,000通、全体の9.2%が本人に届かなかったが、市町村の努力により9月末現在で7万2,000通、全体の2.2%まで減少した。これは、全国平均の2.8%より低くなっている。

マイナンバー制度の周知については、国では、コールセンターの設置やテレビ・新聞などによる広報を行っている。県においては、彩の国だよりやホームページによる広報、公共施設での制度周知パンフレットの配布などを行っている。さらに、昨年度から県政出前講座に新たにマイナンバー制度をテーマとして設け、これまでに114回実施し、大変好評を頂いている。

4 オープンデータポータルサイトでは、県と市町村のデータをそれぞれ掲載している。県のデータ54種類、市町村のデータ71種類、計125種類のデータを掲載している。主なものとしては、行財政や教育・文化・スポーツ・生活、人口・世帯などの分野のデータを掲載している。アクセス数の多いデータは、観光スポットデータや県の施設情報の一覧、バスまちスポットの一覧、市町村の連絡先一覧である。

オープンデータの取組であるが、データを公開するだけでは十分ではない。オープンデータとして公開したデータをいかに民間の方々に使っていただくかということが重要である。データの活用を進めるために、現在、県と県内19の市町と14の民間の事業者でオープンデータワーキンググループを設置している。ワーキンググループでは、どのようなデータが活用できるのか、どうしたらデータが活用されていくのかなど、データを活用する側の民間事業者の意見を聴きながら、県及び市町村で公開する共通データの設定や共通フォーマットを設定するなどの取組を行っている。例えば、施設の一覧やイベント情報、AEDの設置場所、道路工事の場所といったデータが使われやすいのではないか、とワーキンググループで議論になっている。使われやすいデータを公開するよう努めていく。オープンデータが県民に活用していただけるよう、今後も取組を進めていきたい。

松澤委員

- 1 満足度アンケート結果の推移がほとんど変わらないのは、いかがなものか。県の施策が浸透していないのではないのか。このことについて、見直しはしているのか。
- 2 オープンデータの取組について、市町村や民間と共同で取組を進めていくということだが、観光事業を推進し、埼玉県に訪れてお金を使っていただくことが市町村にとっても有効な財源になると思う。ポータルサイトを見て埼玉県に観光に来たかどうかを調べるアンケートは行っているのか。

計画調整課長

- 1 御指摘のとおり、確かに県民満足度は横ばいで推移している。満足度は半数を超えており一定の評価を頂いているものの、5年間を通じて県民満足度が年々上がっていくことが理想であることから、そういった点では残念な結果だと受け止めている。
県の施策が浸透していないことについては、十分PRできていないという部分もあるので、今年度は評価方法を見直すなど、県民の方に分かりやすいように工夫し、適切な判断を頂くよう取り組んだ。今後も県の施策のPRに努めていきたい。

情報システム課長

- 2 オープンデータポータルサイトは行政が保有する情報を二次利用していただくためのもので、直接このサイトから観光をPRするものではない。ただし、ポータルサイトの中に利用者の意見を伺う機能を今年度追加で設ける。意見を集約してポータルサイトや県の広報にも役立てていきたいと考えている。

金子委員

- 1 平成27年度のハッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発の3事業の負担金の支出額はいくらか。
- 2 思川開発について、利水者負担を平成28年度から分割で支払うとのことだが具体的にはいくらになるのか。また、平成28年度から分割支払いを始める理由と水資源機構との協議の経過を教えてください。
- 3 県民へのマイナンバーカードの交付と登録の状況はどうなっているのか。マイナンバー制度に対応するために支出した県費の総額と年度別の支出額を教えてください。また、平成29年7月からのマイナンバー制度の本格的な運用に向けて今後の整備の見通しはどうか。
- 4 ホームドアの整備は鉄道事業者任せではなく、県で設置計画を策定すべきであると考えているがどうか。
- 5 ニューシャトルの定期券の割引については、JR東日本と割引率が違うが、建設の経緯からも県や市町村の支援が重要と考えている。そこで、支援の拡充を強めながら通学定期券の割引率の拡充に踏み出せる経営環境を作っていくべきではないかと考えるが、県の見解をお伺いしたい。
- 6 安保法制の成立や観閲式実施など県民の基地への関心が高まる中、県と県民、平和団体との連携を深めるためには基地対策の専門部署が必要である。基地対策担当では、どのような対応をしてきたのか。

土地水政策課長

- 1 ハッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発の3事業の平成27年度の県支出額は、合わせて約21億3,000万円である。
- 2 利水者の負担については、平成28年度から割賦の支払いによることとしている。利水者の負担については、企業局で予算化し支出しているため、割賦支払いにした理由及び水資源機構との協議の経過については、詳細を把握していない。

情報システム課長

- 3 マイナンバーカードの交付状況は平成28年8月末で48万8,438枚、人口比で約6.7%である。県で今までかかった経費は、平成27年度以降約3億8,000万円である。年度別の内訳は平成27年度が決算ベースで3億1,000万円、平成28年度が予算ベースで6,700万円である。平成29年度以降は現時点での見込みであるが、保守・運用に係る経費が毎年3,200万円程度かかると考えている。なお、今後制度改正などがあれば、別途システム改修などの費用が発生する。

交通政策課長

- 4 国では、利用者数10万人以上の駅へのホームドア整備を優先して進めている。県ではこれまでモデル事業により、整備を促進してきた。ホームドアの整備には、車両の扉

位置の不一致などの課題もあり、国では、これらの課題解決に向けた取組を進めている。県としては引き続きホームドアの整備を促進していきたい。

- 5 ニューシャトルは開業から30数年が経過している。安全・安定運行を継続するためには、多額の設備更新費用が必要であり、今後、しっかりとした内部留保資金の確保が重要である。県としては、ニューシャトルが地域住民の足として健全な経営を維持することを最優先に求めていく考えである。また、市町は駅施設の使用料の減免、JR東日本は電力設備更新などの支援を行っている。県としては駅のバリアフリー施設の整備を支援していく。

企画総務課長

- 6 企画総務課に広域調整・基地対策担当を置き、基地対策業務を行っている。具体的には、県と県内基地関連14市町で構成する埼玉県基地対策協議会を通じて基地対策に関する要望や情報収集を行い、ホームページでも情報提供を行っている。また、15団体で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じて国への要望なども行っている。

金子委員

- 1 ダムの県負担について、約21億3,000万円ということであるが、3事業を合わせた負担金額なのか。八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発のそれぞれの事業における負担額はいくらか。
- 2 先日、思川開発事業の予定地を視察した。総事業費は1,850億円ということだが、南摩川の流量が少ないため、黒川や大芦川から地下を通して水を引っ張ってくるダムで、非常に無駄だと感じた。この事業における埼玉県の水利権の割合は非常に小さいものだと思うが、そこに今後169億円もの額を県民が負担してまで、冬の渇水に対し手当をすることは本当に必要なのか。
- 3 マイナンバーカードの登録と交付は違うのではないか。もう一度確認したい。

土地水政策課長

- 1 約21億3,000万円は、3事業の合計である。内訳は、八ッ場ダムが約21億3,000万円で、霞ヶ浦導水、思川開発については、平成27年度に県負担はなかった。
- 2 思川開発事業は、県にとって治水・利水の両面で必要不可欠である。治水面では、利根川の治水安全度が向上し、また利水面においても、利根川水系は3年に1回の割合で渇水が生じていることから、参画水量としては八ッ場ダムよりも小規模となるが、県民の皆様に安定的に水道用水を提供するという観点から必要な施設である。

情報システム課長

- 3 マイナンバーカードについては、交付したものが登録である。なお、県民に届いていないものを含めた申請の状況ということであれば、申請件数は71万5,518件、人口比で約9.8%になる。

並木委員

- 1 行政報告書24ページの自主的な市町村合併の推進について、川口市に1,000万円を補助したということだが、事業や内容が決まっているのか。また1,000万円と

いう額は人口規模によって変わるのか。今年で5年目だが、今年までの補助なのか教えていただきたい。

- 2 69施設の指定管理者のうち32施設の指定管理者が平成27年度に更新されたが、このうち、継続して指定管理者となった数がどのくらいあったのか。
- 3 行政報告書44ページにある、平成26年から始まった「新物品管理制度」の内容と効果について伺いたい。
- 4 交通網の整備について、利用者数3,000人未満の駅についても段差解消を実施すべきではないか。

地域政策課長

- 1 川口市の合併に伴い、ふるさと創造資金のうち合併後のまちづくり補助事業で支出をしている。平成27年度は、山王排水路遊歩道整備事業に充てている。川口市の朝日町辺りと旧鳩ヶ谷市の八幡木辺りにある、大変入り組んでいる遊歩道を整備するということで補助した。金額は人口によって決まるものではない。また、補助対象期間は今年度までである。

改革推進課長

- 2 32施設のうち29施設の指定管理者が継続、3施設で指定管理者が替わっている。

会計管理課長

- 3 平成26年4月1日から新物品管理制度の本格運用が始まった。従前は、紙の台帳である備品出納簿で管理を行っていたため、日常の紙ファイルの管理や記載事項の確認など担当者への負担が大きかった。また、物品を使用している者と管理している者が違っており、現物と帳簿が合っていないことなどの問題点があった。そこで、備品出納簿を全庁的な電子システムとして構築するとともに、物品の管理責任者を実際の使用者に改め、年に1回現物実査を義務付け、さらに使用できなくなった物品の売却やリサイクルを推進して物品の適正な管理に努めた。成果としては、平成27年度に約44万7,000点の物品の現物実査を行った結果、台帳との不一致が6点あった。この6点を精査した結果、5点は記帳漏れ、1点は盗難として事故処理した。新物品管理制度になり、より適正な管理ができるようになり、精度の向上が図られている。

交通政策課長

- 4 県内の全駅234駅中203駅で段差が解消されており、未解消は31駅となっている。利用者数3,000人以上の駅を優先としているが、3,000人未満の駅についても鉄道事業者働き掛けてまいりたい。

並木委員

32施設のうち29施設の指定管理者が継続とのことだが、29施設のうち、応募団体が1団体だけだった施設はどれだけあったのか。

改革推進課長

公募した施設のうち、応募団体が1団体だけであったものは11施設である。

松坂委員

- 1 平成27年度、平成28年度と職員定数は同数である。このまま人口減少・超高齢社会が進む中で今の人数を維持して、現在の職員と同等の処遇がこれから新規に採用される職員にも担保されるのか。
- 2 県立高校の学校事務職員は正規職員である必要がないとも言われている。限られた財源の有効利用のためにも正規の学校事務職員の削減が必要と考えるが、削減計画はどのようなになっているのか。
- 3 指定管理者制度について、県はさいたま市内に様々な施設を抱え、コストをかけている現状は二重行政とも言える。政令市移行前に設置された県立大宮公園は、指定管理にすべきところ今もされておらず、負担とサービスの公平性という観点から、県は修繕等の維持管理費を負担すべきではなく、さいたま市に移管すべきと考えるが、政令市と県との役割や負担の在り方について協議したことはあるのか。
- 4 地域の振興に関連して、県南部地域への人口集中に対する緩和策の具体的な取組状況はどうなっているか。
- 5 行政報告書24ページの市町村広域行政の推進について環境部や危機管理防災部など他の部局に対して広域化の推進を企画財政部としてどう働き掛けているのか。

改革推進課長

- 1 職員定数についてはこれまでも重点分野に増員するとともに、ITの活用や民間開放の推進、業務のやり方の見直しなどにより平成25年度までの10年間で約1,340人を削減してきた。今後はラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催準備等で業務の増加が見込まれる。こうした分野には重点的に増員する必要があるが、一方で厳しい財政状況や異次元の高齢化などの課題があることから、引き続き効率的な組織体制を構築していかなければならない。このため、必要な増員分を極力、事務事業の見直しなどによる効率化によって、引き続き生み出していきたい。
- 2 教育局から聞いている範囲では、県立学校事務職員の削減計画は策定されていない。

地域政策課長

- 3 さいたま市は平成15年4月に政令市になっているが、このときは事前に県市間で連絡会議を設け、法令移譲される事務のほかに県市間の役割などを協議してきた。別所沼公園のようにさいたま市に移管となったものもあるが、県立大宮公園は県内各地から県民が訪れる憩いの場であり、利用者がさいたま市民だけに限られないことも踏まえ県が管理をしていると聞いている。埼玉県とさいたま市の相互の関係については県市の協議会があるので、この中で必要に応じて議論していく。
- 5 市町村の広域行政は、区域を超えた広域的な行政需要に対応するための有効な手段であり、既に環境部や危機管理防災部においても、ごみ処理や消防などの業務で広域化の推進について、計画などに位置付け推進している。市町村の広域行政や連携等は、どの業務について進める必要があるのか、まずは市町村間で協議をしていくことが必要である。市町村の広域化については、関係部局と連携して市町村を支援していく。

財政課長

- 4 県内各地域がそれぞれの特性に応じて地域発展することが望ましいと考えており、県が投資をする場合もこうしたことに十分留意している。例えば、県北地域における圏央

道の活用など、交通の利便性向上による産業集積の推進などにより、地域特性に応じた発展につながるよう努力している。地域特性に応じて投資の質を変えらることを念頭に置きながら、県南部地域への人口集中への緩和策として取り組んでいる。

松坂委員

大宮公園について、県民の皆様が多数利用するという話は理解できるが、県内の都市公園の中では大宮公園だけが直営で運営されており、なぜ、ここが指定管理にならないのかと今まで思ってきた。このことについては、もっと議論していくべきではないか。突き詰めれば、さいたま市に移管することも重要なことになると思うが、もう一度ご答弁いただきたい。

地域政策課長

県立大宮公園の指定管理については、都市整備部の所管であり、さいたま市への移管については、市に受け入れる意思があれば検討することになると思う。今のところは大宮公園に来られる県民の方々のことを考え、当初の仕切りどおり、県で管理している。

改革推進課長

県の場合、ほとんどの県立公園に指定管理者制度を導入している。そうした意味から大宮公園は直営でノウハウ等を蓄積するといった側面もある。しかし、社会情勢の変化等もあるので、都市整備部において検討をしていくべきものと考えている。

中屋敷委員

国土調査の推進について、14市町において5,43平方キロメートルの地籍事業が実施され、地籍の明確化が図られたとあるが、正しい地図ができるということは税源確保の面でも大変有効で、大変重要な事業である。この事業によってこれまでに、どの程度地籍の確定が進んだのか。

土地水政策課長

県内でこれまで、1,099平方キロメートルが終了している。調査対象面積は3,521平方キロメートルであり、進捗率は31%である。

中屋敷委員

31%という数字は良いとは言えないと思う。地籍調査事業の事業者は市町村であるが、事業進捗に対して県は待ちの姿勢なのか。

土地水政策課長

県では、市町村に対して積極的に働き掛けをしている。その結果、今年度からは久喜市と東秩父村が事業着手している。また、来年度に向けても事業に前向きな市町村を訪問し、事業着手を働き掛けている。

中屋敷委員

東秩父村というところに問題がある。中山間地は事業費が比較的安く実施できるため、手が上がりやすい。しかし、税源確保のためにも都市部での地籍調査を実施しないと効果が出ないが、県としてどのように考えているのか。

土地水政策課長

この事業は、実施主体が市町村であるため難しい面があるが、都市部の市町にも、今後も引き続き丁寧に説明し働き掛けていきたい。

中屋敷委員

都市部で精度の高い地図を作るためには、法務省が所管している不動産登記法14条地図の推進が有効である。県として、この地図の進捗を図るために国に働き掛けなどは行っているのか。

土地水政策課長

昨年度までは働き掛けが弱かったが、今年度は政府要望として法務省に直接行って要望した。

中屋敷委員

政府要望に行ったのは課長だけか。

土地水政策課長

課長と地籍調査の担当者の2名で要望を行った。

浅野目委員

- 1 6,730人は正規職員の数なのか。正規職員と非常勤職員、臨時職員以外に派遣労働などの形態はないか。
- 2 それぞれの任用形態においてどのような待遇差があるのか。
- 3 最小最強の県庁により定数を抑制してきたが、平成27年度、平成28年度は非常勤職員と臨時職員の数が最大になっている。定数は削減する一方で、傾向として非常勤職員等は増えていくのか。外郭団体によっては、4割から5割が非正規職員となっているところもあるようだが、このことについて、県は、どのように考えているのか。

改革推進課長

- 1 6,730人は正規職員数である。その他の任用形態としては非常勤職員、臨時職員、また、知事部局の秘書業務で人材派遣を受けているのでそうした形態もある。
- 2 正規職員の場合、給料と手当が支給され、非常勤職員については報酬と費用弁償、臨時職員は日額で賃金の額が決まっている。
- 3 職員定数は減ってきているが、非常勤職員と臨時職員を含めると増えている状況である。職員が必ずしもやらなくてよい仕事や専門的知識を生かすような仕事については非常勤職員にお願いしている。臨時職員については、一定期間の補助業務を中心に行ってもらっている。今後については毎年度、業務を良く精査した上で検討していきたい。

岡委員

ふるさと創造資金は、市町村にとって大切な資金であるが、不用額を10%出している要因は何か。

地域政策課長

ふるさと創造資金のみで、不用額は約1億8,000万円出ている。2月補正予算にお

いて未使用のふるさと創造資金は減額補正しているが、市町村緊急支援事業の枠で1億4,500万円を確保しており、災害対応など緊急の市町村要望に対応できるようにしてある。このほか、2,200万円の事業補助を取り下げた市があったことによる。なお、ふるさと創造資金は、市町村振興基金を財源として活用している。現在の基金残高は約81億円で、必要最小額の取崩しに抑えて有効活用している。今後も市町村のニーズに十分にこたえられるよう、毎年必要な予算の枠を確保していく。

岡委員

ふるさと創造資金の採択状況を見ると、複数の事業が採択されている市町村もあれば、全く採択されていない市町村もある。市町村の補助要望の内容が採択に至らないものは断るだけなのか、それとも採択になるよう助言しているのか。

地域政策課長

平成27年度の採択状況を見ると、3事業から4事業採択されている市町村がある一方、5市が補助申請をしていない。補助申請しない市町村は年度によって異なり、固定化しているわけではない。もちろん、補助要望を受けたときには、市町村のアイデアを生かして、補助採択に結び付けるよう地域振興センターや当課でアドバイスしている。

石渡委員

- 1 彩の国ハッピーアニマルWAONカードの県民の利用者を更に拡大したいと思っている。カードの発行枚数、年間寄附額、寄附の具体的な使い道を教えてもらいたい。また、今後このカードの啓発を進めていく考えはあるのか。
- 2 彩の国ハッピーアニマルWAONカードのような取組をnanacoカードなど他社のカードにも働き掛ける考えはあるのか。

改革推進課長

- 1 カードの発行枚数は承知していない。寄附額については、平成24年度から平成27年度末までの累計で2,321万円となっている。この寄附を通じて、犬猫の処分数が平成24年度から平成27年度までに84%削減されたと聞いている。
- 2 他社のカードについては、連携企業と相談していきたい。

【説明者】

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部参事兼副部長、上木雄二税務局長、和栗肇契約局長、小野寺亘人事課長、根岸章王職員健康支援課長、三須康男学事課長、洪澤陽平管財課長、坂本泰孝税務課長、若林裕樹個人県民税対策課長、山田隆弘入札課長、山崎高章文書課長、益城英一行政監察幹、大久保修次県営競技事務所長、川崎弘貴統計課長、山崎さおり総務事務センター所長、寺井誠一入札審査課長、北田健夫技術評価幹

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

【発言】

水村委員

- 1 県では、建設工事に係る入札・契約制度の改善として、就労環境の改善を促進し、将来の地域の建設産業の担い手を確保するため、企業の社会保険などへの加入を建設工事の入札参加条件に加え、段階的に対象工事を拡大する取組を実施している。平成27年度は3,000万円以上の建設工事を対象とし、884件の建設工事で適用したとある。こうした取組は望ましいと思うが、これによってどのような影響、効果があったのか。
- 2 追加資料38の請負差金1億円以上の工事の推移を見ると、平成26年と平成27年の比較では件数が119件から144件、差額も約40億円から66億円と増えている。建設資材や人件費が高騰しているといわれているが、差が出た理由は何か。

入札課長

- 1 入札参加の条件に企業の社会保険加入を求めているので、社会保険に加入していない企業は、埼玉県3,000万円以上の工事の入札に参加できないことになる。よって、埼玉県の入札に参加する企業に就職している方の就労環境の改善につながっていると考えている。
- 2 差額の原因は、平成27年度は平成26年度に比べて1億円以上の大型案件が増えていることから予算の総額が増えていることである。予算の総額が増えることによって、結果的に差額が増えたと考えている。

水村委員

入札契約制度の改善の狙いは就労環境の改善だと思うが、このような制度改正によって、業界全体の社会保険への加入が広がり、狙いがしっかり達成できているのかどうか、検証作業は行っているのか。

入札課長

全国的な建設業の社会保険への加入状況のデータのうち、埼玉県の社会保険加入率は、平成25年が81%、平成26年が88%に対し平成27年は92%と上がっていること

から、企業の社会保険加入状況は促進されていると考えている。

永瀬委員

- 1 民間企業に職員を10人派遣したとしているが、派遣先の企業はどのような観点で選び、何を学ばせ、どのような経験をさせようとしているのか。
- 2 研修に派遣する職員はどのような観点で選んでいるのか。
- 3 重要なのは研修の成果の活用である。職員の人事上の配置にどのように反映させ、どのようにフィードバックしているのか。
- 4 改善検討を要する事項とその措置状況の中に、平成28年度からは短期研修も行うべきであるとあるが、現状について伺いたい。
- 5 私立高校に関しては運営経費の支援を行っているが、どのような考え方で運営費補助をしているのか。
- 6 子育て環境の充実に関して、幼児教育は、子供が非常に減っているのが幼稚園の経営が厳しいのが現状である。こうした中、父母負担軽減以外に幼児教育環境を整えるという意味で教員の処遇改善などを含めた支援が必要と思うが、どのようなことが行われたのか。
- 7 専修学校に対しては、他の学校法人と比べると若干補助が少なめのように思うが、そのような数字にとどまっている理由は何か。職業教育の複線化という面から今後増額することは考えていないか。
- 8 県有財産の未利用地は47件とあるが、近年どのような傾向なのか。
- 9 行政財産の売却収入、貸付収入ともに前年を下回っている理由は何か。
- 10 売却収入が6億円というのは他県と比べて少ない。売却が進まない理由は何か。

人事課長

- 1 平成27年度は10人を10社に派遣している。派遣先の企業を選ぶに当たり、専門的な知識を習得させるという観点があり、例えばエネルギー・環境分野では東京ガス、情報システム分野では三菱総合研究所に派遣し各分野の専門知識を習得させている。また、民間における企画立案や情報分析のノウハウを学ばせるという観点もあり、それらを学ぶにふさわしい企業を選定し派遣している。ただ、派遣先企業の選定は相手のある話であり、受け入れてもらえる企業もそれほど多くはないので、これまでのお付き合いをつてにお願いしているのが現状である。
- 2 派遣する職員は明るく、コミュニケーション能力に長け、他の組織にうまく順応できる若手の職員といった観点で選んでいる。
- 3 帰任後は、専門的な知識を生かすという観点から、例えばJTBに派遣した職員はオリンピック・パラリンピック課のおもてなし・気運醸成担当に配置している。また、民間企業で学んだノウハウや情報などについては、帰任後の職場で研修成果を波及伝播させるよう努めている。こうした各職場での研修成果の活用のほか、知事への報告会などのフィードバックも行っている。
- 4 県内中小企業への短期派遣については、今年度9月に4社3人を派遣した。5日から6日間の短期であった。派遣者からは「経営者に随行する形で、経営に対する姿勢や考え方について生の声を聞くことができ勉強になった」という感想があり、また、受入企業からも「県職員と意見交換ができて良かった」との声が寄せられた。

学事課長

- 5 私立高等学校に対する運営費補助については各学校の人件費、光熱費など教育活動を下支えするような経常的な経費に対して補助している。その他、先進的な取組、独自の取組を支えるような特色ある教育を行うための経費に対し補助を行い、できるだけ安定した経営の下で教育条件が向上するよう努めている。生徒1人当たりの補助単価は、国の標準費、これは国庫補助と交付税の考え方を合算するものであるが、この伸びを上回る伸び額で予算を組んでいる。また、運営費補助のほかに私学への補助として父母負担軽減補助があるが、この二本柱で支えるという考えの下、運営費補助と父母負担軽減補助を合わせて充実を図っており、1人当たり補助額では全国12位というところまで上がってきた。
- 6 幼稚園教員の処遇改善、人材確保について、委員御指摘のとおり幼稚園は子供が減っている中で経営が厳しい状況があるが、何よりもまず人材を確保して安定した教員体制の下で教育をしていくことが重要だと考えている。アンケートでも、なかなか幼稚園の先生が確保できないという声があった。そこで平成27年度から全埼玉私立幼稚園連合会との共催で合同就職説明会を開催し、できるだけマッチングに努めている。また、平成28年度からは教員の処遇改善にとりわけ注目し、幼稚園がベースアップや給与構造の独自の改定に取り組んだ場合に、処遇改善の特別補助を開始した。
- 7 平成27年度の専修学校高等課程の1人当たりの補助単価は7万6,700円となっており、高等学校の4分の1程度と確かに低い状況である。職業教育の重要性が叫ばれている中、私どもも重要な課題であると考えている。高校、幼稚園については、国庫補助があるが、専修学校、各種学校については残念ながら国庫の補助がない。一方、交付税の面で基準財政需要額の考え方には、標準的な団体が専修学校を支援する予算の考え方があるので、その考え方をできるだけ活用し、限られた財源の中ではあるが予算の増額に努めている。

管財課長

- 8 県有財産の未利用地は、平成25年度末で47件、平成26年度末で44件、平成27年度末で47件となっている。平成27年度は売却により6件減少したが、リハビリテーションセンター旧春日公舎、旧川口中青木教職員住宅等の9件が用途廃止され、新たに未利用財産に加わったため、平成26年度と比較して3件の増加となっている。
- 9 売却収入については、平成26年度は約13億円あったものが、平成27年度は6億円に下がっている。これは、平成26年度は旧幸手高校を4億8千万円で売却するなど大きな売却事例があったためである。なお、平成25年度は約30億円となっているが、これは社会保険病院の底地を17億円で売却したことなどによるものである。
貸付収入については、貸付料は光熱水費の実費分を含めて徴収しているが、実費分が少なかったため減少したものである。
- 10 売却が進まない理由としては、旧毛呂山高校跡地や旧騎西高校跡地のように市街化調整区域内にあり、法令等により利用が著しく制限されることや面積の規模が大きく接道が狭いために開発に当たり手続が煩雑であるなど、市場での一般的な処分が困難な土地であることなどが挙げられる。他県では売却に当たり条件を付さないで売却しているが、本県では地元との調整を丁寧に行い、マンション建設ができないように条件を付して売却している。

永瀬委員

平成28年3月に策定された埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針において、経営的な視点で維持管理費を削減するため、未利用地については売却や貸付けを進めるという方針が示されていると思うが、具体的な取組はどのように行っているのか。

管財課長

埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針において、未利用資産のうち売却等の処分が進まないものについては、コスト縮減と歳入の確保を図るため、貸付けなどの利活用を進めることとしており、これまで、旧自治会館跡地や旧労働会館跡地を駐車場事業者に貸し付け、活用を図っている。平成27年度は、旧沼影職員住宅跡地において、さいたま市の保育園の仮園舎用地として有償貸付を行っている。

また、平成28年度においては、秩父地方庁舎の隣に県有地があり、新たに駐車場用地として貸し付けるよう広告を行っているところである。秩父という地域の特殊性を踏まえ、秩父圏域の観光振興の視点を取り入れた駐車場とするため、秩父圏域に観光客を呼び込む提案をしていただく企画提案方式により業者募集を行っている。

永瀬委員

本県の平成27年度の売却実績は6億円となっているが、神奈川県では貸付実績が前年比7億円の増加であり、売却実績は198億円となっている。本県で、なかなか売却が進まない理由について説明があったが、今後どのように取り組んでいく計画なのか。

管財課長

平成27年度末の未利用財産は47件で、台帳価格の合計は202億円となっている。例えば、旧小川高校校長公舎跡地については、無接道地で売却がなかなか進まなかったが、町が近々隣接地を公売にかけるとの情報を得た。このタイミングに併せて公売にかければ売却できるのではないかと考え情報収集に努めている。

このように、売却のタイミングを工夫することなどにより売却の難しい物件についても売却を進めていきたいと考えている。

永瀬委員

私が申し上げたいのは、未利用地の売却などについては、根本的な取り組み方に改善の余地があるのではないかとということである。

総務部長

未利用財産の処分や貸付けについては、県有資産マネジメント検討委員会で方針決定をしている。昨年度から全部局を委員に加え、全庁体制で取り組んでいるので御理解賜りたい。

杉島委員

- 1 民間企業等職務経験者採用試験の合格者が19人とあるが、民間企業出身者の採用実績とその職員の活用をどのように行っているのか。
- 2 退職者400人の中に「その他」の者が78人おり、そのうち普通退職及び死亡退職が50人とある。若い世代で転職を理由として退職した者のうち人材流出に当たるケースはどのくらいあるのか。

- 3 職員表彰において、功績顕著な個人を1人表彰しているが、どのような功績で表彰したのか。
- 4 埼玉県産業技術総合センターでは、例えばマグネシウム蓄電池の研究開発に携わるなど特殊な技術を持った職員がいるようだが、手当などの待遇は他の職員と同じであるとのことだった。このような特殊技術を持った職員の人材流出防止のために何か対策はとっているのか。
- 5 行政報告書の61ページ、「(2) 入札参加資格審査」を見ると、入札参加資格参加者の登録者数のうち、県外業者が例えば建設工事では約33%、物品では約43%ある。県外業者が少し多いと思うが、実際、落札業者に占める県外業者のウエイトというのも、この割合と大体同じくらいなのか。

人事課長

- 1 民間企業等職務経験者採用試験については、事務職では平成11年度から、技術職では土木職と設備職で平成24年度から、建築職では平成27年度からそれぞれ実施しており、平成28年4月1日現在96人が活躍している。具体的には、電機メーカーで生産技術を担当していた職員を採用時に県立病院の管財担当に配置した後、設備課において県が保有する施設の設備全体を管理する業務を担当させるなど、民間企業における専門知識や経験を直接活用しているほか、本人の業務の幅を広げる意味で適性に応じて新たな分野での活用も行っている。
- 2 普通退職者のうち、転職した20代の職員は7人いる。内訳では看護師、薬剤師などの技術系職員が大半を占める。これらの者は地元で県における経験を生かした転職をしており、人材流出に当たるケースではないと認識している。
- 3 地域活動の一環としてNPOに所属して環境保全活動を行った功績で表彰したものである。
- 4 埼玉県産業技術総合センターの研究者からは、恵まれた研究環境の中で専門的な研究に従事し、成果を上げることにやりがいを感じるとの意見を多く聴いている。こうした意見を踏まえ、例えば、最新の研究機器の導入でモチベーションの向上を図るなどにより、人材の流失を防止することが重要であると考えている。手当については、幹部職員は平成18年度から、一般職員は今年度から人事評価の結果によってボーナスに差をつけており、職員の実績が給与に反映される仕組みを整えたところである。

入札課長

- 5 県外業者が多いとの指摘であるが、まず、建設工事については、県内企業が施工可能なものについては一定の競争性を確保した上で、県内企業に発注するという方針で行っている。物品については、中小企業振興基本条例に基づき県内企業と県内に事業所がある県外企業に発注する方針で行っている。

平成27年度については、建設工事についての県内企業の受注状況は、WTOは条件が制限されているので県内企業を優先する施策はしていないが、WTOを除くと件数ベースで88%、金額ベースで76%になっている。物品についても、ほぼ、同様の率である。

物品は入札課で執行しているデータしか手元にないが、県内企業が受注している割合が件数ベースで約86%、金額ベースで約80%となっており、ほぼ、工事と同じように県内の企業に優先発注している。

萩原委員

- 1 人事委員会の報告を踏まえて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行ったとのことだが、人事委員会の報告はどういう内容か。
- 2 平成27年度における職員の時間外勤務の平均時間、最も多く時間外勤務を行った職員の時間数、休日出勤の状況、男女別の育児休業の取得率、介護休暇の取得状況について伺う。
- 3 県有施設のLED改修は計画に基づいて進めているのか詳細を教えてください。
- 4 全庁内のLED改修は昨年度何件だったか。また、その実施根拠を教えてください。

人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

- 1 勤務時間条例の改正内容は、いわゆるフレックスタイム制の導入についてである。国もフレックスタイム制を拡充したところであるが、多様な働き方を進めるという観点から、業務ごとの県民サービスへの影響、職員のニーズ等様々な観点からその効果等を考慮し、任命権者において制度の導入について検討する必要がある旨報告したものである。

人事課長

- 2 平成27年度における職員の時間外勤務は1人1月当たりの平均で10.6時間であった。最も多く時間外勤務を行った職員の時間数は年間で932時間であり、1月当たり77時間であった。
休日出勤の状況は、3連休以上に当たる期間について本庁の出勤状況を調査している。平成27年度の調査ではこの期間に当たる28日間に322人、1日当たり11.5人が出勤していた。
育児休業の取得率については、平成27年度に子供が生まれた職員について集計した結果、男性職員の取得者は12.2%、女性職員は98.0%であった。
介護休暇の取得状況については、6月取得できる無給の介護休暇の取得者は知事部局で4人である。また、年間5日取得できる有給の短期介護休暇の取得者は52人であった。

管財課長

- 3 県庁舎は、平成29年度から平成31年度にLED改修を行う計画である。地域機関は、空調設備の改修と併せて行うこととしており、現在、改修計画を精査中である。
- 4 平成27年度は、本庄地方庁舎をはじめ4件のLED改修を、空調設備の改修に併せて行っている。いずれも、照明器具が老朽化し、更新の時期を迎えたため、改修したものである。

萩原委員

- 1 育児休業、介護休暇の取得促進について、何か方策を講じているのか。
- 2 これまでのLED改修の件数及び比率を教えてください。

人事課長

- 1 女性職員はほぼ全員が育児休業を取得しているが、男性職員については取得する職員がまだまだ少ないのが現状である。そこで、男性職員の育児休業取得促進のため、ポスターの掲示や庁内LANにおける取得方法の周知など全庁的なキャンペーンを実施して啓発している。また、対象となる男性職員に対して、育児休業取得時の給与やサービスに

関する具体的な内容の説明、短い期間の育児休業取得方法や育児休業を取得した男性職員の体験談の紹介など、個別の働き掛けを行うことで育児休業の取得促進を図っている。

管財課長

- 2 平成24年度の北本県土整備事務所をはじめ、平成27年度までに7件行っている。全体の比率は把握していない。試算では、年間の電気料金は250万円、CO₂は50トンの削減を見込んでいる。

金子委員

- 1 時間外勤務の縮減に向けた取組について伺う。
- 2 平成27年度の90日以上休職者87人のうち、メンタル疾患によるものが65人と7割を超えている。職員への健康管理、メンタルヘルスの取組はどのように行っているのか。
- 3 私立高校運営費補助について、平成27年度は48校に142億3,500万円で、対前年度でも増額となっている。1人当たり単価も国標準費より増減額が多く、努力しているのは十分認識しているが、全国平均と比べると85%にとどまっている。公立高校との格差解消のためにどのような努力をしてきたのか。また、全国平均と比べての補助の基本的な考え方はどうか。
- 4 幼稚園の父母負担軽減について、補助対象児が年々減少している理由は何か。また、資料によると家計急変世帯に補助を出しているということだが、家計急変世帯の基準については、保護者にはどのように周知しているのか。さらに、父母負担の補助の拡充という視点から、入園時に入園料や園服代で費用がかかるということを聞くが、こうした入園準備などに対する補助の拡充について今後検討する考えはあるのか。

人事課長

- 1 時間外勤務の縮減については全庁的な取組と、時間外勤務が多い課所への個別の取組を行っている。全庁的な取組としては、ノー残業デーの徹底を呼び掛けている。また、8月を「残業ゼロ期間」に掲げており、直近6年間の8月の1人当たりの平均時間は月5.7時間と、通年平均時間の10.6時間の半分程度に抑えられている。さらに、担当業務に集中する時間帯を設け、電話や来客はほかの職員で対応することで業務が中断されないよう配慮する「集中タイム」を設けており、別室に移動する「集中スペース」の取組も併せて行っている。
一方、時間外勤務が多い課所への個別の取組としては、平成27年度の該当5課所について、平成28年4月に増員を行っている。また、時間外勤務が月80時間を超えた職員がいた場合、本人に対してヒアリングを行うとともに、所属長に対しては職場管理について注意喚起を図っている。

職員健康支援課長

- 2 休職者の7割が精神疾患者という傾向は全国的なものである。一度かかるとなかなか抜け出せないことから、メンタル疾患にさせないという一次予防に特に力を入れて取り組んでいる。特にメンタル疾患に対する職員の意識が大事であり、誤解している職員もいるので、研修を通して理解を進めていく。セルフケア研修では、本人によるストレスへの気付きを促し、ラインケア研修では、周囲、上司が気付けるよう、全ての職員に向けて行っていく。

メンタルになってしまった職員を悪化させないための二次予防では、疾患者に対して適切な対応ができるよう支援している。

再発させないための三次予防では、復職後5年間フォローを行っている。また、試み出勤の制度により、徐々に勤務時間を増やし、時間をかけ安全に復職できるよう支援を行っている。今後も、こうした施策によりメンタル疾患者が増えないよう努力していく。

学事課長

3 埼玉県は高校生数が多く、1校当たり生徒数も全国トップの状況である。このため埼玉県の運営費補助は、1人当たりの数字に割り返すと小さくなってしまふ。しかし、学校への支援は、安定した経営での教育に非常に重要であるため、国の標準費の伸びを上回る額を近年確保しているところである。基本的な考え方は、運営費補助と父母負担軽減事業補助の2本柱での支援である。両補助は異なるものではあるが、絡み合いながら生徒への支援、学校への支援となっている。したがって、1人当たりの単価は、合計すると標準費は当然超えており、平成28年度予算では全国平均も何とか超えるような努力をしたところである。

4 幼稚園の父母負担軽減については、年々補助対象者が減少している。周知方法としては、家計急変の理由も失職や離婚など状況は様々であるため、毎年丁寧に説明したパンフレットを作り、全家庭に幼稚園を通じて御説明させていただいている。もし家計急変が生じた場合には、すぐに幼稚園に話がいき、幼稚園から学事課に報告されることになっている。

補助が減少している理由は、子供の減少のほか、経済状況など様々な要因が絡み合っている。入園準備金も含めた父母負担軽減の拡充についてであるが、基本的に幼稚園の父母負担については、市町村を通じて国の就園奨励費が出ており、年々拡充が図られてきている。県は、充実してきている就園奨励費と保育料の隙間を埋めるという考えで、特に家計急変になったときに保育料が実質無償化となるよう対応している。

岡委員

1 追加資料24によると、平成27年度の随意契約は、工事が272件と数が多いと思っている。工事の発注で随意契約としなければならなかった理由を伺いたい。

2 平成27年度に1億円以上の建設工事が144件あったが、予定価格に達せず入札が不調に終わった後、再積算で予定価格を上げて再入札をした案件が何件あるのか教えてもらいたい。

入札課長

1 随意契約を行う場合には、地方自治法施行令において、随意契約にできる場合が規定されており、それに該当した場合のみ随意契約できる。随意契約272件のうち約8割を占めているのは、一定の金額以下の場合には随意契約ができるという財務規則の第102条の2第1号によるものとなる。緊急性があり入札の時間がない場合や、入札を行ったが落札者が決まらなかったときに随意契約に移行する不落随契等が残りの2割となっている。

2 昨年、入札を行い不調となった総数は全体で206件であった。その中で予定価格を超えたのは41件であった。落札者が決まらなかった場合、基本的にはもう一度入札を行うが、この場合は設計の内容を変えるケースもある。入札参加者が少なく不調不落となった場合には、地域を限定していたところをその地域を拡大して参加する業者を増

やすことや入札の参加条件を共同企業体とした場合、単体企業も認めるなど、入札の参加の条件を変えて応札者が参加しやすい工夫をすることで再入札を行っている。

岡委員

- 1 随意契約について、委託契約が248件、工事が272件ある。通常、測量、設計後に本工事の発注となるが、随意契約の工事の場合に、その本工事を受注した会社の資本が入っている設計会社が委託業務を行ったものは何件あるのか。また、随意契約の場合、契約金額については、業者と予定価格について話し合いをしているのか、それとも札を入れて契約金額を決めているのかどちらか教えてもらいたい。
- 2 工事が不調で終わって、もう一度積算し直した場合に予定価格が上がったなど、いろいろな場合があると説明してもらった。民間物件では、平成27年度は人件費や材料費が上がって、不調に終わったことが結構あったようだ。今回の場合にそのようなケースがどのくらいあるのか教えてもらいたい。

入札課長

- 1 設計を行った会社と受注をした工事会社の関係性については、把握していない。随意契約の場合、予定価格を作り、見積を徴取する。要するに幾らでできるか金額を算出してもらい、基本的には一番安い会社と契約ということになっているので、交渉などの形で契約業者を決めることはない。
- 2 先ほど申したように積算をする際には基準に基づいて行っているのですが、予定価格を超えてしまったために、単純にその予定価格のみを上げて、その他の条件を全く同じで入札を行うケースは記憶の限りない。

岡委員

委託業者と工事受注業者の資本関係が分からないこと自体がおかしい。是非関係を調べて、資料で頂きたい。また、随意契約の場合に予定価格を決めて、契約金額を決めるということだが、随意契約の場合、契約金額は予定価格に対して何%くらいになっているか教えてもらいたい。

入札課長

随意契約は平成27年度272件である。これについて予定価格に対する契約金額の率は90.7%である。

委員長

ただいま岡委員から入札についての資料要求があったが、当委員会として要求することについて異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、執行部においては速やかに提出願う。なお、資料については提出次第、控室に配布する。

松坂委員

- 1 国から県庁に出向している職員について、国のノウハウをどのように県政に生かしているのか、また国とのパイプ役となった事例はあるのか。
- 2 公有財産の管理について、行政財産の目的外使用許可をしている土地・建物が150件あるが、どのようなものが該当するのか。
- 3 請負差金の決算上の分類はどのようになるのか。

人事課長

- 1 国からの人事交流による出向職員は現在10人で、そのうち8人が所属長などの幹部職員として指導的な立場で活躍してもらっている。国のノウハウを県政に生かした事例としては、河川砂防課で浸水被害の解消に向けて取り組んでいる河川と下水道の一体的整備があり、これは全国的に見ても先進的なものとなっている。また、国とのパイプ役となっている事例としては、交通政策課で埼玉高速鉄道の経営再建に当たり、国とのパイプを生かし、関係者との調整をスムーズに行った実績がある。このように、国のノウハウを活用して新しい事業を実施したり、国とのパイプ役として困難な調整をしていただいており、県としてメリットがあると考えている。

管財課長

- 2 行政財産の目的外使用については地方自治法に規定があり、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」との規定に基づいて実施している。土地については郵便ポストのほか、電話柱敷等についてはNTT東日本埼玉支店、電柱敷等については東京電力埼玉支店さいたま支社などに使用許可している。また、建物については、事務室として関東管区警察局や埼玉りそな銀行などに使用許可している。

会計管理課長

- 3 請負差金については2月補正で減額されるか、そうでなければ不用額で処理されるものと推察される。

石渡委員

平成27年度行政報告書の46ページ、「2 私立学校の振興」の3行目に喫緊の課題である私立学校施設の耐震化を促進するためにその経費の一部を補助したとあるがそのことについて伺いたい。

- 1 私立高等学校の耐震化について、平成28年度までに100%という見通しは大丈夫なのか。総務部から苦慮しているということは以前にも聞いているが、その後進んでいるのか。
- 2 私立幼稚園の耐震化の現状について、県内の私立幼稚園で耐震化を終えた幼稚園は何%か。
- 3 耐震化がされていない幼稚園は幾つあるのか。また、建物は何棟残っているのか。
- 4 耐震化されていない幼稚園に通う園児は何人いるのか。また、その園に園児を通わせている保護者は、その園が耐震化されていないことを知っているのか。

学事課長

- 1 私立高等学校の耐震化の状況については、平成27年度末実績値で95.3%であり、

平成28年度末に耐震化率100%にするという目標を掲げている。私立幼稚園よりは比較的順調に進んでいるところであるが、7校16棟が残っている。高等学校から話を聞く限りでは、資材の高騰や棟数が多いところがあり、分割して進めていきたいという声があるため、平成29年度末に100%完了を目指し、頑張っている。

- 2 私立幼稚園の状況については、平成28年度当初85.6%が耐震化を終えており、残りの92園142棟が耐震化されていない状況にあった。今年度、目標には届かないが、1年延長した県単補助と合わせ、国庫補助を活用して34園47棟の耐震化工事を行う計画となっている。
- 3 平成29年度当初に約9割が耐震化を完了するが、58園95棟が残る状況である。中には棟数が多い園も存在することから、子供の減少に伴い、棟を寄せて安全な棟に移しながら教育を行うといった努力も行っている。
- 4 耐震化未了園に通う園児数については、正確な数値は持ち合わせていないが、1園当たり平均現員が200人ほどであるため、それに当てはめると平成29年度当初は、約11,600人の園児が通っていることとなる。保護者が知っているかどうかについては、まず学事課として耐震化が終了している幼稚園をHPに公開し周知を図っているところである。また、耐震化が終了していない幼稚園に対しては、補助金計画の受領会や研修会など様々な機会に理事長・園長と直接面会し耐震化が遅れていることや子供の安全が第一であることについて話をしている。

石渡委員

地震発生時の被害を最小限に軽減していこうという策として、本県では「埼玉県建築耐震改修促進計画」を改定し、平成32年度までの5年間でやっていくという目標を掲げている。その中に、幼稚園も含む「一定規模以上の民間その他多数の者が利用するもの」については、耐震化率を95%まで持っていくとある。このことについて並々ならぬ決意があれば教えていただきたい。

総務部長

幼稚園の園舎の耐震化については、子供たちの命を守る重要な事業である。今年度末までに90%を達成するかどうかというところではあるが、委員の御指摘を踏まえ、早期耐震化に向け、精一杯各園に対して働き掛けていきたい。

【説明者】

田島浩福祉部長、知久清志福祉部副部長、牧光治地域包括ケア局長、
奥山秀少子化対策局長、真砂和敏福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、
加藤誠社会福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、
荻原和代障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、岡村和典福祉監査課長、
今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

【発言】

並木委員

- 1 シラコバト長寿社会福祉基金の積立てについて、民間からは、どのようなところから寄附されているのか。
- 2 東京2020パラリンピックに向けた選手育成強化事業は、何名の選手を強化の対象としたのか。
- 3 選手の選考はどのように行っているのか。また、東京2020パラリンピックに向けて選考した選手を育成していくということか。
- 4 24時間の定期巡回・随時対応サービスの普及促進として、どのような取組を行ったのか。
- 5 平成27年度には新規に7事業所が開所している。資料7の191ページによれば、定期巡回・随時対応サービス関係の支出は約8,573万円であり、補助金の交付額は1件あたり1,200万円ということになるが、利用者がいない事業所も多くみられる。平成27年度の予算は適正に執行されたのか。
- 6 パパ・ママ応援ショップ優待カードは余り使われていないのではないのか。利用実績などの統計数値はあるのか。
- 7 ヤオコーやしまむらのような、本県に店舗が多く、子育て世代が利用するところに積極的にアプローチした方がいいと思うが、平成27年度の取組を伺う。

福祉政策課長

- 1 平成25年度は寄附額1,157万723円、このうち団体からのものが97件、個人からのものが28件であった。平成26年度は寄附額1,027万3,834円、このうち団体からのものが63件、個人からのものが16件であった。直近の平成27年度は寄附額1,499万38円、このうち団体からのものが59件、個人からのものが17件であった。主な寄附者は、団体では公益財団法人遠山記念館から毎年500万円の寄附を頂いている。また、昨年度は個人からも500万円の寄附があった。

障害者福祉推進課長

- 2 東京2020パラリンピックに向け、平成27年度に34人の強化選手を指定、平成28年度については43人の強化選手を指定している。
- 3 競技ごとに選考会を開催し、標準記録を超えた選手や指導者から見て今後の伸びが期待される選手の中から、実行委員会の総合的な判断を経て指定している。
指定した強化選手は、東京2020パラリンピック出場に向けて育成している。強化選手に対しては、競技力向上のための強化練習会の開催、国際大会に参加する際の費用

助成、総合リハビリテーションセンターとの連携による体力測定を踏まえた更なる記録向上のためのアドバイスなどの支援を行っている。

地域包括ケア課長

- 4 平成27年度は、職員が市町村を訪問して働き掛けを行ったほか、補助事業を実施して8市町に対して7,800万円を補助した。
- 5 事業所を調査して経営モデルを作り、それを伝える研修などに700万円執行した。事業全体では執行率は9割以上である。

少子政策課長

- 6 平成26年度に実施した利用者アンケート調査では、「月一回以上利用している」が61.3%となっている。平成22年度の5割弱から増えており、パパ・ママ応援ショップの利用が進んでいると認識している。
- 7 提供されるサービスは、ファミリーレストランでの割引やドリンクサービス、ドラッグストアでのポイントプレゼントなどである。引き続き、大手チェーン店などを含め子育て世帯が多く利用する店舗を開拓していきたい。

並木委員

24時間の定期巡回・随時対応サービスについて、平成28年9月の状況をホームページで見たところ、利用者がいない事業所が32事業所のうち10事業所ある。せっかく事業所があっても利用者がいないということについてどう考えるか。

地域包括ケア課長

定期巡回・随時対応サービスは全国的に導入が進んでいない。このサービスは訪問看護に対する報酬が見合っていないほか、利用者とケアマネジャーが施設志向であることなどの課題がある。市町村の拡大も大切だが、利用者の確保も大切なので、これからケアマネジャー向けの事例研修会なども実施し、利用者確保に努めていく。

松澤委員

- 1 児童養護施設は18歳で退所することになるが、県としてどのような退所後の支援をしているのか。
- 2 地域療育センターは平成28年7月1日に全て開設されたようであるが、どのような支援を行ったのか。
- 3 中核発達支援センターと地域療育センターの違いはなにか。
- 4 障害者の芸術・文化活動の推進にどのように取り組んできたのか。また、今後どのように展開するのか。

こども安全課長

- 1 児童養護施設を退所する児童の進路については、進学や就職など様々なので一人一人のニーズに合わせた支援を行っていくことが重要と考えている。就職希望の児童には未来へのスタート応援事業により、履歴書の書き方指導、模擬面接の実施やキャリア教育に関するセミナーを実施している。高校2年生以下向けには、ゲストスピーカーセミナーを35回実施し、242人が参加した。高校3年生向けには、実践セミナーを17回実施し26人が参加した。このほかにも、退所した児童6人に個別支援を行っている。

進学した児童へは、平成27年度から児童養護施設退所児童希望の家事業を開始し、2か所7名が入所している。希望の家には支援員を配置し、家族、交友関係、将来への不安等に関する生活相談に応じている。

福祉政策課政策幹

- 2 支援は3つの内容で行っている。まず一つ目は、子供の発達特性の把握である。親と面談し、子育ての悩みや生育歴を聞いたうえで、発達検査や行動観察を行い、支援計画を作成するものである。これらは親に説明をし、理解を得て行っている。二つ目は、個別療育である。トランポリンや平均台などの遊具等を用いて子供が遊びを通じて楽しみながら社会性を高め、集団生活になじめるよう発達を促す支援を行っている。三つ目は、親支援である。家庭での子育ての参考にしてもらうため、親に個別療育の様子を見学していただき、その内容を個別療育の実施ごとに説明している。発達障害についての正しい知識を学んでいただく勉強会や、親同士が交流できる会も開催している。
- 3 中核発達支援センターは医師のいる医療機関として、診療と個別療育を一体的に提供している。一方、地域療育センターは医療機関ではないが、作業療法士や臨床心理士等の専門職が、一人一人の子供に合った個別療育と親の子育て支援を行っている。発達障害の診断の有無にかかわらず、子供の発達について気になることがあれば利用できる機関となっている。

障害者福祉推進課長

- 4 平成27年度は第6回障害者アートフェスティバルとして、ダンス界で活躍する近藤良平氏のプロデュースにより、県内障害者のダンスチーム「ハンドルズ」の公演を行った。また、県内約100人の作家による障害者アート企画展やバリアフリーピアノコンサートなどを行い、延べ2,930人に参加・鑑賞していただいた。

平成28年度は、従来のダンス公演を、初の健常者との共演という形に発展させて、11月12日及び13日に開催する。なお、この公演は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の認証を得た文化プログラムとして行うものである。また、美術分野では12月中旬に「第7回障害者アート企画展」を、音楽分野については1月に「バリアフリーコンサート」を予定している。

今後の展開であるが、東京2020パラリンピックへ向けた機運の高まりを受け、イベント等を通じて障害者の芸術文化活動のすばらしさを、引き続き発信していく予定である。あわせて、障害があっても、自由に芸術・文化活動に取り組める地域社会の実現に向け、芸術文化活動の裾野を広げる取組についても積極的に実施していく。

松澤委員

児童養護施設を退所した後の離職や退学の状況はどうなっているのか。また、離職や学校を辞めた場合の指導は行っているのか。

こども安全課長

平成26年度から開始した未来へのスタート応援事業により状況を把握している。平成26年度は、就職した退所児童42人、うち11人が離職しており、そのうちの8人が再就職している。離職した場合の支援は、児童の希望によるNPOとの個別契約になるが、未来へのスタート応援事業により就職等の個別支援を行った。希望の家事業は平成27年度から始めたばかりであるが、今のところ中退した子供はいない。体調が不安定な状況に

ある子供がいるので、支援員による相談などの支援を行っている。

岡田委員

- 1 1人当たり及び1世帯当たりの生活保護費の受給平均額を教えてください。また、母子家庭で子供2人の場合や、夫婦2人の場合などのモデル世帯の受給額が分かれば教えてください。
- 2 平成27年度に生活保護費の不正受給をした人数と金額、返還金の返済状況を教えてください。
- 3 「生活保護費の返還金が収入未済とならないように努めること」の改善措置状況に「保護費との相殺による徴収も行っている」「支払督促等の法的措置による回収手法を検討するなど、厳格に対応している」と記載されているが、どのように対応したのか。相殺であれば件数と金額、法的措置を行ったのであれば件数を教えてください。また、「生活保護の不正受給を根絶するために、保護の実施機関による医師の診断を可能とする制度改正を国に強く働き掛けること」の改善措置状況に「医療機関での再診断を求め」と記載されているが、再診断を求めたケースの有無、有の場合には何件あったのか教えてください。
- 4 特別養護老人ホームの待機者数及び実数をお聞きしたい。
- 5 介護の魅力PR隊について、改善措置状況によると平成27年度は県外での人材募集活動等を計7回実施し、平成26年度の約3.3倍となる52人が参加したとのことだが、実際に何人が介護職員として埼玉県内に就職したのか。

社会福祉課長

- 1 平成27年度の決算額は約82億9,300万円だが、これを生活保護受給者の延べ人数6万3,292人で割り戻すと、1人当たりの月額平均支給額は13万1,033円となる。この中には受給者に直接支給されず、病院に支払う医療扶助が含まれており、この割合が生活保護費全体の約46%を占めているので、これを差し引くと直接受給者に支払われているのは、7万234円となる。なお、1世帯当たりの月額平均支給額は18万4,938円である。モデル世帯については、例えば、所沢市の借家に住む30歳の母親、小学生と幼稚園児の子供で構成される母子3人世帯の場合、各種の加算が付くことになるが、標準的な最低生活費の金額は25万1,960円となる。また、借家に住む20歳から40歳までの単身者の生活保護基準額は、川口市などが該当する最も高い1級地-1では12万6,930円となる。
- 2 県が所管している郡部では、平成27年度は不正受給件数が30件、金額が約1,083万円、平成26年度は57件、約4,822万円である。不正受給の事例については就労収入の未申告や過少申告、年金の未申告がほとんどを占めている。県全体では、平成27年度は件数が2,060件、金額が約7億7,161万円、平成26年度は件数が2,137件、金額が8億2,619万円、件数、金額とも減少している。
- 3 保護費との相殺による徴収が可能なのは、返還対象期間が平成26年7月1日以降の不正受給に係る返還金である。平成27年度に実際に保護費との相殺により徴収したのは15人、金額は100万1,000円である。平成28年度は現在、手続を進めているが、人数は17人、金額は1,116万8,043円である。法的措置については、返還に応じない債務者については、支払督促などの法的措置を行うことが可能かどうか判断するために、電話や家庭訪問による催告の際の聞き取りや金融機関などの調査により支払能力の有無を確認している。確認の結果、平成27年度においては支払能力を有

していると判断できる者がいなかったため、実際に法的措置は実施していない。また、医師の再診断については、福祉事務所で生活保護開始を判断する際、医師の診断書は必要ない。ケースワーカーが必要に応じて医師に病状調査をし、その結果として稼働能力があるかどうかを判断して生活保護が必要かどうかを判断している。ただし、稼働能力の有無が不明な場合には、医師の判断を求める。身体障害のため働けないということであれば、主治医とは別に身体障害を専門にしている医師に判断を仰ぐこともある。

高齢者福祉課長

- 4 平成28年4月1日現在の県内の入所希望者数は9,792人だった。これは、県内の特別養護老人ホームに対する入所希望者の調査の結果で、回収した調査票から申込者の重複を取り除く名寄せや死亡者・転出者を精査する作業を市町村に依頼して集計したいわゆる実数である。
- 5 介護の魅力PR隊の積極的なPRによって介護職のイメージアップを図り、話を聞いた高校生などが将来就職する際に、介護の仕事も選択肢に加えてもらいたいと考えている。PR隊の話を聞いた方からは、「魅力的な仕事と感じた」「自分に向いていない仕事と思っていたが見方が変わった」「デイサービスで働いてみたいと思った」など、前向きな声も届いている。職業を選択するには様々なきっかけがある。PR隊の話を聞いたことがきっかけとなり、人材確保にどれくらい結び付いたかを後日に確認することは困難である。具体的な数字を申し上げるのは難しい状況だが、こうした地道な活動を継続して行うことにより、イメージアップが図られて介護の仕事に興味を持つ方が増え、裾野が広がっていくものと考えている。

岡田委員

- 1 所沢市では母子家庭で25万1,960円ということだったが、これは憲法でいう必要最低限の生活を上回っているのではないか。生活保護の金額というのは適正なのかについて見解を伺いたい。
- 2 法制度にのっとって支給されているので国が悪いのかもしれないが、県から国に対して適正金額について申し入れ等をしていく気持ちはあるのか。
- 3 不正受給の2,060件、約7億円は、血税から支払われているので許してはいけない。ケースワーカーが不足してしっかりと確認できていないのだと思う。民生委員や近くに住んでいる町会の人などや、子供がいる場合は学校や保育園の方などから私はよく報告を受けるが、民生委員を活用して不正受給を見逃さない制度など、何か工夫はできないか。また、返還金を回収する決意を聞かせてほしい。

社会福祉課長

- 1 生活保護の金額は、最低賃金を上回らないという形で設定されているものである。埼玉県の平成28年度の最低賃金は時給845円で、この金額で1日8時間、月20日働いたとすると13万5,200円になる。一時期逆転現象が起こっていたが、現在は解消されている。母子世帯については、各種の加算があるため大きな金額になる。なお、体調が悪くて働けない方もいるが、母子世帯の半分の方は就労している。25万1,960円というのは、あくまでも最低生活費であって、これがそのまま生活保護費として支給されるわけではない。
- 2 国に対しては、制度の矛盾があるということであれば、申し入れをしている。金額については様々な考え方があるので、おかしいということがあれば申し入れをしていき

い。

- 3 平成27年度の不正受給額7億7,161万円の保護費全体に対する割合は約0.5%程度である。不正を働く者が全くいないということではないと思うし、根絶をしていくということは重要であると考えているが、全体としてみれば、必要な方に保護費は支給されていると思っている。もちろん、不正受給に関して改善すべきことは多いと思うので、御指摘を踏まえて、福祉事務所をしっかりと指導していきたい。また、民生委員の活用についてであるが、民生委員は生活や福祉全般に係る援助者に対する相談や援助活動を行うのが役割である。家庭を訪問していろいろな話を聞くという機会がたくさんあると思う。その中で不正受給に係るような情報を把握することもあると思うので、そういった場合には当然市町村の担当課に報告すべきものと考えている。ただし、それを目的として訪問活動を行うことが民生委員の役割ではない。全体としてそれ以外の様々なことも踏まえて、不正受給が起こらないような対応を取るように市を含めた福祉事務所をしっかりと指導していく。

相殺が可能になって、平成27年度に比べて平成28年度は返還の人数、額ともに増えてきている。返還できるかどうかをしっかりと把握し、少しでも返せる方は相殺の手続を進めたい。

松坂委員

- 1 平成27年度は、1万7,919件の児童相談に対応しているのに、児童虐待通告における緊急保護が21件と少ない。休日・夜間の対応が少ないためではないか。
- 2 虐待通告件数が2.8倍に増えているのに、保護件数の伸びが少ない状況は、子供に不利な状況ではないか。
- 3 一時保護所の滞在が100日以上になると学校に通えないなど、子供の将来に影響があるのではないか。
- 4 里親委託が16人しか増えていないが、少ないのではないか。
- 5 児童福祉司など児童相談所の一般職員の異動年数は、児童相談所間の異動を除いて平均何年なのか。
- 6 自立援助ホームを出所した児童の離職率はどうなっているのか。また、どのような問題意識を持っているのか。
- 7 平成27年度、こども安全課が他県の児童虐待相談の窓口を視察して得られたものや改善したものは何か。

こども安全課長

- 1 平成27年度は6,683件の虐待通告があり、休日夜間児童虐待通報ダイヤルが土日夜間に788件の通告を受け付けた。休日夜間児童虐待通報ダイヤルからの連絡を受けて児童相談所が21件の緊急保護を実施したが、平日の緊急保護もあるため、全体の一時保護件数はもっと多い。土日夜間は休日夜間児童虐待通報ダイヤルの担当者から、児童相談所の電話当番に連絡する。連絡を受けた職員は、地区担当のスーパーバイザーなどと協議して対応している。
- 2 児童虐待通告件数は伸びているが、警察からの通告が増加しており、保護者間の暴力の場面で子供が目撃する心理的虐待が多い。心理的虐待は、重いものであれば治療を要するケースもあるが、このことが、児童虐待通告件数と一時保護件数が同じ割合で増えていない理由と考えられる。なお、保護が必要な児童には一時保護を実施している。
- 3 長期の一時保護により公教育を受けられないことは、子供にとって不利な状況である

と考えている。子供が通っていた学校と連絡を取り、欠席等で不利にならないように努めている。長期入所児童については、補完的な対応が取れないか、児童相談所と学校で対応を検討していきたい。

- 4 里親委託は積極的に進めたいと考えているが、里子と養子縁組をして委託解除となった里親などもある。里親制度の普及啓発、登録里親の拡大に今後とも努める。
- 5 行政職の場合は児童相談所間での異動は少ない。職種にもよるが、4年から5年で異動することが標準的だと考えている。児童相談所に配属された職員を対象に、児童相談所全体の合同研修として初任者研修等を実施しており、各児童相談所でも研修を実施している。また、児童の処遇などに関する会議に出席することでOJTによるスキルアップにも取り組んでいる。
- 6 これまで、自立援助ホームを就職などにより退所した児童に対する後指導やフォローアップの状況把握の取りまとめはできていなかった。児童養護施設を退所する児童以上に厳しい状況にある子供と認識しているので、早めに自立援助ホーム側とも相談して退所後の状況把握に努めたい。
- 7 平成27年度に栃木県のNPO法人「だいじょうぶ」を視察した。相談業務など市域レベルでの活動を広く行っており、間口の広い支援を実施していた。相談所業務のどのような部分でNPOと連携できるかなどを検討していきたい。

松坂委員

- 1 事件は土日夜間に起きていることをどう考えているか。
- 2 100日以上保護している児童もいるが、保護所を脱走する児童はいるのか。
- 3 児童相談所の職員は4年から5年で異動するということが、5年から10年くらい長く勤務することが必要ではないか。

こども安全課長

- 1 土日夜間に発生した事案については、一部は警察とも連携して児童を一時保護している。一時保護所は、土日夜間でも児童を受け入れられる体制を取っている。
- 2 長期・短期にかかわらず、保護理由などが納得できない場合に、一時保護所から出てしまう児童がいる。一時保護所は外から鍵の掛けられない開放施設なので、職員が児童に説諭するなど、児童の理解が得られるよう努力している。
- 3 個々の事情もあるが、職員が経験を積み重ねられるよう配慮していきたい。

松坂委員

一時保護について、東京都や神奈川県と比較して埼玉県の保護日数が長くなっている理由は何か。

こども安全課長

他県との比較に関するデータは手元にない。現場の職員と共に一時保護の期間が長くないように努力していきたい。

萩原委員

- 1 平成27年度の母子・父子・寡婦福祉資金貸付費は、予算額約12億7,800万円に対し、不用額は約5億2,000万円であるが、どのように検証しているのか。
- 2 貸付状況では母子福祉資金は1,124件に対し、父子福祉資金は10件と100分

の1であるが、どのように検証しているのか。

少子政策課長

- 1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としている。困窮している方が多いので、必要な方に必要な資金を貸付けできるよう、予算が不足しないように見積もっている。
- 2 父子家庭に対する貸付けは平成26年10月から始まっている。父子家庭の収入は母子家庭に比べ2倍近く多いという状況から、貸付件数が少ないと考えられる。貸付けを必要とする父子家庭を含め、これからも引き続き制度の周知を図っていく。

萩原委員

川口市在住の人の申請場所は春日部市である。月曜日から土曜日まで働いて休みを取るのが難しい母子家庭が多い状況の中で、相談時間を含め、どのような相談体制になっているのか。また、人口分布なども踏まえた体制としているのか。

少子政策課長

受付場所は県内4か所の福祉事務所である。時間帯は午前9時から午後5時、月曜日から金曜日に電話で受付をしている。その際、事前予約をいただければ県職員が市役所などに出向いて相談や申請を受けている。相談件数が多い福祉事務所には、人員を手厚く配置している。

萩原委員

事前予約があれば市役所で相談や申請を受けるとのことだが、全市町村で対応しているのか。

少子政策課長

政令市や中核市はそれぞれの市で行っているが、それ以外の市町村では県が対応している。

浅野日委員

- 1 埼玉県社会福祉事業団の非正規職員の退職者数は、平成20年度が81人、平成21年度が77人である。また、非正規職員の割合は、平成16年度が25.8%、平成17年度が29.2%、平成18年度が30%、平成20年度が40.4%で、平成27年度は44.3%に増えている。このような中で、非正規職員が定着していないことについて、これでよいと思っているのか。
- 2 なぜ非正規職員が定着しないのか。特に20代が辞めているが、任用形態によってモチベーションに差があるのではないか。どのように分析しているのか。

社会福祉課長

- 1 非正規職員の割合について、委員御指摘の数字は定数ベースであるが、現員ベースでは平成25年度が45%、平成26年度が43.8%、平成27年度が43.4%、平成28年度が42.5%となっており、年々減少している。正規職員と非正規職員の割合については、6対4を目指している。
- 2 非正規職員の退職については、処遇について正規職員との差があることが大きい。こ

のため、埼玉県社会福祉事業団では非正規職員から正規職員への登用を進めている。平成17年度から実施し、これまでに235人を登用している。平成28年4月1日付けでは、正規職員の採用者数38人のうち35人が非正規職員からの登用となっている。全ての職員を正規職員で賄うのは困難であるので、6対4という方針は堅持しつつ、中核的な業務には正規職員を充て、その他の業務には非正規職員を充てるなど、業務に応じた効率的な人材の配置を行っている。今後、極力正規職員を増やすよう埼玉県社会福祉事業団を指導していく。

浅野目委員

- 1 正規職員と非正規職員の割合については、6対4が堅持されているということでのよいのか。
- 2 非正規職員の平均年収は平成20年度の208万円から平成27年度の291万円にアップしているが、これは手当を含んだ金額なのか。

社会福祉課長

- 1 6対4が堅持されていると考えている。
- 2 手当を含んだ金額である。

須賀委員

- 1 障害者虐待防止のための研修は、昨年度は何回開催し、何人が受講したのか。また、研修に参加した施設は施設全体の何割なのか。受講は義務となっているのか。
- 2 研修内容は変わってきていると思うが、平成27年度はどのような点を重視して研修を行ったのか。

障害者支援課長

- 1 障害者虐待防止・権利擁護研修には4コースあり、施設管理者、窓口職員、虐待防止マネージャー、施設従事者ごとに実施している。平成27年度は、全体で483人が受講し、共通講義1回、コース別の研修はコースに応じて1回から3回実施した。事業所の受講割合は把握していない。受講は義務ではないが、大変重要な研修であると考えているので、何年かに1度は、職員は必ず受講するよう事業所に要請する予定である。
- 2 平成27年度はグループホームで性的虐待があったため、通常の研修以外にグループホームを対象とした性的虐待防止のための臨時的研修会を、地域別に4回実施した。

須賀委員

- 1 障害者本人が虐待されている認識がないこともあるのではないかと。
- 2 市町村の窓口の職員を対象とした虐待対策の研修も行っていると思う。人事異動することもあるので、知識のある職員が異動してしまうことを前提とした対応をしているか。

障害者支援課長

- 1 障害者本人の方が虐待されている認識がないケースもある。障害者虐待は近親者からの虐待が多く、それを日中通っている施設の職員によって発見されることも多い。このため、平成28年度は虐待のチェックリストを掲載したリーフレットを作成・配布し、虐待の兆候を見つけることができるように研修等を実施している。
- 2 市町村職員を対象とした研修については、平成27年度は46人が受講している。虐

待は速やかに対応しなければならぬので、窓口となる市町村の役割は重要である。そこで、平成28年度は通常研修とは別に市町村職員を対象にした情報交換会の実施を予定している。

水村委員

放課後児童クラブの数及び登録児童数は増えている。運営基準適合状況を見ると平成26年度から平成27年度で若干状況は改善しているが、大規模クラブは解消されていない。県としては大規模クラブの解消に向けてどのように取り組んできたのか。

少子政策課長

市町村が整備計画を立てて整備を進めている。県としても市町村を訪問するなど実態を把握した上で、県内各地域の市町村の様々な取組などについて情報交換を行っている。県としては、引き続き、適正なクラブ規模になるよう、実態の把握や他市町村での取組の情報提供などで市町村を支援していく。

水村委員

- 1 運営基準適合状況を見ると、市町村によって適合率が20%くらいのところや100%のところがあり、非常にばらつきがある。地域間に余りにもばらつきがあると不公平感につながるのではないかと思うが、どう認識しているのか。
- 2 大規模クラブの解消に取り組んでいるということだが、学校敷地の活用について担当課はどう考えているのか。

少子政策課長

- 1 地域にばらつきがあることは認識している。子供が利用する施設であるため、一定程度の基準をしっかりと満たすように、会議も含め様々な場で働き掛けを行っている。
- 2 学校施設の活用については、教育局と連携する会議などを活用して、学校の空き教室を活用しクラブの整備を進めてほしいと教育関係部局に働き掛けをしている。

水村委員

教育委員会では空き教室という表現をしたがらないということもある。もう少し具体的に踏み込んで連携し、県教育委員会や市町村教育委員会等への働き掛けを行うとともに、認識の違いを改善していく必要があると思う。もう一度、具体的に今後どのようにやっていくのか、決意等も含めて、是非部長に伺いたい。

福祉部長

今後、教育部局とより一層連携して、空き教室の活用について検討していきたい。

金子委員

- 1 待機児童は、県の公表によれば平成28年4月1日現在で1,026人となっている。越谷市では、待機児童数は38人だが、583人の入所不承諾者、いわゆる隠れ待機児童が発生している。県の隠れ待機児童の把握はどうなっているのか。
- 2 保育士はほかの業種と比べて約10万円給与が低い。平成27年度に県が取り組んだ保育士確保の取組と効果はどうか。
- 3 児童相談所の相談件数は平成26年度と比較して2,000件以上増えている。特に

越谷児童相談所は管轄範囲が広いこともあり、相談件数が4,000件を超えている。このような状況で児童相談体制の拡充にどのように取り組んでいるのか。

- 4 一時保護所は、保護児童数も在所日数も増加している。資料にある平均在所日数48.3日は1か月を超えており、所内トラブルも発生していると聞いている。平成27年度はどのような状況だったのか。
- 5 入所児童の処遇はどうなっているのか。
- 6 保護所未設置の児童相談所が2か所あるが、保護所を増設する計画はあるのか。
- 7 介護基盤の着実な整備について、特別養護老人ホームの入所基準の変更による影響はどうなっているのか。
- 8 地域活動支援センターの運営の支援については、地域デイケア型と精神小規模型を平成25年度にサービス向上型に統合し、平成27年度には22市町40施設に対し助成を行ったとのことだが、どのような支援を行ったのか。

少子政策課長

- 1 県では6月に待機児童数を公表しているが、その際、入所申込された方で入所できなかった方の数の内訳を公表している。平成27年は5,160人となっている。
- 2 平成27年度からの取組として、県内保育所を見学するバスツアーの開催、保育士試験の受験料補助や受験向けの通信講座費用の補助を実施している。県内の保育所で保育士不足を原因として開所できなかったところはないので、保育士は確保できていると認識している。

こども安全課長

- 3 児童相談所の相談件数については、平成18年度以降、児童虐待通告件数が増加している。そこで、専門職の児童福祉司を平成19年度の105人から、平成28年度には144人と1.4倍に増やした。また、児童福祉司の家庭訪問への同行や基本的な調査など補助的業務を行う非常勤職員を全ての児童相談所・支所に合計13人配置している。さらに、保護者が威圧的な態度を取るなど対応の厳しい事案に対処するため、警察官OBを各児童相談所に計9人配置している。
- 4 一時保護所の状況については、平成27年度に754人が退所し、平均在所日数は48.3日である。入所期間が最も長い児童は352日間であり、家族から家庭内で暴れるという相談があり保護を行ったが、父母間での親権に関する問題があり、保護が長引いたケースである。
- 5 中学生以上の高齢児童や集団になじめない児童など処遇上配慮を要する児童の保護も増えている。子供の状況に応じて静養室を個室として使用するなど、弾力的に対応している。このような工夫で、個々の子供の状況に応じた対応を取っている。
- 6 一時保護所の定員に対する平均入所率は、おおむね8割から9割で推移している。今後も一時保護所の利用状況を慎重に見極め、必要が生じた場合には新たな一時保護所の整備などについて検討する。

高齢者福祉課長

- 7 平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所要件は、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化させるため、原則要介護3以上となった。県内の入所希望者数は平成27年4月1日現在で1万2,761人であったものが、平成28年4月1日現在で9,792人となった。このうち、要介護1から2の方は1,841

人である。この要因としては、これまで特別養護老人ホームの整備が進んだこと、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んだことに加え、今回の入所要件の変更も考えられる。要介護1から2であっても、やむを得ない事情により居宅での生活が困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設の入所判定委員会で適切に特例的に入所が認められると認識している。

障害者支援課長

8 地域活動支援センターは障害者が日中通う施設で、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るなど地域の实情に応じた支援を目的として市町村が設置している。そのうち県が定める施設基準に適合している施設で、市町村が上乗せで運営費補助を行う場合に、市町村に対してその助成に要する費用の一部を補助するものである。平成27年度には22市町の40施設に対して1億2,560万4,000円を助成した。

金子委員

- 1 保育士は足りているとの答弁だったが、民間保育所では派遣の保育士に頼らざるをえないと聞いている。人材バンクなど、保育士と保育所を県がマッチングする取組をしてはどうか。
- 2 越谷市には視覚障害者と重度障害者の地域活動支援センターがあり、市と県から補助があるのは聞いている。しかし、重度障害者の地域活動支援センターでは医療的ケアが必要なため費用がかさむ。視覚障害者の地域活動支援センターでは近隣に同種のものがないため市外からの利用者が多い。問題は送迎の負担が重いことだが、上乗せ補助の拡充についてどう考えているのか。

少子政策課長

- 1 潜在保育士と保育所をマッチングさせる取組は、県社会福祉協議会に委託している保育士・保育所支援センターで既に実施している。

障害者支援課長

2 地域活動支援センターへの補助制度では、重度障害者を受け入れた場合の重度加算がある。医療的ケアを行うような場合は重度加算の対象となり、多くの重度者を受け入れれば補助額は多くなる。運営に対する助成のため、送迎費用も含まれている。なお、補助額については補助要綱で上限額が定まっている。

中屋敷委員

障害者就労支援施設の工賃向上について、玉ねぎを生産する施設に対して、具体的にどのような支援を行っているのか。また、玉ねぎの生産支援がどのような成果につながったのか。

障害者支援課長

障害者農業参入チャレンジ事業は、複数の障害者就労施設が、安定した需要がある玉ねぎを生産・販売することにより、安定した売上げを継続して確保し、障害者の工賃向上を図ることを目的としている。事業1年目の平成26年度は5つの施設が計2ヘクタールの農地で耕作した。1年目の収穫量は20トンで、本事業に伴う工賃は平均月額1,654

円にとどまった。2年目の平成27年度は、平均月額4,351円と2.6倍になった。支援の内容としては、施設の職員、利用者に対する農業技術及び農業経営の指導を埼玉県農林公社に委託している。

中屋敷委員

工賃向上の成果につながる事が重要である。1年目は1,654円だったものが、2年目に4,351円になったのは、すばらしい成果である。このような事業は福祉部全体で力を入れる必要があると思うが、考えを伺いたい。

障害者支援課長

障害者の方が地域において経済的自立をして生活していくことは、大変重要である。県としては、農業参入チャレンジ事業のほかにも様々な事業を展開している。埼玉県の障害者就労支援施設の平成27年度の平均工賃月額1万4,189円であった。毎年度少しずつ向上しているが、まだ全国平均に達していない。障害者支援課としては全国平均を超えるよう、しっかりと取り組んでいきたい。

荒川委員

母子・父子・寡婦福祉資金の不用額が多いが、貸付要件が厳しいのか。申し込めば借りることができるのか。生活保護には甘くて、貸付けは厳しいといわれているが、平成27年度は貸付要件が厳しいから不用額が多かったのか。

少子政策課長

母子・父子・寡婦福祉資金については、母子家庭等の方が学校の入学等に必要な経費を借りられるように確保している。今後も必要な方に貸付けができるようにしっかりと取り組んでいく。

荒川委員

万一、貸付金が返せなくなった場合はどうなるのか。

少子政策課長

貸付けであるので、返済が可能な方には返済するようお願いをしている。ただ、経済的に厳しい状況にある方の中には、返せないまま時効を迎えて不納欠損となっている場合もある。

【説明者】

稲葉尚子県民生活部長、山崎仁枝県民生活部副部長、中川典之県民生活部副部長、久保正美スポーツ局長、松本晃彦参事兼防犯・交通安全課長、細野正広聴広報課長、影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、秋葉直明県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、小池要子国際課長、岩崎寿美子青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、西村実ラグビーワールドカップ大会課長、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、山本好志消費生活課長

【発言】

永瀬委員

- 1 様々な広報活動を実施しているが、効果はあったと考えているか。
- 2 埼玉の魅力発信についてであるが、埼玉県の魅力度やブランドイメージは、上向いてきている感じはする。ブランド総合研究所の魅力度調査で40位台から脱したのは大きな成果と言える。様々な事業を実施することで、良好なイメージを全国に定着させることなどについては、どのような効果をもたらされているのか。また、県民の郷土への誇りと愛着を高めることについては、どのような成果があるのか。
- 3 伝統芸能フェスティバルを、7年間実施しているが、どのように出演者を選定しているのか。また、どのような経緯で決まるのか。
- 4 イベントの告知、集客についてはどのように行っているのか。
- 5 伝統芸能フェスティバルの会場とした彩の国さいたま芸術劇場は、約760という客席数から見て広く県民に文化芸術を発信している事業といえるのか。
- 6 伝統芸能フェスティバルの来場者について県内、県外のデータを把握しているか。
- 7 伝統芸能フェスティバルの展開の仕方として、民間等と共催などタイアップしているのか。平成27年度の反省を踏まえて見直しするのか。
- 8 伝統芸能フェスティバルの観光振興の側面についてはどう考えているのか。
- 9 行政報告書94ページから記載されている消費者対策の推進についてであるが、消費者啓発や地方消費者行政推進交付金を利用した様々な事業を行っているようだが、平成27年度には高齢者の消費者被害防止対策としてどのような取組を行ったのか。
- 10 相談・苦情処理体制の充実を図り、1万6,396件の相談を受けたとのことであるが、救済対策としてはどのようなことを行ったのか。

広聴広報課長

- 1 「彩の国だより」は県政世論調査、県政テレビ番組「彩の国ニュースほっと」は視聴率、県政ラジオ番組「モーニングスクエア」は聴取率、インターネットについては、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」のダウンロード数が効果を測る一つの指標と考えている。「彩の国だより」は、県政世論調査で72%の人が「読んでいる」と回答している。「彩の国ニュースほっと」の視聴率は平成27年度5.4%。「モーニングスクエア」の聴取率は2.8%となっている。このように、比較的多くの人々が広報紙やテレビ・ラジオを見た、触れたことが数値となって表れており、一定の効果があったと考えている。

2 この魅力度をどう受け止めるのかは、非常に難しいものがあると考えている。株式会社ブランド総合研究所が47都道府県の魅力度・愛着度ランキングを調査しているが、埼玉県は下位のグループにいる。全国の3万人に対し調査をしているが、行ったことのない県の魅力を判断するのは難しい。この調査の中の観光意欲度という項目がある。この項目の上位10団体と下位10団体は、魅力度調査の上位10団体及び下位10団体とほぼ同じである。基本的にはこの調査では観光の魅力度が都道府県の魅力度になっていると分析している。しかし、このままで終わらせてはいけない。埼玉の強み、魅力をあらゆるメディアを通じてしっかりと県内外に広報し、県のイメージをアップしていく。また、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略にもあるが、人口の社会増を増やしていくことも成果になると考えている。他県から本県に定住いただくことや観光に来ていただくことが今後の魅力発信の指標になっていくと考えている。

文化振興課長

- 3 伝統芸能フェスティバルは平成22年度から始まったが、最初は小鹿野歌舞伎が出演した。その都度、県内で知名度が高い団体を選定している。そのほか、タイミングを見て選定したものもある。例えば、川越の山車行事がユネスコ無形文化遺産の審査案件となっていることもあり、今年度は川越の伝統芸能を選定した。
- 4 彩の国だより、ホームページ、出演者の地元市町村の広報紙などに掲載している。
- 5 平成29年度は彩の国さいたま芸術劇場の客席数を上回る埼玉会館で開催することを検討している。
- 6 県内、県外のデータはない。
- 7 マンネリ化を防ぐため、オリンピック・パラリンピックに向けて海外に広く発信していく。昨年度の公演に当たっては、熊谷歌舞伎に英語の字幕を入れたり、日本語での漫画を作成するなど、観覧者の方が理解しやすいように工夫している。スポンサーとのタイアップについては、今後考えていく。
- 8 出演者地元の市町村のブースを設け、観光PRや物販などを行っている。

消費生活課長

- 9 高齢者被害防止対策についてであるが、高齢者の中には、外に出歩くことができる元気な高齢者と、家に引きこもりがちな高齢者がおり、高齢者の状況に合わせて対策を講じている。外に出られる元気な高齢者に対しては、高齢者団体やいきが大学などと連携し、中高年向けの消費生活講座を行うなど、広報・啓発により注意を促している。一方、余り外出しない高齢者については、高齢者と接する機会の多い方、例えば民生委員や介護事業所のヘルパーの方などを通しての啓発を中心に考えている。高齢者を見守る立場の方に利用してもらうために「見守りガイドブック」を作成したり、4コマ漫画の啓発リーフレットなどを活用して、分かりやすい注意喚起を行っている。今後も、福祉部門と連携を取りながら、高齢者の見守りを進めていきたい。
- 10 消費者の救済対策についてであるが、1万6,396件の消費生活相談のうち、多くの相談者の方は、県が助言することによって自主的な解決を図ることが多く、その件数は、平成27年度1万0,779件であった。また、難しい案件については、専門の資格を有した消費生活相談員が業者と相談者との間に入って行うあっせんによる解決を図ることがある。その件数は、平成27年度1,474件であった。そのほか、専門の機関を紹介したり、一般的な情報提供をすることもあり、その件数を合わせると平成27年度3,483件であった。救済対策として一番重要なことは、消費生活相談員の資質を高める

ことであると考えている。今後とも、消費生活相談員を積極的に研修に参加させるようにしていく。

永瀬委員

- 1 埼玉の魅力発信について、県民の郷土への誇りと愛着への成果について伺う。
- 2 広報の効果として、メディアに取り上げられた記事の数などを把握することが重要と考えるがどうか。
- 3 伝統芸能フェスティバルは県民や県外の人にどのくらい知られているのか。
- 4 高齢者の被害防止については、官民連携を深めることが重要と考える。平成27年度は、新しいことに取り組んだのか。

広聴広報課長

- 1 県民の郷土への誇りと愛着への成果を示すのは、非常に難しい。小中学生に対する情報発信だけではなく、県民の日記念式典で表彰を行っている作文や絵画において、郷土をテーマにするなどの取組をしている。これらの取組の効果がどれくらいあったのかを示す数字は持ち合わせていない。これからの大きな課題としたい。話は違うが、県政世論調査の中で3年ごとに実施している定住意向調査については、少しずつではあるが埼玉県に住み続けたいと回答した率が高まっている。これは、県への愛着度が高まりつつある表れであると捉えている。
- 2 報道長が把握している。重要なことなので、広聴広報課でも意識して今後の事業に取り組んでいきたい。

文化振興課長

- 3 平成27年度は、1,600人以上の観覧申込みがあった。来場者の分類はしていないので委員御指摘のとおり分析していきたい。アンケートの調査結果では、回答者297人のうち7人が県外、51人が外国人、残りの239人が県内在住であった。

消費生活課長

- 4 行政だけではなく、民間の力も借りて、高齢者の見守りを進めていくことは重要な視点である。平成27年度中に大きくは2点の進展があったと考えている。1点目は、民間のボランティアである消費者被害防止サポーターの養成を強化し、人数が増えたこと。また、人数を増やすだけでなく、その活動支援を市町村とともに推進した。2点目は、消費者安全法で定める「消費者安全確保地域協議会」という制度があり、これは官民一体となって地域で見守りが必要な方を見守る仕組みである。この仕組みの中には、例えば、牛乳配達の方、新聞配達の方、宅配の方といった民間の事業者も含まれる。平成27年度に市町村に対して協議会の設置を働き掛けた結果、平成28年4月1日から4市町で設置することができた。全国で10件ほどしか設置されていない中で本県が4件設置できたことは、成果があったものと考えている。今後も引き続き、設置の促進を図っていきたい。

並木委員

- 1 資料7の115ページの「2020年東京五輪文化プログラム育成プロジェクト」の支出済額1,454万7,382円の内容について伺う。
- 2 平成27年度にわがまち防犯隊が101団体減少した原因を伺う。

文化振興課長

- 1 「1万人のゴールド・シアター2016」の準備経費である。企画費、参加者募集広報費及びシナリオ骨子の作成費である。

参事兼防犯・交通安全課長

- 2 わがまち防犯隊は自治会とPTAでの減少が多い。自治会では高齢化で活動ができない状況になったことやPTAでは業務が多忙であることが原因と承知している。これを踏まえて防犯隊への新規加入の促進に取り組み、平成28年度に入ってから若干持ち直しているところである。

並木委員

目標数値を設定し、取組を行っていただきたい。団体数が減っているが、平成27年度はどのような取組を行ったのか伺う。

参事兼防犯・交通安全課長

平成27年度は各自治会や若い大学生世代の新規加入などの働き掛けも行ってきたが、101団体減少してしまったのが実情である。これを踏まえ、新たな防犯のまちづくり推進計画では、これまでのように団体数を増やすだけでなく、県内で防犯活動を行っていない空白地域をなくし、活動が実施されている地域の割合を向上することを目標としている。また、若い力として県や市町村の職員、退職者などにも声掛けをして、自治会やPTAだけでなく、こうした方々にも防犯活動に取り組んでもらい、団体数を増やすよう働き掛けを行う。

松澤委員

- 1 ヒューマンフェスタについて、平成27年度の開催概要はどういうものか。例年開催しているのであれば、過去についても教えてほしい。
- 2 人権を考える県民の集いについて、内容やいつから実施しているのかについて詳しく説明をしてもらいたい。
- 3 埼玉ゆかりのプロフェッショナルの人々と連携して実施している青少年夢のかけはし事業では、参加した子供たちは、教室の内容をどのように受け止めているのか。また、今後どのようにしていくのか。
- 4 DV被害の状況についてはどうなっているか。また、避難場所の確保や避難後の支援の状況はどうか。
- 5 先日、横浜市において87歳の高齢ドライバーが関係する交通死亡事故が発生したが、県内ではどのような形で高齢者の事故を減少させる取組をしているのか伺う。

人権推進課長

- 1 ヒューマンフェスタは幅広い県民の方に御参加いただき、人権問題に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に、人権尊重社会を目指す県民運動強調月間である8月に開催している。昨年度は著名人による人権講演会、小中学生等による人権作文の発表や表彰、人権啓発パネルの展示などにより、人権を考えるきっかけを持っていたような内容で開催した。一昨年まではさいたま市の大宮ソニックシティを会場としていたが、昨年度は初めてさいたま市を離れ、川越市のウェスタ川越を会場とした。昨年度の成果としては、2,600名の方に御参加いただいた。過去の開催状況は、平

成17年度から一昨年度まで「ヒューマンフェスタ」として大宮ソニックシティで開催した。平成9年度から平成16年度は「人権・同和問題講演会」として開催していた。

- 2 同和問題の正しい理解を深めることが求められていることから、県民相互交流を通じ相互理解を促進するため、地域交流事業として「人権を考える県民の集い」を開催している。この事業は、昭和60年度から実施しており、平成27年度は鴻巣市文化センターで開催した。内容としては、人権講演会などを行った。

青少年課長

- 3 青少年の夢の発見と実現のための学びと体験の教室として、本県ゆかりの著名なスポーツ選手やアニメ声優、パティシエなどを講師に迎えて、夢を実現するための努力の大切さなどを、講師の熱いメッセージとして伝えてもらっている。参加者アンケートを見ると、参加した子供たちの8割以上が将来の夢に向かって何かをしてみようと思っており、効果の高い事業であると認識している。今後は、参加者アンケートで希望が多かった分野の教室を加えるなどして更に充実していきたい。平成28年度は、参加者アンケートで希望が多かった弁護士や薬剤師などの教室を新規で追加している。

男女共同参画課長

- 4 昨年度の相談件数は県2,295件、市町村9,507件、県全体として1万1,802件であり、10年前の2倍となっている。市町村の相談窓口が充実し、DVが顕在化しているものと考えている。婦人相談センターのみであるが、相談内容は被害を受けているが離別の決心がつかない、別れたいという内容が多く、避難したいという内容もある。避難については一時保護を行っているが、その後はアパート転宅が50%を超えている。安全性等を考え、県外が多い状況にある。転宅後は主に転宅先の市町村の支援を受けながら自立を目指していく。

参事兼防犯・交通安全課長

- 5 高齢者の交通事故防止対策については、昨年度までは高齢者が被害者とならないための対策が主であったが、高齢者が加害者となる事故が増加してきたことを踏まえ、今年度からの新規事業として高齢ドライバーに重点を置いた対策を講じている。なお、本県では、過去10年間で特に70歳以上の高齢ドライバーが原因となる交通事故が約37%増加している。事業の主な内容は、運転免許技能試験官の経験を有する警察官OB1名を県の非常勤職員として採用し、その者が中心となって高齢ドライバーの方に、年齢とともに見える範囲が狭まる「有効視野」という考え方にに基づき、視野の狭まりが運転に及ぼす影響について知っていただき、その上で安全確認のポイントについて説明を行っていく。また、視野の狭まりについては、タブレット端末や動画シミュレーターなどの機材を用いて、簡易体験していただく。このような内容の講習会を県内各地で実施していくことで、県内の高齢者が関係する交通事故の減少を図っていきたい。

松澤委員

- 1 青少年のかけはし事業の教室の開催場所は、県内全域に分散しているのか。また、1回の教室の開催規模はどの程度なのか。
- 2 DV被害者の転宅先として県外が多いということであるが、児童の学校や教育関係はどうか。

青少年課長

1 県内全域から集まりやすい場所として、さいたま市での開催が多い傾向にあるが、開催場所となるスポーツ施設等は県内各所にあるため、県内のいろいろな場所を実施するようにしている。教室の規模は、大きいものではSAMさんのダンス教室で定員が400人、パティシエや理容師・美容師の教室など規模の小さいものでは30人前後となっている。

男女共同参画課長

2 一時保護中は、学習のボランティアや保育士などが対応している。転宅後は、住民票を動かさずに転校できる。

金子委員

- 1 追加資料17によると、県の審議会委員の女性の登用割合が3年間横ばいである。今後の取組の特徴と見通しはどうか。
- 2 DV被害者の9割は女性であり、相談したくてもできない人がいる。相談場所の周知についてはどのように行っているのか。相談体制の充実についてはどうか。また、相談件数の割には保護件数が少ないのはなぜか。さらに、DVの未然防止としてデートDVの防止については具体的にどのような取組を行っているのか。

男女共同参画課長

- 1 審議会委員の女性割合が40%に満たない審議会には、他県の委嘱状況を情報提供するなど、各部局に対し事前協議を徹底している。また、公募委員を増やすため、女性からの政策提言講座を実施したり、公募の情報提供などに努めていきたい。ただ、数値が横ばいなのは、推薦団体に該当者がいないなどの状況がある。推薦者の選定を幅広く行うよう、各種団体に働き掛けていきたい。
- 2 相談場所の周知は、ホームページへの掲載やリーフレットの配布を行っている。また、女性の目に留まりやすいようカードをトイレなどにも置いている。相談体制としては、身近な市町村で相談できるよう配偶者暴力相談支援センターの設置を県として支援しているところである。また、保護件数が少ないことについては早めの相談により自力避難する者がいるなど、保護に至らない場合もあるためであると考えている。デートDVについては県内全ての中学3年生にパンフレットを配布したり、教育関係者向けの研修会、デートDV防止講座などを行っている。

金子委員

SNSの活用による相談の対応はどうか。また、自立支援には、民間団体との連携が必要と思うがどうか。

男女共同参画課長

男女共同参画推進センターでインターネット相談を行っているが、パソコンのみでの対応である。今後はSNSなどパソコン以外の方法での相談についても研究していきたい。自立支援については、平成27年度から民間の5団体に委託して、就労支援、同行支援、心のケアなどを行っている。

萩原委員

- 1 彩の国だよりの配布方法はどうなっているか。
- 2 彩の国ニュースほっとが朝9時からの放送時間となっている考え方を知りたい。
- 3 彩の国ニュースほっとの視聴率は5.4%と高いが、今後目標はあるのか。
- 4 県内在住外国人に対する施策は重要である。県内在留外国人数の過去3年間の推移はどうなっているのか。
- 5 多文化共生推進会議の内容はどのようなものか。
- 6 多文化共生推進の行政計画を定めている県内市町村数はどれくらいか。
- 7 市町村が多文化推進についての計画を策定するよう、県はどのように働き掛けるのか。

広聴広報課長

- 1 新聞折込を主としている。新聞を購読していない人には、市町村役場や県の施設、イオンでも配布している。また、ホームページでも閲覧可能である。
- 2 平成28年度から放送時間は午前8時30分からとしている。魅力ある県のスポットを紹介しているため、土曜日のできるだけ早い時間に番組を見てもらい、行ってみるという行動につながればと考えている。
- 3 視聴率の目標は特に設けていない。

国際課長

- 4 県内在留外国人数は、平成25年末で12万3,294人、平成26年末で13万92人、平成27年末で13万9,656人である。また、直近は平成28年6月末の14万5,997人である。
- 5 多文化共生に係る課題について意見交換している。今年は、改訂を予定している多文化共生推進プランの内容についても検討した。
- 6 多文化共生施策の単独の行政計画を策定しているのは、川口市及び上尾市のみである。
- 7 在留する外国人の人口割合は市町村によって5%を超えるところや0.3%程度のところもあるため、一律に計画策定を働き掛けることは難しい。各市町村の実情に合わせて働き掛けていきたい。

萩原委員

- 1 彩の国だよりの配布方法について、ほかの方法も検討する考えはあるか。
- 2 在留外国人は確実に増えており、多文化施策を進めていくべきである。計画の策定について、市町村への働き掛けを行うべきだと思うがどうか。部長の決意を聞きたい。

広聴広報課長

- 1 新聞を購読していない人に対して更に何ができるか、今後検討したい。

県民生活部長

- 2 多文化施策を国際化計画や市町村の総合計画の中で定めているところも含めると43市町村あり、策定率は全国平均40%と比較しても本県は約70%と高い。埼玉県内の在留外国人数は増加しており、市町村に対し計画策定を積極的に働き掛けていきたい。

岡委員

- 1 平和資料館の運営について、平成25年度から指定管理者制度になって来館者数も多

くなり、ギャラリー展など内容も充実してきたと思っている。来館者のアンケート調査を見ても、指定管理者制度導入後は勉強になるなど前向きな結果になっている。県民生活部として、指定管理者制度に変わってから、どのように変わったと捉えているのか教えてほしい。

2 DV被害者の転宅情報の共有や保全について、どのように対応しているのか。身内が聞きにきても教えないのか。

広聴広報課長

1 委員御指摘のとおり、指定管理者制度を導入してから入館者数は増えている。理由としては、指定管理者が様々な自主事業を行っていることがある。映画会は、戦時中や戦後当時の世相がよく分かるものを上映している。また、近隣の施設の吉見の百穴やこども動物自然公園と連携して、チケット持参で来館される方にはプレゼントを渡している。今年度も、東松山市はウォーキングの町ということで、ウォーキングイベントの中で平和資料館を見ていただくようにしている。また、昔遊びコーナーとして、けん玉やお手玉など、老若男女が体験できる仕掛けが、入館者の増につながっていると考えている。さらに、指定管理になってから、入館料を無料化している。これも非常に大きな集客の効果があったと考えている。また、県民の声の変化については、「無料なのでありがたい」「何度でも来られるようになった」「いろいろなイベントが行われ、子供が楽しめる」という声がある。以上のように、指定管理者制度になって、サービスの向上が図れたと考えている。

男女共同参画課長

2 DV被害者の安全確保の観点から、情報共有は転宅元、転宅先の市町村や警察など、関係機関のみである。身内といわれても一切お答えしていない。

岡委員

平和資料館で、北方領土のギャラリー展を行っているが、期間内の展示だけである。尖閣諸島の問題などがある中で、尖閣諸島、北方領土、竹島がどこにあるのかを知らない子供、大人もいる。平和の大切さを教える平和資料館にどうして領土コーナーを作らないのか。

広聴広報課長

領土のコーナーを設けない理由は特にない。北方領土については、平和資料館の中では、パネル展を行うことによって、一定の効果があると考えており、平和資料館以外にも、ラジオ番組や、その他の広報を通じて啓発している。

岡委員

毎年行っている北朝鮮の拉致の展示は、良い取組だと思うが、領土については、あとで提言をさせてもらう。（意見）

須賀委員

1 外国人総合相談センター埼玉で外国人の生活相談を受け付けているが、日本人からの苦情や困り事の相談は受けているか。
2 特に外国人が多く在住する地域では、ごみの問題等により地域で摩擦が生じていると

聞く。日本のルールを外国人に理解してもらうのは大変である。ごみの出し方の対応など市町村との連携はどうなっているか。

国際課長

- 1 日本人からの相談も受けている。苦情もあると聞いている。
- 2 県では「外国人生活ガイド」を7か国語で作成し、ホームページで公開している。これは自由に加工することができるため、独自情報を盛り込んで外国人に対し窓口で使用している市町村もある。また、「賃貸住宅の借り方・住むときのルール」を日本語のほか4か国語で作成し、ホームページで公開しており、不動産業者が使用できるようになっている。

松坂委員

- 1 行政報告書94ページ、追加資料の12及び24の消費者対策の推進について伺う。平成27年度の相談・苦情の件数は1万6,396件、消費生活相談員数は29名とのことであるが、消費生活相談の解決について、弁護士などを紹介せずに、解決できた件数は何件か。
- 2 大宮駅周辺の繁華街で若年層をターゲットにした接客業へのスカウトが多くなっている。県での把握状況と迷惑行為防止条例によりどのように減らす努力をしているか、また、その成果はどうか。

消費生活課長

- 1 消費生活相談において解決できた件数であるが、一番狭く解釈すると消費生活相談員が相談者との間に入ってあつせんした数ということになる。その数は、平成27年度では1,474件、平成26年度では1,502件、平成25年度では1,597件となっている。また、相談の中には、自分で交渉して解決を希望する場合や、クーリングオフなど本人でなければできないことの知識を助言するなどして、それによって自主交渉して解決したであろうものもある。相談者の中には家族に内緒で相談されている方もいて、こちらから解決できたか確認することができないので、最終的に解決したかは分からないが、解決に向けて自主交渉の助言を行った件数は、平成27年度では1万779件、平成26年度では1万1,175件、平成25年度では1万1,812件となっている。

参事兼防犯・交通安全課長

- 2 若年層に対するスカウトについては、県警において法律に基づき対処していると認識している。県としてどのくらいのスカウトがいるか把握はしていない。取組については、スカウトに関しては、地元からも情報が来っていない状況である。今後は警察、さいたま市等の関係機関と情報共有を図りながら、県として協力していけることについて検討していきたい。

中屋敷委員

- 1 県政世論調査は3,000人を対象としており、回答率は71.9%となっている。727万人という県民の意向を調査するに当たり、対象者数3,000人、回答者数2,157人という数値は妥当なのか。
- 2 県政サポーターの人数が増加し、年齢層の偏りも改善されたということだが、県政サ

ポーターとはどのような人たちなのか。回答しない場合は、県政サポーターを辞めていただいているのか。また、県全体を反映していると言えるのか。

広聴広報課長

- 1 有識者の見解や統計学の考え方により、調査対象者数3,000人で県民の意向を一定程度表していると考えている。3,000人の選定に当たっては、県全体でバランス良く割り振りをしている。
- 2 県政サポーターの人数は平成28年9月1日現在で3,459人である。年齢層では40代、50代、30代の順に多く、男女比では男性の方が多い。県政サポーターは満16歳以上の方でインターネットを自分で使えることを要件としている。1年間、アンケートへの回答がない方には、本人の意向を確認した上で辞めていただいている。県政サポーターは登録者が固定しているという面もあるが、3,000人規模で短期間でアンケートができるというメリットもある。県政世論調査、県政サポーターアンケート、各課が実施する調査を織り交ぜながら、県民の意向をしっかりと把握していきたい。

中屋敷委員

県政世論調査の対象者数を増やすことで、県民の意向をより正確に把握できるようになると考えられるのではないか。

広聴広報課長

現状の対象者数3,000人で県民の意向を把握できていると考えている。東京都、神奈川県、千葉県でも調査対象者数は3,000人としている。こうした近県の状況や有識者の見解を踏まえ、当面は対象者数3,000人で実施していく。

荒川委員

- 1 同和問題に係る特別法は既に失効しているのに、えせ同和行為もある。いつまで同和問題の取組を行うのか。
- 2 男女共同参画を進めるに当たって、審議会委員の女性の割合を重視していいのか。本委員会にも部長以下女性幹部職員が答弁している。特に、目標値を定めずに、自然体でいいのではないか。

人権推進課長

- 1 同和問題については、差別的な発言や落書き、身元調査が行われるなど、いまだ課題が残っている。情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を用いて掲示板に差別的な書き込みや文章を載せる事例も後を絶たない。同和問題の解決を口実に企業などに不当な要求をするえせ同和行為の排除も課題として残っている。国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく基本計画においても、同和問題は重要な人権課題の一つとして捉えている。国の白書においても、同和問題に関する結婚差別、差別発言、差別落書きなどの事案は依然として存在していると記載されている。県としては、埼玉県人権施策推進指針において同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、その解決に向け積極的に取り組んでいる。

県民生活部長

- 2 審議会の男女比はあくまで目安である。県としては、ウーマノミクスを進めていると

ころであるので、引き続き、女性の活躍できる社会を目指していく。

荒川委員

えせ同和行為の冊子は作成しているのか。

人権推進課長

えせ同和行為への対応を説明した冊子については、7, 000部作成し、市町村や企業等に配布した。

【説明者】

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、西成秀幸県土整備部副部長、常山修治参事兼河川砂防課長、相沢正実県土整備政策課長、磯田和彦建設管理課長、西岡利浩用地課長、中村一之道路政策課長、濱川敦道路街路課長、大山裕道路環境課長、秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

【発言】

岡田委員

- 1 行政報告書260ページ及び追加資料28「ゲリラ豪雨の発生状況とその対策について」について伺う。平成27年度は時間雨量50ミリメートル以上の降雨の観測回数が3回あった。一方、行政報告書260ページの河川・砂防事業の推進の目標である「氾濫しない河川の延長割合」は平成27年度末で60.7%である。時間雨量50ミリメートル程度の降雨に対応できる河川改修が完了した中には、このような雨で氾濫した河川が含まれているのか。
- 2 緊急的な治水対策として、新方川の堤防かさ上げ工事を行っているが、堤防かさ上げの実施状況はどうなっているのか。また、この工事が完成した場合にどの程度の被害が軽減するのか。
- 3 追加資料20「総合評価落札方式における評価項目について」伺う。企業の地域精通度として地理的条件が評価項目になっているが、どのような内容が評価されるのか。また、企業の社会的貢献度として障害者雇用が評価項目になっているのは良いことだが、さらに、県はウーマノミクスを進めていることから、女性の雇用や育休などの取得も評価項目に加えることは検討しているのか。さらに、その他として県内下請の選定が評価項目になっているが、どのような内容が評価されるのか。
- 4 追加資料34「県土整備部の職員体制」について伺う。平成28年度は、平成27年度と比較すると技術系職員数が減っているが、職員数は足りているという理解でよいか。また、若い技術者が多い気がするが、年齢構成を教えてください。

参事兼河川砂防課長

- 1 氾濫しない河川の延長割合は、行政報告書261ページの用語の解説にあるとおり、時間雨量50ミリメートル程度の雨が降った場合であっても氾濫しない河川延長の割合である。平成27年度までに改修が完了した箇所はあふれていない。もしも計画雨量を上回るようなことがあれば、東川を含めて河川があふれることは考えられる。
- 2 新方川は、平成28年度新規事業として取組を始めた。11月の非出水期から現場に入れるよう現在作業を進めている。堤防かさ上げの工事が完成すれば、平成27年9月関東・東北豪雨で発生した内水被害のシミュレーションでは、越谷市の取組と連動することで、床上浸水は解消し、床下浸水は半減する効果がある。

建設管理課長

- 3 まず、地理的条件については、地元を熟知している企業を評価し地元中小企業に優先

して受注させるための評価項目で、企業の本店又は主たる営業所が県土整備事務所管内や施工場所の市町村などにあれば加点評価している。女性の活躍については、現在のところ評価項目はないが、女性技術者の活用や女性が働きやすい環境がある企業を評価することを検討している。県内下請の選定については、建設工事で県内の下請業者を活用すれば加点評価している。

県土整備政策課長

4 平成27年度は若干の定員割れとなっている。平成28年度も定員割れで、その原因は、採用に当たって欠員が生じたことと再任用を希望する職員が少なかったためである。年齢構成については、20代後半から30代の職員が少なく、ほかの年代は多い。これは当時、職員の新規採用を抑えたためである。現在は新規採用を増やしているので若い職員が増えている。

岡田委員

総合評価方式について、地理的条件や県内下請の選定を評価項目とすることについては、県内中小企業の振興を図るために良い取組と考えるが、配点をより多くするなどの検討はされていないのか。また、本店や支店が県内や管内にあれば加点評価することで、県外の企業が受注するためだけに県内に支店を作るケースを見極められるのか。

建設管理課長

総合評価方式の評価項目は資料20にあるとおり非常に多いが、工事の内容等に応じバランスを考慮し選択できるよう、1項目当たり全体的に1点から2点の配点としている。本店又は主たる営業所については、活動の拠点であるものであり、単に支店を県内に作れば評価されるというものではない。

杉島委員

事項別明細書説明調書348ページについて伺う。平成27年度の翌年度繰越額の特徴があれば教えていただきたい。また、翌年度繰越額を少なくするための対策は何か行っているのか。

県土整備政策課長

繰越明許費については、平成27年度末の国の緊急経済対策に伴う補正予算の規模が大きかったため、繰越額が増加した。事故繰越しについては橋りょう耐震補強工事などにおいて繰越額が増加した。繰越額縮減のためには、公共事業を早期に執行することが何よりも重要であるとする。平成26年度から公共事業円滑化委員会を立ち上げ、県土整備部が発注する全ての工事について発注計画を策定し、公表している。また、年度当初に工事発注するため、前年度中に発注準備を行っている。このように、計画的な発注及び進捗管理を行うことによって繰越しの縮減に努めている。

杉島委員

繰越しが積み重なっていくことはないのか。

県土整備政策課長

翌年度にはほぼ解消されている。毎年新たに明許繰越しが発生している状況である。

萩原委員

- 1 行政報告書264ページ「(3)交通安全施設の整備」の道路照明灯設置について、平成23年度から平成27年度の推移を教えてください。また、追加資料14の道路照明灯の設置実績で「新設」と「建替」とあるが、それぞれ考え方を伺いたい。
- 2 事項別明細書説明調書372ページの不用額を生じた理由に、道路照明灯具のLED化による電気代の低減とあるが具体的にどの程度の低減になったのか。LED照明灯の設置状況についても併せて伺いたい。

道路環境課長

- 1 照明灯の新設は、平成23年度5基、平成24年度20基、平成25年度45基、平成26年度19基、平成27年度95基となっている。「新設」はバイパスの新設や既存の道路に追加したもの、「建替」は老朽化したものを対象としている。
- 2 電気料金で9,841万9,011円の低減となっており、LED化により1灯当たりの電気料金が3分の1程度になっている。照明灯は県内に3万基あり、平成27年度末時点で2,600基がLEDになっている。今後、順次LED化を進めていく。

萩原委員

「建替」の基数の推移はどうか。

道路環境課長

平成23年度228基、平成24年度767基、平成25年度621基、平成26年度506基、平成27年度334基となっている。

萩原委員

新設について、バイパス等による新設と、既存道路に追加した内訳はどうなっているのか。また、老朽化の判断基準はどのようなものか。LED化は計画的に進めているのか。

道路環境課長

平成26年度がバイパス等14基、既存道路5基、平成27年度がバイパス等52基、既存道路43基となっている。老朽化については、古い塗装式照明柱を亜鉛メッキ柱に交換している。現在リース方式でLED化を進めており、平成28年度末に全体のLED化率が約86%となる見通しである。

萩原委員

私も照明灯設置要望を多く受けており、防犯のためにとの要望が多い。県では交通安全上必要な条件に合った場所に付けているが、既存道路についてもっと増やしてもらいたいと考えている。県土整備部長に考えを聞きたい。

県土整備部長

確かに防犯目的の照明灯要望は多い。しかし、道路管理者として防犯目的の設置は目的外となるので、市町村にお願いしている。道路管理者としては交通安全上必要なところに対応している。LED化により電気料金が縮減された分の予算については、照明灯の柱や路側標識の更新など必要な事業を行っていく。

萩原委員

県道と市道との交差点などでは県でも設置できると考えてよいか。

県土整備部長

そのような場合は交通安全上必要なので設置可能である。

松坂委員

- 1 追加資料36の入札執行状況については、舗装指定修繕工事における総合評価方式と一般競争入札との比較であり、入札参加者は総合評価方式が6.9者、価格競争のみが15.9者、一般競争入札全体だと10.1者である。総合評価方式は入札参加者が少ないが、どのように考えているのか。
- 2 請負差金の扱いについて伺う。請負差金が発生した場合、他の工事への流用は行っているのか。

建設管理課長

- 1 舗装指定修繕工事の入札参加者であるが、総合評価方式では技術資料など書類作成などの事務負担が大きいため、入札参加者から敬遠されている。加えて、舗装は地域に密着した工事であるため、総合評価方式の評価項目には、管内企業に有利な項目もあり、管外企業が参加しにくいと考えられる。

県土整備政策課長

- 2 請負差金が発生した場合、流用できるものについては、工事の前倒しを行うなどして有効活用に努めている。

松坂委員

総合評価方式について、地域に密着した地元企業の育成のための仕組みも分かるが、参加者が少ないことにより一抜け方式などを行っても同一業者が落札してしまうことを改善すべきと考えるが、入札者が参加しやすいようにするなどの方策は考えているのか。

建設管理課長

今年度からの取組であるが、技術力の配点を極力減らし地元貢献を重視したパッケージ型の総合評価方式の試行を行っている。この取組により技術力が強い企業のみが受注してしまうということについては改善できると考えている。

金子委員

- 1 これまで設計労務単価を4回引き上げているが、現場労働者から「賃金は僅かに上がった」又は「変わらない」という声を聞いている。重層する下請業者の賃金への影響をどのように把握しているのか。また、重層下請構造をどのように改善していくのか。
- 2 建設業退職金共済制度について伺う。県内の建設業退職金共済制度の加入者数はどれくらいか。共済証紙の貼付実績報告書に基づいた状況把握はどのようになっているのか。二次、三次下請業者への制度の普及と共済手帳の取得推進のための対策はどう進められているのか。
- 3 追加資料28「ゲリラ豪雨の発生状況とその対策について」伺う。昨年度、豪雨被害が越谷市新方川で発生し、緊急的な対策が進められている。また、今年度も県南西部で

河川の氾濫が発生した。このような災害に対して、危険河川の把握及び対応策について伺いたい。

建設管理課長

- 1 複数の建設関係団体との意見交換の場で、実態の把握に努めている。また、建設関係団体に対しては、労働者への適切な賃金水準の確保について、繰り返し要請を行っている。不要な重層下請は施工責任の不明確化や安全性の低下、また下位にいくほど労働者の賃金が下落する傾向にあり、県では10月1日から重層下請改善工事の試行を始めた。これは実質的に施工に携わらない企業の妥当性を施工体制台帳等で確認していくとともに、受注者には下請次数の抑制に努めていただくものである。
- 2 建設業退職金共済制度についてであるが、県内の共済契約者数は、平成27年度末で4,983社である。県発注工事においては、埼玉県土木工事共通仕様書に基づき、請負者に掛金収納書の写しや証紙の使用状況を県に提出させており、制度の普及に努めている。県では、毎年8月と12月に建設業関係団体に対して、公共工事のみならず民間工事においても建設業退職金共済制度の普及に努めるようお願いしている。また、6月から7月にかけて、県内全域で各県土整備事務所管内ごとに建設会社に対してコンプライアンス研修を開催しており、建設業退職金共済制度の加入促進を図るとともに、共済証紙の購入と貼付をお願いしている。

参事兼河川砂防課長

- 3 昨年の関東・東北豪雨で起こった水害と、今年の台風9号で起こった水害では状況が異なる。昨年は内水被害であり、今年は河川が溢れた外水被害である。危険箇所の把握及び対応策については、まず、河川管理者として堤防の高さが足りない箇所や堤防の幅が計画の2分の1未満の箇所などを、水防上特に注意が必要な箇所として、県の水防計画に「重要水防箇所」として定めている。県内には3,014箇所、448キロメートルある。このような箇所は、非出水期に点検を行うとともに、洪水時は集中的に監視している。次に、水防法第11条に基づく「洪水予報河川」を指定して危険を周知している。県内では4河川である。また、「水位周知河川」として県内14河川で水位の周知を行っている。

金子委員

- 1 建設業退職金共済制度について再度質問するが、公共工事の下請業者が加入を拒否したり、辞退するようなことはあるのか。その場合にはどう指導するのか。また、県内で建設業退職金共済の手帳を持っている人の数は。
- 2 ゲリラ豪雨により、新方川流域では内水被害が発生し、堤防かさ上げ工事を実施している。こうした工事に対して、仕様書どおりの工事がなされているのかについて、県のチェック体制を伺う。

建設管理課長

- 1 県の発注工事では、建設業者が加入を拒否したり、辞退しているという状況はないと認識している。契約時に元請業者と「契約時における確認票」を取り交わしており、労働者の共済手帳に証紙を貼付していることを確認している。被共済者数は平成27年度末で、8万1,550人である。

参事兼河川砂防課長

2 工事における管理については、まず、工事に先立ち請負業者に施工計画書を提出させ、施工方法や品質管理について確認している。また、工事中における中間検査、完成時の検査と段階的に確認をしている。その際、必要があれば手直しをさせることもある。工事完了後は、重要水防箇所位置に位置付け3年間監視し、状況を確認しながら地域の安全を守っていく。

並木委員

追加資料17の歩道の整備延長が前年度に比べて少なくなっている理由は何か。また、歩道を設置する際の基準はあるのか。

道路環境課長

歩道整備には用地買収を伴うため、用地買収が多い年度と工事が多い年度で違いが出てくる。平成27年度は工事が少なかった結果である。歩道整備は通学路で歩道がない箇所や狭い歩道、駅前など歩行者が多いところなどを優先的に整備している。

並木委員

市町村要望の対応状況についてはどうか。また、歩道整備の現在の状況はどうなっているか。

道路環境課長

市町村要望の対応状況については手元に資料がない。整備状況については、平成27年4月1日時点の県管理道路の歩道整備延長は72.3%、一方、通学路に指定されている県管理道路の歩道整備率は82.4%となっている。

岡委員

追加資料33の入札の不調・不発発生状況について伺う。なぜ不調・不発の件数がこれほど多いのか。また、不調・不発した案件を翌年度に持ち越した際に契約ができていないのか。

県土整備政策課長

理由は様々あるが、入札参加者がゼロであったものが30件、入札参加者が1者であったものが16件、最低制限価格を下回ったものが20件である。翌年度に契約を持ち越したものについては、全て契約できている。

岡委員

業者が積算している入札額と県の設計積算額は基本的にそれほど差はないと認識しているので、なぜ不調・不発が起きるのか理解できない。何が原因なのか。

県土整備部長

基本的には人手不足が主な原因である。そのため、年度後半の繁忙期には利益率が低い工事が敬遠され不調・不発につながっている。対策としては労務単価を上げ、利益率の改善を行っている。また、競争性の確保の観点から1者しか応札者がいない場合、入札を執行していなかったが、最近では競争性が十分確保された入札であれば1者でも認めている。

中屋敷委員

事項別明細書説明調書353ページの「国庫支出金」について伺う。国に要望を行っていると思うが、社会資本整備総合交付金の措置状況はどのようになっているか。また、事故繰越しとの関係はどうなっているか。

道路街路課長

例を挙げると、道路の交付金については社会資本整備総合交付金や防災安全交付金などを国に要望している。要望に当たっては、当該年度で執行可能な額を最大限要望するようにしている。国からは、国の予算との関連で基本的に前年度とほぼ同額の内示となっている。国ではインターチェンジへのアクセス道路など重点配分する分野を示しており、このような整備については重点的に要望している。

県土整備政策課長

要望に対する国の措置状況は42.1%である。事故繰越しについては制度として認められており影響はないと考えている。

中屋敷委員

42.1%という数字は要望額の半分にも満たないが、今後措置状況を改善していくためにどのような努力を行っていくつもりか。

県土整備部長

埼玉県にはこれだけ用意があるという意思表示を行っている。実務的には、国の交付金予算のシーリングを勘案しながら予算の要求方針を決めている。また、河川事業については災害関係等、特に手厚く措置してもらえる部分についてはその都度積極的に要望している。

なお、先ほどの42.1%という数字には市町村の分も含まれている。市町村の措置状況はさらに低く抑えられている状況にあり、それが反映された数字である。

【説明者】

名和肇病院事業管理者、砂川裕紀病院局長、星永進循環器・呼吸器病センター病院長、坂本裕彦がんセンター病院長、岩中督小児医療センター病院長、長尾真理子精神医療センター病院長、吉田弘行病院建設部長、笠原実循環器・呼吸器病センター事務局長、須藤喜弘がんセンター事務局長、森美秀小児医療センター事務局長、小林清剛精神医療センター事務局長、河原塚聡経営管理課長、中山昌克小児医療センター建設課長

【発言】

岡田委員

平成27年度は医師確保についてどのような取組を行い、成果と課題はどのようなものがあったか。また、追加資料5-4を見ると、平成27年度の常勤医師の退職者44人のうち、転職を理由とする退職が39人と圧倒的に多い。転職を理由とする退職が多い理由と、転職防止対策について教えてほしい。

経営管理課長

転職を理由とする退職者が多いのは、医師は大学医局のローテーションの関係で異動することが多く、それに伴う転職が多くなっているためである。県立病院は、高度、専門、特殊医療を担っているため、医師がスキルアップできる症例が多い。そうした医療に対応できる高度な技術を持った医師がいることをアピールして医師確保を図っている。また、職場環境の充実や教育機会の提供などに努め、医師確保を図っている。

杉島委員

- 1 損益計算書について、医業外収益である負担金交付金は、どこから交付されるものか。また、年度によって金額の増減があると思うが、増減に影響を与える要素は何か。次に、特別損失のうち、雑損失15億円はどのような中身か。次に、その他特別利益はどのような中身か。
- 2 平成27年度は70.7億円の純損失を計上し、繰入金も82.6億円と増加傾向であるが、この状況をどのように捉えているのか。また、4病院全体の医業損益は約92億円の赤字となっており、決算事業報告書の27ページの「報告セグメントごとの営業収益等」を見ても、循環器・呼吸器病センターが約20億円のマイナス、がんセンターが約35億円のマイナス、小児医療センターが約22億円のマイナス、精神医療センターが約9億円のマイナスとなっている。不採算医療への対応は県の役割であり大変重要であると思うが、各県立病院の赤字の特性や赤字額がイコール不採算医療への貢献額となっているのかどうかについての認識を教えてください。
- 3 追加資料12の医療圏別患者数のデータを見ると、各県立病院は地域の医療機関として定着していることが分かるが、医療圏別の患者の偏在状況について、県立病院が果たす役割をどう考えているのか。また、県東部、県北部などは県外医療機関に依存している部分もあると思うが、患者の流出入が収益に与える影響をどう考えているか。

経営管理課長

- 1 負担金交付金は、一般会計からの繰入金である。繰入金については、地方公営企業法に基づき、総務省の繰出し基準に従って頂いているものである。一般的な医療では対応できない、高度・特殊あるいは採算を取ることが困難な分野に対応するために一般会計から頂いている。増減に影響を与える要素としては、平成27年度決算における増については、総務省の基準において、建設の際に発行している企業債の元利償還金のうち2分の1を一般会計から繰り出すという項目が増えたことがある。それ以外には、例えば高度専門医療を提供するために医療法で定める標準人員を超えて配置している医師の人員費や、高度な医療機器の減価償却費や保守委託料などに繰り入れているため、それらにより大きく影響を受ける。雑損失の内容については、主に控除できなかった消費税分である。病院事業においては、控除できない分が相当額発生する。その分が約15億200万円あり、雑損失に計上している。続いて、その他特別利益の内容についてであるが、特別利益全体の約20億8,600万円のうち、主なものとしては、がんセンターの職員公舎を売却したことによる売却益が約4億9,300万円、平成26年度の地方公営企業法改正に伴う収益が約15億4,200万円、小児医療センター新病院の土地からヒ素が出たことによるURからの撤去負担金が約4,700万円などとなっている。
- 2 病院事業では約92億円の医業損失を計上しているところであるが、県立病院は、高度、特殊あるいは不採算であるが専門の医療を提供しており、全県を対象とした三次医療を担っている。そのような医療を提供する県立病院は、県民に対して十分な貢献をしていると理解している。
- 3 県外への流出入のうち、県外への流出については病院局では把握していない。県外からの流入については、平成27年度の患者数に占める県外患者の割合は、外来は循環器・呼吸器病センターで1.7%、がんセンターで3.3%、小児医療センターで7.0%、精神医療センターで5.1%である。入院は、循環器・呼吸器病センターで2.1%、がんセンターで3.1%、小児医療センターで6.7%、精神医療センターで2.8%である。県外への流出入の影響は一概には判断できない。県立病院としては、病院機能を更に充実することで全県の患者にも利用していただく病院になるよう努力していく。

杉島委員

- 1 負担金交付金については、総務省の基準にのっとったものであり、今回は建設費用についての項目が増えたので増加したとの話であったが、精神医療センターに係る分の負担金交付金が減ったとも聞いている。一般会計からいくらでも出せるわけではないため、建設のために増加した分、ほかが減るといふし寄せがあったのではないかと考えているためである。県立病院が不採算医療を担う公立の病院だということは理解しているが、不採算医療を担う病院であっても収益性の高い分野の医療も提供していれば、経営としては黒字になることは可能かもしれないと考える。不採算医療を担っているから赤字になっているのか、それ以外の部分で赤字になっているのかは決算書の数字だけでは分からない部分がある。不採算医療以外の部分を含めた収支の状況をどのように考えているのか。
- 2 不採算医療の貢献度について質問したのは、セグメントごとの医業損益のマイナス分が、不採算医療への貢献につながっているのかどうか、決算で見るべき視点なのではないかと考えているためである。県立病院が不採算医療を担う公立の病院だということは理解しているが、不採算医療を担う病院であっても収益性の高い分野の医療も提供していれば、経営としては黒字になることは可能かもしれないと考える。不採算医療を担っているから赤字になっているのか、それ以外の部分で赤字になっているのかは決算書の数字だけでは分からない部分がある。不採算医療以外の部分を含めた収支の状況をどのように考えているのか。
- 3 全県の患者にも利用してもらえる病院になるとのことだが、全県を対象としながら、

地域によっては県外に患者が流出してしまっている。流出の状況は把握していないとのことだが、地域偏在をもっと考えていかなければならない。この状況をどう考えるのかも一度聞きたい。

経営管理課長

- 1 建設に係る負担金交付金が増加してもほかの項目が減るなどの影響は出ない。それぞれの分野で採算が取れないと認められているものに対して負担金交付金を頂いている。運営に係るものは運営に係る負担金で、建設に係るものは建設に係る負担金という構造になっている。一般会計部局の査定により一律で何%削減されるというものではない。病院局の経営努力で収益を上げることで負担金交付金が下がっていくことにはなるが、それでも収益が上がらない部分を補うというのが負担金交付金の性格である。
- 2 不採算医療のマイナス分を収益性の高い分野を行っていくことでカバーできるのではないかという点については、民間の医療機関が行っている分野を県立病院が担うのはどうなのかという議論がある。県立病院として担っていくべきなのは、高度・専門・特殊である医療であり、また、民間の医療機関では担うことができない分野を補うという分担をして三次医療機関としての役割も果たしている。このため、繰入金なしに黒字化するのはかなり困難であると考えている。
- 3 県立病院は全県を対象としているが、その一方で各地域に所在しているので、どうしても所在する医療圏からの患者が多くなるのは事実である。県立病院としては、現在の所在地でもなるべく全県から来院いただくようにPRし、全県を対象とした医療の提供に向けて努力していきたい。

杉島委員

不採算医療分野についてしっかりやっけていただいているということだが、精神医療センターの運営に係る負担金交付金が減った理由は何か。

経営管理課長

精神医療センターは、入院収益・外来収益ともに伸びているので、それが繰入金を算出する際に加味されたことで繰入金が減ったものである。

萩原委員

- 1 本県医療の最重要の課題は医師、看護師の確保である。県民のための医療を考える上で、医師の確保とともに看護師の確保が必要である。決算事業報告書4ページの「職員に関する事項」に病院ごとの医師及び看護師の人数が出ているが、各病院の定数と欠員はどうなっているのか。
- 2 各病院で、医師の欠員が5年以上続いている診療科はどこか。
- 3 各病院の非常勤の医師数、歯科医師数について、3年間の推移はどうなっているのか。
- 4 追加資料18の「県立4病院の院内保育所の状況」と各病院の看護師数と照らし合わせると、がんセンターでは利用者11人に対し看護師数は478人、小児医療センターは利用者16人に対し看護師数は448人、精神医療センターは利用者2人に対し看護師149人である。いずれも利用率は3%前後であるが、この数をどう考えるべきなのか。もっと利用したい人がいるのではないかと考えるがどうか。

経営管理課長

- 1 病院局全体の平成27年10月1日時点における医師の定数は279人、現員は264人で充足率は94.6%である。また、看護師の定数は1,544人、現員は1,499人で欠員は45人である。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 2 循環器内科、消化器外科、脳神経外科でなかなか人員の確保ができずに、欠員の状況が続いている。
- 4 循環器・呼吸器病センターは院内保育所を有していないが、看護師、女性医師が増えており、要望が強いため、来年度以降に整備するように準備を進めている。

がんセンター病院長

- 2 病理診断科、放射線診断科、麻酔科、血液内科が5年以上欠員である。これらの科は全国的にも医師不足と言われている。鋭意採用活動をしているが充足できていない。引き続き努力を続けていく。
- 4 院内保育所については、できるだけ自宅近くの保育所を希望する看護師が多い。祖父・祖母を含めた家族が比較的自宅近くに住んでいて安心感があるというのが理由になっている。ただ、そうした条件に恵まれた方ばかりではないため、便宜を図っていきたい。定員には達していないため、PRを続けていく。

小児医療センター病院長

- 2 小児医療には、特殊な外科専門領域があり、全国的に医師が不足している。欠員が5年以上続いている診療科は心臓血管外科のみである。先代の病院長が担当していたが、退職した後は、欠員になっている。新病院となるため、集中治療医、麻酔医、新生児科医、救急診療科医の定員を、平成25年度から前倒しで増やしてもらっている。現在、歯科を含めて現員は99人で、15人の欠員となっている。平成29年4月には、114人にまで常勤医師を増やす予定であり、新病院がオープンしてから3か月目の時点で、1人から2人の欠員のみになるまで常勤医師を確保できると考えている。
- 3 非常勤医師は49人の定員に対してほぼ充たされているが、平成29年4月までには45人から46人まで増やす自信がある。

歯科には、現在常勤医師が1人いる。全身麻酔を必要とする歯科治療や、特殊な治療、例えば骨髄移植という造血幹細胞移植を行う際、口の中に虫歯があると必ずと言っていいほど移植中に感染症にかかるため、その前処置などに専念してもらっている。小児医療センターの専門的な歯科医療を行うためには、もう少し増員が必要であると考えている。一般の小児歯科では、虫歯の治療や歯並びの矯正などであるが、小児医療センターの場合、生まれつきの顎の異常など様々な症状の患者がいるため、専門医が必要になる。ただ、それぞれの疾患の専門医を常勤で雇用することは不可能であり、実用的ではない。そのため、非常勤医師として専門医を4人、曜日を決めて、交互に勤務してもらい、必要な顎の治療、矯正治療、インプラントなどの様々な治療をしてもらっている。埼玉県の小児歯科診療は非常にせい弱である。一般の小児歯科病院から手に負えないと言われる子供や、多動障害などの発達障害があつてじっとしてられない子供が増えている。それに応じた常勤医の確保については、病院局と協議していきたい。
- 4 院内保育所は職場の保育所であることから、職員の自宅近くの認可保育所に空きが生じると、そちらの保育所に移ることが多い。調査時点の利用者は16人であるが、利用

者はおおむね15人から20人で推移している。認可外保育所ではあるものの、基本的には有用に機能していると考えている。復帰するのが年度途中になると、認可保育所への入所ができないため、認可外の院内保育所が利用される。ところが、年度が変わり認可保育所に入所できるようになると、特に、看護師は自宅近くの認可保育所を利用することが多い。一方で、女性医師は病院近くの公舎に居住している者が多いため、保育所利用者は、女性医師が多い。

精神医療センター病院長

- 2 精神医療センターは精神科単科の病院で、医師の定数は25人である。ここ数年は充足したことはなく、おおむね23人から24人で推移している。
- 4 精神医療センターの特徴として、ほかの病院よりも男性看護師の数が多いことがあり、4割程度が男性看護師である。その影響もあり、このような利用者数になっているのではないかと推察している。

経営管理課長

- 3 病院局で定数管理をしている週29時間の非常勤医師・歯科医師の各年度の10月1日時点の数は、平成25年度に定数56人に対し現員48人で、8人の欠員である。平成26年度は定数57人に対し現員は47人で、10人の欠員である。平成27年度は定数63名に対し現員が50人で、欠員が13人である。

萩原委員

- 1 様々な状況や理由があると思うが、医師の定数が満たされていないことで、患者にはどのような影響があるのか。また、患者への影響以外についてはどのように考えているのか。そもそも定数とはどのように決められ、何のためにあるものなのか。国が決めたものなのか、県で決めたものなのか。
- 2 家族の状況や自宅からの距離などもあると思うが、料金の高い認可外保育所を利用するよりも院内保育所を利用した方がいい場合もあるはずである。循環器・呼吸器病センターでは、今後院内保育所を設置するとのことだが、ほかにも整備や充実を考えている病院があるのか。また、保育士を確保して院内保育所を充実させることが看護師の確保にもつながると思うが、保育士の確保の状況はどうなっているのか。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医師の定数については患者側と医師側との両方の観点がある。患者サービスの低下にならないことや、医師の労働が過重にならないことの観点から定数を定めていると考えている。毎年、医師確保に向けて様々な努力をしているが、それでも定数が埋まっていない。病院長だけでなく、各診療科の科長や副科長も知り合いや後輩を誘うということまでしている。今後も医師確保に努力していく。
- 2 現在、院内保育所の準備を進めているところであり、保育士を十分確保できるようにしていきたいと考えている。

循環器・呼吸器病センター事務局長

- 2 現在、院内保育所については、ほかの県立病院と同様に委託して運営することを考えている。保育士の確保等については委託契約の中で対応していく予定である。

経営管理課長

- 1 病院の運営にはマンパワーが必要である。医師、看護師、コメディカルは必要であるが、確保には上限があり、条例の中で定数として定められている。
- 2 院内保育所の料金については、公立保育所の料金や、県内のほかの院内保育所の料金等を踏まえて設定している。

病院事業管理者

- 1 医師の実数は医療法で定められている数を満たしており、法令違反にはなっていない。ただ、高度医療を行うにはその数では足りないので、その分の欠員が出ている。看護師についても同様である。

萩原委員

5年以上定数が満たされていない診療科について、今後、病院局としてどのような方向性を持って対応していくのか。

病院事業管理者

各病院長が大学などに依頼している。大学も医局制度が破綻しているので医師を出せないのが実情である。そこで、麻酔科医師などは民間で人材を紹介してくれる会社を利用している。それ以外の診療科の医師についても、人材紹介会社を活用しているが、良い医者はなかなか来てくれない。すぐに充足するのは難しいが、努力していきたい。

萩原委員

保育士の確保については独自に行っているのか。

経営管理課長

院内保育所は全て委託で運営しており、各病院で独自に保育士を採用することは考えていない。

荒川委員

これだけ看護師不足が叫ばれているのに、循環器・呼吸器病センターでこれから院内保育所の整備を始めようとしているのはなぜか。また、がんセンターでは保育所完備とうたっているのであれば、徹底的に完備したらどうか。無認可保育所というが、普通の認可保育所よりも医者がそばにいるのだからよほど安心・安全だと思う。院内保育所は医師がいるから安心・安全だというような体制に整えられないのか。今の保育料がいくらかも教えてほしいが、保育料は無料でもいいのではないか。そうすればみんな利用する。そのくらいの決断をすれば潜在的な看護師がたくさん採用できると思う。特に、循環器・呼吸器病センターは不便なところにある。中途半端ではなく、周辺の保育所よりも良いものを整備して、ほかの保育所に行っているのを院内保育所に来てもらうようにしなければならない。がんセンターの院内保育所も、周辺の保育所よりも保育士などをしっかり完備して、皆が視察に来るくらいの場所にしてもらいたいがどうか。

経営管理課長

保育料は、がんセンターと小児医療センターは同額である。3歳未満の場合は月額4万3,200円、3歳が3万200円、4歳以上が2万5,900円である。夜間について

は3歳未満が1回当たり2,060円、3歳が1,440円、4歳以上が1,290円である。活用してもらえよう努力をしているところだが、院内保育所の運営は当然のことながら保育料だけではまかなえず、病院事業の事業収益の中から賄っていかなければならない部分がある。それらを勘案して現在の保育料の設定になっているので、御理解いただきたい。

循環器・呼吸器病センター事務局長

院内の全職員にかつて行ったアンケートでは利用希望者が少なかった。しかし、県立4病院で異動もあるため、県北の病院に院内保育所がないのは困るので整備してほしいという要望が多数あった。また、夜間保育を行わないと、将来的に夜間勤務の看護師が確保できないという危惧もあり、現在計画を進めているところである。

水村委員

- 1 決算書2ページの「支出」に特別損失の項目がある。年度途中で補正予算等を組んでいて、最終的には不用額が約39億円となっているが、どのような処理がなされたのか。
- 2 事業報告書9ページの「事業費に関する項目」にある特別損失のうち、手当等が当年度分は0円になっているが、前年度は約10億円ある。この理由は何か。
- 3 追加資料9に過去3年間の救急患者の治療件数の推移があるが、がんセンター以外は件数が減少傾向にある。この理由は何か。救急患者の受入れを断ることが多いということか。
- 4 近年、医療過誤によって訴訟を起こされるケースが報道されることがある。県立病院において、そのようなケースがあるか。また、裁判にならなかったとしても、和解、金銭等による賠償をしたことがあるのか。

経営管理課長

- 1 特別損失については補正等も行って最終的には39億円の不用額が生じているが、これは小児医療センター現病院に係る減損損失の部分であり、現金支出を伴わないため予算の超過支出として処理している。
- 2 平成26年度の会計処理の変更により、前年度に当たる12月から3月までの期間の賞与に相当する部分については賞与引当金を引き当てることとなったが、平成26年度については、制度導入初年度であり、前年度に引き当てていないため、賞与引当金相当額を特別損失に計上したものである。制度導入初年度の平成26年度限りで発生する特別損失であるため、平成27年度は特別損失に計上していない。
- 4 訴訟等は、平成27年度は5件ある。和解による賠償保険額については合計で19万3,742円となっている。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 3 救急患者の数が減少しているのではないかと指摘であるが、平成25年度までと異なり、平成26年度以降は軽症の患者数を除いた数になっている。実質的な救急患者の数はほとんど変わっていない。同じ診療科に関する患者が続けて来院する場合や、カテーテル治療中、手術中などの処置をしている場合は、残念ながら多少は断ることもある。

小児医療センター病院長

- 3 平成10年代半ばから平成22年までは、一部の医療圏では、小児救急の一次医療体

制が崩壊していたため、全てを小児医療センターで対応していた。この間は、年間1万人を超える患者を扱っていた。小児医療センターは三次医療を担当している専門病院であることから、地域の医師会の先生方と繰り返し意見交換を行い、平成23年度以降は、少しずつ一次医療を地域に戻してきた。特に、さいたま市では、小児救急の二次輪番体制がほぼ完備された。現在は、救急患者は三千数百人となり、来院する患者のうちかなり多くの方が入院となっていることから、現在は三次医療機関としての適切な救急対応を行っている状況である。平成29年1月からは、救命救急センターとなり、救急告示をして救急体制を整える。小児医療センターは、これまでは小児の内因性の疾患の救急対応が多かったが、今後は、外傷等も含めた救急対応を行っていく。恐らく、平成29年度は救急患者が増加すると考えている。

4 平成27年4月に私が病院長に就任してから2件和解した。現在、係争中の案件は1件もない。

精神医療センター病院長

3 件数の減少にはいくつかの理由があると考えている。一つは、平成25年度と平成26年度は、危険ドラッグの患者が多く、救急で当センターに運ばれる事案が多かったのではないかということである。ほかの理由としては、俗称で「スーパー救急病棟」と呼ばれる、精神科救急を受ける病院が県内で少しずつ増えてきており、夜間の輪番が動いていない時間帯でも軽症の救急患者を受け入れていただけるようになったことも影響していると考えられる。ただし、当センターとしては、薬物患者や外国人の方などの、治療が困難である方については継続して受入れを行っている。

4 現在係争中の案件は2件である。

松坂委員

救急医療管理加算については、各病院ではどのくらいの医業収益につながっているのか。

循環器・呼吸器病センター病院長

例えば、気胸の救急患者が多数来院するが、以前は加算が取れていたものが制度が変わり加算がなくなった。数字としては分からないが、認められていた加算が認められなくなることがある。

経営管理課長

医業収益にどの程度反映されているかは把握していない。

松坂委員

厚生労働省からは、救急医療管理加算について、乳幼児加算や小児加算の点数が示されている。会計事務処理の中で適切に処理していると思うが、管理上の問題であるので、もう一度再確認させていただきたい。

経営管理課長

救急医療管理加算については、各病院でしっかり算定している。診療報酬の体系に基づいて算定しているが、各病院の金額については現在、手元に資料がない。

松坂委員

救急医療管理加算についての病院ごとの内訳について委員会として資料要求したい。

循環器・呼吸器病センター病院長

先ほど、気胸については加算が認められなくなったと説明したが、病院全体では救急医療管理加算を算定している。全例について認められているかは不明であるため、後ほど資料を提出させていただきたい。

委員長

ただ今、松坂委員から救急医療管理加算の病院ごとの内訳について資料要求があったが、本委員会として要求することとしてよろしいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、そのように決定した。

金子委員

- 1 がんセンター、小児医療センターはともに移転・新設となったが、調査費、土地購入費、建設費、移転費、機器購入費など合わせると、それぞれどれくらいの費用がかかったのか。
- 2 所得の低い患者に対して、どのように対応してきたのか。また、県のホームページを見ると、「無料低額診療事業について」というページがある。そこでは、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行うという事業であると説明されている。無料低額診療事業について県立病院は対応しているのか。

経営管理課長

- 1 がんセンター新病院に係る調査費、土地購入費、建設費、移転費、機器購入費等を合計すると、約311億円であった。小児医療センター新病院については、現在も事業実施中のため、最終的な数字ではないが、約542億円になると見込んでいる。
- 2 所得の低い患者への対応だが、生活保護を受けている方については生活保護からという形になるが、基本的には費用を頂いているのが現状である。無料低額診療については、現在、県立病院は行っていない。

小児医療センター病院長

- 2 小児医療に関しては、多くの患者は、乳幼児医療費の補助などで個人負担がなくなっている。これは、入院でも同様である。また、小児医療センターの患者の半数は、小児慢性特定疾患、難病対象疾患等であり、今回対象疾患が700以上追加されたので、基本的に、家族が負担する額は、かなり低いものになると思われる。ただし、それなりの負担がある患者がいることについては、今後無料低額診療事業の範囲に入ってくると思われる。

金子委員

乳幼児医療費の無料化の制度などはあるが、小児医療センターについては、所得の高い患者だけではなく、所得の低い患者も高度専門医療を受けられるよう、県が率先してこの事業を行うべきではないか。

経営管理課長

県立病院として対応すべきという考え方は理解できる。例えば、救急車で搬送された場合は対応している。そのほかの通常の診療については、県立病院は高度専門医療を担う第三次医療機関という位置付けであるのに対し、無料低額診療事業はまずは生計困難者の初期診療の受診機会を制限しないようにするという事業ではないかと理解している。このようなことを勘案して検討しているが、現状では県立病院で事業に取り組むのは難しいと考えている。

須賀委員

県立病院が不採算分野の医療を担っているということは理解できるが、赤字が出ていることも事実である。ほかの自治体立病院では、経営が悪化しているために地方独立行政法人化しているところがあるが、県立病院の地方独立行政法人化を検討しているのか。また、地方独立行政法人になじむ病院、診療科についてどう考えるか。

経営管理課長

地方独立行政法人については、公立病院の経営改善をしていく上での一つの形態だと考えている。現状の地方公営企業法の全部適用も同じように一つの形態である。地方独立行政法人は県とは別の法人になるということであり、地方自治法や地方公務員法の適用がなくなるということになる。他都道府県では経営が悪化したことにより地方独立行政法人になっているとのことについて、自由度が高まるということはいえるが、経営として地方独立行政法人がいいのか地方公営企業がいいのかは一概には判断できない。本県の病院事業については、どのような手段で経営改善していくかを検討しており、地方独立行政法人についてもその内容を調査しているところである。その上で、どのようにしていくかは小児医療センター新病院開院や循環器・呼吸器病センター新館開設が一段落したところで検討していきたい。また、地方独立行政法人になじむ診療科ということだが、地方独立行政法人が新たに医療観察法に基づく診療を行うことはできないが、本県のようにもともと公立病院で医療観察法に基づく診療を行っていたところが、地方独立行政法人になって引き続き診療を行うことはできる。したがって、現時点で県立病院の中で地方独立行政法人になじまないところはないと考えている。

須賀委員

地方独立行政法人になると中期目標を立てるなど経営責任が明確化し、運営が機動的になると言われているが、実際のところどうなのか。

病院事業管理者

地方独立行政法人に向くのか向かないのかという点では、現状、他都道府県では精神科などが公務員型の地方独立行政法人になっている例もある。これは現在の地方公営企業法全部適用と変わらない。また、非公務員型というものもあり、これは県と切り離されて独立で運営するという形態である。ただし、地方独立行政法人化したからもうかるかという

ものではなく、要はやり方であると考える。地方公営企業法全部適用でも、事業管理者が責任を持って運営することで結果が変わってくる。県立病院は、県民のための医療の最後のとりででもあるので、高度で人手がかかる部分を不採算を理由に切り捨てるわけにはいかない。ほかの部分でカバーできないかと考えているが、引き続き、地方独立行政法人化については検討をしていく。国の独立行政法人も設立から約10年が経過し、状況が見えてきたので、その状況も参考にしていきたい。

中屋敷委員

がんセンターについて伺う。新病院が開設以来、努力されて改善の傾向が出ていることは非常に好ましいと思う。しかし、私が気になるのは、恐らく新病院前はもう少し高かったと思うが、病床利用率が71.2%にとどまっていることである。努力していることや、機能強化として緩和ケアの病床数を倍にしたことなどは理解しているが、機能強化に伴って病床利用率が下がっているということはないのか。せっかく強化した機能がどう使われているかを教えていただきたい。例えば、緩和ケア病床を36床に増やしたが、それがどの程度利用されているのかが伝わってくれば、この先の努力によって病床利用率などが向上していく可能性が非常に高いということが分かる。今は、その辺りが見えてこない。そのことを少し細かく説明していただきたい。

がんセンター病院長

がんセンターの病床利用率は、全体で見ると71.9%であるが、以前から目標にしたいと申し上げていた80%にはまだ至っていない。その理由を我々も考えているが、一つには新病院に向かって人員を定数増で対応したが、高度医療の提供と高齢化社会に伴い必要なマンパワーが急激に増えており、部署によっては医師も看護師もコメディカルも足りていないことがある。十分に定数増ができていなかった部門が徐々に認識できてきたので、それを充実していくことが必要であると考えている。

緩和ケア病棟に関しては、平成27年度までは50%前後の病床利用率であった。平成28年4月からは、緩和ケア病棟を十分に機能させるために、10人の看護師を増員することができた。医師も1人増員したので、緩和ケア病棟は改善が見えており、70%程度に病床利用率が増えている。緩和ケア病棟はマンパワーが特に必要な部門である。がんセンターで年間700人を超える方が死亡しているが、おおよそ半分は緩和ケア病棟に集中する。スタッフが心を込めて対応していればいるほど、精神的なダメージを負ってしまうのが現状である。スタッフに、軽く考えればいいとは言えない問題であり、患者、家族の気持ちに寄り添って良い終末期を迎えていただくためには、それなりの思い入れや献身が当然必要となる。そういった意味でスタッフの消耗が激しい。若い看護師が、とてもできないからという理由で退職することもあった。職員が疲弊し、切れてしまわないように、ローテーションや人数的な余裕が、今まで想定していた以上にもっと必要である可能性はあると思っている。

医療の質を高めるには、どうしてもマンパワーと費用がかかる。その中で、いかに効率を高めて、高度で質の高い医療を提供できるかが、検討していくべき課題であると思っている。今後、病床利用率を含め、更に効率を高めることを目指してまいりたい。

山下副委員長

平成27年度決算では当年度純損失が約70億円の損失を余儀なくされたことから、剰余金が約4億円になっている。資本金が300億円弱なので、もう少し損失を出せば、危

うく病院局は資産よりも負債が多い、欠損事業体ということになる可能性があったというのが、平成27年度決算の概況である。民間だと3年連続で資産より負債が多い欠損だと、銀行からの融資を受けられない。欠損は大変怖いレッテルを貼られるということである。今回は約70億円という損失で辛うじて欠損事業体という汚名を回避できたというのが、今回の平成27年度決算の全体概要だと思っている。そこで、いくつか質問する。

- 1 見方を変えれば、当年度純損失を70億円に調整したのではないかという可能性もあるが、翌年度以降に持ち越した特別損失があるのか。
- 2 一般会計からの負担金交付金の額によって、欠損事業体になるかならないかの岐路になったと思うが、負担金交付金の額を調整したのか。
- 3 小児医療センターで39億円の資産の減損を行っているが、ほかの循環器・呼吸器病センター、がんセンター、精神医療センターでは資産の減損を行うような含み損はあるのか。

経営管理課長

- 1 純損失70億円を調整して翌年度以降に繰り越した特別損失等はない。平成27年度に発生したものは特別損失に計上している。
- 2 負担金交付金については、繰入金を頂く基準が決まっており、それに基づいて収益が上がらない部分について頂いており、増やしたりするような調整は行っていない。
- 3 今のところ減損する資産はないと考えている。

山下副委員長

確認するが、病院局は含み損がないので、資産より負債が多い欠損事業体ではないということなのか。

経営管理課長

平成27年度末時点ではそうである。

山下副委員長

含み損はないということだが、退職給付引当金については会計基準変更時の差異を分割して計上しているもので、50億円くらいの含み損があるのではないか。そうだとすると病院局は資産よりも負債が多い欠損事業体であると考えられるが、そうではないというのはどういうことか。

経営管理課長

退職給付引当金については、平成26年度の会計制度変更によって引当金を積み立てるようになった。全部引き当てられない部分については、15年間にわたって分割して積み立てることができるということが、法令等に定められているので、それについてどのように見るかということはあるが、適正な処理をしていると考えている。

山下副委員長

決算の数字を見る限り、欠損事業体にならないように損失を70億円に抑えたというような目で見られても仕方がないと思う。含み損はないとはっきり言い切ったように感じたが、私は、恐らく今の時点で抱えている損失のようなものがあるのではないかと思っている。貸借対照表を見ても、資産よりも負債が多く、欠損事業体ではないのかもしれないが

すれすれの状態である。含み損があるとすれば、債務超過事業体になってしまう。含み損については、あるかないかという話を繰り返すことになってしまうので、病院事業管理者に、病院局は欠損事業体であるかどうかということについて見解を伺う。

委員長

暫時休憩する。

(休 憩)

委員長

委員会を再開する。

病院事業管理者

結局、利益を出す以外に方法はない。そのために、今の70%台の病床利用率を、今後何としても80%台にし、患者を増やしていく。それによって利益が出るようになるので、欠損金を埋めていく。患者を増やすためには医療連携が大事である。医療連携は事務職員が開業医のところに行っても話にならないので、各病院の医師が積極的に働き掛けて患者を増やすことが重要である。また、手術についても増やすことが重要である。

利益を出す上でもう一つのネックとなっているのは、DPCという制度であり、これは入院する場合の診療報酬算定を包括評価して行うものであるため、放射線治療などは何回行っても報酬にならなくなっている。そのため、外来に注力しているが、外来に患者が集中すると待ち時間が長くなってしまっているので、その解決もしなければならない。そのような様々な対応をそれぞれの病院に指示しており、利益を上げるよう頑張っていく所存である。

【説明者】

奥野立公営企業管理者、井上桂一企業局長、棚沢利郎管理部長、松本稔水道部長、前沢幸男総務課長、清水匠財務課長、鈴木柳蔵地域整備課長、中島俊明水道企画課長、矢口正道水道管理課長、大嶋靖之主席工事検査員

【発言】

松澤委員

- 1 決算書1ページの「工業用水道事業決算報告書」及び27ページの「水道用水供給事業決算報告書」の中の特別利益についての説明があったが、そのうち東京電力からの損害賠償金は具体的にはどのような費用に対する賠償として支払われたのか。また工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計にそれぞれいくら支払われたのか。
- 2 東京電力からは既に全額賠償されているのか。まだ賠償されていないものがあるとするれば、それはどのような費用であり、今後支払われる見通しはあるのか。
- 3 決算書62ページの地域整備事業会計の欠損金処理について、議会の議決による処分額として資本金を約84億円減少させる提案がされているが、84億円もの資本金が減少することで、今後の事業運営に支障を来すことはないのか。また、大幅な損失及び欠損金は平成26年度に発生しているが、なぜ平成27年度ではなく今年度に資本金の減少を行うのか。
- 4 産業団地整備事業について伺う。圏央道の県内全線開通、国道17号上尾道路が一部区間で開通など、幹線道路の整備が進み、本県への企業立地ニーズはますます高まってきている。一方、高い企業立地ニーズがいつまでも続くとも考えにくい。経済変動や他県での道路整備により本県の立地優位性も変わっていくという懸念がある。今のタイミングを逃さず積極的に事業に取り組んでほしいが、一方で事業採算性の確保についても十分留意する必要があると思っている。事業採算性の確保についてどのような工夫を行っているのか。

総務課長

- 1 福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質に汚染された浄水発生土の処分費や保管費、放射性物質除去のための活性炭投入費などに対する賠償である。工業用水道事業会計に対し約400万円、水道用水供給事業会計に対し約5億円支払われた。
- 2 これまで、企業局では、合計で約29億8,500万円を損害賠償金として東京電力に請求し、その78.5%に当たる約23億4,200万円が支払われたが、残りの約6億4,300万円は支払われていない状況である。支払われていない主なものは、平成23年7月から12月までの活性炭投入費約2億6,000万円と、100ベクレル以下の浄水発生土処分費約3億5,000万円の2つである。これらの賠償交渉については他の都県も難航しており、難しい見通しではあるが、企業局としては引き続き粘り強く交渉していきたいと考えている。

財務課長

- 3 今回の資本金の減少は欠損金の解消を図るために行うものであり、外部への現金の流出はないため、今後の事業運営に支障を来すことはないと考えている。資本金の減少を

今年度に行うのは、平成27年度に大きな利益があり欠損金は数年間で解消できると見込んでいたが、幸手中央地区産業団地の分譲による利益が予想を下回ったことで、欠損金の解消が長期にわたる見込みとなってしまったことによる。地権者や進出企業に安心感を与え事業を円滑に進めるために、財務状況をしっかりしたものにした方が良いと判断し、資本金の減少による処理案を提案させていただいた。

地域整備課長

- 4 事業の採算性を確保するため、3点の取組を行っている。1点目は、経済変動リスクへ対応するため、産業団地の整備をスピーディーに進めている。具体的には、用地買収を市町村が行ったり、開発協議や農林調整を事業の計画段階から前倒して実施している。2点目は、分譲地の売れ残りリスクを避け、また、立地企業が円滑に操業開始できるよう、造成工事完了前に予約分譲を実施している。3点目は、事業面積の弾力的な設定であり、例えばインターチェンジから近くニーズが高い幸手中央地区産業団地では47ヘクタール、それ以外では20ヘクタール程度の設定としている。

金子委員

- 1 追加資料15「浄水場・水道管等の耐震診断及び耐震性強化対策の進捗状況」によると、昨年度は耐震化率が4ポイント進んだとある。このペースでいくと、耐震化が終わるまでにこの先かなりの年数がかかると考えるが、終了予定年度はいつなのか。また、県民の安心・安全のためには、スピードアップが求められると考えるがどうか。
- 2 追加資料18「工業団地の整備状況と分譲状況」について伺う。県として取り組んでいる企業誘致は、それによって県内の雇用、とりわけ正規雇用が増えることに意義がある。雇用の状況について把握しているのか。また、他の部局とも連携して、正規雇用の動向について把握すべきと考えるがどうか。
- 3 工業団地の造成に当たっては、農振農用地の開発は極力抑制すべきと考えるがどうか。

水道管理課長

- 1 平成27年度は、4施設の耐震化が完了し、耐震化率は4ポイントの上昇だった。平成28年度は、12施設の耐震化が完了し、耐震化率は11ポイント上昇の61%になる見込みである。耐震補強工事実施中も、日量約174万立方メートルの水道用水を供給しなければならないため、同時に多数の施設を停止することができない。このため、耐震補強工事に時間を要している。一方で、委員御指摘のとおり、大規模災害に備えてスピードアップが求められている。そこで、平成25年度に最短で耐震化が完了する計画を策定し、平成34年度の完了を目指して事業を実施している。

地域整備課長

- 2 産業団地の分譲は予約分譲を行っており、希望者に雇用予定の人数や正規・非正規の内訳、事業内容等を記載した計画書を提出させ、雇用人数や形態、設備投資額、県内企業との新規取引予定などを審査し、立地企業を決定している。立地が決定した企業については、産業労働部に情報提供し、産業労働部が窓口となって各企業から立地に向けた諸手続や計画の相談等を受けている。企業局としては、引き続き立地企業の情報を産業労働部と共有し、連携を図りながら進めていきたい。
- 3 候補地区を選定する際には、農振農用地になっていない、いわゆる白地での開発を優先的に検討しているが、一定のまとまった土地を確保する必要があるため、白地での適

地選定は難しい。候補地区の検討に当たっては、農業との調和も必要なので、計画の早い段階から農林部や市町村とも協議・調整し、例えば、周辺の農業に影響を与えないよう計画エリアの設定を行うとともに、地権者から代替農地の希望等を把握している。こうした課題を整理した後、農振農用地区域から除外した上で整備を進めている。今後とも、農林部や市町村とも連携し、可能な限り周辺農地や営農意欲に影響を与えないようにしていきたい。

永瀬委員

- 1 耐震化は重要であり、県民の関心も高いテーマである。決算書38ページの改良工事の概況と、追加資料15に記載されている耐震補強工事の内容に相違があるが、その理由は何か。
- 2 県営浄水場の耐震化率について、全国的な標準基準では、全施設能力を耐震化済みの能力で割った割合で判断していると思うが、これで見ただけの場合、耐震化率は何%となるのか。
- 3 県営浄水場が大規模地震により断水となった場合の被害想定についてどう考えているのか。
- 4 災害発生時の応急対策としてどのような事業を行っているのか。
- 5 耐震化としては、応急処置的なものと中長期的な視点で行うものがあるが、中長期的な視点で行うものは多額の費用が必要である。整備に向けて、内部留保資金を含めて必要な資金をどう確保していくのか。

水道管理課長

- 1 決算書では、各浄水場のほかに中継ポンプ所も含めて表記しているが、追加資料15では浄水場のみの表記としているため相違が生じている。
- 2 各浄水場には多くの施設があるが、これらを分割して工事している。浄水場内の全ての施設が耐震化されないと施設能力当たりの耐震化率としてカウントできないが、全ての施設が耐震化された浄水場はない。一番早く全ての施設が耐震化するのは、平成29年度の新三郷浄水場である。
- 3 厚生労働省の基準に基づき、最大震度6強に耐えうるよう耐震化を進めている。また、県では、埼玉県地域防災計画において、震災時の給水目標を震災直後の1週間で県民1人当たり89リットルと定めている。この計画に基づき、現在、55万8,000立方メートル、627万人分の水道水を備蓄している。さらに、平成33年度までには61万2,000立方メートル、688万人分を備蓄し、最終的には平成38年度で62万7,000立方メートル、約700万人分を備蓄することとなっている。
- 4 埼玉県地域防災計画に基づき1班2名の給水班を編成し、県営浄水場などに備蓄している水道水を給水車へ給水する体制を整備している。また、受水団体に貸与している229基の応急給水装置を活用することにより、浄水場の送水機能が維持されている場合は、避難所で県民の皆様に直接給水できる体制も整備している。

水道企画課長

- 5 内部留保資金を用意し、計画的な施設の整備や更新に加え、災害時の対応ができるように備えている。

永瀬委員

施設能力に対する耐震化率については現時点で数値が出せないとの答弁であったように感じたが、国が、全国の耐震化状況をまとめて公表しており、各都道府県の実況の積上げになっていると思うが、県としてはどのように出したのか。

水道管理課長

国が全国の耐震化状況を取りまとめて公表したことは承知している。国では、全ての施設が耐震化した浄水場についての施設能力をカウントしている。県営水道には5つの浄水場があるが、完全に耐震化が終わっている浄水場はないため、国のカウントではゼロになる。しかし、実施には送水しながら分割して工事を進めており、順番に耐震化を行っている。平成29年度の新三郷浄水場が、一番早く浄水場として完全に耐震化が終わることになる。

永瀬委員

- 1 新三郷浄水場の耐震補強工事が完了すると、耐震化率は何%となるのか。
- 2 内部留保資金を用意しているとのことだが、中長期的に耐震化を進めていく上での資金計画は大丈夫なのか。

水道管理課長

- 1 平成29年度に新三郷浄水場の耐震化が完了すると、施設能力の割合では13%となる。

水道企画課長

- 2 今回、来年度以降の料金算定を行った際に、耐震化に必要な費用も見込み、現行の料金のままでも数年間は内部留保資金の必要額を確保していける収支見通しとなっている。

萩原委員

- 1 資料1の中の地域整備事業会計の業務概要に、大麻生ゴルフ場においてクラブハウスの改築工事を発注し、建築中であるとの記載があるが、工事は何年にわたるものか。また、発注方法、契約企業名、契約金額、契約内容はどのようなものか。
- 2 なぜ大麻生ゴルフ場のクラブハウスの改築が必要だったのか。また、なぜ企業局が改築工事を行っているのか。

地域整備課長

- 1 平成27年度から平成28年度までの継続費を設定して工事を実施している。工事の内容は、決算書70ページに記載のとおりであり、このほかに1億円未満の工事契約である空調設備工事などがある。いずれも一般競争入札である。
- 2 大麻生ゴルフ場は都市整備部で所管していたが、ゴルフ場資産を企業局で一括管理することにより、貸付先の出資法人が円滑にゴルフ場運営できるよう、有償で移管を受けたものである。大麻生ゴルフ場はコース自体の評判が良いが、クラブハウスが老朽化しており、浴室やトイレなどは改善要望が多かった。利用者離れを招かないよう、企業局において改修を行うこととしたものである。改修費は貸付料で回収するスキームとなっている。改修内容は利用者の快適性の向上という視点から、2段式ロッカーの1段式への変更、浴室やトイレの改修、ロッカー室とは別の脱衣室の設置などである。また女性

利用者を確保するため、パウダーコーナーの設置、男性・女性間のロッカー室の仕切りを可動式にし、女性客が増加した場合に対応できるようにするなどの改修を行っている。

萩原委員

大麻生ゴルフ場のほかにも、都市整備部から移管を受けているところがあるのか。

地域整備課長

同様に、吉見ゴルフ場も有償移管を受けている。吉見ゴルフ場のクラブハウスも築30年以上経過していることから、改修を検討している。

【説明者】

粟生田邦夫下水道事業管理者、野川達也下水道局長、柳田英樹下水道管理課長、
本田康秀参事兼下水道事業課長

【発言】

岡田委員

- 1 資料2の維持管理負担金単価の推移を見ると、平成27年度は荒川左岸南部流域で2円、中川流域で5円の値上げをしているが、単価の改定には各流域の収支状況を反映させているという理解でよいか。
- 2 実際に荒川左岸南部流域と中川流域の県民の負担額は増えたのか。
- 3 資料3を見ると、「下水道局発注の電気や機械設備の工事案件については県内業者への発注拡大に努めていくこと」という要望に対し、JVなどの発注を行い今後も県内業者の受注機会拡大に取り組んでいくとあるが、その取組はどういうものか。

下水道管理課長

- 1 維持管理負担金は、下水道施設の修繕費、下水処理に使用する電気料、薬品費、人件費、及び企業債の元利償還など全ての経費と処理水量の見込みにより処理原価を算定し、さらに、各流域の過去の収支状況を加味して維持管理負担金の単価を算出している。単価の改定に当たっては、十分に市町と協議をし、議会に諮った上で、決定をしている。
- 2 各市町は公共下水道を運営しており、下水道使用料をそれぞれ決めている。各市町にとっては維持管理負担金は費用の一部となるが、全てを下水道使用料に反映させるのか一般会計等で補てんするのは市町の政策的な判断が大きい。

参事兼下水道事業課長

- 3 「県内業者で施工可能なものは県内業者へ」という基本理念の下、工事の種別を問わず可能なものは県内業者への発注に努めている。機械設備や電気の工事については、大規模工事であることから全国規模の大手のプラントメーカーを対象とするものが多いが、そのような状況でも分離発注や技術習得型JVという手法を用いた取組を行っている。平成27年度では、分離発注が電気工事で5件、技術習得型JVが電気工事で1件の実績である。また、機械工事については県内企業に加点を行う総合評価方式で、平成27年度は4件の発注を行い、そのうち3件は県内企業が受注した。さらに、今年度から1億円以上の大規模案件については、県内企業に加点を行う総合評価方式を原則化して取り組んでいる。

岡田委員

維持管理負担金についてだが、実際に関係市町の下水道使用料が上がったのかは把握していないのか。

下水道管理課長

平成27年度に維持管理負担金の単価を引き上げた荒川左岸南部流域と中川流域の2流域には合わせて18市町あるが、その中で平成27年度中に下水道使用料を引き上げた市

町は5市町である。平成26年度に維持管理負担金を引き上げた利根川右岸流域4市町のうち平成26年度に下水道使用料を引き上げた市町は3市町と把握している。

永瀬委員

- 1 資料1に「施設等の老朽化に伴い修繕費が増加するが、原油安の影響により電気料が減少したため、維持管理費は横ばい」とあるが、実際の修繕費の増加額、電気料の減少額はどのくらいだったのか。また、主な支出項目である電気料と修繕費のバランスはどうだったのか。
- 2 下水道局は5か年の中期経営計画に基づいて動いていると思うが、中期経営計画は、国の下水道都道府県構想の見直しの方向性と合致しているのか、あるいは平成27年度中に都道府県構想の見直しに合わせて新しい動きをしたのか。

下水道管理課長

- 1 下水道公社委託料の中に占める修繕費と電気料の金額が大きい。修繕費は平成26年度が約67億900万、平成27年度が約72億7,100万円であり、5億6,000万円ほど増となった。これに対して電気料は原油安の影響があり、平成26年度が約49億7,800万円、平成27年度が約42億6,800万円で7億1,000万円ほど減少となった。したがって、修繕費が約5億6,000万円増加しても電気料が約7億1,000万円減少し、うまく相殺されてバランスが取れた。

参事兼下水道事業課長

- 2 都道府県構想の見直しは、今後、維持管理の時代に入るに当たって、将来の人口を見据えながら早期に汚水整備が概成できるよう、下水道、浄化槽や農業集落排水などの汚水処理施設の整備と方針を見直す必要があることから平成26年に出た通知である。それを踏まえて県と県下の市町村で昨年度から見直しを行い、平成37年度末に汚水処理施設の整備を概成できるように構想を定めたところである。下水道局では、市町村の農業集落排水の改築に当たって流域下水道へつなぐことでより効率的な汚水処理施設の整備が進むよう、市町村に対する支援の働き掛けを現在行っているところである。引き続き市町村の要望を伺いながら県と市と一体的な汚水処理整備が進むように努力していきたい。

金子委員

- 1 平成27年度に荒川左岸南部流域と中川流域の2流域で維持管理負担金の単価が引き上げられたが、この単価の引上げは、自治体の下水道使用料の値上げに大きく影響する。単価の引上げについて該当する自治体の対応はどうだったのか。また、その把握はどのようにしているのか。さらに、過去の引上げ時の自治体の対応についても伺いたい。
- 2 他の流域の現状と今後の見通しはどうか。
- 3 資料2を見ると、内部留保金が約23億円あり、企業債の状況を見ると平成23年度の約981億円から平成27年度には約884億円で約97億円順調に減らしていることから、企業努力をしていることが見受けられる。その一方で、一般会計からの繰入れを見ると、約7億円減少している。このような状況を見ると、負担金単価の引上げは、自治体に大きな影響を与えることから、会計のやりくりや従来の一般会計からの繰入れを継続するという形で回避できるのではないか。
- 4 資料3で「下水の高度処理については早期に導入を図ることとしている」とあるが、

高度処理ができる処理施設と段階的・高度処理に取り組んでいる処理施設はどこか。また、取り組んでいないところの状況と、いつまでに完了する計画なのかの見通しについて伺いたい。

下水道管理課長

- 1 自治体の汚水処理に占める維持管理負担金の割合は平均すると2割程度である。先ほどの答弁と重なるが、平成27年度に維持管理負担金の単価を引き上げた2流域18市町のうち、平成27年度に下水道使用料を引き上げた市町は5市町である。過去の引上げ時の自治体の対応だが、平成26年度に維持管理負担金の単価を引き上げた利根川右岸流域4市町のうち平成26年度に下水道使用料を引き上げた市町は3市町ある。また、平成26年度に維持管理負担金を引き下げた荒川左岸北部流域5市のうち4市では平成26年度に下水道使用料を引き上げており、残る1市は据置きである。
- 2 平成28年4月から市野川流域の維持管理負担金の単価を83円から87円に改定し、平成29年4月からは荒川左岸南部流域、中川流域、古利根川流域、荒川上流流域の4流域の負担金単価の改定に向けて現在準備を進めている。単価の改定に当たっては、関係市町の個別事情や意見、要望などを伺いながら流域別の会議や個別説明などを重ねて丁寧に進めているところであるが、単価の値上げ幅が大きくなる場合の激変緩和措置など必要な対応についても配慮をしていきたいと考えている。
- 3 流域下水道事業会計は、一つの会計として運営しているが、8流域の関係市町の公共下水道に接続している人口が大きく異なることから、流域別に維持管理負担金の単価を設定している。単価については社会経済情勢や経営状況に見合ったものになるよう5年ごとに見直しを行っており、維持管理費や処理水量により算出した処理原価を基礎とし、各流域の財務状況や激変緩和措置も考慮することとしている。また、公営企業への一般会計からの繰入金だが、総務省から示されている基準に基づき、維持管理負担金の算定基礎となっていない企業債元利償還金や高度処理に要する経費を対象とするものであり、単なる赤字補てんは行っていない。

参事兼下水道事業課長

- 4 近年新たに増設した水処理施設は高度処理対応であるが、古くに整備した水処理施設は老朽化対策のタイミングで高度処理の構造となるよう計画している。しかし、全ての施設を高度処理化するには時間がかかるため、既存の構造のまま運転管理方法を工夫し、高度処理に準じた水質を得る段階的・高度処理を導入することで、早期に良好な水質を確保したいと考えている。整備状況について、平成27年度末現在、東京湾流域の8つの水循環センターの35系列のうち、高度処理の構造となっているものは6.5系列である。今後、古利根川水循環センターにおいて1系列分の改築を実施予定のため、7.5系列分が構造的に高度処理の対応になる見込みである。その他の系列については、段階的・高度処理を導入する予定である。東京オリンピック・パラリンピック開催予定の2020年までに35系列の全てにおいて高度処理を導入する計画である。

金子委員

先ほど、維持管理負担金の単価の値上げを平成29年には4流域で予定し、5年ごとに見直しているという話があったが、どういう要因で検討しているのか。ただ単に5年経ったから単価を見直すということではないと思うがどうか。

下水道管理課長

維持管理負担金の単価は、電気代や修繕費といった維持管理費を今後5年間の見込み処理水量で除して算定するが、事業開始年度、処理人口や過去の経営状況がそれぞれの流域で異なる。そのため、流域ごとの維持管理費に過去の経営状況を加味し、更に処理水量の見込み等を含めて市町と協議し、単価を出している。単価の見直しは値上げということではなく、値下げあるいは現状維持もあり得るということは、御承知おきいただきたい。

中屋敷委員

追加資料9を見ると、大地震の際には、建物は大丈夫だが、機能は果たせないという話に見える。一方で決算は、そうした中でも不要額が約3億円生じている。当然、耐震化率100%を目指していると思っているが、平成30年までにどのような状況を迎えることを想定して現在の耐震化率になっているのか。また、平成27年度の状況はどうだったのか。

参事兼下水道事業課長

下水道施設の耐震基準は、阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に改定強化されているが、本県の下水道施設は耐震基準が強化される前からの建設が多いことから、耐震化率が低い。新しく作るものは当然、耐震化を図っており、既存施設は、改築時に耐震補強を着実に行っているが、高度処理と同様、全ての施設の耐震化には非常に時間がかかる。地震時には、公共水域に影響が少なくなるよう最低限の処理を行うことが大事であり、平成29年度中に、各流域で最低1系列の水処理施設の耐震化を目標としている。そのほか、例えば液状化区域における緊急輸送道路のマンホールについて平成25年度中に全て耐震化を終わらせたところであり、最低限守るべき機能を重点化して早く終わらせている。

中屋敷委員

平成27年度はどのような耐震化対応を行ったのか。不用額が生じている点についても説明していただきたい。

参事兼下水道事業課長

不用額が生じていることについては、非常に好ましくないと思っている。平成27年度の実績だが、管渠の耐震化の状況は変わっていない。実は、流域下水道のような大規模幹線については、改築と同時に耐震化を行う上でのガイドラインが出されていないという事情もある。国のガイドラインが出たらすぐに対応したいと考えている。ポンプ場の耐震化については1ポンプ場で耐震化を行った。また、ポンプ場が被災した際に汚水を切り回すため、バイパス水路の設置という対策を行っている。このバイパス水路については1ポンプ場で設置している。水処理系列の耐震化は平成27年度で0.5系列を行っている。できるところはきっちりやっている。

中屋敷委員

機械電気設備などの浸水対策も地震対策に含むという理解でよいか。

参事兼下水道事業課長

耐震化というのは、主に土木施設を構造的に耐震化するという意味である。委員御指摘の水没の問題は、本県の場合、津波よりも降雨時に浸水する問題だと捉えている。実際に、台風9号のときに新河岸川上流水循環センターにおいて、一部電気室が浸水している。今

年の9月補正予算で防水対策の調査・設計費を認めていただいたところであり、地震対策とは別に浸水対策で進めている。

石渡委員

- 1 役割についての確認であるが、下水道局は建設や更新だけで、維持管理は下水道公社が行っているという認識でよいか。
- 2 資料を見ると9つの水循環センターのうち3つは、包括的民間委託を行っており、この成果がそろそろ検証できていると思うがどうか。
- 3 成果が出ているということであれば、残りの6つの水循環センターも包括的民間委託に向かう方向性を考えているのか。

下水道管理課長

- 1 大きな捉え方だが、建設については県で行っている。処理場の維持管理は下水道公社にお願いしている。ただ、管渠等の直接の修理は下水道局の下水道事務所で対応している。

参事兼下水道事業課長

- 2 包括的民間委託の実施評価として、まずは汚水処理に関する運転管理等の性能発注だが、BODと言われる有機物の放流水質によって性能を規定しており、それぞれきちんと達成している。包括的民間委託のもう一つの効果として、コスト縮減効果がよく言われるが、平成18年当初に導入した直前直後と比較した事例では、約1割のコストが削減され、その当時削減された効果が現在も維持されていると考えている。全国的な統計でも包括的民間委託の削減効果は約1割と言われている。
- 3 現在、包括的民間委託としている荒川上流、市野川、新河岸川上流は、いずれも小規模であり汚水処理が主の処理場である。先般、台風9号があり、水害対策など雨水のオペレーションが重要になったが、このような場合は下水道公社が維持管理を行うということが非常に重要になる。そういう意味では、例えば、南部3流域では地震の発生確率が高く、地震発生時の対応が重要になることや、合流式下水道で雨水の管理が必要になることもあることから、引き続き下水道公社で維持管理する必要があると考える。

【説明者】

宍戸信敏環境部長、岡崎守環境部副部長、山野均環境部副部長、
葛西聡参事兼水環境課長、牧千瑞環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、
松山謙一エコタウン環境課長、石鍋恵子大気環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、
安藤宏資源循環推進課長、豊田雅裕みどり自然課長

【発言】

永瀬委員

- 1 県有施設の屋根貸しについて、県営熊谷肥塚団地の発電量が当初の計画より小さいのはなぜか。
- 2 平成27年度に屋根貸しを行って発電を開始した県有施設5か所について、名称と第何次募集の案件か伺う。
- 3 これまで募集したものは、全て発電を開始しているのか。また、事業の進捗状況について伺う。
- 4 県の要望もあって調達価格制度が見直され、申込時ではなく電力会社との契約時に価格が決まるようになったが、平成27年度の屋根貸し事業への影響について伺う。
- 5 屋根貸し事業を行った結果、住宅用太陽光発電や小規模事業者への波及効果はあったのか。
- 6 NPO法人による市民共同発電が4件とのことだが、応募全体の中から選定した結果4件となったのか、それとも応募総数が4件だったのか。また、公共施設の未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置について、検討状況を伺う。
- 7 共助による川の再生について、川の国応援団の登録団体数は増えているが、川の再生交流会への参加団体数はどうなっているか。また、複数年にわたって参加している団体と新規参加団体の構成割合を伺う。
- 8 川の国応援団の登録団体数は600団体だが、活動状況はどうか。

エコタウン環境課長

- 1 設計の段階で詳細な調査を行ったところ、実際には設置できない部分があったため、当初計画より発電量が小さくなった。
- 2 人間野田団地、朝霞幸町団地、春日部ひがし団地、熊谷肥塚団地、白岡下大崎団地の5か所である。また、5か所とも平成27年度の第3次公募のものである。
- 3 進捗率の数字は手元にないが、屋根貸し事業はおおむね順調に進んでいる。
- 4 制度変更に伴う変化はないと考えている。
- 5 屋根貸し事業からの波及効果は特にない。
- 6 4件の応募があって4件を採択した。

参事兼水環境課長

- 7 交流会は、午前の部と午後の部に分かれている。午前の部は人数のみ把握しており、午後の分科会は53団体が参加している。また、団体が複数年参加であるか新規参加であるかについては把握していないため、今後は把握に努めたい。
- 8 600もの団体があり、報告がない団体もあることから、全てを把握はできていない。

昨年度に川の国応援団へのアンケートを行った結果、活動を休止している団体もあるが、活発に活動している団体もある。

永瀬委員

- 1 太陽光発電について、小規模事業者に対して、屋根貸し導入の対策を行うべきと考えているが、どのような事業を行い、結果はどうだったのか。
- 2 調達価格の見直しについての要望には、業者間の転売防止等の意味合いも含まれていると考える。先ほどの答弁では、制度変更に伴う変化はないとのことであったが、その点についての見解を伺う。
- 3 答弁漏れがあったが、公共施設の未利用空間を利用した太陽光発電設備の設置について、平成27年度中に何か動きはあったのか。
- 4 川の再生交流会に参加しているような団体は積極的に活動する意思を持っていると思うが、今後、川の再生交流会を拡大してみてもどうか。
- 5 川の国応援団に登録している団体の中には、ホームページで、活動を紹介している団体もある一方、休止している団体もあるため、川の国応援団の質の向上を進めたらどうか。

エコタウン環境課長

- 1 屋根貸し事業と小規模事業者に対する取組は、もともと直接的につながっているわけではない。小規模事業者に対しては、乱立問題への対応を行っているところであり、問題を是正するため、例えばガイドラインを作るなどして対策を講じている。
- 2 事業者が乱立しているような状況では問題があるため、正しい方向に向かうように取り組んでいる。
- 3 平成27年度は公募が1件あり、福川の廃川敷の活用に着手した。既に契約を締結し、これから設置工事に着手するところである。

参事兼水環境課長

- 4 川の再生交流会を開催する際には、川の国応援団全団体に通知を発送しているほか、記者発表やホームページでの公開を行っている。昨年度参加し、今年度申込みがない場合などは、声掛けをしていきたい。また、新たに参加した団体には継続参加を呼び掛けていきたい。
- 5 ホームページを持っている団体もあるが、活動の状況は様々である。活動を活発にしていくため、物品の支援拡充を図るなど、活動しやすい状況を作っていきたい。

永瀬委員

県は大規模な太陽光発電設備と民間住宅向けの太陽光発電設備のどちらに主眼を置くのか。

エコタウン環境課長

従来から、大規模なものや野立てではなく、住宅用太陽光発電に注力してきた。今後もCO₂対策として住民参加を促し、住宅用太陽光発電設備の普及拡大に力を入れていきたい。

松澤委員

- 1 環境アドバイザー等について伺う。ここ数年は派遣件数が横ばいだが、人数は何人で、今後どのように増やしていくのか。
- 2 合併処理浄化槽転換促進事業費について伺う。補助金が見込みを下回ったため不用額が生じたとのことであったが、県は平成37年度に生活排水処理普及率100%を目指している。転換を促進するためどのような取組を行っているのか。

環境政策課長

- 1 平成27年度は、環境アドバイザーが69人、環境教育アシスタントが104人、環境学習応援隊が28社登録されている。既に登録していただいている方に対しては、2年に一度行う公募の際に引き続き登録してもらうよう、働き掛けている。また、ホームページなどで広報するとともに、市町村の環境担当課へ働き掛け、新規登録者を増やす取組も行っている。さらに、環境科学国際センターで開催している彩の国環境大学の実践課程修了者が環境教育アシスタントの資格者となるので、環境教育アシスタントになっていただくよう働き掛けていく。

参事兼水環境課長

- 2 平成27年度末現在、生活排水処理普及率は90.6%に達しており、おおむね順調と考えているが、100%に近づくにシタがって厳しい状況となると考えている。転換を進めるには、個人負担を減らしていくことが重要であり、市町村が浄化槽を設置、維持管理する「市町村整備型」の導入が有効である。そのため、今年度から補助制度において、個人設置型と比較して市町村整備型の補助額をかさ上げすることとしている。しかし、市町村では事務負担増などにより市町村整備型導入に踏み切れない状況があるため、導入を決断していただくツールとして、これまでも広域化した際の事務軽減のシミュレーションを行ってきた。今年度はどのような方法で市町村整備型へ移行ができるのかを提示して、移行へのハードルを下げていきたい。また、転換促進に向け、県民に対し、啓発を行ってまいりたい。

松澤委員

環境科学国際センターのホームページを見ると、彩の国環境大学は9月や10月の土日に集中して行っているようだが、応募は多いのか。また、日程をもう少し調整できないのか。

環境政策課長

平成27年度は8月23日から11月23日まで、基礎課程、実践課程がそれぞれ10回行われ、基礎課程は受講者が35名、修了者が28名、実践課程は受講者数が28名、修了者が25名だった。委員御指摘のとおり、土日だと参加できないことも考えられるので、状況を確認したい。

金子委員

- 1 太陽光発電等の普及拡大について、市民共同発電に係る助成の上限額はいくらか。また、近年、制度の変更はあったのか。
- 2 住宅用太陽光発電の設置支援に係る補助予算の推移について伺う。また、平成26年度に補助を打ち切った理由は何か。

- 3 県が補助を打ち切ってから補助を継続している市町村はどのくらいあるのか。また、市町村から県補助制度の復活の声はないのか。
- 4 太陽光発電の全世帯に対する普及率はどのくらいか。

エコタウン環境課長

- 1 市民共同発電事業の補助上限額は、1か所当たり80万円である。平成27年度に上限額を100万円から80万円に変更した。
- 2 平成21年度から平成25年度まで補助事業を実施し、実績は平成21年度が約10億7,000万円、平成22年度が約8億7,000万円、平成23年度が約8億9,000万円、平成24年度が約6億9,000万円、平成25年度が約2億9,000万円である。国が補助制度を廃止したことや、パネルの価格が低下したこと、普及が進んでいることを踏まえて打ち切った。
- 3 県が補助していた当時は61市町村が、現在は52市町村が補助している。5、6の市町村から補助制度を要望する声を聞いている。
- 4 戸建住宅件数等から推計すると約7%である。

金子委員

- 1 NPOが寄附を募っているとはいえ、太陽光発電設備の設置には初期費用がかかるが、市民共同発電の補助上限額を80万円に引き下げた理由を伺う。
- 2 県は埼玉ナビゲーション2050で、太陽光発電の普及拡大の方針を示している。住宅用太陽光発電設置の初期投資は大きな金額となるので、負担を軽減するには県の補助金も重要ではないか。

エコタウン環境課長

- 1 パネル価格の低下により総工費が下がったために引き下げた。上限額を100万円にしても大きな施設が設置されるのではなく、事業者負担が軽くなるだけである。限られた予算の中で検討した結果、件数を増やすことを優先し、上限額を引き下げた。
- 2 住宅用太陽光発電の普及拡大は県の中心的な事業である。補助金は廃止したが、何もしていないわけではなく、例えばパネルメーカー4社と協定を締結し、購入時や施工時の安心チェックを行ったり、パネル価格が低下していることなどのPRを行っている。補助金も一つの選択肢として検討していく。

金子委員

- 1 市民共同発電の件数は、実際に増えたのか。
- 2 補助金以外の努力は分かったが、県は太陽光発電の普及拡大の方針を打ち出しているのだから、住宅用太陽光発電の補助制度を復活させるべきではないか。

エコタウン環境課長

- 1 それまでは年間2件程度だったものが、平成27年度は4件、平成28年度は5件の申請があり、件数の増加につながっている。
- 2 補助制度についても、普及拡大策の選択肢の一つとして検討していきたい。

並木委員

- 1 東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響で、汚泥の最終処分量が増えた

と聞いているが、東京電力からの損害賠償はどうなったのか。

- 2 汚泥の再生利用の見通しはどうか。
- 3 環境科学国際センターでは環境学習を行うリーダーを養成する講座を行っているが、修了生はその後どのような活動をしているのか。
- 4 外来生物による被害防止について、捕獲したアライグマの体重、性別などのデータが市町村から報告されていると聞いたが、そのデータはどのように対策に生かしているのか。
- 5 捕獲後のアライグマはどうしているのか。

環境政策課長

- 1 県全体では平成28年10月31日現在で約51億9,000万円を要求しており、そのうち、71.8%に当たる約37億3,000万円が入金されている。
- 3 環境アドバイザーや環境教育アシスタントとして活動しているほか、地元のPTAや自治会などで環境学習の講師を務めていただいている。また、専門性の高い方は地域の講演会の講師などとして活躍していただいている。

資源循環推進課長

- 2 東日本大震災による放射能の影響により、浄水発生土を園芸用土やグラウンドの土に再生利用することができず、最終処分量が増大した。放射線量の数値が低減した発生土については、再生利用するよう事業者が利用者に働き掛けを行っている。

みどり自然課長

- 4 アライグマの捕獲個体の体重、捕獲した場所、餌などのデータを収集したものを取りまとめて、市町村にフィードバックし、今後の捕獲に生かしていただいている。
- 5 捕獲後のアライグマは炭酸ガスなどによる殺処分を行っている。

松坂委員

- 1 彩の国みどりの基金による緑の再生1,520ヘクタールの内訳を伺う。
- 2 みどりの園庭・校庭促進事業について、校庭の芝生化率は公立小学校で8.4%、公立中学校で2.2%と低いが、今後どのように進めていくのか。
- 3 現在行っている県のPCB廃棄物の処理対策について伺う。

みどり自然課長

- 1 主に水源地域の森づくり事業が1,006ヘクタール、その他里山・平地林の再生などが514ヘクタールである。
- 2 校庭の芝生化率は数字的にはまだ低いため、芝生化をより推進していきたい。平成28年度は芝生化に関する予算を拡充しており、平成27年度に比較して芝生化実施校数は増えている。

産業廃棄物指導課長

- 3 PCB廃棄物の処理については、平成39年3月末までに完了することとされている。特に高濃度PCB廃棄物については、処理する場所が限られていることから、事業所に対して早めの処理を働き掛けている。また、平成27年度に自家用電気工作物設置事業者を対象にPCB掘り起こし調査を実施し、その後、職員が電話や立入調査をして届出

のお願いをしている。県が持っているPCB廃棄物については、計画を定めて処理を進めている。

松坂委員

県内の公立小中学校にもPCB廃棄物があると聞いているが、県も把握しているか。また、早期に対策を取るべきと考えるがどうか。

産業廃棄物指導課長

県立高校、市町村立の小中学校に、昔の蛍光灯の裏に付けられていた安定器が大量に保管されている。高濃度PCB廃棄物の処分先は全国に5か所あり、埼玉県の安定器については、平成29年度から北海道室蘭市で処分が始まる。

齊藤委員

これまでに芝生化を行った校庭・園庭の数と補助金の実績を伺う。また、そのうち現在でも芝生が残っている校庭・園庭の数と残らなかったところの原因について伺う。

みどり自然課長

校庭は33校、園庭は419園の芝生化を行った。校庭の補助金の額は、6,241万5,000円である。現在も8割から9割の学校で芝生が維持されている。芝生が残らなかった場合については、みどりのアドバイザー制度、芝生ポット苗の提供、維持管理講習会の開催などにより支援している。

齊藤委員

芝生化は大事なことであるが、面積が広くて、草がすぐ生えるので、維持するにはものすごい手間がかかる。8割から9割も維持できているということは信じられない。芝生の維持のために何が必要かよく分析して頑張ってもらいたい。（要望）

萩原委員

- 1 大気汚染の常時監視について伺う。PM2.5の環境基準達成率86.0%はどのように算出したのか。また、この達成率をどのように分析しているのか。
- 2 PM2.5大気移動測定車を配備し、臨機応変な調査を行ったとあるが、どのような事例があるのか。
- 3 鳥獣の保護管理について伺う。追加資料32の4に「ツキノワグマ生息状況調査」が記載されているが、近年ツキノワグマの出没が増えていると聞いている。県内の過去5年のツキノワグマの出没状況、人身被害の状況、捕獲の状況はどうか。
- 4 行政報告書138ページに森の番人の育成について記載されているが、講習会や研修会でツキノワグマの捕獲について触れているのか。

大気環境課長

- 1 平成27年度は、県内43の測定局でPM2.5を測定し、そのうち37局で環境基準を達成した。達成した37局を全体の局数43局で除して、86.0%と算出した。環境基準は1年の平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下かつ1日平均値が1立方メートル当たり35マイクログラム以下をもって達成となる。1年平均値1立方メートル当たり15マイクログラムの基準はほぼ達成できているものの、気象上の

理由等により1日の平均値が1立方メートル当たり35マイクログラムを超えてしまう日があるため、環境基準達成率が100%にならないと考えている。今後も環境基準達成に向けて努力していきたい。

- 2 測定局は固定されているが、大気移動測定車は測定局のない場所や高濃度地点などに移動し測定している。

みどり自然課長

- 3 平成23年度は出没件数54件、捕獲頭数15頭、人身被害1件、平成24年度は出没件数68件、捕獲頭数26頭、人身被害0件、平成25年度は出没件数40件、捕獲頭数11頭、人身被害0件、平成26年度は出没件数87件、捕獲頭数20頭、人身被害1件、平成27年度は出没件数36件、捕獲頭数7頭、人身被害0件であった。
- 4 狩猟免許講習会は、狩猟免許を取得しようとする者に対し、免許取得に必要な知識・技術を習得してもらうもので、無料講習会を年6回開催している。安全狩猟・射撃実習研修会は、有害鳥獣捕獲の経験が少ない狩猟者に対して、安全狩猟に関する知識や射撃実習研修を実施し、技術の向上を図るものである。共同捕獲実施研修は東京都と共同で巻狩りという大勢で獲物を追い立てて銃で捕獲する方法の実践研修である。捕獲の対象としているのはニホンジカであり、ツキノワグマでは難しい。

萩原委員

- 1 PM2.5について、環境基準達成率の結果を踏まえてどのような方向で対応しているか。
- 2 狩猟者が高齢化しているが、今後どのように確保していくのか。
- 3 ツキノワグマの保護と人身被害との関係についてどう考えているか。

大気環境課長

- 1 PM2.5の発生源としては、工場・事業場や自動車があり、ばい煙などの対策に力を入れてきた。現在は、発生時は気体だが大気中で反応してPM2.5になるトルエンなどの揮発性有機化合物対策に力を入れている。アドバイザーを派遣するなど、事業者と連携して対策を進めている。

みどり自然課長

- 2 狩猟者の高齢化は危惧しており、若い人が受験しやすいよう、狩猟免許試験を土日に開催するようにしている。また、試験の前に実施する講習会は、テキスト代の負担だけでほぼ無料で受けられるようにしている。その結果、若い人の免許取得者は増加傾向にある。今後も若い人に免許を取得してもらうよう努力していく。
- 3 クマは生息数が少ないが、人身被害のおそれのある地域に出没した場合については、人命が優先であり、有害鳥獣として捕獲し殺処分している。

中屋敷委員

水素エネルギーの普及促進について、水素社会へのスタートダッシュ事業費の補助金に不用額を生じている中、県が公用車として率先導入した燃料電池自動車はどのように利用しているのか。また、燃料電池自動車の普及のため、どのような啓発を行っているのか。

エコタウン環境課長

平成27年度に導入した公用車は、庁内に貸し出しており、30を超える課所で利用され、走行距離は6,000キロメートルを超えている。また、展示会や試乗会を開催している。試乗会は一般県民も乗ることができるもので、平成27年度は18回開催し、500名近くの方に乗っていただいた。今年度も同様な事業を実施している。

中屋敷委員

先日、上里町で開催された展示会に行ったが、試乗ができず、止まっている車に乗るだけであった。試乗ができないで、国の補助金をもらっても更に500万円もかかると聞くと、来場者には高いという印象が残るだけと考えるが、どのように普及促進を行うのか。

エコタウン環境課長

人の集まるショッピングセンターなどを借りて、試乗会で実際に運転する機会を増やしていくことで普及させていきたい。

中屋敷委員

これだけ不用額が多いとスタートダッシュできなかつたことにならないか。新たな取組についてはどう考えているか。

エコタウン環境課長

県でも補助制度を創設しており、平成27年度は100万円を100台分補助する予算を計上した。当初は国内生産台数を2,000台、そのうち5%分が埼玉県内に納車されると見込んでいた。実際には、ホンダの生産が始まらず、トヨタの生産も700台にとどまった。そのうち約5%に相当する34台分のみが県内に納車されたため、補助金の不用額が生じた。試乗会で体感していただき、この補助金を使っていただくよう努力していきたい。

岡委員

行政報告書129ページにある航空自衛隊入間飛行場の航空機騒音の測定結果で、8か所の騒音測定地点のうち2か所で環境基準を超過している。未達成地点の解消に向けて国に要望しているというが、その結果はどうなったか。

参事兼水環境課長

騒音のデータは現在取りまとめ中である。国からは、「夜間等に飛行する場合は、事前に周辺自治体への情報提供を図りたい」との回答があった、現時点では改善状況が分からない。直接的な話ではないが、過去のデータと比較すると改善傾向にある。

岡委員

県が防衛省や外務省に要望した結果を聞いている。

参事兼水環境課長

県及び14市町で構成する埼玉県基地対策協議会を通じて、騒音対策の要望を行っている。要望先からは、「早朝夜間等に飛行する場合については、事前に住民の方にお知らせするように努めたい」とのコメントしか頂いていない。

岡委員

県としての対応が極めて不十分だと思う。県として、2か所が基準に達していないということについて、基地と周辺の市は情報を共有しているのか。

参事兼水環境課長

情報を共有しており、公表もしている。

岡委員

基地側は騒音問題に敏感になっている。2か所の騒音対策が明確にできているかどうかで、基地の対応が変わると思う。平成27年度に要望して、平成28年度はどうかを聞いているので、明確に答えてほしい。

参事兼水環境課長

平成28年度は、現在測定データを蓄積中である。環境基準の評価は、通年で測定したデータの蓄積が必要であり、年度途中での評価は難しい。

岡委員

県が要望した結果、国が現時点でどういう対策をしたのか、あるいは対策をしようとしているのかについて、現時点で回答できないならば、後で文書で報告してほしい。

参事兼水環境課長

基地に対する要望は、基地対策協議会の事務局である県企画総務課を通じて行っているため、回答については、企画総務課と連携して対応する。

委員長

岡委員から、基地の騒音対策についての資料要求があったが、委員会として資料要求することによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、執行部は対応願う。

石渡委員

- 1 合併処理浄化槽の整備促進については、今後も取り組んでいただきたい。(要望)
- 2 浄化槽の法定検査を県民にお願いしてきたところであるが、実施率が上がっていない。昨年度、美里町、神川町、松伏町の3町において、保守点検、清掃の契約に定期検査を加えた一括契約制度を導入したとのことだが、各町の取組と県の支援について伺う。

参事兼水環境課長

- 2 町の広報紙に一括契約制度に関する記事を掲載していただいた。その上で、各町のシルバー人材センターと契約して、浄化槽地域の各家庭を訪問してもらい、チラシを用いて一括契約制度等の説明を行った。また、町や清掃業者と調整し、未清掃者に対する文書指導を行い、併せて一括契約の普及に努めた。

石渡委員

このような一括契約制度の取組について、他の市町村に対してどのように働き掛けていくのか。

参事兼水環境課長

本来であれば全ての市町村で行いたいが、予算の問題もあるため、今年度は小川町、滑川町、吉川市の3市町で一括契約制度を導入した。小川町におけるシルバー人材センターによる訪問説明は終了したが、滑川町、吉川市では現在実施しているところである。一括契約制度による新たな契約者も増えてきていると聞いている。

【説明者】

槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、加藤信次危機管理課長、市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

【発言】

岡田委員

- 1 自主防災組織リーダー養成講座とイツモ防災講座について、内容と効果はどうか。また、講座の講師研修に参加する場合は、交通費や日当は支給されるのか。
- 2 平成27年度はどのような消防の広域化推進を行ったのか。東京消防庁のように埼玉県で一つにする考えはあるのか。
- 3 消防団員のうち、女性で管理職になっている人の人数はどれくらいか。
- 4 平成27年度は前年比で女性が約40人増加しているが、今後の県の取組はどうなっているのか。
- 5 救急搬送において、救急車の現場到着の所要時間はどれくらいか。前年度より改善したか。
- 6 医療機関への最多照会回数、現場滞在の最長時間についてはどのような状況か。また、その事案の概要はどのようなものか。
- 7 救急搬送件数のうち、搬送の必要がなかった件数はどれくらいか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の人材育成に関しては、リーダー養成講座と指導員を講師として派遣する事業を行っており、防災リーダーに必要な知識や技能を身に付けていただいている。内容は、優良活動事例の紹介、救護訓練の実技、災害図上訓練などである。災害図上訓練では、地域の地図を使って避難所を確認し、ハザードマップを活用して想定される被害を把握した上で、安全な避難経路を検討するなど、実践的な内容であり災害時に役立つ効果が期待される。イツモ防災講座に関しては、市町村、消防本部、消防団、自主防災組織の方などを講師として育成するための研修を行い、ショッピングセンターなどでのイベントで啓発講座を実施している。具体的な内容は、家具固定方法のイラストによる説明、被災者が経験から勧める防災グッズの紹介などである。なお、講座の講師研修に参加する場合、自発的に参加いただいているため、交通費や日当は支給していない。

消防防災課長

- 2 平成19年度に7ブロック案を策定して、それ以降、3消防本部が発足した。消防本部数は当時36本部あったのが27本部となった。県としては、管内人口10万人未満の小規模消防本部の解消を目指した取組を進めている。平成28年度、草加八潮消防局が発足し、小規模消防本部が一つ解消された。現在は、上尾市と伊奈町が広域化に向けた協議を進めている。県内全体の消防を一つにすることは理想である。しかし、計画策定当時に最も実効性が担保できるという点から、7ブロックでの広域化に取り組むこととなった。他県では消防の広域化が計画どおり進んでいない中で、本県の取組は国から注目されている。
- 3 女性団員のうち、班長以上の管理職的立場になっている人数は平成28年4月1日現

在623人中91人、割合は14.61%である。現在の女性団員が活動実績を積み重ねていくのに伴い、今後の割合は高まっていくと期待している。

- 4 平成28年4月1日現在で女性の増加数は、前年比71人増である。平成27年度は、11月1日の「埼玉県女性消防団員の日」を中心に県下一斉PRを実施し、女性団員数の増加という一定の成果を上げている。平成28年度も同様に取り組んでいく。
- 5 現場到着の所要時間は平成27年は平均8.4分である。平成26年平均は8.5分であり、若干改善している。
- 6 最多照会回数19回の事案は、さいたま市消防局が搬送した事案であり、受入困難理由は「専門外」が15回、「患者処置中」が2回などとなっている。バイクのチェーンに左手親指を巻き込み切断したが、日曜日であったこともあり、切断指の再接着が可能な医療機関を探すのに照会回数が増えたと思われる。最長現場滞在時間3時間55分の事案は、草加八潮消防局が搬送した事案である。既往症に糖尿病、パーキンソン病があり、近隣及びかかりつけ医療機関に計10回連絡するも処置困難等により収容できず、最終的に救命救急センターに搬送されたものの収容までに時間を要した。
- 7 平成27年度の不搬送件数は4万659件である。このうち「緊急性なし」は1,477件で、全体の中では低い割合である。現場対応で済んだものが2万1,523件で一番多い。その他、搬送拒否、死亡、誤報などの理由がある。

岡田委員

- 1 第2・第3・第5ブロックでは、広域化の動きがないということか。
- 2 先ほど答弁のあった管理的立場の女性消防団員91人の役職内訳はどのようなものか。

消防防災課長

- 1 第3ブロックにおいては動きがあり、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部と西入間広域消防組合消防本部で勉強会を開催している。広域化のメリット・デメリットや取り巻く情勢について共有を図っている。
- 2 団長0人、副団長1人、分団長10人、副分団長10人、部長19人、班長51人である。

杉島委員

- 1 危機対策連絡調整会議の開催回数、参加者、会議の内容はどのようなものか。
- 2 危機対策連絡調整会議や各種訓練など重要な取組が危機管理課にあるようだが、事項別明細書説明調書の130ページを見ると消防防災費の不用額が約2億5,800万円もあるのはどういうことか。
- 3 事項別明細書説明調書130ページの(5)防災行政無線施設管理運営費だが、アの防災無線管理運営費は、なぜこれだけコストがかかるのか。また、それに比べ、イの地域衛星通信運営事業費が安い理由はなぜか。
- 4 衛星系防災無線の再整備の内容と、地上系と衛星系を併用する必要性について伺いたい。
- 5 国民保護実動訓練の内容と成果はどのようなものか。
- 6 国民保護にかかる予算額と決算額はどれくらいか。

危機管理課長

- 1 顔の見える関係の構築という観点から毎年実施している。平成27年度は、平成28

年2月に1回実施した。陸上自衛隊、さいたま・川口・春日部・熊谷・埼玉西部の各消防機関、埼玉県警、医療整備課が参加した。平成28年度に実施予定の訓練等について意見交換した。

- 2 不用額発生主な理由としては、危機管理課所掌の会議や訓練ではなく、消防防災課所掌の被災者支援事業費において執行対象となるような大きな災害がなかったためである。
- 5 さいたま市と共催で、2020年の東京オリンピックのサッカー会場となる埼玉スタジアム2002とそのターミナルとなる埼玉高速鉄道の浦和美園車両基地において、化学剤と爆発物による同時多発テロが発生したとの想定で実施した。炎天下におけるオリンピック会場での訓練で、本番さながらの訓練ができた。
- 6 国民保護計画推進費の予算額は374万円、決算額は282万8,055円となっている。

消防防災課長

- 3 アの防災無線管理運営費は、地上系と衛星系の両方の保守費用や地上系の回線使用料が計上されている。イの地域衛星通信運営事業費は、保守費用ではなく自治体衛星通信機構への負担金である。
- 4 現在の衛星系防災行政無線は平成11年度から平成14年度に整備したもので、整備後約17年を経て設備が老朽化してきている。このため、最新の通信機能を有する設備に更新するものである。平成25年度に行った実施設計を基に平成26年度から平成28年度までの3か年で173箇所の整備工事と可搬型3局を整備するものである。地上系防災行政無線と相互補完することで、大規模災害時に確実な情報通信手段を確保することができる。

杉島委員

- 1 危機対策連絡調整会議の趣旨はどのようなものか。また、航空自衛隊は出席するのか。
- 2 国民保護訓練は九都県市の合同訓練にかかる予算額とかなり差があるが、その理由は何か。
- 3 地上系は災害時に使えなくなる可能性があることは分かるが、衛星系が使えなくなる状況はあるのか。

危機管理課長

- 1 平常時の事前対策と危機発生時の対応策などを効果的に実施することを目的に会議を設置している。航空自衛隊中部航空方面隊も会議のメンバーである。
- 2 国民保護訓練は施設をあるがままに使うので比較的費用がかからない。九都県市合同防災訓練については消防防災課長からお答えする。

消防防災課長

- 2 九都県市合同防災訓練は、参加機関も多く、会場設営するに当たり造作物を業者委託しているために予算が多い。
- 3 衛星系は、雪や厚い雲などの影響により使用できなくなることが考えられる。

杉島委員

- 1 訓練内容について、自衛隊主導の訓練などを実施してはどうか。

2 訓練全体が例年同じような内容であるが、どう考えているのか。

危機管理課長

1 それぞれが主体的に訓練を行っているので、その訓練に参加するなど工夫したい。

消防防災課長

2 九都県市合同防災訓練は毎年テーマを決めて実施している。平成27年度は桶川市で開催したが、地理的特性を生かすため、ホンダエアポートに応援ヘリを集結させる訓練や、圏央道を利用した物資受援の訓練などを実施した。本年度は、ふじみ野市において、都市型災害をテーマにした訓練を実施し、市街地でのヘリによるホイスト訓練や、素掘り側溝を利用した水没車両からの救出訓練などを実施した。

松坂委員

- 1 災害ボランティアに関する事業はどのようなものがあるのか。
- 2 消防団の活性化に向けた取組の具体的な事例について伺う。

危機管理課長

1 災害ボランティアの登録制度を行っており、現在、登録数は個人が約160人、団体が約40団体である。前年比では個人登録が6人増えている。現在、ボランティアの組織化に関係している県社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティアの制度の見直しの検討を進めている。

消防防災課長

2 11月1日の「埼玉県女性消防団員の日」に向けて県下一斉PRを行い、女性を中心とした加入促進活動を行っている。平成28年4月1日現在の消防団員数は1万4,338人で前年に比べ55人の増である。増加数は全国第4位である。今後は若者にも焦点を当て取り組んでいく。また、マスメディアやタウン誌などへの掲載など、地道なPR活動も継続していく。

萩原委員

- 1 行政報告書103ページの被災地支援について、括弧内は全国知事会の派遣要請に基づく派遣者数とのことであるが、そのほかにも派遣ルートがあるのか。
- 2 被災地への職員派遣の流れはどうなっているのか。
- 3 消防団への加入促進については、若者へのPRが大事である。千葉県では大学内に消防分団を作るなどの取組事例がある。そこで、本県の学生の消防団員数の5年間の推移はどのようになっているか。また、県としてはどのような取組をし、市町村にどう促しているか。
- 4 自主防災組織のリーダーとして、地域の元消防職員の加入を促すような取組は行っているのか。

危機管理課長

- 1 被災地への職員派遣は、全国知事会を通じた要請のほか、農林水産省など国の省庁から要請されるルートの2つがある。
- 2 被災地への職員派遣は、全国知事会が窓口になっている。全国知事会が被災地からの

職員派遣の要請、ポストや人数について取りまとめた後、東北3県を除く各都道府県に対し派遣照会し、具体的な調整をして決めていく。平成27年度の被災地への都道府県からの職員派遣の状況は、702人の要請に対し565人で、約8割となっている。

4 県内の消防本部が集まる会議などで、御指摘いただいた内容について働き掛けていきたい。

消防防災課長

3 県内の学生の消防団員は、平成24年には64人だったが、平成28年には95人となり、31人の増となっている。県では7月に消防団担当者会議を行った際に、「学生消防団活動認証制度」をいち早く導入した飯能市、戸田市から事例発表を行ってもらった。また、10月の担当者会議においても、さいたま市、所沢市、日高市から事例発表を行ってもらった。今後、必要に応じて、市町村に直接出向いて制度導入を働き掛けていきたい。

萩原委員

大学内に消防団を作っているような事例や、県から何らかの働き掛けをしているものはあるか。

消防防災課長

飯能市にある駿河台大学で取り組んでいる事例がある。大学に対して必要に応じて直接出向いて働き掛けていきたい。

萩原委員

実際に大学内に消防団を作っている事例はあるか。

消防防災課長

県内には事例がない。

水村委員

- 1 県・市町村危機管理指導者養成研修の参加人数はどれくらいか。また、研修の目的や、講師はどのような方で、成果はどのようなものか。
- 2 自主防災組織リーダー養成講座では、国民保護訓練について周知しているのか。
- 3 追加資料20について、参加比率が1%以下のところなど市町村によって、ばらつきがあるが、この参加比率をどのように認識しているのか。参加率の目標などは定めているのか。

危機管理課長

- 1 第1回の参加者は161人、テロへの備えについて危機意識を持ってもらうことを目的に日本大学の河本教授を講師に招いて実施した。第2回の参加者は112人、防災全般の講義を前内閣府職員を講師に招いて実施した。
- 2 自主防災組織には知らせていないが、講座では救護訓練の実技を行っているので、そのような事態でも役立つ部分があると思う。

消防防災課長

- 3 訓練は住民参加が大切と考えている。市町村では、避難所設営訓練、避難所に宿泊する訓練、物資の搬送訓練など住民が参加する訓練を実施している。そういった取組が全体に広まるよう取り組みたいと考えている。参加比率は国が行っている調査に基づくものであるが、市町村からの回答において、住民参加人数は任意の項目となっている。今後、正確に把握できるよう努めたい。

水村委員

受講した市の職員から市役所内部に研修の成果が広がっているのか。またテロの備えについて集客施設の管理者等への意識啓発はどのように行っているのか。

危機管理課長

市の危機管理部門の職員を対象に実施している。研修の成果を市役所内部に広げてもらうことを期待している。第1回の研修は大規模集客施設の管理者にも参加してもらい、直接河本教授の講義を聞いてもらった。

金子委員

- 1 近年のゲリラ豪雨や台風など経験したことのない災害が相次いでいる中、地域防災計画を現状に即した内容とすべきと考えるがいかがか。
- 2 市町村に対する地域防災計画改定の支援はどのように行っているのか。
- 3 市町村や自主防災組織が行っている防災訓練は、どちらかという地震災害を想定したものが多く、過去に被害があった竜巻など、実情に合わせて、実際に役立つ防災訓練をやるべきではないか。

消防防災課長

- 1 県の地域防災計画では、様々な災害を想定し対応していかなければならない。現在の県の地域防災計画では、平成26年3月に見直した際に、新たな災害リスクへの対応として、「竜巻・突風等対策」、「火山噴火降灰対策」と併せて「大規模水害対策」を新たに盛り込んでいる。この大規模水害対策編では、利根川や荒川の大規模氾濫などを対象とし、適時・的確な避難などを具体的な取組としている。現在、県では熊本地震や台風被害への対応の検証を行っているところであり、国の検証などの動向も注視しつつ必要に応じて地域防災計画の見直しについて検討していく。
- 2 平成27年度は15市町が地域防災計画の改定を行った。市町村に対して適切な改定が行われるよう助言などを行っている。

危機管理課長

- 3 自主防災組織リーダー養成講座において、熊谷地方気象台が作成した竜巻からの身の守り方などを啓発するビデオを上映している。また、災害図上訓練は災害に対する地域の強みを把握し、具体的な避難方法を検討するなど、実践的な訓練である。

金子委員

- 1 地域防災計画の見直しに当たっては、高齢者など「災害弱者」や地域の方の声、熊本地震などの被災者の声を反映させるべきと考えるがいかがか。
- 2 ビデオ、図上訓練ということだが、防災訓練そのものがマニュアル化している。いざ

というときに役立つようにすべきと考えるがどうか。

消防防災課長

1 これまでも地域防災計画については県民の生の声を反映してきた。例えば、避難所については、「性別に配慮した避難所の設計を」との意見を元に、更衣室、トイレ等の設置に配慮することや、女性や子供に対する犯罪を予防するための避難所の巡回警備の実施、妊産婦への配慮などを盛り込んだ。また、現在、熊本地震の検証を行っており、被災地に派遣した職員も被災者の声を聞いていることから、計画の見直しを検討する際に生かしていく。

危機管理課長

2 訓練は強制されるものではなくて自分たちでやるものである。災害図上訓練では地域の危険を自発的に考えることが大事である。自主防災組織に指導者を派遣する制度では、平成27年度には自主防災組織45団体、参加者114人が避難所運営ゲーム(HUG)を行った。このような訓練も普及啓発していきたい。

須賀委員

1 防災ヘリは常時3機体制となっているのか。また、山岳救助の件数の推移はどのようになっているか。
2 自主防災組織の組織率の分母は、自治会の数なのか。組織率が100%にならない理由は何か。

消防防災課長

1 ヘリには定期点検等があるので常時3機体制ではない。防災ヘリによる山岳救助件数は、平成25年度は34件、平成26年度は26件、平成27年度は11件であった。

危機管理課長

2 自主防災組織の組織率の分母は全世帯数であり、分子は自主防災組織が活動をカバーしている範囲の世帯数である。組織率が100%にならない理由としては、消防団など他の地域防災組織の活動が活発であることなどである。

須賀委員

自主防災組織の組織率について、自主防災組織の活動がカバーできる割合ということか。

危機管理課長

分母の全世帯に対し、自主防災組織に加入している世帯数の割合である。

須賀委員

組織できない理由として、消防団等でカバーできているなどの理由とのことだが、穴の開いている部分をどうカバーしていくのか。

危機管理課長

新たに自主防災組織を作った団体に対して、優先的に資機材整備の補助金を出すなど、市町村と連携して組織化を進めていく。

須賀委員

防災ヘリの山岳救助にかかる1回当たりの出動費用はどれくらいか。

消防防災課長

出動費用については、様々な考え方があるので算出していない。

須賀委員

軽微な装備で遭難するなど原因を把握しているか。悪質なものはないか。

消防防災課長

そのような悪質な例の報告は受けていない。

須賀委員

過失のある遭難をいかに減らしていくかが重要であり、費用負担を求めることも考えるべきである。そのためにも防災ヘリ1回当たりの出動費用を出すべきと考えるがどうか。

消防防災課長

こういった形で整理できるのか検討したい。

並木委員

- 1 自主防災組織に対する機材補助について、購入しても訓練していないという問題をかかえているが、県としてどう考えるか。
- 2 消防団が出動すると穴の空いたホースだらけ、という話をよく聞く。消防団の資機材について、県の取組や支援はあるか。

危機管理課長

- 1 新設した組織を優先的に補助するが、せっかく購入した資機材が倉庫に眠っている状態にならないよう、市の防災訓練などの機会に積極的に活用するよう市町村担当者会議などで周知する。

消防防災課長

- 2 消防団の資機材は市町村の予算で整備するものであり、地方交付税措置がされている。消防団担当者会議において情報提供し、資機材の予算確保を市町村に働き掛けている。

危機管理防災部長

- 1・2 避難所運営訓練など、多くの参加者が集まる中で資機材を使用するよう市町村に指導する。

岡委員

大規模災害時の対応において、危機管理防災センターが使用できない場合の予備指揮所はどう定めているか。代替場所、人員の確保などはどうなっているか。

危機管理課長

まずは北浦和の浦和合同庁舎への設置を考えている。浦和合同庁舎が使用できない場合

は、熊谷スポーツ文化公園陸上競技場会議室等に本部機能を移設する。

消防防災課長

人員の配置としては、さいたま支部に170人、熊谷支部に286人が非常時に参集できる体制になっており、初動対応ができることになっている。

岡委員

熊谷の代替施設で指揮を行う場合に情報収集における課題はあるか。

消防防災課長

災害時における情報収集は、災害オペレーション支援システムを活用して行っており、インターネット回線を使用して利用するため、課題はない。

岡委員

熊谷は危機管理防災センターと同じ機能を有しているのか。画像収集や防災行政無線は利用できるのか。

消防防災課長

ヘリコプターからの映像収集や無線による通信手段も有している。

岡委員

熊谷でもすぐに災害対応の体制が取れる状況になっているのか。

消防防災課長

すぐに体制が取れるようになっている。

中屋敷委員

追加資料20の住民の防災訓練参加状況だが、参加比率が3.14%と著しく低いが、この資料はどうやって作られているものか。また、自主防災組織が行う訓練回数はどうなっているのか。

消防防災課長

国が行っている調査に基づき作成したもので、住民参加者数の回答が任意であったため、回答がないところには直接聞くなどして作成したものである。

危機管理課長

自主防災組織が行う訓練回数は1年間の延べ回数である。

中屋敷委員

市には確認しているというが、実態に合っていない。実数を正確に把握することが行政の務めであると考えがどうか。

危機管理防災部長

御指摘のとおり正確なデータでないと施策が打ち出せない。市町村のデータを精査し、

正確なデータとするように努めていきたい。

齊藤委員

自主防災組織の組織率が約90%は有り得ない。入間市では自治会加入率が70%を下回っている。防災訓練の参加比率もこんなに少ないはずがない。どこかに間違いがあるのではないか。情報の精度が悪く実態が把握できないのは問題である。

危機管理防災部長

御意見、御提案等をしっかり受け止め、今後に活かしていきたい。

【説明者】

貴志浩平警察本部長、北澤一浩総務部長、鈴木幹男財務局長、
平山毅会計課長、菊地道博警備部長、布川賢二刑事部長、宮谷定雄生活安全部長、
三田豪士警務部長、中村尚樹地域部長、後藤秀明交通部長、
茅島広行運転免許本部長兼交通部参事官、茂木誠警備部参事官、
古田土等刑事部参事官(統括)、南里秀夫刑事部参事官兼組織犯罪対策局長、
新井共実刑事部参事官、田中正男生活安全部参事官、野口保祐総務課長、
佐伯保忠警務部参事官兼監察官室長、丹下浩之警務部参事官兼警務課長、
田邊憲一地域部参事官、千葉保治地域課長、佐久間忠善交通部参事官、
松村雅彦交通企画課長、大塚健滋警備部参事官兼公安第一課長、南雲芳夫警備課長、
作田隆志刑事総務課長、川上博和組織犯罪対策課長、長嶋浩之子ども女性安全対策課長、
近藤佑一生活安全企画課長、小川元一郎情報管理課長、山田雅樹通信指令課長、
山口正人運転免許課長、永谷邦夫交通捜査課長、小倉悦男交通指導課長、
新井文夫交通規制課長、古川貴夫危機管理課長、米山和仁薬物銃器対策課長、
林学保安課長、今泉忍生活経済課長、大村正幸サイバー犯罪対策課長、齋藤正士少年課長、
一條信幸施設課長、岩根忠広報課長

【発言】

松澤委員

- 1 運転免許手数料等が見込みを下回ったとのことであるが、これまでの免許所持者数等の推移からある程度予想できたのではないか。
- 2 免許の返納数が年々増加している。今後の返納数の予測と返納した際のメリットについて伺いたい。
- 3 犯罪被害者相談センターについて、窓口はどこにあり、どのような体制となっているのか。また、どのような相談を受けているのか。

運転免許課長

- 1 運転免許手数料の収入の主なものは、試験手数料、交付手数料、講習手数料等である。平成27年度に収入が減少した大きな要因としては、更新時講習の受講者が前年度より下回ったためである。更新者が見込み数を下回ったのは、やや見込みの予測が甘かったためでもあり、今後とも適正に予測していきたい。
- 2 平成27年中の免許返納数は、1万9,073件であり、うち65歳以上は1万7,987件となっている。免許を持つ高齢者人口は年々増加しており、高齢者人口の増加も踏まえ、今後も予測していきたい。返納時のメリットとしては、県警察ではシルバー・サポーター制度を取り入れている。これは、自主返納の際に発行する運転経歴証明書を協賛企業等に提示することにより、例えばタクシー料金や飲食代金の割引等の特典が受けられるものである。

警務部参事官兼警務課長

- 3 県、警察、犯罪被害者援助センターがラムザタワーに集約し、ワンストップサービスを提供している。各部門が相互に連携をして、相談の受理、カウンセリング等被害者の

支援を総合的に行っている。また、犯罪被害者援助センターにおいては、平成27年度は1,228件の相談を受理している。

岡田委員

- 1 振り込め詐欺について、平成27年度の被害は前年度と比べ減少しているが、引き続き高い水準であると認識している。コールセンター事業の活動結果とその効果について伺いたい。また、平成27年4月1日に「特殊詐欺特別捜査隊」を発足したと伺っているが、依然として発生が止まらない特殊詐欺に対して、どのような検挙対策を行っているのか。
- 2 違法駐車に対する交通指導取締りの推進について、駐車監視員活動ガイドライン見直し内容及び重点取締り区域を定める理由について伺いたい。併せて、駐車違反の標章取付け途中に運転者が現れた場合は警告処理にできないか。
- 3 自転車専用通行帯の整備について、自転車専用通行帯を48区間整備したとあるが、どのような場所に整備したのか。また、これ以外に整備が必要な箇所はあるのか。
- 4 交通信号機整備費の推移について、平成27年度の決算額が減少しているが、その理由を伺いたい。

生活安全企画課長

- 1 コールセンター事業は、民間事業者に委託し、直接、一般家庭や金融機関に電話で、振り込め詐欺の注意喚起や被害防止対策等の教示を行っている。平成27年度は、平成27年5月から平成28年3月までの間、1日26人体制で実施した。この間、約113万件の架電を行い、このうち約43万3,000件で直接、県民に注意喚起などを行った。平成27年度中の効果としては、コールセンターからの注意喚起などにより、172件の被害が防止できたことを確認している。また、県民の皆様からは「振り込め詐欺の最近の手口がよく分かった。被害に遭わないよう注意する」などという感謝の声も多数いただいている。

刑事部参事官

- 1 昨年4月に発足した「特殊詐欺特別捜査隊」を中心に、抑止につながる検挙を最大の基本として、一人でも多くの被疑者を検挙するため、情報の収集・分析による犯行アジトの摘発、中枢被疑者の検挙、だまされたふり作戦による受け子被疑者の現場における検挙、携帯電話や預貯金通帳等の犯行ツールの不正な提供者に対する検挙を強力に推進している。平成27年中は、4事件で県内及び都内の犯行拠点4か所を摘発し22名を検挙している。今年も、4月に2事件について県内及び都内の犯行拠点2か所を摘発し、更に10月には、2事件で3か所の犯行拠点を摘発している。11月には、更に1事件で1か所、合計で被疑者26名を、本犯被疑者として検挙している。今後も、特殊詐欺撲滅に向け、組織の総力を挙げて、より一層の検挙対策を図っていく所存である。

交通指導課長

- 2 駐車の実態は、交通環境の変化に大きく影響を受けるため、県警察では駐車監視員活動ガイドラインを年に1回以上、見直して改訂することとしている。見直しは、違法駐車の実態、駐車に起因した交通事故の発生状況、駐車による交通渋滞の発生状況、違法駐車取締りに関する地域住民の意見・要望等をポイントとして行い、見直しを踏まえ、ガイドラインの改訂や重点地域等の指定を行っている。なお、平成27年度は全警察署

においてガイドラインの見直しを行い、その結果15警察署においてガイドラインの改訂を行った。策定したガイドラインについては、県警察ホームページや市町村の広報紙に掲載して地域住民の方々に広報、周知している。ガイドラインは、住民の方に分かりやすいものでなければならないので、区域を設定する際には、行政区画や地形等を含めて検討している。最後に、駐車違反の標章取付け途中に運転者が現れた場合、駐車監視員は、法令の規定により取り付けた確認標章を取り除くことができない。確認標章を取り付ける前に運転者等が現れた場合は、指導警告としているが、確認標章を取り付けた後に運転者等が現れた場合は、確認標章を取り外すことができないので、放置駐車としてその後の手続に移行する。

交通規制課長

- 3 自転車専用通行帯を整備した箇所については、自転車や歩行者の交通量が多い場所、自転車と歩行者を分離する必要がある場所、車道上に自転車専用通行帯を整備する道路幅員がある場所、大型バスや大型貨物の通行量が少ない場所など、自転車を車道に下ろすことによって危険性が生じないところを整備している。平成28年度は、県内で43区間を整備する予定である。本県は、自転車利用者や自転車の交通事故が多いことから、歩行者、自転車利用者の交通秩序化と安全を図るために、道路管理者などと連携を図り、今後も整備を進めていきたい。
- 4 平成27年度の交通信号機整備費は前年に比べて、1,289万円、1.4%ほど減少している。交通信号機整備費は、信号機を設置する予算だけでなく、例えば、信号機のLED化などの改良費、信号柱の交換費、自動起動式発動発電機などの整備予算も含まれている。平成27年度は、信号機設置の費用は減少しているが、LED化などの信号機の改良、信号柱の交換費用がそれぞれ増加したため、減少が1.4%ほどにとどまったと御理解願いたい。

並木委員

- 1 警察官の制服の配分は年間何回あるか。また、全員に支給するのか。併せて、入札の実施時期について伺いたい。
- 2 追加資料13の交通信号機整備費の推移について、平成25年度の決算額が信号機設置数とリンクしていないが、その理由を伺いたい。

財務局長

- 1 配分に当たっては、制服の着用頻度に応じて職員個人にポイントを与え、そのポイントの範囲で本人が必要な品目を選択できることとしている。入札は、制服別の着用時期に間に合うように、製作期間も勘案して品目別に行っている。ポイントの付与は、例えば最も制服を着用する機会の多い警察署の交番勤務員、パトカー勤務員等には最高得点である215点を与えている。品目ごとに必要なポイントは、例えば、冬制服の上衣は納入単価が高額であるため135点である。

交通規制課長

- 2 交通信号機整備費については、信号機を設置する予算のほかに、信号機の改良、いわゆるLED化、バリアフリーなどの身体障害者付加装置といった改良費用、信号柱の交換、災害に備えた自動起動式発動発電機の整備も含まれているため、必ずしも交通信号機整備費と信号機設置数とはリンクしない。平成25年度については、約31億円の予

算がついているが、これは平成25年2月定例会で補正予算が生まれ、これを平成25年度中に執行したものである。補正予算の内容は、信号機のLED化、信号柱の交換、自動起動式発動発電機の整備などである。したがって、翌平成26年度はその分が含まれていないことから、前年度に比べて決算額が少なくなっているということを御理解頂きたい。

金子委員

- 1 信号機の整備について、信号機の要望数と設置数の推移をみると、要望数に対して設置数が余りにも低いが、その理由と対処について伺いたい。
- 2 高齢者の事故が多発しているが、これに対する交通事故防止対策を伺いたい。
- 3 交番の新設に関する問題については、多発する事件・事故等の地域社会の変化等に対応して行っていくとのことであるが、地元から要望のある新設についても行っていくべきだと考える。どのように検討しているのか。
- 4 交番の設置については、人口の増加や犯罪の発生件数等の社会的変化に対応するという点で基準があるのか。
- 5 75歳以上の方に受けていただく認知機能検査の実施に当たっては専門家である医師の協力を要すると思われるが、その対応について伺いたい。

交通規制課長

- 1 信号機の設置数については、平成27年中、一線の警察署から当課に119基要望があり、当課では専門の担当者が全箇所を訪問し、設置の可否と必要性について検討している。この要望箇所のうち、5割強が物理的な理由、例えば埋設物があったり、若しくは交差する道路が狭かったりなどの事情から設置が難しいと判断したところである。また、約23%は、交通量が少ない、若しくは隣接する信号機が150メートル以内であり近すぎて見誤りがあるのではないかという懸念から設置を見送っており、今回は28基の設置となったところである。今後の設置の方向性については、要望の1件1件を精査して、必要性和緊急性と安全性を考慮しながら検討をしていきたい。

運転免許課長

- 2 高齢者については、重大な事故を起こす前に、いかに認知症等を発見するのが重要である。このため、免許更新時における質問票による病状申告、年齢75歳以上の方が受ける認知機能検査、医師からの任意での通報制度、警察活動時における運転免許本部への通報制度、家族からの相談などにより発見に努め、高齢者事故の未然防止を図っている。

交通部長

- 2 高齢ドライバー対策として、シルバードライバードックを実施している。これは教習所で車を運転し自らの技量がどの程度かを見定めていただくものであり、免許の自主返納などを判断していただく機会となっている。また、受講者を対象にドライブレコーダ搭載車両を使用した運転者講習を実施している。さらに、運転時認知障害早期発見チェックリストという、30の質問に回答していただくことにより認知症の疑いがあることを自覚していただく取組などの対策を実施している。

地域部長

- 3 交番の新設については、基本的な考え方である「限られた警察力を最大限に活用する」という観点から、新設しても警察官が常駐できないという状況がないように、周辺の既存交番等との統廃合により対応することを考えている。
- 4 交番の設置については、限られた警察力を有効に、また最大限に活用し、管内の治安対策を推進するため、地域の犯罪発生状況や交通事故発生件数などの治安情勢、人口・面積、近隣の警察施設の設置状況などに加え、地域住民の意見・要望等を総合的に勘案し、現在の体制において効率的かつ効果的に警察活動を行うことを基本的な設置基準と考えている。

運転免許課長

- 5 診断書の発行体制を確保するため、認知症疾患医療センター担当者会議において、道路交通法の改正について説明を行ったほか、県医師会への周知を図るとともに協力要請を行っている。

松坂委員

- 1 広報課の職員数は62名とのことであるが、音楽隊の体制について伺いたい。
- 2 平成27年度中の音楽隊に係る経費は、どのくらいか。

広報課長

- 1 音楽隊の体制は、隊長以下35名で、このほかに非常勤職員であるカラーガード隊員13名が配置されている。
- 2 音楽隊に係る経費については、広報課全体の経費約480万円の中で賄われている。

松坂委員

音楽隊の経費は、広報課の経費480万円の中で賄われているとのことであるが、それでは少ないのではないか。

広報課長

音楽隊の運営は、音楽活動を通じて県民に対して効果的な警察広報を行えるよう広報課の経費の中で取り組んでいる。

萩原委員

- 1 自転車の交通違反に係る検挙件数の直近5年程度の推移、主な検挙内容、年齢別構成について伺いたい。
- 2 自転車保険制度の啓発についてどのようなことを行っているのか。
- 3 運転免許更新時の認知機能検査、高齢者講習について過去3年の受講者数の推移を伺いたい。また、高齢者講習の仕組みについて伺いたい。

交通企画課長

- 1 検挙件数は平成24年中104件、平成25年中243件、平成26年中228件、平成27年中223件、平成28年は10月末現在で470件である。違反の種別であるが、酒酔い運転、信号無視、遮断踏切立入り、一時不停止など直接交通に危険を及ぼす違反を重点的に検挙している。年齢別の構成であるが、平成28年10月末の指導警

告件数に基づいて申し上げると、高校生が全体の約20%、中学生が約9.5%、高齢者が約2.2%、その他が約65%となっている。

- 2 自転車保険の周知については、自転車店で点検をした自転車に貼られるTSマークというのがあり、損害賠償保険が付帯されている。日本交通管理技術協会が行うものであるが、最高で5,000万円の補償が付帯される。

交通指導課長

- 1 補足すると、年度別での検挙件数は、平成23年度86件、平成24年度115件、平成25年度285件、平成26年度185件、平成27年度322件となっている。主な違反は、平成27年度で遮断踏切立入り196件、酒酔い運転46件などである。年齢層別では、平成27年中の数値であるが、高校生が45人と一番多く、次いで高齢者が41人となっている。

運転免許課長

- 3 高齢者講習の受講者数は年別で、平成24年が9万5,148人、平成25年が10万2,360人、平成26年が12万3,598人である。認知機能検査の受検者数は年別で平成24年が5万6,713人、平成25年が6万5,904人、平成26年が6万6,111人である。現行法上の高齢者講習の仕組みであるが、免許更新時に受講していただくことになっており、70歳から74歳以下の方は3時間の講習、75歳以上の方は認知機能検査を受検した上で2時間半の講習を受講する。

萩原委員

- 1 今の答弁を聞き、若年者の自転車事故防止が重要であると感じたが、対策としてどのような取組を行っているのか。また、TSマークの啓発、周知をどのようにしているのか。
- 2 高齢者講習の受講者が増えており、県内においては5か月も待たなければならない教習所もある。この点を踏まえた高齢者講習の受講待ち対策を伺いたい。

交通企画課長

- 1 各世代に応じた交通安全教育を進めており、小学4年生の児童に対しては、子ども自転車運転免許制度、中学生に対しては、スケアード・ストレイト教育技法による、危険を体験させる自転車の交通安全教育などを実施し、現在はもとより、将来にわたるルール遵守の思想を浸透させている。TSマークの啓発、周知については、自転車の事故によって多額の損害賠償事例が発生していることから、交通安全教育の場などを通じて、また、交通安全協会、自転車軽自動車商協同組合等と協力しながら普及を図っている。

交通部長

- 1 TSマークは自転車の点検に付帯する損害賠償保険である。個人が一般の保険に入る場合もあるが、それだけではなく、TSマークの普及を図るため、取扱店等にパンフレットを置くなどして広めている。TSマークのシールは、交通安全協会を通じて加盟店に配布されるが、平成26年度の配布数は6万5,000枚ほどであったのに対し、平成27年度は8万3,000枚ほどに増加しており、保険の加入は増えているものと考えている。

運転免許課長

- 2 高齢者講習は各教習所等に委託して実施している。各教習所等に対し、受講回数や人数の増加等といった受入枠の拡大を要請している。また、県警察ではホームページに各教習所における予約の空き状況をまとめたカレンダーを掲載しているほか、更新期限に間に合うように運転免許課で調整を図るなどしている。今後とも各教習所等との連携を図り、受講待ちを短縮するよう努める。

萩原委員

TSマークの普及について、学校を通じて実施できないか。

交通企画課長

学校を通じたTSマークの普及は可能である。現在も、子ども自転車運転免許制度において、地元の自転車軽自動車商協同組合の協力を頂いて自転車点検を実施しており、そのような機会を通じてTSマークの啓発も行っている。

須賀委員

- 1 振り込め詐欺のだまされたふり作戦については、どのくらい一般の方の協力があるのか。また、検挙にはどのくらいつながっているのか。
- 2 情報セキュリティ講演は誰がどのように実施しているのか。また、小・中・高校生のサイバー犯罪被害者数について伺いたい。

刑事部参事官

- 1 平成27年中のだまされたふり作戦は、625回実施し、81事件87名を検挙した。本年は10月末現在で、480回実施し、60事件65名を検挙している。だまされたふり作戦は、犯人側からの予兆電話がかかってきたという被害者からの通報に基づいて、現場設定捜査が可能かどうか、単なる予兆電話なのか、おびき出しがあったのかといったことを検討して実施する必要がある。平成27年中は、1万6,474件の予兆電話があり、前年に比較すると5,507件減少し、25%ほど減っている。平成28年も10月末現在で1万1,138件であり、前年同期と比較すると2,875件減少している。だまされたふり作戦は、予兆電話の通報の中から選定をして、できる範囲で行っている。予兆電話が減っている原因については、様々なことが言えるが、官民一体となった抑止対策が進んだことや、検挙対策で受け子だけでなく電話をかける側のアジトの急襲等が全国的にも行われているためであると思われる。埼玉のアジトの摘発数は、全国で警視庁、神奈川県に次いで3番目の数となっており、引き続き現場検挙、検挙対策等を積極的に行っていきたい。

サイバー犯罪対策課長

- 2 情報セキュリティ講演は、当課捜査員が、要望のあった小・中・高校に対して実施している。また、小・中・高校生の被害者数については、調査の上、別途回答する。

須賀委員

小・中・高校生のサイバー犯罪被害者数について、資料要求したい。

委員長

ただ今、須賀委員からサイバー犯罪についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

石渡委員

- 1 歩行者の横断妨害について、平成23年度から平成27年度まで、5年間の検挙件数について伺いたい。
- 2 横断歩道の前で立ちすくんでいる人は歩行者の扱いになるのか。

交通指導課長

- 1 横断歩行者妨害の過去5年の検挙状況は、年度別では、平成23年度5,880件、平成24年度8,137件、平成25年度7,773件、平成26年度1万630件、平成27年度1万1,883件となっている。全国の順位は、年別の数値で、平成23年4位、平成24年3位、平成25年4位、平成26年4位、平成27年4位となっている。

交通部長

- 2 横断歩道の前で立ちすくんでいる人は歩行者に当たる。道路交通法上、横断歩道では、横断歩道上に歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、直前で停止できるような速度で進行しなければならず、また、歩行者がいる場合は停止しなければならないとされている。しかし、実態上は停止している運転者が少ない状況である。今後も、横断歩行者等妨害違反を中心とした交差点関連違反に対応していきたい。

荒川委員

- 1 違法駐車に対する交通指導取締りについて、駐車違反の標章を取り付ける前は、駐車違反にならないのか伺いたい。
- 2 振り込め詐欺のうち、オレオレ詐欺では、高額の現金を他人が受け取りに来るという手口がほとんどであるが、上司の甥のような第三者が現金を取りに来るものは全て詐欺ということを徹底して広報はできないのか。
- 3 他県では、警察へのストーカー相談後に相談者が殺害された事案が発生している。埼玉県内では平成27年度中に955件の相談を受理し、ストーカー規制法で17件、他法令で53件を検挙し、140件を警告したとのことで、残り約750件は注意指導だと思うが、相談、検挙及び警告後に何か問題が発生したことはないのか。また、ストーカー事案に対する今後の対応方針を伺いたい。

交通指導課長

- 1 確認標章を取り付ける前でも違反となる。確認標章を取り付けた後は、交通反則切符又は車両の使用者責任として放置違反金制度に移行する。取付け前の場合は、指導、警告としている。

生活安全企画課長

2 オレオレ詐欺は、電話で現金を要求するものであるので、県警察では、電話の中で現金を要求するものは全て詐欺を疑い、警察に相談していただきたいと広報している。また、委員御指摘のとおり、第三者が現金を受け取りに来るものは詐欺であるので、このような電話を受けた場合は全て警察に通報していただくよう、広報啓発を徹底していく。

警察本部長

3 県警察としては、関係者の人身安全の確保を最優先にして取り組んでいる。相談者の意向や、行為者が分からない等の事情で警告に至らない場合でも、安全確保対策に万全を期しており、被害者が実際に被害を受けたという事例は存在していない。今後も、関係者の人身安全の確保を最優先に、検挙、警告等も積極的に行っていきたい。

【説明者】

関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、吉田正県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、藤田栄二市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、岡部年男教育政策課長、佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、横松伸二教職員課長、高橋和治福利課長、小島克也県立学校人事課長、羽田邦弘高校教育指導課長、依田英樹生徒指導課長、加藤健次教職員採用課長、加賀谷貴彦保健体育課長、宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、加藤秀昭県立学校人事課学校評価幹、関口睦小中学校人事課長、大根田頼尚義務教育指導課長、橋本強家庭地域連携課長、芋川修生涯学習文化財課長、吉野雅彦人権教育課長、阿部正浩市町村支援部副参事

【発言】

永瀬委員

- 1 「確かな学力と自立する力の育成」に関し、平成27年度から埼玉県独自の学力・学習状況調査を行ったということであるが、過去の調査内容との違いを教えてください。
- 2 調査の費用について、今までとの違いを教えてください。
- 3 どのような成果を求めているのかという指標はあるのか。例えば、全国学力・学習状況調査との比較において、正答率などを見ていくのか。
- 4 調査内容を検討し、1年間実施してきた中で課題が見えてきたのか。また、それを生かして問題の作成を行っているとのことだが、今後、学力向上のために、どのような取組を行っていくのか。経年変化を見ていくことによって学力向上を目指していくことが主眼のようだが、いつ頃から学力向上の成果が出てくると考えているのか。
- 5 さいたま市がこの調査には入っていないが、その理由は何か。比較を行う際には、さいたま市が調査に入るのと入らないのとでは違ってくると思うがどのように考えているのか。
- 6 資料4の301ページに記載されている「教育に関する3つの達成目標」のうち、学力に関しては定着度が目標に設定されている。どのような調査に基づいて定着度を測ったのか。
- 7 3つの達成目標の調査、埼玉県独自の学力・学習状況調査の約1週間後に全国学力・学習状況調査が実施されているが、学校現場の混乱防止にどのようなことを留意しているのか。
- 8 資料7の470ページの文化財保護費に美術刀剣類登録審査費52万7,857円が支出済額として計上されているが、毎年かかる経費なのか。
- 9 資料7の471ページの美術館費に美術作品取得費330万1,532円が支出済額として計上されている。平成27年度は、どのような作品をどのような理由で購入したのか。
- 10 歴史と民俗の博物館や近代美術館が、昨年度と比べて入館者数が増えている理由は何か。

義務教育指導課長

- 1 過去の県の学力・学習状況調査は、小学校5年生と中学校2年生のみを対象としていた。経年で追いかけていく調査ではなかったことから、平成27年度からは、小学校4年生から中学校3年生まで継続して調査を行っていくことで、子供たちがどのような指導の中で学力が伸びたのかが分かる調査にリニューアルしたものである。
- 2 過去に行っていた調査は、約2,000万円程度であったが、現在の調査は約2億円である。事業費が増加しているのは、採点の部分であり、今回の調査の一つの特徴として、伸びを測るため、問題の質をそろえ、問題の質の違いなどにより伸びが分からなくならないように正確に採点をする部分で費用がかかっている。
- 3 指標には、埼玉県教育振興基本計画において、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回るということを設定している。現時点では、まだ、その目標が達成できていない状況であるが、県学力学習調査を活用しながら全国の学力調査でも平均を上回る結果を出していきたい。また、県の学力調査の問題を作成する際には、全国の学力調査の問題も参考にし、関連付けていく対応をしているところである。
- 4 課題としては、問題の幅を広げていく必要があると考えている。問題の作成は、県の教育委員会から委託先に対し指示をしながら行っているが、基礎・基本的な問題を取り入れるとともに、全国の学力調査がいわゆる読み・書きの問題だけではなく、深く考えたり、文書をよく読んだりしなければならない問題が増えているので、そのような方向性も踏まえた問題の幅の拡大が必要だと思っている。

問題の作成に関しては、県の教育委員会が方向性を示した上で、全国の学力調査の問題も参考にしながら委託先が原案を作り、それを県の教育委員会、現場の教員、市町村の教育委員会、教育事務所が練っていく形で進めている。

いつから成果が出てくるかという点については、昨年度から調査を始めて、今年度で2年目になり、学力の伸びが今年度から良く分かる段階に入ったので、研究者にも研究を委託し、学校現場にも並行して分析をお願いしている。どのような指導が学力を伸ばしたのかをしっかりと分析できる段階になったので、仮説、検証をしながら指導を改善していく。できるだけ早く、今年度の成果を来年度の全国学力・学習状況調査につなげていきたいと思っている。
- 5 さいたま市は独自の調査も行っている。県が呼び掛けをしているが、さいたま市としての調査をしたいということである。
- 6 10年前と比較すると、定着度はかなり改善されており、平成27年度の実績値で95%前後となっている。定着度の調査は、県の学力調査から基礎的な問題を中心に抽出し、その正答率から測っているものである。過去の3つの達成目標のうち学力に関する調査では、基礎的な問題を出していたので、読み・書きに関するそれと同等の問題の正答率から計算して割り出しているものである。ただ、基礎的なところは、平成27年度状況からしても一定程度定着はしているが、全国の学力調査では問題の幅が広がってきているので、その対応をしっかりとしていかないと全国学力調査上の成果が見えてこないと思う。県学力調査の問題で幅広い問題をカバーしながら、しっかりとやっていきたいと思う。
- 7 同じ月に県の学力調査と全国の学力調査があるので、県の学力調査のマニュアルを作り、混乱が起きないようにしている。

生涯学習文化財課長

- 8 美術品、骨とう品としての価値のある古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の

登録審査を行うものである。この審査は年6回、毎年行っており、支出は毎年50万円前後である。

- 9 県美術家協会会長であった、塗師祥一郎氏の「山村」を購入した。この作品は1997年の日展文部大臣賞受賞作であり、本作品と同氏から寄贈された作品を合わせて、県ゆかりの作家の重要な作品として収蔵した。
- 10 近代美術館については、平成27年度当初にリニューアルオープンしたことから入館者が増加している。歴史と民俗の博物館については、特別展「戦国図鑑—Coo! Basara Style—」が1万4,000人ほどの入館者があり、これはゲーム会社のパソコンと連携した特色ある取組で好評を得たことから増加した。

永瀬委員

- 1 県の学力・学習状況調査が約2億円かかったとのことだが、採点を事業委託しているのか。
- 2 国が行っている全国学力・学習状況調査は、最近ではコストダウンをされており、年間約40億円である。2億円は、20分の1ということになるが、県独自で調査をやっていく上で、きちんとした成果を追っていく必要がある。施策指標では、全国学力・学習状況調査において、平均正答率を上回ることを目指すとのことだが、平成28年度はまだ上回っているとは言い難いと思う。簡単に結果が出るものではないが、もう少ししっかりとした達成目標を掲げる必要があるのではないかと。平成27年度に1年間調査を行った段階で、具体的な目標を掲げるべきではないかと思うのだが、どのように考えているのか。
- 3 この調査で難しいと思うのは、何問か含まれるアンカー問題の作成である。専門業者もいると思うので、何年か行っていく中で出題の傾向がある程度読み取れてしまったりするのではないかなと思うのだが、対策は何か考えているのか。
- 4 指標として、仮に全国学力調査との比較を考えていくのであれば、埼玉県独自の調査にさいたま市が参加していないことは少し指標としての説得力が足りないのではないかと。
- 5 美術館や博物館は、何か行わないと入館者数は減少していく。企画や展示が非常に重要だと思う。その中で、美術館として収蔵品を増やすという考え方をしているのか。

義務教育指導課長

- 1 教育測定研究所に事業委託をしている。
- 2 一番のポイントが学力の伸びという点である。現在、提案している新しい5か年計画案の中に、伸びに関して指標を提示している。効果の測定という意味では、県の学力調査において伸びをきっちり効果検証したいと思っている。
- 3 問題は非公開である。サンプル問題の提示はしているが分析や対策ができるものではない。
- 4 全国学力調査も伸ばさないといけないが、県の学力調査についてしっかりと取り組んでいきたいと考える。

生涯学習文化財課長

- 5 作品収集の基本方針として、印象派が日本美術界に影響を与えた明治時代以降のものを範囲に、次の3点を対象としている。一つ目は、本県にゆかりのあるすぐれた作家の作品であること。二つ目は、本県の美術界に影響を与えた国内外の作家の作品であるこ

と。三つ目は、本県美術文化の振興に寄与する作品であることである。近代美術館における体系的な資料収集の観点から、今後も引き続き購入していきたいと考えている。

永瀬委員

学力向上のために県が独自の調査を行うということ自体は、非常に意義深いと思うのだが、さいたま市を除いている部分について再度伺う。

義務教育指導課長

さいたま市には、引き続き県の学力調査への参加は呼び掛けていく。

松坂委員

- 1 追加資料23の少人数指導加配の状況について、平成27年度は小学校1,174名、中学校713名となっているが、学校からの要請に応えられているのか現状を伺いたい。
- 2 障害者雇用について、教育委員会の障害者雇用率が1.97%となっており、分母となる障害者雇用率の算定基礎となる職員数が2万5,651人とあるが、この数字は正しいのか。教育局の職員数は約4万5,000人いるが、算定基礎について確認したい。
- 3 高等学校管理運営費の推移について、平成26年度をピークに少し下降線になっている。学校現場に支障を来すことがあってはいけないと思うが、下がってきた理由について伺う。

小中学校人事課長

- 1 国からの加配定数に応じ、各市町村からの必要数を配当しているものである。主なものとしては、学習指導、生徒指導、特別支援教育に関わる定数である。それぞれの定数については各市町村教育委員会から申請書を提出してもらい、それに基づき、必要数を配当している。必要なものについて、必要な支援をしていくという視点に基づき配当している。

総務課長

- 2 さいたま市が任命権を持つ小中学校の県費負担教職員を除くと、約3万6,000人となる。また、過去には小学校等の教職員が障害者雇用の対象になっていない時期があり、障害者雇用の算定基礎に小学校等の教職員を含めることになった際に、総数から30%は算定基礎から除くことになった経緯がある。平成27年度は、2万5,651人が算定基礎になる。

財務課長

- 3 ある程度まとまった予算を学校に渡し、その中で各学校が裁量の中で計画的に備品等を整備しているが、長期的な傾向として、厳しい財政状況の中、学校管理予算が減ってきている。特に大型備品については、改めて学校の要望を調査し、重要度を検証しながら計画的な措置ができるよう検討を進めているところである。

松坂委員

- 1 加配に関して、学校現場からは、申請しても初めから駄目だと思っているとも聞いている。問題が生じてから学校に対応するというのが実情であるとも聞いており、何かあってから手を差し伸べるということではなく、現状を見て対応してほしいと考えるがどう

か。

- 2 障害者雇用率の算定基礎について、数的に粗いように思える。ある程度明確な数字を持っておくべきである。総数から30%差し引いたものを算定基礎とする意味は分かるが、障害者雇用率である1.97%という数字がそのことによって変わってくるのではないか。
- 3 高等学校管理運営費に関連して、学校事務職員の定数を削減し、その部分を非常勤でまかなうことも必要なのではないかとということもよく話に出てくる。そのようなことは可能なのか。

小中学校人事課長

- 1 4つの教育事務所があり、それぞれ所管する市町村教育委員会と連携し、学校訪問を行い、学校長からの要望を聴くなどして学校の状況を把握し、情報も取り入れながら、総合的に判断して加配を行っているところである。引き続き、より適正な配当をしていきたいと考えている。

総務課長

- 2 障害者雇用率の算定基礎は、総数から30%を除算するという考え方は、国の統一的な考え方によるものである。都道府県教育委員会の障害者雇用率の算定に当たっては全国統一の基準で厚生労働省からの指導により計算している。

県立学校人事課長

- 3 学校教育法においては、「高等学校には、事務職員を置かなければならない」という必置の条項がある。さらに、教職員の定数に関する標準法という法律の中で「常勤の者に限る」という規定があり、法令で定められている定数について非常勤に置き換えるということとはできない。

松坂委員

そのような法令はあるが、特区として学校事務職員に関して定数削減することは可能なのか。

教育総務部長

定数の特区については、現在のところは考えていない。

金子委員

- 1 行政報告書307ページの特別支援教育の推進について伺う。追加資料27の特別支援学校の幼児・児童・生徒の推移は、年によってばらつきはあるものの、相対的には増えている。行政報告書には、「既存特別支援学校における児童生徒の増加への対応や児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行う体制をつくるため、必要な備品を購入するなど、学習環境の整備を行った」とあるが、具体的にはどのようなことを行ったのか。
- 2 追加資料の21の小学校・高校別の学級数と1学級当たりの児童生徒数の一覧を見ると、小学校3年生以上では、さいたま市での平均は33.8人、多いところでは伊奈町35.3人と多人数学級のところも見受けられる。今、越谷市のレイクタウンでも、既存の近隣の小学校3校、中学校2校で過密化が問題になっている。先ほど学力の問題が

答弁の中にあつたが、一人一人を確実に伸ばす教育ということから、一人一人に分かる喜びを実感できる教育が必要だと思うが、昨年度の取組はどのように行われたのか。

- 3 教員の多忙化の問題について伺う。追加資料55の中学校部活動の顧問についての資料を見ると、体育会系の部活動の顧問を引き受けた先生は、土・日・祝日も含めた1日当たりの平均練習時間が2時間50分とある。この部活のほかに、授業の準備、担任の仕事など、先生方の大きな負担が数字からも読み取れると認識している。県としては、先生方の負担軽減について、どのような見解を持って、どのような指導をしているのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 既存特別支援学校における備品の購入については、児童数の変動によって学習環境が変わることがないようにすることが必要である。例えば、ロッカー、机、椅子、又は必要に応じてパーティションの購入などを行った。

小中学校人事課長

- 2 学級は、学習集団であると同時に社会性を育むための集団生活としての機能を持っている。適切な学級当たりの児童生徒数については様々な意見がある。最も効果的な方法を市町村教育委員会が判断し、市町村教育委員会や学校の実態に応じて、教員の定数を確保していくことが重要であると考えている。昨年度までの取組であるが、小学校については2年生までは35人、中学校については1年生を38人で措置している。これに加え、加配等の配慮をしていかななくてはならないと考えており、学力向上が必要などころに加配を充てていく必要があることは十分認識している。例えば、伊奈町における少人数指導加配では、町内の4つの小学校に10人を配当している。単純計算で1校2人以上の配当である。中学校についても、3校に7人を配当し、単純計算すると1校あたり2人以上の配当をしている。このように必要などころに必要な加配をし、必要な支援をしていく加配を検討している。
- 3 小中学校については、非常に様々な取組、課題が複雑かつ多様化している中で、教員に求められている役割が増加している。一方で、部活動の問題、授業の準備、学級経営等、直接子供たちの指導に専念できるような環境を作っていくことは非常に重要な課題であると認識している。県としては、学校のリーダーである校長がリーダーシップを発揮し、会議や行事等の見直し、精選、チームでいろいろなことを対応していくことが必要であると思っている。のり代の幅を広げ、個人で抱え込むことがないように、働き方の見直しも含め、校長に直接、あるいは市町村教育委員会に指導をしている。

県立学校人事課長

- 3 負担軽減については、小中学校と同様に、教員が子供と向き合う時間を確保して、生徒指導や教科指導といった、本来の職務を十分果たせるようにするため、学校現場の負担軽減を行うことは大変重要であると認識している。また、同時に教員のワークライフバランスの推進を行って、常に心身ともに元気な姿で教壇に立つという観点からも、教員の負担軽減の重要性は大きいと考えている。指導については、県立学校を対象とする会議や研修会、調査について精選を図っている。また、「ノー会議デー」や「ふれあいデー」といった特別な日を設定して、定時退勤を促し、教職員にワークライフバランスの意識啓発を図るという取組を行っているところである。学校への指導については、学校全体の業務の合理化やスリム化を図って、教員が子供と向き合う時間を確保するため、校長がリーダーシップを発揮して取り組むよう、校長を指導している。また、教職員の

負担軽減、健康管理を図ることを目的として、今年度から、県立学校の教職員には自分の出退勤時刻を記録するように、その記録用紙を整備した。この用紙を管理職に提出することにより、管理職が教職員の在校時間を把握するという仕組みを作ったところである。この出退勤の記録用紙の活用により、教職員の負担軽減や健康管理を適切に行うように、校長を指導している。

保健体育課長

- 3 教職員の負担軽減については、部活動の指導の面からも、十分取り組む必要があると認識している。その手始めとして、平成28年3月に「効果的な部活動指導の在り方について」という通知文を出している。その中では、平日の活動時間は、原則として2時間以内と示した。現在、あらゆる機会を捉え、この内容を周知しているところであり、今後も負担軽減に向けて取り組んでいく。

金子委員

- 1 特別支援学校の備品購入について、実際に過密化を認識した対応だと思うが、備品購入にとどまらず、過密化解消を進めるべきと考える。先日、越谷特別支援学校の文化祭を見学したが、教室が足りないため様々な対応をしていた。廊下なども使用している状況である。文化祭で保護者も来ていたためきれいに整理されていたが、過密化解消がなかなか進んでいないことを実感した。備品などの購入も必要だが、過密化解消のために足を踏み出す必要があると思うが考えを伺う。
- 2 伊奈町では、加配が1校当たり2人配置されていることということだが、そのように十分に配置されているところもある一方で、越谷市のような40校もあるところでは、クラスの中に多動などの問題を抱えた子供がいると、担任の先生が振り回されて授業がなかなか成り立たないという生の声を聞いている。これについてはもう少しきめ細かな対応が求められると思う。小学校1、2年生と中学校1年生が少人数学級になっているとのことだが、例えば、小学校6年生まで学年を引き上げた場合に必要となる予算の試算はしているのか伺う。
- 3 教員の多忙化の問題であるが、いろいろ研究して多忙化を解消する努力をしているのはよく分かった。しかし、現場は午前0時くらいまで電気がついている学校もある。そのようなことも含め、管理職が管理することとはいえ、徹底や把握はしているのか伺う。

参事兼特別支援教育課長

- 1 過密化解消については、児童生徒数が変わっても、学習環境の質を落とさない取組をしていかなければならないと考えている。先ほど説明した備品購入は短期的な対応であるが、一方で長期的な視点からの対応もしっかり行っていく必要がある。費用対効果の面もあり総合的に判断し、しっかりと対応していく。

小中学校人事課長

- 2 小学校35人学級を仮に小学校3年生以降にも設けた場合の試算は、3年生から6年生までを35人学級で行った場合、約71億円という額が必要となる。段階的に小学校3年生だけだとしても約19億円であり、予算的に困難である。
- 3 出退勤の時刻については、校長が自らの責任を自覚し、教職員の出退勤の時刻を具体的な方法をもって確認し、記録をしていくことが重要であることを認識している。その上で、会議や行事等の見直しなどの業務改善、一部の教職員に過重な負担のかからない

ような教職員間での応援体制を整えることなど学校運営体制の改善が必要であると考
えている。また、長時間在校している教職員については、労働安全衛生法の規定に従い、
面接指導を確実に行うということ由市町村教育委員会に働き掛けていきたいと考えて
いる。また、勤務時間の把握については、小中学校でも勤務実態調査をしており、現在、
その調査を分析している。今後その分析結果を基に対処等を考えていく。

金子委員

現在、勤務実態の把握をしているということであるが、以前もこのような答弁があった。
この実態調査はいつまでに行き、どのような対応をするのか、もう一度聞きたい。

小中学校人事課長

一か月の中でどの程度在校時間が勤務時間を超えているのか、日数で調査をした。小学
校の教員については、授業の準備が一月で9.2日、学級経営に関することが5.3日であ
る。また、中学校教員については、授業の準備が6.6日、部活動の指導が5.2日であり、
これらが、上位2位のものである。この調査結果の分析を更に進め、個々の教員の課題に、
管理職が対応していくことが望まれると考えている。今後も、市町村教育委員会と連携し
て進めていく。

県立学校人事課長

勤務状況調査は県立学校でも実施している。6月の一か月間、毎日の記録を県が集約し
てデータ化した。出勤時刻については勤務開始の何分前に来ているか、退勤時刻は勤務終
了後のどれくらい遅くまで残っているかなどについて聞いている。出勤時刻については、
一番多い回答は、勤務開始29分前までで43%となっている。1時間以上前に出勤して
いるのは22%である。退勤時刻は、29分後までに退勤しているというのが26.8%
で、平成24年度や平成17年度の調査との比較では、定時退勤に近い教員の数は、若干
増えている。勤務終了後、4時間以上経ってから帰宅する教員は、過去2回の調査より増
え、4.9%となっており、退勤する時刻の二極化がみられる状況にある。また、休みの
日に学校に来ている教員は、約80%が部活動指導のために来ているということが分かっ
ている。

杉島委員

- 1 行政報告書307ページ、入間わかくさ高等特別支援学校については、廃校になった
県立学校を活用し整備していると聞いているが、廃校になった県立学校を活用して整備
するのと新築した場合とのコスト比較を行ったのか伺いたい。
- 2 新築した場合と今回の入間わかくさ高等特別支援学校のように改修した場合のデメリ
ットがあれば教えてほしい。
- 3 人材確保と育成について伺いたい。306ページのウに小1問題対応の非常勤講師を
138人配置したとあるが、この非常勤講師は臨時的任用教員とどう違うのか。また、
人材確保の方法や教員の能力としての違いはどういったものがあるのか。特別支援教育
の充実やいじめ・不登校対策のために非常勤講師が配置された実績はあるのか。
- 4 今後、相談員や支援員の増員を求める声が多いと思う。平成27年度は、どのような
形で増員を図ってきたのか。

財務課長

- 1 建築コストに約26億円がかかっている。新築した場合との正確なコスト比較はしていない。単純に面積で割り戻した平方メートル単価は約21万4,000円となっている。新築工事の場合は建物の構造となるコンクリート工事、杭工事、既存建物の解体などの経費も加わり、更に工期も長くなることなど、様々なコストがかかり、億単位の差が出るものとする。
- 2 マイナス面で大きいのは耐用年数となる。新築では、耐用年数100年以上の建築物とすることが可能となる。今回については、建物の状態が比較的良好であったため、改修により活用を図った。

小中学校人事課長

- 3 臨時的任用教育は常勤であるが、非常勤講師はそうではない。非常勤講師は様々なものがあるが、教育水準の維持のために措置したものである。小1問題対応非常勤講師事業については、基本的な習慣が身に付いていないことや、じっと席に座っていることができない1年生に対し、特に児童の教育の機会及び安全の確保を図るような目的で措置されているものである。1年度内の420時間について、どのような時間で割り振るかは学校に任されている。また、1年生に限らないが、特別な配慮を要する児童生徒への対応としては、小学校において学級がうまく機能しないような状況が起きた場合のための非常勤講師として、複数の教員によるきめの細かな指導を行い、学級運営の改善を図っている。この事業では、12週で、1週間に2日間、1日につき3時間の勤務時間又は9週で、1週間に2日間、1日につき4時間の勤務といった形で勤務しているところである。

生徒指導課長

- 4 平成26年度は、スクールカウンセラーを中学校362校に隔週で配置し、うち50校については毎週の配置とした。また、高校では25校に配置した。平成27年度は、高校26校に配置し、中学校については、ほぼ同様である。また、スクールソーシャルワーカーについて、平成26年度は44市町48人の配置である。平成27年度は、46市町等に55人配置した。今年度については、全市町村へ配置している。

岡委員

- 1 行政報告書の319ページの教職員の健康管理の充実について、追加資料16に教員の4週間以上の病気休暇取得者数がある。平成25年度から平成27年度までが記載されているが、単純に足し引きした数が現場に復帰していると解釈していいのか伺う。また、現状はどうか。
- 2 追加資料の37の指導が不適切である教員の状況と対応について、平成18年度までは「指導力不足教員」という定義だったものが、「指導が不適切である教員」という定義に変わっているが違いを伺う。

小中学校人事課長

- 1 病気休暇は有給休暇になっており、90日間保障されている。90日以内で復帰する教職員もいるが、90日の病休を取ってしまうと、その後、分限処分として休職の手続に入る。したがって、病休からの復帰者だけでなく休職に入る者もいる。

市町村支援部副部長

- 2 平成13年度から平成19年度までは、埼玉県独自の人事管理要項として指導力不足教員という名称で人事管理を行っていた。教育公務員特例法に、指導が不適切であると認定した教員と規定されたため、平成20年度からは、この法令に基づいて教育委員会規則で人事管理を行っている。

岡委員

- 1 病気休暇取得人数について、この表だけだと何年入院しているのか、また、治ったのかが分からない。例えば、休職すると給料の8割支給になる規定があると思うが、休職になったときに、そのまま入院するのか退職するのか、決心をすることもあると思う。どのように教職員をフォローして健康管理をしているのか教えてほしい。
- 2 「指導力不足」と「指導が不適切」は、内容がどのように違うのか。名称が変わったのは分かる。「指導力不足」は、もともと先生に能力がなくて指導ができないのか、「指導が不適切」とは何かの事案で適切な指導ができなかったから不適切な指導があったという捉え方をするのか、授業だけではなく生徒への学校全体の生活指導の中で対応が不適切だったのか、どういう判断をしているのか教えてほしい。

小中学校人事課長

- 1 病気休暇は90日間で、その後更に療養が必要な場合は休職に入る。平成27年度の例で申し上げると、小中学校の教員で休職に入った者は235名である。その235名中、休職中の1年目か2年目なのかは把握していないが、平成27年度は49名が退職した。

県立学校人事課長

- 1 県立学校の休職関係のデータは、平成24年度から平成27年度までの4年間の数字があり、休職期間、つまり3年未満の休職期間終了後に、その教員が復帰したのか、そのまま辞めてしまったのかのデータはある。この4年間では、休職期間終了後の復職率は67%となっている。つまり、引き算すると、33%が普通退職や勸奨退職をしている状況である。

市町村支援部副部長

- 2 「指導力不足教員」と「指導が不適切である教員」には、差異は余りない。具体的に申し上げると、混乱してなかなか授業が進められない、狙いに沿った授業ができない、クラスが替わっても同じような状況が引き続き起こってしまう教員について、以前は「指導力不足教員」、平成20年度からは「指導が不適切である教員」と位置付けて研修を行ってきた。クラスが替わっても同じような状況が続く場合は、1年、又は2年の指導期間を設けている。

岡委員

追加資料37の「指導が不適切である教員の状況と対応」について教えてほしい。2ページ目の「指導改善研修後の状況」で、指導不適切教員にいろいろ指導を重ねた結果、懲戒免職が1名いるが、指導して懲戒免職とはどういう状況なのか。

市町村支援部副部長

指導改善研修は、1年間、教育センターや現任校等で研修をして、改善の程度を見るものである。一つ目は、指導の改善の程度を見て現場に復帰する。二つ目は、もう少し頑張れば元のように良い教員になれるということで研修の延長をする。三つ目は、分限免職が行われる。懲戒免職については、研修期間中に銃刀法違反で警察に逮捕されたことによるものである。

水村委員

- 1 追加資料16の病気休暇取得人数について、病気休暇取得者の割合は、知事部局と比べて高いのか低いのか。また、年齢層での割合、小中高校及び特別支援学校の違いについての分析状況を伺いたい。
- 2 追加資料17のいじめの実態、認知件数と推移、いじめ根絶のための相談機関と相談内容について、いじめの認知件数の推移は、途中でいじめの定義が変わったこともあり、平成27年度4,644件と前年度に比べ、大きく増えている。
一方、2ページ目でイの相談員が関わったいじめに関する中学生の相談件数は、平成19年度5,001件をピークに昨年度は1,027件に減ってきているが、いじめの件数は増えている。相談件数は減っているが、いじめが増えていることについて、どのように理解すべきか教えて頂きたい。
- 3 追加資料49について、奨学金が返済できないという問題が社会的に大きくなっている。県高等学校等奨学金について、平成27年度末時点で返済義務がある人数、滞納している人数、回収不能となった人数がそれぞれどのような状況か分かる統計があれば教えてほしい。

福利課長

- 1 病休取得者の割合について、病気休暇のデータはないが、病気休職取得者の割合のデータはある。昨年度1年間で県の教職員健康審査会の審議を経て休職に入った人数は、精神疾患によるものが218人、そのうち教育職員は204人という数字が出ている。学校種別でいうと、中学校が79人、特別支援学校が25人であり、この二つがほかの校種に比べ比率が高い。小学校の教員は62人、高校の教員は38人である。全国的に見てもほぼ同様の傾向であり、全教職員に占める精神疾患による休職者の割合は0.51%で、文部科学省が発表している全国並みの数字となっている。他部局との比較は、母集団が違うことから持ち合わせていない。年齢による変化は、昨年度の数字でいうと、20代が30人、30代が38人、40代が45人、50代は元の人数が多いので91人となっている。それぞれの年代の在籍者に占める割合では、20代で0.33%、30代で0.43%、40代が最も高く0.71%、50代が0.58%であり、全国の傾向とほぼ同じ数字となっている。

生徒指導課長

- 2 いじめの認知件数が大きく増えた原因は、いじめ防止対策推進法が平成25年度中に施行され、いじめに関しての定義が明確となったことから、県教育委員会が県内各公立学校にいじめの認知を適切に行うように働き掛けたことからである。また、相談員が関わったいじめの件数の減少については、平成25年度に法律が施行され、教職員による組織としての対応を推奨してきた。組織による対応となったことにより、相談員に直接対応を促すのではなく、学校組織として適切に対応し、スクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカー等を含めて総合的に対応することとしたことから、このような数値になってきたと考えている。

財務課長

- 3 高等学校等奨学金事業は、平成19年度から現在の制度を行っており、延べ約45,000人に貸与を行っている。返還は、平成24年度から始まったところであり、要返還者は5,000人程度、そのうち滞納者は約300人程度であり、滞納率は7%弱となっている。また、死亡、自己破産等による回収不能額は約1,000万円となっている。

水村委員

- 1 教員で比べると全国平均と同じとのことだが、教員の多忙が病気になりやすい背景にあると考える。他部局との比較は行わないのか。
- 2 いじめについては、組織として対応するようになったため相談員が関わった件数が減ったと説明を受けたが、どこが相談を受けたのかが明らかになるような資料を提示すべきである。相談の実態や本当に解決に導いているのかが分からない。資料の作り方がなぜこのようになったのか教えてほしい。
- 3 奨学金について、類似の制度と比較して滞納率が高いのか低いのか分析を教えてください。また、奨学金は返済義務があるという説明をどのように行っているか教えてください。

福利課長

- 1 病気休職者の割合の捉え方について、教員系と事務系のは年間の数字を比較しているが、他部局との内容については、母集団が教員とは異なるので、その辺りの条件をどのように整えるのか課題がある。今後可能な限り把握を検討していく。厚生労働省が発表している全産業の休職率なども検討の一つとして使っていく。

生徒指導課長

- 2 資料の作り方については、依頼に基づき作成したものである。相談員のいじめの相談件数については減少している。資料18の2の(2)に全体の相談件数が載っている。(3)の相談員が関わった中学生の相談を見ていただくと、いじめについては大幅に減少しているが、一方で不登校等については増加しており、全体の内訳を示している。

財務課長

- 3 奨学金の滞納率について他県には、本県の奨学金制度と類似の制度がないため単純な比較は困難であるが、他県の高校奨学金制度の平均滞納率は、平成25年度時点で30%弱である。返還開始から間もない状況のため、現在の滞納率は比較的低い状態である。今後とも、この回収状況を維持できるよう努力していく。返還義務の説明については、パンフレット等、あらゆる機会を活用し、返還の必要性について案内している。また、返済期間や返済額も具体的に示しながら説明を行っている。

水村委員

追加資料17のいじめの関係について質問する。相談員が総合的にいろいろな相談に乗り活躍していることは十分理解しているが、いじめの認知件数に対して、どこが相談を受けているのか。平成27年度のいじめの認知件数4,644件については、学校全体の組

織として何件対応したことになるのか。

生徒指導課長

いじめの認知件数の全件について、組織的に対応した。

萩原委員

- 1 特別支援教育の推進について、追加資料50の小中学校における特別支援学級の設置状況に5年間の推移のデータが示されている。平成24年に一般質問をしたが、小中学校ともに設置率が上がっていることについては敬意を申し上げる。自治体別のデータについて、市町村によっては100%のところもあれば、50%に満たないところもある。課題や設置率の上がらない市町村の状況をどのように捉えているのか伺う。
- 2 特別支援学級の臨時採用の先生の割合を伺う。また、通級指導教室の臨時採用の先生の割合を伺う。
- 3 行政報告書307ページの真ん中の表の下に「発達障害を含む障害のある児童生徒が障害の状況に応じた十分な教育的支援を受けられるよう支援体制の充実を図った」とある。これは、市町村の動きになると思うが、通級指導教室の設置の基準というのはどのようなになっているのか。また、現在県内で何校あるのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 小中学校の障害のある子供たちへの特別支援学級は必要であることから、設置するように働き掛けを行っている。特別支援教育の専門の人材について、市町村ごとに育成状況に差がある。また、東西南北の各地域の学校の数によっても異なっており、小中学校の多い場所では各学校に特別支援学級を作れない状況もある。市町村の学校数によっても違ってくると思う。課題はあるが、各学校でしっかりと進められるように頑張っていく。

小中学校人事課長

- 1 市町村によって設置をしている学校に偏りのある原因であるが、拠点校を設け、その中で地域の子供たちを教育しているという方式を取っている場合もある。また、状況によっては、そのようなニーズがないことから設置が進まない地域もあることを把握している。
- 2 通級の臨任率は約15%である。また、特別支援学級の臨任率は約40%である。

参事兼特別支援教育課長

- 3 通級の対象の子供たちはいろいろな障害があるが、本県では難聴と言語による障害の教室と、発達障害・情緒障害に関する教室の2つの教室を国からの加配によって設置している。状況を申し上げますと、難聴と言語による障害の教室は小学校で101教室、中学校で2教室、坂戸ろう学園に1教室設置されているので、県全体で104教室ある。発達障害・情緒障害に関する教室は、小学校が121教室、中学校が23教室の計144教室ある。県内全体では248教室が設置されている。

萩原委員

- 1 志を持って現場で仕事をしている臨任の先生はいると思う。また、そのような先生を慕っている子供たちもいると思う。1年ないし2年で先生が替わってしまうという状況

を考えた場合、やはり子供たちの最大の教育環境は先生だと思うので、この点についてどのように考え取り組んでいるか教えてほしい。

- 2 特別支援学級の設置について、市町村が決めていることだとは思いますが、県としてどのように関わっているのか伺いたい。

小中学校人事課長

- 1 平成24年度の特別支援学級の設置率は、小中学校を合わせて約59%である。平成28年度は、75%と設置率が大きく上がっている関係上、必要な教員が増えているという問題がある。このため、1人あるいは2人の児童生徒で設置をすると転出等があった場合に学級が立ち上がらなくなってしまうということから、いわゆる保留学級とし、そこへ臨任を充てざるを得ないこともあると認識している。また、校内の教員の配置については校長が権限を持っているので、例えば、特別支援学級が複数ある場合は、1人あるいは2人といった少人数の学級には、臨任を充てているというような現状がある。したがって、複数の特別支援学級があった場合は、ベテランの教員1人に臨任の教員が付き、教わりながら学級経営をしている現状がある。対策としては、毎年、教員を採用しており、その中で特別支援学級を担当するか意向を確認している。そのような意向のある者や臨任時代に経験がある者については、優先して特別支援学級に配置する配慮をしているところである。また、現役の教員で人材育成をしていくという視点も忘れてはならないことであり、免許の認定講習等を受け、特別支援学校の免許を取らせながら、特別支援学級に充てるという取組も行っている。

参事兼特別支援教育課長

- 2 一番の課題は教員の指導力の問題と考えている。特別支援学級の担任をしっかりと育成しなければいけないという視点に立ち、市町村の特別支援学級の担当者を育成する研修会を毎年やっているが、そこに今年度から臨任者も含め全員参加させるようにした。年2回、丸2日間、育成研修会の中に小中学校の臨任者を全員参加させる研修を始めたところである。また、特別支援学級の新担当教員研修会を引き続き、年5回の具体的な内容のものを実施している。また、県としても、専門家の職員を巡回させるなど、特別支援学級、通級指導教室の担当者の指導力向上に取り組んでいる。これは、各市町村からの要請に応じて行っているので、例えば、指導力を向上させてほしいところについては年間4日から5日くらい巡回し、指導力の向上に取り組んでいる。

荒川委員

- 1 追加資料42の校庭を芝生化している学校数について、小学校811校のうち68校しか進んでいない。平成27年度は3校ないし4校が芝生化したが、環境部によると68校のうち芝生化をやめた学校は2割ある。10年前の答弁からすると、現在小学校の9割が芝生化されていなければならないと思うが、実際は全然進んでいない。芝生化が進まないのは教育局が消極的であるためである。また、学校が不要と言っていると聞いている。どうして芝生化をやめたのか。
- 2 芝生化が続いているところは、どうして続いているのか。学校応援団の人にお問い合わせればよいのではないか。

財務課長

- 1 環境部の答弁の詳細は把握していないが、教育局が把握している範囲では環境部の補

助事業による芝生化をやめたところはないと認識している。

- 2 芝生の維持管理費用について、1校当たり100万円かかるところもある。地域の力を借りて維持管理を行っている事例もあり、推進には地域の力も活用して維持管理を行う仕組みが必要であると考えている。

荒川委員

校庭の芝生化について、教育局としても姿勢を明確にするべきだと思えるが、校庭の芝生化については、現場の希望によるものなのか。それとも県が強く働き掛けているものなのか。

財務課長

基本的には、市町村が判断することになるが、維持管理費が大きな障害になっていると思われる。環境部の補助事業が今年度から維持管理費についても3年間補助することになったので、環境部と連携して補助制度を活用し、少しでも芝生化する学校を増やせるように、学校に働き掛けを行っている。

荒川委員

校庭の芝生化について、教育局からもっと強く働き掛けるべきではないか。教育局が校庭の芝生化に関し障害になっているという意見もあるようだが、こういった事実はあるのか。

財務課長

教育局も環境部と連携し進めていく。最終的には各市町村の判断であるので、丁寧に補助事業の仕組みを説明しながら少しでも多くの学校で芝生化ができるように、進めていく。

荒川委員

教育長も財務課長と同じく、校庭の芝生化を強く進める意向であるのか。

教育長

基本的には市町村が最終的に判断するものであるが、県教育局としても芝生化を進めていく。働き掛けは行うが、市町村が判断することであるので強制はできない。

【説明者】

立川吉朗産業労働部長、渡辺充産業労働部参事兼副部長、江森光芳雇用労働局長、渡邊哲産業労働政策課長、堀井徹商業・サービス産業支援課長、増田文之産業支援課長、高橋利男先端産業課長、新里英男企業立地課長、目良聡金融課長、浅見健二郎観光課長、山野隆子勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長、野尻一敏シニア活躍推進課長、犬飼典久ウーマノミクス課長、吉田雄一産業人材育成課長

加藤和男労働委員会事務局長、發知和弘労働委員会副事務局長兼審査調整課長

【発言】

杉島委員

- 1 産業立地促進補助金を43件、9億5,000万円ほど交付しているようだが、これによる投資や新規雇用などの経済効果はどのようになっているか。
- 2 誘致企業数が、平成27年度は51件で、過去5年間の中で低水準となったがその理由は何か。
- 3 今日の読売新聞に企業転入超過数が埼玉は全国一位で927社であり、過去10年間で2,400社が転入したとあった。誘致しなくても勝手に来る企業も多いのではないか。一方で、転出する企業が1,473社もある。既存の県内企業が流出しないための対策はどのように取り組んでいるのか。
- 4 制度融資の実績が減少しているが、中小企業の資金需要が満たされず困っているということはないのか。
- 5 県の重点施策とリンクしている企業成長サポート資金、産業創造資金、経営革新計画促進融資、産業立地資金の利用件数が少ない。特に、産業立地資金の実績は0件だが、その理由は何か。また、実績が0件なのは、申込先が金融課となっていることと関係があるのか。

企業立地課長

- 1 補助金交付企業による投資額は約955億円、新規雇用数は1,633人となっている。
- 2 昨年度の立地は51件だが、平成26年度は88件と平成20年度以降最大の件数になっている。51件になった理由としては、一つ目は新たに分譲された産業団地がなく、非常に数少ない産業団地の中で企業誘致を行ったこと。二つ目は昨年度圏央道の県内全線が開通したが、企業は先を見越して進出するので、圏央道効果が落ち着いたものと考えられること。三つ目はオリンピック需要で建設費が高騰しているため、新たな投資を差し控える企業もあると聞いている。
- 3 転出しないための取組としては、一つは県内の39工業団地の協議会を定期的に訪問する中で工業団地の状況を確認している。また、立地企業に対してフォローアップ訪問を実施し、企業が抱える課題を聴き取り、県内にとどまってもらえるよう課題解決に向けて支援している。

金融課長

- リーマンショック後の資金需要が一巡したことに加え、最近は民間金融機関の貸出意欲が旺盛でプロパー資金による貸出しが増えていることも影響していると考えている。県内企業の意見を聴いても金融機関の融資姿勢は緩やかになっているとの声が多く、今のところ、県内中小企業の資金調達は、全体的にはおおむね問題ないと考えている。しかしながら、個々の企業を見ていけば、経営が苦しく資金繰りに苦心している企業も少なからず残されていると認識しており、そうした企業のためにも制度融資はその役割をしっかりと果たしてまいりたい。
- 政策誘導型の資金の利用実績が少ないことは認識しており、今年度は政策所管課と一緒に企業訪問を行うなど取組を進めている。産業立地資金についても、企業立地課に誘致活動の際に周知してもらっており、問い合わせは年10件程度あったが、融資には至らなかった。その理由としては、新たに工場等を建設する企業は比較的財務状況が良く、土地・建物など物的担保を十分に取れることなどから、民間金融機関のプロパー融資に流れているのではないかと考えている。なお、金融課が申込先となっているのは、開発許可関係など県庁内の調整があるためである。今年度は、現在、具体的な相談が1件進んでいるので、これを実らせるように努力するとともに、引き続き、企業立地課と連携してPRに努めてまいりたい。

杉島委員

- 1 昨年度の企業誘致の51件の立地件数は、新たな分譲がなかったことと圏央道効果が落ち着いたためとのことだが、今後の企業誘致の取組は何か変わっていくのか。それとも、同じような取組を行っていくのか。
- 2 2,400社の転入の中で県が直接誘致し把握しているのはこの5年で366社だけということになると思う。2,400社の転入元は東京都や千葉県、神奈川県などの関東近県が多いとあったが、近県へのアプローチはやってきたのか。

企業立地課長

- 1 産業団地の造成は企業局が行っているが、この10月に杉戸町で新たな産業団地の分譲を始めたので、ストックが15区画に増えている。この新たに増えた区画を中心に企業誘致に取り組んでいく。また、企業局は今後も計画的に産業団地を分譲していくので、こうした企業誘致を中心に取り組んでいく。
- 2 県は工場であれば1,000平方メートル以上の一定規模以上のものが対象であるが、帝国データバンクが発表した企業転入超過数は、小規模のものまで含めているのでイコールではない。県内企業への訪問だけではなく、東京、千葉、神奈川などの関東近県まで企業訪問している。また、先日は大阪で企業立地セミナーを開催し153人の方に出席していただき、アピールを行ってきたところである。

永瀬委員

- 1 SKIPシティについて、映画祭で人材を発掘しているのは評価する。一方で、映像関連産業の誘致についてはどのようなことをしているのか。
- 2 平成27年の観光による経済波及効果はどうか。
- 3 観光人材の育成に取り組んでいるが雇用効果はどのくらいか。
- 4 マスメディアの活用や米国・タイの記者へのモニターツアーによりPRを行っているが、実際にどのくらい記事化されているか、PR効果についてどのように捉えているか。

5 観光振興の基盤となる旅行環境の整備について、どのようなことを行っているか。

商業・サービス産業支援課長

1 SKIPシティは県、川口市、NHKが所有者となっている。三者が調整しながら、企業に働き掛けをしている。NHKから放送センター建替計画が発表されたが、NHKの利用の意向を聴くことを継続している。また、県、市が参加するSKIPシティ利活用検討協議会で検討しているところである。

観光課長

2 平成27年の観光消費額は3,697億円で、これを基に県が試算したところ経済波及効果は4,014億円となった。

3 人材育成は雇用効果に資するものである。観光消費額の3,697億円を基に試算すると雇用誘発人数は約3万6,000人である。

4 他都県と連携して様々なメディアを活用している。1都3県で連携してアメリカのブロガー等を招請して秩父地域等を周り、ブログ等で実際に泊まった旅館や食事等の良さを発信してもらった。羽田空港国際線ターミナルには6県市で観光情報センターを設置し、年間30万人を超える観光客の利用がある。プレスリリースについては、平成27年度は42件の記者発表を行い、87件の新聞・テレビ・インターネットへの掲載があった。

5 観光振興の基盤整備としては、県の観光振興計画が今年度最終年となるため第2期計画を策定中である。また、市町村と連携する協議会を設けて、インバウンド等の共通課題に取り組み、県全体で観光振興に取り組んでいる。

永瀬委員

1 映像関連産業の誘致について、過去にあった具体的な企業を差し支えない範囲で教えてほしい。また、現在、具体的な話があれば教えてほしい。

2 観光消費額は、1人当たりの観光消費額に入込客数を掛けたものでよいか。数字の変動があったがそのことは反映されているのか。

3 観光人材の育成は数年継続しているが、それによる雇用効果については把握しているか。

4 ロケーションサービスの件数が平成27年度は激減しているが、PR等の活動によるマスメディアへの対策は取っているか。

5 マスメディアの活用によるパブリシティの露出はどうか。

商業・サービス産業支援課長

1 昨年度は2件の話があった。映像コンテンツ関連企業と大学等の学校施設である。現在はSKIPシティ利活用検討協議会が始まったばかりなので具体的な話には至っていない。

観光課長

2 観光消費額の算定についてはそのとおりである。宿泊、日帰りなどそれぞれの単価に入込客数を掛けて算出している。変動について、平成27年は観光客が増加したため総額は増えているが、1人当たりの観光消費額は平成26年に比べて減少した。

3 人材育成は、観光協会の職員や観光業に従事している者に、より詳しく埼玉を知って

もらって、地域で活躍してもらうために実施しており、直接就業につながるというものではない。

- 4 ロケーションサービスは件数としては大きく下がっているが、要因としてはPR映像を作る側のニーズの変動などではないかと考えている。
- 5 パブリシティは、今年度の11月までで記者発表20件、掲載された件数は46件で、独自取材なども含めると206件の記事化がされている。

永瀬委員

- 1 観光の経済波及効果は、経年変化が分かるよう算出根拠を変えずにやってもらいたいがどうか。
- 2 観光で雇用効果をどう伸ばしていくか、もう一度伺う。

観光課長

- 1 経済波及効果の算定は、県統計課の経済波及効果分析方法により試算しており、今後とも変えることはない。
- 2 観光は旅行業、旅館業、輸送業、販売など裾野が広い産業である。観光客が増えて様々な事業が活発になれば、雇用も増えると考えている。県はインバウンドによる誘致も含めて市町村と連携して、一丸となって埼玉に観光客を呼び込んで地域を活性化し、雇用を増やしていきたい。

松坂委員

- 1 経営革新計画促進融資を創設するなど、中小企業の資金調達の円滑化を図ったとあるが、その実績はどうか。
- 2 産業集積の推進について、平成27年度は企業訪問が1,650件とあるが、企業訪問の具体的な内容はどのようなものか。
- 3 県内の建設高等職業訓練校3校の職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づく認定職業訓練に対する補助の実績を教えてください。また、この補助について今後拡充していく考えがあるか伺いたい。

金融課長

- 1 事業資金・一般貸付よりも0.4%低利な経営革新計画促進融資を創設し、6件、6,610万円の融資を行った。

企業立地課長

- 2 企業誘致担当では、6人の職員と企業誘致推進役として金融機関支店長経験者3人の9人で企業誘致をしている。県に寄せられる立地相談や金融機関、不動産業者を通じて得た情報に基づき、企業訪問をしている。また、産業団地ストックが少なかったこともあり、産業用地情報の収集のために金融機関や不動産業者を訪問した。

産業人材育成課長

- 3 県内の建設職業訓練校への補助実績は、蕨戸田の建設高等職業訓練校が約402万円、大宮が約342万円、比企が約183万円である。今後の補助については所要額の予算確保に努めたい。

金子委員

- 1 県内経済の実態調査として、四半期ごとに経営動向調査を行っているがあるが、県内企業数がどれくらいあり、調査対象は何件なのか。また、どういった調査を行っており、その調査結果はどのように生かしているのか。
- 2 中小企業にとって制度融資は最後の命綱だと思うが、実際に融資が下りるまでどのくらいの期間がかかるのか。
- 3 金融機関では、制度融資やプロパー融資ではなく、金利の高いフリーローンを勧める傾向があると聞いているが、県当局としてこの実態についてどのように把握しているのか。
- 4 制度融資の利用に当たって、「事業税等を滞納していない」との要件があるが、この「事業税等」には国保税は含まれるのか。

産業労働政策課長

- 1 県内企業2,200社、業種は製造業、非製造業の各業種を対象に実施している。特に中小企業を対象とし、その7割から回答を得ており、中小企業の声を施策に反映させるよう取り組んでいる。県内企業数は平成26年の国の調査によると約17万社であり、2,200社はその1%余りと少ないが、ほかの機関が実施している調査と比べると、多くの企業を対象としている。調査内容としては、四半期ごとにアンケートを実施し、経営者の景況感、売上げ、採算、資金繰りの現状と、それらの見通しを聞くほか、訪問調査を40社を対象に実施し、直接経営者の声を聴いているところである。

金融課長

- 2 案件により異なるが、平均すると2週間から3週間程度である。
- 3 金融機関とは頻繁に意見交換を行っているが、そのような話は聞いていない。
- 4 制度融資で要件としているのは県税である事業税であり、国保税は要件としていない。

金子委員

- 1 調査結果をどう活用しているのか。
- 2 2,200社に調査して、回答が7割というが、少ないのではないかと。県内の中小企業の状況を把握するならば、訪問して何が必要かを具体的に把握し、施策に生かすべきではないか。実態を把握する件数を増やしていく考えはないのか。

産業労働政策課長

- 1 調査結果の活用であるが、資金繰りが厳しいと分かれば、制度融資の見直しを行い、また、景況感が厳しいというのであれば、緊急商談会を実施するなどの活用を図っている。また、商工団体等でも、中小企業に経営指導や相談などを行う上でも活用されている。また、中小企業等でも自社の業界だけでなく、他業界の景況も知ることができ、経営判断の材料となることと活用されている。
- 2 回答の7割を従業員20名以下の小規模事業者から得ており、経営状況を反映した調査結果であると考えている。また、調査結果をスピーディに分析し、情報を提供する必要があり、余りサンプルを広くするとタイムリーに情報提供できないということになる。2,200社を対象とした調査の中で、県内企業の動向を分析し、中小企業及び小規模事業者の経営状況をしっかり把握していきたいと考えている。

並木委員

- 1 創業者件数が年々増えているが、どのような業種が多いのか。また、創業してもやめていく企業もあると思うが、起業後のフォローアップをどのように行っているのか。
- 2 上海ビジネスサポートセンターについて、費用対効果を高めるための取組は行っているのか。
- 3 先端産業への参入支援について、新技術・新製品開発への補助では、例えば、小川町のケージーエス株式会社の点字表示器など開発中のものが多い。製品化されるまで補助を行っているのか。
- 4 製品化されなかった場合、補助金は返すのか。

産業支援課長

- 1 創業者件数はサービス業が約6割で一番多く、卸小売業が約2割、飲食業が約1割、製造業が約1割という順になっている。起業後の状況は創業・ベンチャー支援センター埼玉のアドバイザー等が企業訪問や電話により把握しフォローアップしている。

企業立地課長

- 2 実績としては、平成27年度は成約件数が18件で、右肩上がりでは成果が出ている。これまでは電話での相談が多かったが、なるべく直接、企業へ出向いて行って対応するよう、昨年度から取り組んでいる。また今年度、ビジネスマッチング機能や撤退などの相談・コンサルティング機能を強化するなどサポートセンターの機能の見直しも行い、新たに幅広く中国で事業を展開している株式会社マイツという会社に業務をお願いした。これまでは施設の場所を借りていたが、株式会社マイツの会社の中にデスクを設置することで、オフィスの賃料をなくし、より低廉な費用で運営している。さらに、これまで3人で運営していたが、新たに4人体制で運営するなど、費用対効果を高める取組を行っている。

先端産業課長

- 3 開発中のものが多いが、例えば、ナノカーボン分野では、川口市の会社が透明導電インクの量産化を達成し、大手メーカーに納品している。また、ロボット分野では、自動塗装ロボットの販売実績があり、海外へ売り込み中である。航空・宇宙分野でも、三次元測定の実用化技術を開発した企業が加工工程の大幅な短縮を達成している。先端産業支援センター埼玉では、分野ごとのコーディネーターを20名配置し、製品化後までのフォローアップを行っている。
- 4 補助金は、年度末の検査時に製品開発のために使われたという領収書等の証拠があれば、製品化されなくても返す必要はない。

並木委員

事務事業の見直しの実施の内容のうち、米国医療機器市場参入推進事業について、平成27年度は約2千万円の予算だったものが、平成28年度予算額はゼロになっている。「進出支援手法の見直し」と記載があるが、具体的にはどういうことか。

企業立地課長

企業立地課は米国市場への参入支援として研究会を立ち上げるとともに、米国での出展支援、米国企業と県内企業をつなぐコンサルタントを配置してマッチングを支援してきた。

その一方で、平成26年度からスタートした先端産業創造プロジェクトの中で、医療関連産業の振興集積を目指す医療イノベーション事業が平成27年度から立ち上がった。基本的にはそちらに移行する形で支援手法を見直し、展示会支援を行っている。

並木委員

確認だが、産業労働部の所管から外れるということか。

企業立地課長

産業労働部の中で、中心となって進めていくのが企業立地課から先端産業課になるということである。

萩原委員

- 1 労働委員会は年間で何回開催され、内容はどのようなものか。
- 2 労働委員会の委員はどのような基準で選任しているのか。

労働委員会副事務局長兼審査調整課長

- 1 総会を月2回開催し、不当労働行為の審査事件、調整事件の進捗状況を報告し、公益委員、労働者委員、使用者委員が1組となった事件担当委員の意見を聴くとともに、事件に関与していない委員の参考意見や感想を求めている。

勤労者福祉課長

- 2 労働委員会は、労働組合法に基づいて、弁護士や大学教授等から選任する公益委員、労働組合などから推薦のあった者から選任する労働者委員、経済団体からの推薦者から選任する使用者委員がいる。委員の任期は2年間と定められている。

萩原委員

任期は2年とのことだが再任はどうしているのか。専門性が問われる職であり、労働者委員、使用者委員は経験は多いだろうが、1期2年が妥当であるのか。

勤労者福祉課長

県の「附属機関等の管理に関する要綱」において、審議会の委員の任期は2期4年と定めている。労働委員会委員についても、この要綱の基準に準じて2期4年を限度として選任している。これにより支障があるとは労働委員会事務局からは聞いておらず妥当である。

萩原委員

1期2年、原則2期で、委員が十分な力を発揮できるかと考えたときに、いかがなものかと思う。他の自治体の状況はどうか。

労働委員会副事務局長兼審査調整課長

現在、委員15人のうち、1期7人、2期8人という構成である。それぞれの専門分野で経験豊富であり、審査内容について自己の見解を述べたり、あっせんの場合には、紛争当事者に適切な助言を頂いたりしている。審査は裁判と似たような手続なので、進行については、事務局から説明させていただいており、支障はないと考えている。大学教授や弁護士が少ない県では、任期が長いところも見受けられる。

萩原委員

使用者委員は経営者としての経験はあるが、それは法知識とは別のものである。事務局からどのような説明を行っているのか。

労働委員会副事務局長兼審査調整課長

審査では、発言の順番や争点を明確にしていくことが重要である。事務局から事件の背景とともに、使用者としての視点や発言のタイミングなどについて説明している。

岡委員

ある理事長から、シルバー人材センターは、収益を上げることはできないと聞いたが、制度はどうなっているのか。

シニア活躍推進課長

シルバー人材センターの多くが公益社団法人となっている。制度として、公益社団法人は一般的な利益を上げることはできないが、その利益を公益事業の拡大などに使うことは可能であり、各センターにはその助言を行っている。

岡委員

- 1 制度の仕組みについて県が周知を徹底していないのではないか。
- 2 シルバー人材センターの派遣業務について、民間の人材派遣会社との競合を考え抑えていると思われるが、民間は65歳や70歳の人を派遣しないので競合しない。頑張った分だけ給料が上がる仕組みにしないと高齢者の活躍は進まないと考えるかどうか。

シニア活躍推進課長

- 1 日常的に相談に乗っており、利益を公益事業の拡大や事務局の機能を強化するためのスタッフの採用などに活用することも可能である旨を助言している。今後も制度を正しく理解していただくよう努めていく。
- 2 シルバー人材センターの派遣業務を抑えるというような考えは全くない。シルバー人材センターが行う派遣業務の契約金額は平成26年度の約1億1,800万円から平成27年度には約3億700万円に増えている。今後とも、高齢者の方の働く場が拡大していくよう積極的に支援していく。

須賀委員

県民の買物行動の実態及び買物に関する意識を全県的に把握するため、広域消費動向調査を実施したとあるが、調査結果をどのように活用して、市町村や商工会議所等と連携して何かを進めたということはあるか。

産業労働政策課長

調査結果の活用については、県内市町村、商工団体に確認すると、8割が利用していると回答している。具体的な利用としては、商店街の商業振興の基礎資料や新しい取組のベースとして、また商業振興に向けた商業ビジョン策定の基礎資料として活用しているということであった。また、データの活用としては、地元でどれくらい購買しているか、地元の商店・商店街をどの程度利用しているか、などのデータを活用しているとの回答が多かった。

須賀委員

商店街の人たちの話を聴くと、どこの商店街でも苦しいと言っている。一方、消費者は、商店街では買いたいものがそろわないので買いに行かないと言っている。そのような調査結果もあると思う。県の補助金は、街路灯などのハード事業や、イベントを行うソフト事業など、一過性のものばかりである。例えば、商店街全体をプロデュースするという視点では考えないのか。

商業・サービス産業支援課長

県では、補助金や専門家派遣などを組み合わせて支援を行っているところである。また、今年度から、全国商店街支援センターと連携することも考えている。センターでは、プラン作成などについて、単発でなく継続的な支援も行っている。こうした支援機関と連携し、県の補助事業も組み合わせながら支援してまいりたい。

中屋敷委員

- 1 埼玉県ビジネスサポートセンターが上海になればいけない意義は何なのか。デスクの支援による取引成約実績18件は立派だが、その経済効果がどうなのかが伝わってこない。中国からの撤退への対応ということも考えれば、支援業務を企業に委託することはできないのか。
- 2 県内への企業誘致件数の実績51件に関し、地域別では圏央道沿線のストックがないというのは、今まで開発を進めてきた圏央道沿線では、これ以上の開発は難しいという状況なのか。
- 3 圏央道が成田までつながると、茨城県は埼玉県より地価が安いので、企業が流出してしまうのではないかとという危惧がある。埼玉の利点をどう訴えて他県に出ていくのを抑えるか。ストックについても、埼玉県にはこういうポテンシャルがあるから整備することではなければ余ってしまうが、どう考えているか。

企業立地課長

- 1 県では、中国、タイ、ベトナムの新興国に現地での支援拠点を設置している。県内企業が多く進出している、そして今後進出したい国を対象に、現地できめ細やかな支援ができるよう、コストも考えながら設置している。中国に進出した企業は、中国市場で生き残りたいという強い意向を持っており、現地での取引を拡大したいという意向が強い。そのため、今後より多くの商談の機会をサポートセンターが中心となり、現地で作っていききたい。
- 2 圏央道沿線の産業団地は、平成17年に企業誘致を始めて以降、県が一丸となって整備を進めてきたので、かなり進んでいる。作れば売れてしまう状況が続いている。開発する余地があるのかないのかと言えば、いろいろ法的な制約はあるがまだまだあると認識している。
- 3 茨城県は海側に寄っているので、物流企業や食品製造業などでは、神奈川県や山梨県までをカバーするためにもう一つ拠点を作らなければならない。埼玉県は中央にあるため、一つの拠点を作っただけで関東や東日本の全体をカバーできるので、コスト的にも非常に魅力だという企業が多い。そういった点をアピールして企業誘致を進めていきたい。

中屋敷委員

サポートセンターについては、費用対効果も考えるとどうしても開設する必要があるし、

その観点から人も増やさなければならないということなのか。

企業立地課長

業務委託しており、県職員は1人もいない。現地のビジネスに精通した企業に委託という形をお願いしている。

中屋敷委員

圏央道沿線がまだ開発できることは良いことである。埼玉の優位性、企業側から見える魅力を常に発信していく必要がある。3分の1しか土地代がかからず時間も変わらなければそちらの方に進出してしまう。優位性を保てるようなストックを作っていく決意があるのか。

企業立地課長

圏央道沿線の産業団地ストックについては、企業局が中心に整備していくことはもとより、市町村や民間ディベロッパーとも協力しながら進めていきたい。

産業労働部長

先週、大阪の企業立地セミナーに行ってきた。圏央道全線が開通すると成田までつながり、埼玉も便利になる。埼玉県は首都圏の中心にあると認識されており、茨城県とは決定的に違うところである。食品製造業や流通加工業にとっては、首都圏の中心に拠点を作れるというのが埼玉の優位性である。また、交通網の利便性ととも労働力が集めやすい。この2点を前面に出して今後ストックを更に確保して頑張っていきたい。

荒川委員

労働委員会の委員は、公益委員、労働者委員、使用者委員がいて、公益委員には中立性や法律等の専門性が求められ、労働者委員は労働者の立場にたって意見を述べてもらい、使用者委員には経営者の立場から意見を述べてもらう。こうした役割分担があって、公益委員以外の委員まで法律等の専門的知識は求められていないと考えるがどうか。

雇用労働局長

公益委員には法律等の専門的知識や中立性が必要と考えるが、労働組合からの推薦の労働者委員や経営者団体からの推薦の使用者委員については、それぞれの立場に立って意見を出してもらう必要がある。

齊藤委員

少子高齢社会を迎えて経済も伸び悩む中、現場の状況を見ていると心配がある。シャッター通り、商業・工業・農業の跡継ぎ問題、地域に元気がないなど将来に心配がある。商工会、商工会議所も頑張っているが、長年の経験があっても新しい時代に合ったシステムがなかなか出来上がっていないため、体質の改善が必要であると思っている。そのような中で、産業労働部は入り込んだ形の指導が必要である。県職員は常に経営者側と労働者側の立場といった両方の立場を考え、思い切った手も打っていかないと中小企業は将来生き残っていけない。それらに向けた努力と予算的な措置を考えていただきたい。5年後10年後に向けて部長から一言お願いする。

産業労働部長

今年度予算から、2025年問題に対して県を挙げて取り組んでいる。産業労働部としては、商店街を含めた産業の振興やシニア革命ということでアクティブシニアを実践し、生産年齢人口の減少に対応していくことが元気な埼玉県を作っていくことにつながると考えている。今後とも5年後10年後の先を見据えて産業振興を推進するよう努めていくので、御指導をお願いしたい。

【説明者】

三田一夫保健医療部長、関本建二保健医療部副部長、北島通次保健医療部副部長、
牧光治地域包括ケア局長、松澤潤食品安全局長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
阿部隆保健医療政策課長、唐橋竜一保健医療政策課政策幹、梶ヶ谷信之国保医療課長、
表久仁和医療整備課長、矢島謙司健康長寿課長、野本実疾病対策課長、
三田和正生活衛生課長、西川裕二食品安全課長、謝村錦芳薬務課長

【発言】

岡田委員

- 1 国民健康保険広域化等支援基金と国民健康保険財政安定化基金はどちらも国民健康保険の財政の安定化を目的としたものと思うが、その違いと財源を教えてください。また、市町村負担は増えないのか。
- 2 医師の確保の取組を進めているとのことであるが、現時点でどの程度の医師を確保しているのか。今後も医療需要の増大が見込まれているが、どのようにして医師確保を進めていくのか。また、奨学金貸与者の県内医療機関への定着率はどの程度か。
- 3 在宅歯科医療を推進するために設置された拠点において、在宅歯科医療に関する相談、訪問診療に向けた調整を行っているが、訪問診療はどのくらい行われたのか。

国保医療課長

- 1 広域化等支援基金は、市町村国民健康保険の広域化を支援するために平成14年度に設置した基金で、主に合併の時の国保税を平準化するための目的で貸し付けられ、無利子で5年償還となっている。財源は国と県で半額ずつである。また、財政安定化基金は平成27年度に新設した基金であり、平成30年度からの新制度において、医療費の急増や収納不足などの財源不足が発生した場合に備え、市町村や県に貸し付けるための基金であり、無利子で3年償還となっている。財源は全額国費である。償還に係る経費については、いずれの基金も翌年度以降の保険税に上乗せすることとされている。

医療整備課長

- 2 現時点で、奨学金等の貸与により45名、若手医師の県内医療機関への誘導・定着のための指導医、専門医を17名、合計で62名の医師を確保している。今後奨学金貸与者の卒業が本格化し、平成37年度にはその時点での貸与者約250名、派遣している医師150名の確保を見込んでいる。また、研修後に県内医療機関への定着を期待できる臨床研修医の確保にも力を入れており、平成27年度は268名を確保した。今年度は300名を超える臨床研修医を確保しており、これは全国で1番の増加数である。奨学金貸与者の定着率については、地域枠医学生初の卒業生5名がこの4月に臨床研修を迎え、5名全員が県内医療機関で臨床研修中である。県外医学生は高学年で貸与した14名が義務年限中であるが、そのうち8名が県内医療機関に勤務している。残りの方も研修終了後には県内医療機関に戻ってくる予定となっている。なお、奨学金の返還者は今までで1名だけである。

健康長寿課長

- 3 平成27年度は在宅歯科医療に関する相談を668件受けた。訪問診療に向けた調整を行った結果、そのうち、428件について歯科医師が訪問診療を行った。

松澤委員

- 1 地域保健医療計画の推進について、二次保健医療圏ごとに設置している地域保健医療協議会ではどのような議論があり、地域医療構想にどのように反映させたのか。また、構想策定後はどのように取り組んでいくのか。
- 2 収容動物の致死処分数の削減は難しい状況にあるが、致死処分数の削減対策としてどのようなことを行っているのか。また、致死処分数削減が難しい理由をどのように考えているか。

保健医療政策課長

- 1 県内に10ある二次保健医療圏ごとに地域保健医療協議会を設置しており、この場で地域保健医療計画を推進するための各種事業に関する協議を行っている。平成27年度は、この計画の一部に追加される地域医療構想に関しても協議した。協議の内容については、圏域ごとにおおむね共通している事項があり、主なものとしては、高齢化に伴う在宅医療への対応やそれに伴う医療人材の確保などについての問題提起などであった。それについては、地域医療構想の中に在宅医療を担う医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーションなどの整備の推進、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等の医療従事者と介護をつなげる人材の確保の重要性などを記載して議論の内容を反映させたところである。今後の推進体制については、構想を策定しただけではなく、これからどのように推進していくかということ、10の圏域ごとに法律で定める地域医療構想調整会議を設けて、関係者で協議を進めていきたい。

生活衛生課長

- 2 致死処分数の削減に向けた取組として「譲渡の推進」、「引取数の削減」、「返還の推進」の3つの施策を継続して行っている。不妊手術や終生飼養の重要性及び動物の遺棄防止について、動物愛護週間や動物愛護フェスティバルなど、機会を捉え、県民への様々な啓発活動を展開し、飼い主に対し動物の適正飼養について周知徹底を図っている。殺処分の約8割を占める野良猫の子猫対策として、野良猫の繁殖抑制を行うため地域猫活動推進事業を導入し、平成27年度には6件から11件に拡充した。さらに、野良猫へのTNR活動を推進し、野良猫の繁殖抑制に取り組んでいる。引き続き、殺処分の約8割を占める野良猫の子猫を減らしていくという課題の解消に努めていく。

松澤委員

- 1 県で行っている地域猫活動推進事業について、知らない県民も多いので、もう少し事業の周知を図ってはどうか。
- 2 最近、深谷市において猫を多頭飼育している方が逮捕されたという事案が発生したが、残された猫はどのような状況か。

生活衛生課長

- 1 地域猫活動推進事業は、市町村を通じて実施しており、市町村への事業周知はできている。地域猫活動は地域の理解を得ないと進まないという課題もあり、県民への事業周

知にも努めていきたい。

- 2 飼い主が猫を集めて抱え込み、その結果、100頭ぐらいになってしまった。現在は、動物愛護の観点から警察の依頼に基づき、動物指導センター職員が餌や水の管理を行っている。多頭飼育の届出制度により、60頭前後飼っている飼い主を確認しているが、100頭を超えるのはまれである。

松坂委員

- 1 がんは早期発見することが大切であり、がん検診の受診率向上に向けた取組の促進が必要である。がん検診の受診率の目標を50%としているが、特に低いのが子宮がん、乳がん検診である。がん検診の受診率向上のため、市町村に対し、どのような取組をしたのか。
- 2 糖尿病重症化予防対策事業は、市町村が事業主体となり、リスクの高い人のうち、医療機関未受診者や治療を中断している人への受診勧奨と、糖尿病で通院中の人への食事・運動等の保健指導を行い、効果を検証したとあるが、その検証結果から平成28年度の事業に結び付けたことは何か。
- 3 ハイリスクの母体や新生児に対応できる医療機関を確保するため、周産期母子医療センターなどの周産期医療施設6か所に対し、運営費を助成したとあるが、その内容は何か。
- 4 年齢階級別出生数を見ると、14歳までの出産が2件、15歳から19歳までが556件となっており、大変な事態であると感じている。県内の未受診の出産数をどのように把握しているのか。また、このような人を救う手立てについて伺う。

疾病対策課長

- 1 県では乳がん・子宮がん検診の個別通知、未受診者への再通知を行うコール・リコール等実証モデル事業を実施した。平成27年度は4市で実施し、合計で乳がんの受診者が6,392人から7,880人の23.3%増、子宮がんが8,453人から9,654人の14.2%増となっている。市町村の取組支援として、例年6月に実施する担当者会議において、女性スタッフによる検診などの好事例を紹介している。また、市町村で取り組んでいる受診者数の伸び、コール・リコール、土日、平日夜間の実施などの項目を評価し、インセンティブ枠を設け、上位10位の市町村に調整交付金を交付している。

保健医療政策課政策幹

- 2 これまでの取組の効果を検証し、その結果を平成28年度の事業に結び付けたことは3点あると考えている。1点目は、受診勧奨により新たに医療機関を受診した方が増加したことや保健指導に参加した方の検査値が改善したことを市町村にPRし、平成28年度は本事業への参加市町を30から40に拡大した。2点目は、受診勧奨を通知のみで行う場合に比べ、通知に加えて電話で勧奨すると、効果が大きいことが分かったため、平成28年度は通知プラス電話を基本とした。3点目は、保健指導により改善された生活習慣を維持するため、平成28年度は平成27年度に保健指導に参加した方に対する継続支援事業を開始した。

医療整備課長

- 3 NICUなどの周産期部門が赤字である周産期医療施設に運営費の補助を行っている。

総合周産期母子医療センター1か所、地域周産期母子医療センター3か所、新生児センター2か所の合計6か所に対し、約3億5,000万円の補助を行った。

健康長寿課長

4 若年者、特に10代の出産は、非常にリスクが高いという傾向がある。今年の9月に、厚生労働省の社会保障審議会の児童部会で、平成26年度の虐待の死亡事案の分析結果が出た。虐待で亡くなった子供が心中以外で44名おり、産んですぐに虐待で子供の命を奪う例が多い。加害者は15名いるが、全て実母であり、そのうち5名は19歳以下であった。国や県からの通知でも、リスクが高いので十分に配慮するようという情報提供をしているところである。リスクが高い人をどう把握するのかについては、妊娠届が市町村に提出されるので、若い母親がいた場合は保健センターで把握して、経済状況などを総合的に勘案して、利用者の目線に立った形でフォローするという体制を取っている。その体制が、子育て世代包括支援センター、いわゆる埼玉版ネウボラであり、寄り添って支援していくのが一番良い形である。また、妊娠届を出さない事例を把握するため、本県では産婦人科や助産院と市町村との間でネットワークを組み、気になる患者が来ると、その情報が市町村に回るという枠組みを作り、未受診妊婦の把握をしている。救う手立てとしては、把握した妊婦については、利用者目線に立った形で寄り添いながら支援していきたいと考えている。

金子委員

- 1 乳幼児の医療費助成について、市町村は中学校卒業や高校卒業まで対象年齢を拡大しているが、県が就学前から先に進まない理由は何か。また、仮に段階的に引き上げた場合の影響額を試算しているか。
- 2 重度心身障害者の医療費助成について、平成27年1月1日から重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象外としたが、どういった経緯で見直しをしたのか。また、その影響を受けた人数を把握しているか。
- 3 ひきこもりについて、県のアプローチの仕方はどうなっているのか。ひきこもり地域支援センターが越谷市に設置されたが、相談実績はどうか。また、地域的な状況は把握しているのか。
- 4 地域周産期母子医療センターの数と運営費補助の決算額はいくらか。また、地域周産期母子医療センターの要件と支援の内容を伺う。

国保医療課長

- 1 乳幼児の医療費助成は乳幼児死亡率が高かった昭和48年に経済的事情から医療に掛かれない方をなくすために0歳児を対象に始まった。その後、県としては医療費が多くかかる子育て家庭の保護者の経済的負担を軽減することを目的に順次、対象年齢の拡大や所得制限の緩和を進めている。現在、年間の子供の医療費を分析すると、小学校就学前は約21万2,000円、小学生が10万8,000円、中学生が9万2,000円と倍以上の差がついている。このため、医療費が多くかかる対象を就学前として、保護者の経済的負担軽減を図っている。年齢引上げの影響については、平成28年度予算は28億2,000万円であるが、小学校卒業までだと51億5,000万円、中学校卒業までが58億1,000万円と試算している。なお、高校卒業までは試算していない。
- 2 重度医療は医療技術の進展と高齢化が進行する中で年々受給者数が増えて助成額が大幅に増加し、財政的に制度維持が厳しい状況にあった。当初は、新規受給者のうち約6

割が、65歳以上になって新たに重度心身障害者となった方であった。この方々はそれまでの間、就労等により生活基盤を確保されてきており、生まれつき又は若くして重度障害を負い、就労も難しく経済的に厳しい方々とは生活の実態が違うと考え、対象外とした。一方で、同時に精神障害者を対象に加えている。より支援が必要な方をしっかりと支え、将来にわたりこの制度を維持するため見直しを行ったものであることから、御理解いただきたい。人数については、平成27年度に65歳以上で手帳を取得した6,438人が受給対象外となった。

疾病対策課長

3 昨年の開設時には、マスコミが大きく取り上げてくれたこともあり、一定の認知はされた。加えて、保健所や関係機関にリーフレットを配布したほか、ホームページでも広報するなど周知を図っている。ひきこもり地域支援センターの平成27年度の実績は、当事者226人に対し、延べ270回の相談があった。電話相談161回、来所相談89回、メール相談等20回となっている。平成28年度の実績は、10月31日現在、当事者289人に対し延べ464回の相談があった。相談者の地域状況であるが、越谷から遠い秩父、北部、西部地域からの相談は約13%であった。

医療整備課長

4 県内で10か所あり、決算額は1億5,655万5,000円である。緊急帝王切開等ができる産科及び24時間体制で新生児医療を行う小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療を行えることが主な要件である。また、先ほど答弁した運営費の助成を中心に支援を行っている。

金子委員

- 1 乳幼児医療について、県は償還払いであるが、市町村は現物給付を実施している。しかし、自治体をまたいで受診をした場合は償還払いになってしまう。県も現物給付を実施する考えはないのか。また、市町村から年齢を引き上げてほしいとの要望は受けていないか。
- 2 重度医療について、65歳になるまでに蓄えができるとの答弁だったが、対象者は弱者であることから、必ずしも蓄えがあるとは限らず、対象外とする理由としては適当ではないと思うがどうか。また、人数についての答弁があったが、影響額はいくらか。
- 3 遠隔地からの相談が13%とのことだが、ひきこもり地域支援センターは最低でも東西南北1か所ずつ必要ではないか。
- 4 東部地域の周産期医療は草加市立病院が行っていると思うが、春日部市立医療センターもNICUを備え、6人の産科医が勤務している。地域周産期母子医療センターとして発展できるよう支援できないか。

国保医療課長

1 この制度は最終的に経済的負担の心配なく適正な医療を受けられることを目的としており、償還払いでその目的を達成できると考えている。また、受給者がその場で自分の医療費を知ることは大変重要で、それが適正受診にもつながると考えている。現物給付は、医療機関等に医療費を支払う経費など多額の財政負担が必要となることから実施は考えていない。要望については、市長会や町村会から受けているとともに、個別の市町村からもある。

2 平成27年度の影響額は約1億8,000万円の減と試算している。

疾病対策課長

3 相談対応は、保健所や精神保健福祉センターでも行っているが、状況に応じて地域の支援団体につなげている。ひきこもり地域支援センターを開設してから1年が経過したところであるが、現在地での活動で支障となっているとの声は聞いていない。引き続き、実施状況を検証して検討をしていきたい。

医療整備課長

4 県としても春日部市立医療センターが地域周産期母子医療センターとなることを期待しており、春日部市立医療センターと相談している。現在、地域周産期母子医療センターの要件を満たしていない部分もある。要件を満たさない場合でも、県独自で新生児センターに認定し、運営費を補助する制度を設けている。まずは新生児センターになっていただき、運営費を助成しながら地域周産期母子医療センターになるべく支援をしていく。

岡委員

- 1 行政報告書の自殺対策の推進の部分に、依存症対策についての記述がないが、対策はしていないのか。
- 2 自殺対策緊急強化基金事業について、県内3か所で、東日本大震災で被災した方を対象に出張相談会を行ったとあるが、内容を教えてほしい。また、基金の残高が約6,700万円あり、平成27年度には140万円を取り崩しているが、どういう基準でどういう内容に使えるものなのか。

疾病対策課長

- 1 依存症対策については、民間団体への活動支援を行っている。依存症者は自殺が多いため、ハイリスク者への支援を行うこととし、アルコール依存症者支援を行うさいたまマックや薬物依存症者支援を行う埼玉ダルクに補助金を交付している。
- 2 出張相談では14名から相談を受けた。また、140万円は出張相談と普及啓発のための費用である。なお、基金の活用は平成27年度から東日本大震災の被災者を対象とした事業に限定されている。

岡委員

基金は東日本大震災被災者を対象とした事業に限定されるとのことだが、支出の基準は何か。

疾病対策課長

内容は国と協議しており、本県は出張相談会を開催することとしている。

中屋敷委員

自殺対策緊急強化基金事業は当初予算で540万円を計上しているが、執行したのは140万円である。工夫をすれば、ほかの事業にも予算を振り替えることができたのではないか。

疾病対策課長

基金事業は、東日本大震災の被災者を対象とした事業に限定されている。それ以外の事業は国からの交付金を財源としている。

中屋敷委員

その点については分かっている。東日本大震災被災者を対象とした出張相談会以外の事業に基金を使えないのか。

疾病対策課長

国との調整の中で、今回の事業を選定したところである。

中屋敷委員

若年者層への自殺対策についてはどのようなことを行っているのか。

疾病対策課長

教育局に依頼して、小中学生に特別授業を行っていただいたほか、新規事業として、インターネットでの動画配信、映画館での啓発広告を実施したところである。

萩原委員

- 1 搬送困難事案受入医療機関支援事業、小児救急電話相談#8000、大人の救急電話相談#7000、救急車へのタブレット端末導入の事業効果について、それぞれ教えてもらいたい。
- 2 精神科救急医療対策について、輪番で受入体制を取っているとのことだが、輪番体制の状況はどうなっているのか。
- 3 がん診療連携拠点病院で緩和ケア研修を21回開催したとあるが、緩和ケア病棟を持つ拠点病院はいくつあるのか。また、県内に緩和ケア病床を持つ病院数と病床数はいくつか。

医療整備課長

- 1 搬送困難事案受入医療機関支援事業の実施により、平成27年度には706件の搬送困難事案を受け入れていただいた。#8000については、平成27年度には5万8,185件の相談を受け、そのうち当日の受診が不要な相談は約8割となっており、救急搬送の削減に一定の効果があったと考えている。#7000については、平成27年度には2万3,028件の相談を受け、そのうち当日の受診が不要な相談は約7割となっており、#8000と同様、救急搬送の削減に一定の効果があったと考えている。救急車にタブレットを導入した直接的な効果については、様々な対策を実施する前の平成25年と平成27年を比較すると、重症事案の受入照会4回以上の件数は約4割削減することができ、一定の効果があったと考えている。

疾病対策課長

- 2 輪番病院には、必ず受入れを行ってもらうことになっている。重なった場合は、県立精神医療センターに対応してもらう体制を取っている。
- 3 緩和ケア病棟を有する拠点病院は3病院である。また、緩和ケア病床を有する病院は13病院で257床である。今後の見込みとして、第6次地域保健医療計画で承認され

た病床数を入れると、平成29年度末までに、19病院413床が整備される見込みである。

萩原委員

いくつの病院で輪番をしているのか。

疾病対策課長

36病院である。

萩原委員

精神科救急医療への対応は大変重要だと理解しているが、特に、休日、夜間の体制はどうなっているのか。

疾病対策課長

精神保健福祉センター内にある精神科救急情報センターでトリアージをして、輪番病院などと調整して受入れを行っている。

石渡委員

狂犬病予防に関する予算は、動物の正しい飼い方指導費の中に計上していると思うが、額はどれくらいか。

生活衛生課長

動物の正しい飼い方指導費の中で、野犬等による危害防止として、51万円を計上している。

石渡委員

上尾市は、地域猫活動についても地区の獣医師と協力して積極的に活動している。狂犬病予防注射についても、上尾市長と鴻巣保健所長の連名で未接種者に通知を出すなどの取組により高い実績を上げている。このような取組は良い取組か、悪い取組か。

生活衛生課長

良い取組であると考えます。

石渡委員

良い取組として、県でほかの市町村にも紹介してはどうか。

生活衛生課長

狂犬病予防注射等事務に関しては、原則市町村事務であるので、上尾市の事例も含め、良い取組をほかの市町村にも紹介していく。

【説明者】

福島浩之都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、福島英雄田園都市づくり課長、高師功公園スタジアム課長、榎原徹建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、田中裕二設備課長

【発言】

並木委員

- 1 コンテナラウンドユースについて、埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会はどのような組織で、どのような活動をしているのか伺う。
- 2 先日の産業労働部関係の審査で、圏央道の周辺は企業誘致する土地が足りないと聞いた。そうであれば、コンテナラウンドユースの成功事例を作って、圏央道以北の企業誘致の推進に生かしていただきたいと思うがどうか。
- 3 首都直下地震が想定される中で、公園のマンホールトイレ整備は必要と考える。追加資料12の表③で、しらこぼと公園以下の公園については、マンホールトイレが未整備となっているが、理由を教えてください。

都市計画課長

- 1 コンテナラウンドユースとは、輸入で使われたコンテナを空のまま港に返すのではなく、内陸で輸出のコンテナにして港に返す取組で、空の輸送を少しでも減らそうというものである。この仕組みは単純であるが、荷主、陸運事業者、コンテナを所有している船会社という多業種が関わり、取組が難しいことから、県が平成26年10月に埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会を立ち上げ、情報交換の場を提供している。現在のところ、72事業者が参加している。推進協議会の活動としては、全体会議を年2回程度実施しており、事業者の活動報告や情報交換を実施している。
- 2 コンテナラウンドユースの取組は、県内の企業立地の促進にも利することが見込まれるため、社会実験なども通じて効果をまとめている。例えば、平成27年度までの社会実験の結果から、輸送距離で約3割、輸送時間で約4割、輸送コストで約2割の削減、そしてCO₂の削減の効果も確認している。本県のコンテナ取扱量は輸出に対して輸入が倍という状況も見えてきたところであり、こういった効果を、民間事業者を中心に共有するとともに、更に取組を広げるためのPRの材料としている。この取組が内陸で広がっていけば、県北を含め県内の物流の活性化や企業誘致につながると考えている。

公園スタジアム課長

- 3 首都直下地震の被害想定に基づいて、甚大な被害が予想される県南部の市街地に位置する県営公園について優先的にマンホールトイレ等の整備を進めてきた。県南部の市街地にあり、災害活動拠点や避難地に指定されている8公園について平成24年度から整備をしている。その他の公園についても整備を検討していきたい。

並木委員

平成26年度からコンテナラウンドユースの取組を始め、本県は輸出より輸入が多いと

いう状況などを把握しているとのことであるが、社会実験は今後も続けるのか。また、いつになったらコンテナラウンドユースができるのか。

都市計画課長

社会実験は、平成29年1月まで継続する。これまでの取組により一定の効果は把握しているが、より精度の高い効果をまとめていきたい。コンテナラウンドユースは、民間事業者の一部で取り組まれていたが、実際にはよく知られていない。また、コンテナは船会社の持ち物であるため、相互利用、マッチングするためには、関係する民間事業者がうまく関わらないと進まないため、推進協議会の分科会でも勉強をしている。このように、いつになったらできるということではなく、この取組を県も関わりながら、民間事業者へ徐々に広げていく。

永瀬委員

- 1 行政報告書281ページのさいたまスーパーアリーナの管理に関して、大規模改修を実施したため、営業日が減少して稼働率が低下したと思われる。大規模改修の影響を除いた稼働率は何%なのか。
- 2 資料7の406ページの継続費逡次繰越に関して、改修工事の進捗に影響はあったのか。
- 3 今回の大規模改修により、どのような効果が期待されるのか。集客や稼働率、収入増などへの効果について教えていただきたい。
- 4 今後、スマート・ベニュー化などを考えたとき、試合やイベントのない日に集客することが必要だと思うが、どのように配慮しているのか。
- 5 土地区画整理事業に対する補助金が、年々、減額となっており、事業の進捗に影響を与えているが、県はどのように考えているのか。また、指導・助言の強化についてどう考えているのか。
- 6 市街地再開発事業補助について、申請件数と採択件数の関係を教えてほしい。また、補助が年々減少していることについてどう考えているのか。また、行政報告書には、事業費を2地区に補助したとあり、追加資料17では補助実績が1地区となっているが、どういうことか。
- 7 住宅密集市街地の防災対策の取組について、進捗状況はどうなっているのか。

都市整備政策課長

- 1 平成27年度の稼働率は77.6%である。うるう年で分母が366日であるのに対し、本番だけでなく設営や撤去を含め284日が使われたため、366日分の284日で77.6%となる。大規模改修による休館日数を除いた場合は、改修に伴い年度末に休館した46日間を分母から除いて、320日分の284日で計算して稼働率は88.8%である。
- 2 逡次繰越は、着工前にテナント等と様々な調整があったため少し時間がかかってしまったことによるものであるが、工事自体は順調に進捗し、スーパーアリーナは予定どおり5月までにオープンすることができた。また、けやきひろばについても9月にリニューアルオープンすることができた。工事は順調に進んでおり、逡次繰越の影響はない。
- 3 けやきひろばを大幅にリニューアルし、1階の店舗部分の照明を明るくしたり、段差や起伏があったものを平らにしてテナントの数も4店舗増やしたりした。このため、改

修後は非常ににぎわっており、店舗の利用客数も増えている。具体的な数字はこれから集計するので、来年には報告できると思うが、集客数、店舗の売上げも順調に伸びていると指定管理者である株式会社さいたまアリーナから聞いている。

- 4 スマート・ベニュー化は、委員御指摘のとおり、非常に重要な課題と思う。県としても、指定管理者の株式会社さいたまアリーナとしても、イベントのない日であってもここに来れば何か楽しいことがあるという状態にしなければならないと考えており、現在、方策について検討している。検討内容がまとまったときには議会にも報告させていただく機会があると思う。

市街地整備課長

- 5 土地区画整理事業に対する国の補助金については、毎年減ってきており、県としても危機感を持っている。国への予算要望活動など機会があるごとに、補助金の確保について要望しているところではあるが、厳しい状況が続いている。市町村等には、都市再生区画整理事業など様々な国の補助の仕組みが変わってきているので、そういった情報を積極的に伝えていく。また、国の補正予算は、不足する事業費を確保する絶好の機会であるので、積極的に要望するよう指導・助言している。
- 6 市からの申請は全て採択していただくよう国に要望している。区画整理事業、再開発事業とも減少傾向であるが、現在の経済状況や人口状況を見ると、事業として立ち上がるところが少なくなってきた。ただ、県南地域で人口が増加しているところには、積極的な予算措置等も進めている。今後は、都市の市街地の中心部分の安全・安心などについて重点的な改善が進められるよう県として積極的に指導・助言をしていきたい。追加資料の補助実績については、1地区が全額繰越しとなっているため、補助実績として記載していない。
- 7 平成24年10月に国土交通省が「地震等に著しく危険な密集市街地」として、県内で川口市の芝富士地区、芝樋ノ爪地区の2地区を指定した。この2地区は、不燃領域率が40%未満で延焼危険性が高く、避難確率が97%未満で避難困難性も高い地区である。平成22年1月時点と平成27年1月時点と比較すると、芝富士地区では不燃領域率が18.6%から19.9%、避難確率が91.0%から93.7%にそれぞれ改善している。芝樋ノ爪地区でも不燃領域率が32.3%から33.7%、避難確率が94.0%から95.8%にそれぞれ改善している。

永瀬委員

市街地再開発事業の補助について、市町村から申請があれば、全て採択するということがよいか。

市街地整備課長

都市計画事業として進めている市街地再開発事業の補助について、各市町村から要望のあったものは、採択できるように努力している。

杉島委員

- 1 行政報告書282ページの「内水ハザードマップ作成の促進」について、平成26年度末で35市町が作成完了となり、平成27年度は会議等を通じて技術的支援を行ったとあるが、追加資料20では、作成済市町村数が平成27年度末で45市町となっている。そもそも作成対象を35市町に限った理由と技術的支援とは何かを教えてください。

また、技術的支援は、35市町に限るのか。

- 2 公園の整備は、どのような方針で進めてきたのか。また、稼働率と整備の考え方はどうなっているのか。追加資料11に国庫補助交付決定額の実績の記載があるが、整備事業との関係を教えてほしい。

都市計画課長

- 1 内水ハザードマップについては、過去に床上浸水被害のあった36市町の作成を5か年計画に位置付け、優先的に作成支援を行った。1町は対策工事を行い、内水ハザードマップを作成しないこととしたため、35市町が対象となり、平成26年度末までに作成が完了した。このほか、現在までに10市町でも作成しており、合計45市町が作成済みとなっている。技術的支援では、内水ハザードマップ作成には、水がどう動くかなど技術的に難しい部分があり、過去の浸水実績等を踏まえた作成等を助言してきた。35市町以外の市町に対しても同様の助言をしている。未作成の市町に対しては、作成を促していく。

公園スタジアム課長

- 2 整備の方針は3つある。1つ目は、県民1人当たりの公園面積の少ない東部地域、利根地域を重点的に整備する。2つ目は、老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき大規模修繕を実施する。3つ目として、魅力アップを図るため、低コストでニーズに合ったものを整備する。例えば、こども動物自然公園では地形を生かして、クロスカントリーコースなどの整備を進めている。稼働率が低い施設の対策としては、ソフト面では関係団体に積極的にPRしたり、利用方法を工夫したりして稼働率アップを図る。整備面では、集客を高めるため、より魅力のある整備を行っていく。国庫補助事業については、主に県東部の5公園の拡張整備に充当している。今後も県民1人当たり面積の向上に努めたい。

杉島委員

内水ハザードマップについて、平成26年度までの作成が35市町で、現在45市町ということは、平成27年度に10市町が作成したのか。また、全63市町が作成するよう今後も促進を続けていくのか。

都市計画課長

平成26年度末までに作成が完了した35市町は5か年計画に位置付けのある市町の数である。それ以外の市町においても並行して内水ハザードマップを作成したものであり、平成27年度に10市町が作成したわけではない。近年、雨の降り方も変わってきているので、未作成の市町に加え、作成済市町のより精度の高い内水ハザードマップへの更新も含め、技術的支援を継続していく。

松坂委員

- 1 追加資料29「子育て・多子世帯向け住宅支援」について伺う。多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム支援事業の平成27年度実績186件の補助額の内訳はどうなっているのか。
- 2 追加資料28「サービス付き高齢者住宅」について伺う。平成27年度に登録した住宅への入居戸数が77戸であったことについて、登録から入居までに1年ほどの時間の

ずれがあるとのことであった。そこで、平成26年度の登録戸数と入居戸数について伺う。

- 3 行政報告書294ページ「住宅リフォーム促進事業」について伺う。県民向けリフォームセミナーを実施したとあるが、それが実際のリフォーム施工にどの程度つながっているのか。
- 4 2025年に向け民間住宅の空き家が増えてくると思うが、県営住宅の整備における民間住宅の活用をどのように考えているのか。

住宅課長

- 1 補助額の内訳については、中古住宅取得が47件1,793万5,000円、リフォームが139件425万4,000円である。
- 2 平成26年度の登録戸数は1,772戸で、平成28年4月1日現在の入居戸数は839戸である。
- 3 平成27年度のリフォームセミナーの参加者は57組で、この方々は施工意欲の高い方であるため、やむを得ない事情がない限り、そのままリフォーム施工につながっていると認識している。
- 4 県では、平成26年度に「県営住宅のありかた」を策定し、世帯数に対する県営住宅の割合を維持していくこととしている。建替え方式は、家賃による収入があるため長期保有において有利であり、借上げ方式は、需要の高い地域に即応した供給ができるメリットがある。具体的には、世帯数が増加する当面の間、5年間で建替え方式により650戸、民間住宅を活用した借上げ方式により300戸を供給する方針である。

金子委員

- 1 行政報告書291ページに埼玉県住生活基本計画等に基づき、県営住宅の建替えを行ったとあるが、これにより県営住宅率はどうなったのか。
- 2 追加資料13によると、公営住宅率は、県が0.85%、市町村が0.53%となっている。他県と比較しても低いと思うが、何%を目標に整備していくのか。
- 3 行政報告書292ページにある県営住宅の敷地等の有効活用について、福祉施設のニーズが高いと思うが、どのような施設が立地しているのか。また、今後も建替えを進めていく中で、福祉施設の公募を行っていくのか。

住宅課長

- 1 平成27年度末で、県営住宅率は0.85%となり、全国35位である。
- 2 県の世帯数は平成37年度まで増加していくと考えており、県営住宅率を維持していく方針である。
- 3 現在までに福祉施設は2団地で事例があり、2団地とも特別養護老人ホームである。また、現在大宮植竹団地において特別養護老人ホームと認可保育所の公募を実施している。できる限り良い施設を誘致したいので公募を実施する。

金子委員

埼玉県の公営住宅率は低いと思うが、低い水準で維持していくのか。

住宅課長

現在の県営住宅率を維持していく。なお、ソフト面の取組として、平成17年度から期

限付き入居制度を導入し、原則、入居から10年で退去していただく取組を行っている。また、2年間で4回落選すると当選する確率を上げる仕組みを取り入れている。さらに、平成27年度からは、前年度の団地の応募倍率を公表しており、人気の高い団地に限定しなければ、何度かの応募で入居は可能ではないかと考えている。これらの取組によって、平成18年度には約16.2倍であった応募倍率が、平成27年度には約3.8倍になった。

水村委員

- 1 行政報告書295ページの老朽化マンション管理適正化支援先導事業について、公募により選定した4市以外にも手を挙げた市があったのか。また、建築後30年を経過したマンションは県内にどのくらいあるのか。
- 2 事業の対象となった165団地とは、何を指すのか。
- 3 管理実態について、どのような調査を行って分析したのか。
- 4 専門家を派遣し、管理の適正化に努めたとあるが、具体的にどのようなことに取り組んだのか。

住宅課長

- 1 公募には、他の市町村は手を挙げていない。平成28年1月現在で、県内に約43万戸のマンションがあり、そのうち約3割、約12万戸が築30年を経過している。
- 2 団地数はマンション管理組合の数とおおむね合致している。
- 3 市町村と連携し、対象マンションの管理組合にアンケート調査を行い、現地確認をしてマンションの状況を調査した。その結果、管理状況が良くない管理組合に対して、マンションアドバイザーを派遣している。
- 4 マンションアドバイザーを派遣したことによって、今まで開かれていなかった総会が開催されたり、管理規約を改正したり、長期修繕計画を策定する機運が生まれたりしている。

水村委員

事業の対象となった165団地の棟数はどのくらいか。また、マンションが築40年以上経過すると建替えがネックになってくると思うが、この事業で建替えについては、何かしていくのか。

住宅課長

県内の築30年を経過したマンションの棟数は、約3,400棟である。そのうち、この事業の対象となった4市においては、約540棟である。老朽化マンションを修繕していくのか、建替えをしていくのかについても、相談があれば、マンションアドバイザーが助言をしていく。

水村委員

この事業の今後の展開方針を教えてください。

住宅課長

この事業は、平成26年度からの3か年事業であり、平成28年度で終了する。今後は、支援の成功事例をリーフレットなどにまとめて、本来マンション施策を担う立場にある市

町村に対して、マンション行政連絡会議等を通じて普及啓発し、成功事例を広めていきたい。

萩原委員

- 1 行政報告書284ページのラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック競技大会に向けた施設整備について、外国人観光客が今年2,000万人を超えたということで、この大会についても外国から多くの方が来られると思う。外国語の表記は、おもてなしの観点から非常に大事であると考えている。この点について、埼玉スタジアム2002は、前倒しで施設整備を実施しているとあり、熊谷ラグビー場は設計の段階とある。さいたまスーパーアリーナも含めて、平成27年度はどのように取り組んだのか。
- 2 県営住宅の空き家について、空き家の戸数と空き家率はどれくらいか。また、どのような空き家対策をしたのか。

都市整備政策課長

- 1 県では、オリンピックとラグビーワールドカップの両大会を合わせた推進委員会を昨年度に発足した。この中に多言語対応部会を設け、施設が所在する自治体や公共交通機関、観光関係の諸団体による横断的なメンバーで実施計画を定めているところである。基本としては、日本語、英語及びピクトグラムに対応し、必要に応じて、中国語、韓国語その他の言語も含めて実現したい。平成28年度から検討が本格的に始まったので、平成27年度の実績ではないが、施設の所在市で多言語対応ができていない空白地を地図に落とししていく作業をしているところである。オリンピックのバスケットボール会場となるさいたまスーパーアリーナと周辺の現状を参考に挙げると、平成12年の街開きの段階で日本語と英語の2か国語で案内の看板はできている。年数が経って、大分薄れて読めないものが増えているので、どのような形で改修していくかを株式会社さいたまアリーナ、JR、コクーンシティの片倉工業等と具体的に詰めた上で進めていきたい。熊谷ラグビー場と埼玉スタジアム2002についても、地元市のさいたま市と熊谷市等と協議をこれから進めていくという段階である。また、案内看板だけではなく、国内外から多くのお客さまが訪れる絶好のチャンスなので、会場を迷うことなく案内ができることと、周辺にも足を延ばしていただくことも必要と考える。ICTの活用、具体的にはWi-Fi環境を整えることやデジタルサイネージの電子看板などを活用していくことが大変重要だと思っている。それぞれの施設で状況に応じて、導入する方向で検討しているところである。

住宅課長

- 2 県営住宅の空き家は、1,828戸であり、割合では全管理戸数に対し6.8%である。空き家対策としては、彩の国だよりや募集案内のほか、平成28年度から市町村広報による周知をしている。また、年4回の定期募集に加え、随時募集を実施したほか、3人用の住戸を2人用に緩和し募集を実施している。

萩原委員

県営住宅の空き家について、何年も空いている住戸はどれくらいあるのか。

住宅課長

入居者の出入りがあるので、そこまでは把握していない。

岡委員

- 1 県営住宅の家賃を定める基準は何か。
- 2 空き家が年々増えている原因は何か。また、PR以外の対策はあるか。

住宅課長

- 1 入居者の所得階層に応じて定めるもので、市町村ごとに定める市町村立地係数や、住戸の面積による規模係数、建築年数による経過年数係数、駅への接近性などの利便性係数を乗じて定める。
- 2 建物が古くなっていることや、駅から遠い場所など立地条件が悪いことなどが考えられる。対策としては、空き住戸をグループホームへ貸し出したり、シラコバト団地では学生に貸したりするなど、通常の用途とは別の利用の仕方を実施している。将来的には、県営住宅の効率的な管理という観点から、再編・集約をしていく。

岡委員

駅から遠く不便な団地には空き家が多い一方で、応募倍率が200倍の団地もあり、格差がある。民間であれば需要に応じて家賃を調整するものである。空き家により家賃が入ってこない状況が続くことを考えても、家賃の変更はできないのか。

住宅課長

入居倍率が高い住戸は、単身用住宅である。そのため、平成28年度から空いている2人用の住戸を単身用として提供している。なお、家賃の算定方法は、法令で決まっており、市町村立地係数は0.7から1.6までの範囲で、利便性係数は0.82から1.30までの範囲で算定することになっているので、今後検討していきたい。

須賀委員

行政報告書285ページの公園の整備のうち、新たな森公園の整備について聞きたい。追加資料25に予算執行状況があるが、用地の取得状況と工事の進捗状況を教えてほしい。

公園スタジアム課長

用地の取得については、平成25年度から着手しており、地権者60名のうち57名の方の協力を得ており、進捗率は面積ベースで91%である。取得した土地については順次、造成工事や外周道路工事に着手しており、今年度からは調整池の工事に着手したところである。

須賀委員

- 1 この公園については、「みどり再生のシンボル」となるものだが、県はどのような公園を造るのか。完成はいつ頃になるのか。
- 2 この公園の完成は地域にとってどのような意味があるのか。

公園スタジアム課長

- 1 整備に当たっては、3つのコンセプトがある。1つ目は、緑の少ない都市部において

「みどり再生のシンボル」となる新たな森の整備を進めている。2つ目は、防災拠点となるように防災機能を整備する。3つ目として、公園づくりは一般の方々と協働して行い、樹林地を整備していく。

- 2 平成32年度末までの工事完了を見込んでおり、平成33年春の開園を目指している。防災機能を有していることから、避難地としての活用により安全安心が確保できる。また、地域の方々が環境教育や公園づくりに参加できるなどの効果がある。

中屋敷委員

- 1 県営住宅家賃の滞納について収納率が98.95%とのことだが、1.05%が残っている。行政報告書には、家賃の納入促進に努めた、請求訴訟を提起したとあるが、平成27年度に取り組んだ結果を教えてください。
- 2 管理を埼玉県住宅供給公社に委託しているようだが、入居者は高齢化している。電球が切れた場合の対応やLED化など、高齢者への優しい施策展開はできているのか。

住宅課長

- 1 平成27年度は明渡し請求が3人であり、そのうち1人は自主退去している。残りの2人については、平成28年2月議会で議決いただき、平成28年6月に訴えを提起し、平成28年7月と8月に勝訴判決を得た。現在、強制執行の手続を進めている。
- 2 電球が切れたものからLED化している。高齢者対策としては、70歳以上の希望者約1,000人に月1回程度、電話での安否確認をしている。また、見守りサポーター制度として、新聞、電気、ガス事業者にサポーターになっていただいて、訪問時に何か異常に気付いたときはすぐに埼玉県住宅供給公社に通報してもらっている。また、合鍵の預け先登録制度を実施しているほか、希望者へ緊急通報装置の設置を進めている。

中屋敷委員

LED化は計画的に進めるべきではないか。

住宅課長

電気料の削減効果が高い外灯については、古くて高齢化率が高い団地から計画的にLED化を実施している。

齊藤委員

- 1 県営住宅率は全国35位の0.85%を維持するとのことだが、低い数値なのになぜ新築しないのか。
- 2 県営住宅の中には借地のものもあり、耐震性を含めて、取り壊した後の責任問題について、県はどう考えるのか。部長に答弁を求める。

都市整備部長

- 1 県営住宅のストックは約2万7,000戸あり、老朽化した古いものから建替えを進めている。現在は空き家もあるので、世帯数に対する県営住宅の戸数の割合を維持していく。本県においては、世帯数は平成37年度まで増加すると思われるので、その分は建替えや民間住宅の借上げで戸数を増やしていく。
- 2 借地には経緯や契約があるので、地権者に対して誠意を持って対応していく。

齊藤委員

県営住宅率が35位という低い状況を、県としてどうしていくのか。人気のある場所にはやはり県営住宅が必要であると考え。住む方々の状況をよく考えて、是非検討してほしい。借地のものも、場所によって条件が異なるので、対応をよく研究してほしい。

都市整備部長

高齢者や子育て世帯などの需要を踏まえて検討していく。

荒川委員

- 1 人気がない県営住宅にも何か入居を促進する方法があるのではないか。
- 2 羽生水郷公園は事件・事故が続き、いわくつきの公園となってしまった。平成27年度に死んだ魚は全部元に戻ったのか。

住宅課長

- 1 周知、PRのほかに、3人用住戸を2人用住戸に、2人用住戸を単身用住戸にして入居を促進している。今後もこのような取組を実施していく。

公園スタジアム課長

- 2 平成27年度中に指定管理者である公益財団法人埼玉県公園緑地協会が全て補充した。

荒川委員

羽生水郷公園ではいろいろあったはずだが、本当に魚が全部元に戻ったのか。

公園スタジアム課長

羽生水郷公園では、事件・事故が平成27年度と平成28年度に発生している。平成27年度の池に毒団子を投げ入れられた事件に関しては、加害者から損害賠償を受け、魚の補充が完了している。平成28年度には水族館火災により魚が死んでいる。死んだ魚のうち希少種については購入できないので、繁殖により増やす努力をしている。市場で購入できる魚については、指定管理者が平成28年度末までに購入する予定である。

荒川委員

現在は、元に戻っているのか。

公園スタジアム課長

火災の復旧工事が済み、水族館の水槽の準備が整った後に魚を購入する予定である。

【説明者】

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、
松澤潤食品安全局長、山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、
田中誠農産物安全課長、岩田信之畜産安全課長、石間戸芳朗農業支援課長、
持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、大岡早孝農村整備課長

【発言】

岡田委員

- 1 行政報告書245ページに、狭山茶の6次産業化商品として「お茶の葉まるごとジャム」が記載されているが、ほかのお茶と比べて狭山茶を使った商品は少なく、あまり浸透していないと感じる。6次産業化で開発された商品の販路開拓や商品PRのためにどのような支援を行っているのか。
- 2 追加資料23を見ると、お茶の栽培面積が減ってきているが、農家に対してどのような支援を行っているのか。
- 3 行政報告書256ページの「(2) 鳥獣被害防止対策の推進」について、鳥獣による県内農作物の被害はどのような状況にあるのか。特に、ハクビシン・カラスによる被害はどのような状況なのか。また、農作物の鳥獣害防止対策としてどのような取組を行っているのか。
- 4 追加資料38によれば、農林部では、平成27年度から平成28年度にかけて、地域機関の技術職の職員数が減っているようだが、その理由は何か。また、技術職の職員は高齢の方が多く、中堅・若手職員が育っていないという指摘があるが、それに対してどのように取り組んでいくのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 県では、農業関係の事業者と食品関係の事業者が商談をする農商工連携フェアをさいたまスーパーアリーナで毎年開催している。このフェアには、6次産業化を行っている事業者も出展している。また、会場の一角にはその年に開発された6次産業化商品をPRするコーナーを設け、バイヤーや販売店につなぐ支援をしている。さらに、農業者、加工事業者、流通事業者、研究機関等と研究会を設置している。新たな販路の開拓や、加工事業者と組んで新しい商品開発をするような交流会をこの研究会が開催し、販路開拓や商品開発を支援している。「お茶の葉まるごとジャム」を開発された方も研究会の会員であり、研究会の活動の中で新しい商品の開発に取り組んでいる。また、普及指導員が6次産業化事業者を個別に支援する中で、量販店やバイヤーの紹介も行っている。今後は、狭山茶の6次産業化を希望する農業者の方にも研究会へ参加してもらい、新しい商品開発につながるよう支援していきたい。

生産振興課長

- 2 狭山茶の栽培面積が減少傾向にある理由は、生葉生産者の高齢化によるものと考えている。県の支援策としては、防霜施設や乗用防除機などの整備を支援する小規模条件整備事業がある。また、難防除害虫のクワシロカイガラムシを効率的に防除できる農薬について、使用する上での薬害防止対策の推進を行っている。大きな支援としては、茶園

の改植などについて、事業主体である県茶業協会に対し、国庫補助事業を用いて県が支援を行っている。また、茶業研究所では、生産者に親身になって栽培や加工技術について普及指導を行っており、お茶の品評会で多くの生産者が農林水産大臣賞を受けるなどの成果に結び付いている。

農業支援課長

3 平成27年度の鳥獣による農作物の被害状況については、40市町村から被害報告が上がってきている。その合計被害額は1億2,026万円、被害面積は75.4ヘクタールである。近年、被害金額は年間1億数千万円前後で推移している。被害防止対策は、地域を挙げて取り組まないと効果が上がらない。そのため、地域のリーダーとなる鳥獣害防止指導者を育成することとし、市町村や農協職員等を対象に研修を開催している。また、農業技術研究センターでは、行動域調査・生態域分析に基づく侵入防止柵の開発等を行っており、各農林振興センターでは、現場で侵入防止柵の被害防止技術の実証・普及を行っている。さらに、国庫事業を活用し、市町村などで構成する鳥獣害対策協議会が捕獲わなを購入する際の助成などを行っている。ハクビシンについては、農業技術研究センターが行動域調査を行うに当たり、市町村や各農林振興センターと連携して生息や被害の状況等を調査している。また、秩父地域と比企地域の2か所に定点カメラを設置し、行動域等を調査している。これらの調査結果を基に、侵入防止柵の改良を行っている。カラスについては、平成27年度の被害額は874万円であり、各農林振興センターで技術対策等を行っている。

農業政策課長

4 地域機関の技術系職員が減少しているのは、土地改良事業などで一時的に業務量が増えた場合に配置されていた職員が工事の終了に伴って減ったことなどが理由である。職員の年齢層のアンバランスや職員の高齢化に伴う若手職員の育成への対応としては、ベテラン職員に再任用職員として残ってもらい若手職員の指導をしてもらうことや、国の研修への参加や専門的な機関への派遣などを行っている。人材育成を充実させ、若手職員の資質の向上を図ることで組織力が落ちないように努めている。

松澤委員

- 1 行政報告書235ページの「(2)次代を担う新規就農者の確保」について、平成27年度の新規就農者286人はどのような内訳になっているのか。また、農業以外から新規参入する場合の課題と就農に対する支援策にはどのようなものがあるのか。
- 2 新規就農総合支援事業では、就農前の2年以内と就農直後の5年以内を対象に1人当たり年間150万円を給付しているが、給付金には生活費や農機具費も見込んでいるのか。また、給付の規模感をどのように考えているのか。
- 3 行政報告書237ページの農地中間管理機構運営事業について、平成27年度は620ヘクタールの農地が集積・集約化されたとのことだが、どのように取り組んできた結果なのか。また、今後、どのように取り組んでいくのか。
- 4 行政報告書238ページの埼玉型ほ場整備実施計画策定について、迅速かつ低コストに実施するほ場整備計画を策定したとあるが、今後はどのように進めていくのか。

農業支援課長

- 1 286人の内訳は、新規学卒者が49人、農家出身で他産業に従事していた方のウタ

ーンが145人、農外からの新規参入者が92人である。5年前と比較すると新規学卒者や農外からの新規参入者が増加傾向にある。農外から新規参入する場合は、栽培技術や経営管理手法の習得、農地・住居・資金の確保などが課題である。支援策として、農林振興センターなどに就農相談窓口を設置して丁寧な相談活動を行っている。就農希望者に対しては、そのレベルに応じて農業大学校や明日の農業担い手育成塾で技術を習得できるよう支援している。特に明日の農業担い手育成塾では、地域の中心的な農家の下で研修を受けることで地域の信頼を得て、農地や住居が借りられるよう支援している。

2 生活費等も含めて150万円を給付している。

農業ビジネス支援課長

3 農地中間管理事業は平成26年度から実施している事業であり、事業を実施する中で、マンパワー不足、周知不足が課題であることが明らかになった。このため、農地中間管理機構では、平成27年度は現場で活動する職員を4名から9名に増員した。県においても、農林振興センターごとに推進会議を設け、事業活用目標面積を定め、市町村・JAなど関係機関と連携して事業を推進した。特に、農林振興センターでは、農地中間管理事業の担当者と普及部門や土地改良部門の職員が一緒になって推進を図った。また、平成27年8月には、「農地中間管理事業推進大会」を開催し、優良事例の紹介や制度の紹介、地域が一体となって取り組む気運の醸成を図った。大会には、地域のリーダー、市町村、JAなど約950人の出席があった。しかしながら、周知不足、マンパワー不足はいまだに課題であるため、平成28年度に農地中間管理機構職員やコーディネーターの増員を図った。また、周知については、市町村・JAの広報誌への掲載に加え、FMNACK5でのラジオCMも集中的に行った。今後も制度の周知を図るとともに、優良事例を広く紹介し事業実施の気運を高め、更に実績が上がるように取り組んでいく。

農村整備課長

4 農家の高齢化が進む中で、ほ場整備を望む農家がいる一方、多額な経費負担に消極的な農家も多く、なかなか合意に至らないことがほ場整備の課題となっている。このような課題に対応するため、県では農家の費用負担を軽減する整備手法として埼玉型ほ場整備を推進している。埼玉型ほ場整備は、従来型の換地を伴うほ場整備とは異なり、現在の道路や水路を生かして畦畔を除去し区画を広げる整備手法で、安く短時間で整備できることが特長である。従来型のほ場整備より事業費が軽減でき、国が50.0%、県が27.5%、市町村が22.5%を負担するため、農家負担がない事業である。今後、市町村に22.5%の負担の理解を得るとともに、農地中間管理機構が主催する現地説明会などにおいて、この埼玉型ほ場整備のメリットを丁寧に説明し、事業実施に結び付けていく。

松澤委員

今後は、米生産を続ける担い手の状況を把握した上で、農地の集積・集約やほ場整備に関するきちんとした方向性が出されなければ、いつになっても農地はまとまらない。このままでは、地権者が農地を管理できなくなる事態が起こることを危惧している。就農支援のため、就農前の2年以内、就農後の5年以内に給付金を交付しているが、就農後の定着率はどうなっているのか。定着しなければ、ほ場整備等を行っても農地の維持は厳しくなっていく。部長は農業に関してどのように考えているのか。

農林部長

まずは、しっかりと優良農地を確保していきたい。米生産を続けたい方には中間管理事業や埼玉型ほ場整備の活用を勧めるなどの環境整備を行う。一方、米以外の作物の生産を希望する方には、野菜や高付加価値品目の生産が可能な環境整備を行うなど総合的に対策を行う必要がある。また、本県は食品製造出荷額が全国3位であるため、食品製造業者を訪問してどのような品目を生産してほしいのかを調査し、県内でその品目が生産できるような取組を進めている。

松澤委員

農地を維持していくことを課題として考えていく必要がある。先ほど答弁がなかったが、新規就農総合支援事業の給付金の考え方と、新規就農者の定着率についてはどうか。

農業支援課長

給付金は、就農後5年間での目標をおおむね所得250万円としている。その目標を達成した場合は、ほかの制度により経営発展を支援していく。定着率については、県で把握している平成23年度から平成27年度までの新規就農者1,369人のうち、農外からの新規参入者のうち49人、農家出身でUターンした方のうち3人、合計52人が離農している。農外からの新規参入者のうちの離農者は雇用就農がほとんどで、仕事の内容や給与面等を理由に離農された方が多く、ほかには家庭の事情などが離農の理由である。

松坂委員

- 1 平成27年度から国が行っている農地耕作条件改善事業の実績はどうなっているのか。また、事業の推進に当たりどのように周知を行ったのか。
- 2 行政報告書233ページにある市民農園の利用世帯数について、平成27年度実績値である1万3,104世帯を、平成28年度末に1万7,000世帯にするためには、3,000世帯以上の増加が必要であるが、具体的にどのように進めていくのか。
- 3 行政報告書256ページにある多面的機能支援事業について、実施地域が増えるのは喜ばしいことだが、農地維持の実施地域が42市町村であるのに対して、長寿命化の実施地域が18市町にとどまっている。長寿命化の実施地域が少ないのは、手続きが複雑化しているなどの問題があるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 農地耕作条件改善事業は、国から事業主体に直接交付されるもので県の予算を経由していない。実績は、平成27年度が、4市8地区で事業費1億6,599万4,000円であった。平成28年度は、8市2町21地区で事業費10億2,500万円程度の実施予定で進めている。この事業は、農地中間管理事業を実施する中で併せて行う事業であり、農地中間管理事業を進める中で地域や市町村などに周知を行っている。
- 2 目標に掲げている利用世帯数は、市民農園整備促進法や特定農地貸付法に基づき整備された市民農園を対象としている。これらの法に基づいて開設する中心的な主体であった市町村やJAによる農園開設が頭打ちとなっている。こうした中で、最近、企業が市民農園をビジネスとして開設する動きが出てきている。このため、企業による開設を促進する研修会の開催や市町村への働き掛けを行っている。法の許可が必要ない農園利用方式の市民農園も増加しており、県民が市民農園を利用できる環境は進んでいる。しかし、法に基づく市民農園整備については、今年度も努力はしているものの、目標値の達

成はかなり厳しい状況である。

農村整備課長

- 3 長寿命化の手続については農地維持と同様にそこまで難しいものではない。実施地域が伸びていない理由としては、国が、まずは農地維持支払をできるだけ進めていこうと考えていることがある。予算は限られているため、長寿命化については農地維持支払がある程度行き渡ったところで深掘りをしていこうというのが国の考えである。県としても、長寿命化の要望に対応できればいいが、まずは農地維持支払の拡大を先に進めているのが実情である。

松坂委員

市民農園の利用世帯数について、目標達成に向け3,000世帯以上の増加が必要だが、例えば、農地付き県営住宅なども考えられないか。

農業ビジネス支援課長

農地付きの住宅は、法律上難しいが、住宅の近くに市民農園があれば入居する人のメリットとなりうる。ビジネスとして農園を開設する企業にとってもターゲットとして見込める。企業が市民農園の開設を希望する場合には、農地利用の調整等に市町村と連携して取り組んでいく。

金子委員

- 1 行政報告書234ページの経営体育成条件整備事業について、平成26年2月の大雪被害からの再建完了が平成28年2月15日まで、おおよそ2年間もかかった理由は何か。併せて、農業用ハウス等の再建の条件は、現状復帰と認識しているが確認したい。また、平成26年2月の大雪被害を受けて再建されたハウスが、平成28年1月の大雪被害で倒壊していると聞いているが、その再建の支援はどう考えているのか。
- 2 追加資料14を見ると、県が新規就農に力を入れていても、それを上回る離農者がいることが分かる。平成17年に6万8,460人だった農業従事者が、平成27年には5万812人となり、10年間で4分の1が離農していることになる。一方、新規就農者は、平成27年は286人となっており、担い手育成などの施策を推進していても離農者数の穴埋めには追いついていない。今までの支援策のままで、埼玉の農業が停滞することは避けていかなければならない。今後は、担い手育成の更なる支援強化が必要と考えるがどうか。
- 3 先日、彩の国食と農林業の祭典が開催され、農業大学校が参加したが、農業高校の生徒もこうしたイベントに参加して埼玉農業についての理解を深めていくことが必要だと思う。このイベントの主催は「彩の国食と農林業の祭典実行委員会」だが、県は負担金を出している立場でもあるため、農業高校の生徒の参加についての県の考えを伺いたい。

農業支援課長

- 1 平成26年2月の大雪では、関東一円で多くのハウスが倒壊し、その再建には被害を受けた各県で一斉に着手したことから、資材や作業員の不足などがあり、事業が長期化した。農業用ハウス等の再建については、被災農業者向け経営体育成支援事業等を活用してきた。国の公共事業などの災害復旧事業はその要件として、同規模・同程度という原状回復が原則となっている。また、平成28年1月の大雪では、平成26年2月の大

雪で被害を受け再建された農業用ハウス100棟が被害を受けた。平成28年11月現在、84棟のハウスが再建している。再建されていない16棟のハウスは、建設中や建設に向けた準備中である。再建は自己負担で行っていただいている。

- 2 埼玉農業が力強くあり続けるためには、優秀な担い手を計画的に確保・育成し、埼玉農業を牽引してもらう必要がある。このため、農林振興センターなどに就農相談窓口を開設するとともに、農業大学校における技術習得や明日の農業担い手育成塾の実践的な研修などにより新規就農につなげている。就農後は青年就農給付金の活用や研修会などにより経営の安定を支援している。また、平成28年度からは、農業高校と農業大学校等による連絡会を設置して連携を強化したことに加え、農業大学校の教育を充実するための外部講師や専門のコンサルタントの活用、学生自らが放課後や休日に作物を生産・販売するチャレンジファームの開設などを行い、就農意欲の高い人材の掘り起しに努めているところである。このような、就農時から担い手となるまで切れ目のない支援を通じ、経営感覚に優れた質の高い新規就農者の確保・育成に努めていく。

農業ビジネス支援課長

- 3 彩の国食と農林業の祭典には、毎年、県内9校が加入している高等学校農業教育研究会を通じて、農業高校として出展していただいている。過去には生徒も参加して野菜の販売等も行っていたが、ここ数年は生徒の参加はなく、教員が学校のPRを行っている。これは、校外で開催される土日のイベントに生徒を参加させる調整が難しくなってきたことによるものである。一方、生徒が参加することで消費者に直接、接することができ、ほかの団体との交流もできるという効果もあることから、どのようなことが可能か学校関係者と研究していきたい。

金子委員

平成28年1月の大雪被害については自己負担でハウスの再建をしているとのことだが、このような状況でいいのか。県独自に何とか支援するという考えはないのか。

農業支援課長

平成28年1月の大雪被害については、1月26日に、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、27市町村を特別災害に指定し、必要な苗や肥料などの経費に対して補助を行った。また、施設の再建費用について国に支援を要望したが、国からは、充実している農業共済制度で対応するようにとの考え方が示された。県としては、農業共済制度を活用して再建整備してもらうことを考えている。

並木委員

- 1 食品スーパーへの県産農産物の売り込みについて、平成27年度は今までと違った取組をしたのか。
- 2 県産農産物が県内食品企業にどのくらい取り扱っていただいているか把握しているのか。把握しなければ売り込みもできないと思うがどうか。

農業ビジネス支援課長

- 1 多くの量販店では、地場産コーナーを設置していただいている。コーナーの設置に当たって情報提供をするなどして、県産農産物の流通拡大を図ってきた。スーパーへの直接的な働き掛けではないが、県産農産物を買いたいという消費者の声が強くなれば量販

店でも扱っていただけるようになるため、平成27年度はテレビ番組を活用した県産農産物の紹介を団体に補助して実施していただいた。また、駅やサービスエリアなど人が行き交うところで県産農産物のPRを行って県民に県産農産物を知っていただく取組を行った。さらに、平成27年度取組ではなく、毎年行っていることではあるが、量販店は農産物を市場経由で取り扱うことが多いことから、知事が大田市場でトップセールスを行い、県産農産物の取扱いを働き掛けている。

- 2 詳細な把握は行っていない。県内には多くの食品関連企業があるので、これらの企業を農林部幹部職員が回ってニーズを聴き、県産農産物を使っていただけるよう働き掛けを行っていく。

萩原委員

- 1 行政報告書244ページにある県産農産物サポート店とはどのようなものか。
- 2 平成27年度に「近いがうまい埼玉産」県産農産物プレミアム付商品券を発行した経緯はどのようなものか。国の補助金を活用したのか。また、発行による効果を検証しているのか。
- 3 商品券の発行はJA全農さいたまが主体であるが、県は周知にどのように関わったのか。
- 4 地産地消の推進の観点から、商品券発行にはどのような効果があったのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 県産農産物サポート店は、県産農産物を県民が購入しやすくするための取組であり、県産農産物を積極的に取り扱っている小売店、飲食店、食品製造事業者、卸売事業者に登録してもらっており、平成28年8月現在で2,418店の登録がある。県のホームページでPRしたり、店舗にステッカーや看板を掲示していただきサポート店であることの周知を図っている。
- 2 平成26年度に国が経済対策の一環として生活者を支援する交付金を措置した。この交付金の活用を検討したところ、県で進めている地産地消の核となっている農産物直売所の認知度向上や利用促進に活用できることから、商品券を発行するJAグループを支援した。経費については全額国の交付金を充てている。効果については、商品券の利用期間である平成27年8月1日から平成28年1月31日までの6か月間に、商品券が利用可能であった農産物直売所の総販売金額が、前年度に比べ111%となり、11%増加している。これは、商品券の効果であると考えている。
- 3 基本的には事業主体であるJAが交付金を活用して周知を行っている。県では県関係機関での周知を行うとともに知事記者会見で発表するなどして新聞にも取り上げていただいた。また、県のイベント等でも積極的なPRを行うなど、可能な限り周知を行った。事業主体では、彩の国だよりへの広告掲載、FMNACK5で計7回の情報提供、11月には新聞の三大紙に折込広告を入れて、家庭へのPRを図るなど、最大限の周知を行った。
- 4 農産物直売所の販売促進、認知度向上が図られ、売上げが向上していることから、地産地消の推進に役立ったと考えている。

萩原委員

- 1 単に県産農産物サポート店の数が増えていけばいいというものではない。県民にとってどれだけメリットがあり、埼玉県産農産物がどれほど良いものなのか実感できるかと

- いう点で、県産農産物サポート店が役割を果たしているのかどうか検証しているのか。
- 2 地元では、県産農産物プレミアム付商品券の存在を知らず、なぜ教えてくれなかったのかとの声もあった。今回の商品券は国の交付金を活用して発行したとのことだが、できることなら県単事業として実施してもらいたいがどうか。

農業ビジネス支援課長

- 1 県産農産物サポート店の表示を掲示することで、県民に県産農産物を意識してもらうことになり、それが県産農産物の利用につながっていく。店舗への調査は行っていないが、県民の意識付けを図る上でサポート店は有効であると考えている。
- 2 商品券はプレミアムを付けるため直接的な効果は高いが、財源の確保が大きな課題となる。また、毎年、商品券を発行したとしても利用期間が限られてしまう。年間を通じたキャンペーンやイベント、取扱品目の拡大や品質向上を図るための技術支援などを通じて農産物直売所の魅力向上を図り、県産農産物の利用拡大を進めていきたいと考えている。

萩原委員

県産農産物サポート店については、効果を確認して事業を実施しているとは思いますが、県民が地産地消をどのように考えているのかはしっかり調査するべきではないか。県民と農林部職員の考え方にギャップがあるかもしれない。しっかり調査をし、もっと県民の声を聴くべきではないか。

農林部長

県産農産物サポート店や量販店の地場産コーナーなどに出向いて店舗側の声を聴いているが、県民の声もしっかり聴いていかなければならないと思っている。どのような形で調査ができるか検討していきたい。様々な声の中に、県産農産物のPR動画を店で流したいという声があり、今年度予算化してテレビ埼玉でいくつかの品目のPRを放送している。また、短い時間で分かりやすく県産の茶などいくつかの農産物を紹介する映像を制作中であり、完成したら県民に見ていただきたい。新しい取組や県民の声を聴きながら地産地消を進めてきたい。

須賀委員

- 1 追加資料27の2ページ以降にある試験研究機関の近年の研究成果について、予算や職員数が減っている中で大変苦勞して研究しているのは理解している。しかし、近年育成した新品種の普及状況のうち、梨「彩玉」は栽培面積が徐々に増えている成功事例だと分かるが、芳香シクラメンは鉢数のばらつきはあるものの余り伸びていない。世界初の芳香シクラメンということで県も推してきたが伸びていない。また、開発・実用化した新しい生産技術の普及状況でも、水田を利用したホンモロコの生産量が平成22年度から変わっていない。キュウリのつる下ろし栽培技術の導入面積もほとんど変わっていない。この状況をどう見ているのか。
- 2 資料7「平成27年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」の315ページの農業研究費について、不用額約4,500万円が生じた理由は契約差金が生じたためと記載されているが、不用額は全て契約差金なのか。それとも実際には研究に当てられるべきものが当てられずに不用額になっているのか。

農業政策課長

- 1 芳香シクラメンは香りがあるということで非常にインパクトがある新品種だが、見た目が消費者に選んでいただくところまでいけないと思う。我々はいいと思ったが、消費者はお金を出して買うところまでいかない。昔、「シクラメンのかほり」という歌が流行したが、そうしたのも活用すれば消費者には受け入れられるのかもしれない。芳香シクラメンについては、販売方法やPRの方法を考えて取り組んでいかなければならないと考えている。
- 2 農業研究費の不用額については、主に工事請負費等の契約差金であるが、事務費についても節減に努めており、それによる執行残もある。

生産振興課長

- 1 ホンモロコの養殖のためには水田を養殖池に整備しなければならないため生産者の数が増えていない。キュウリについては、器具を使用した別の栽培技術が広がっていることもあり、つる下ろし栽培技術が広がっていかないと聞いている。

須賀委員

研究者にとっては手塩にかけた成果であり、大変苦労されているのは分かるが、芳香シクラメンが売れないということは、もともと需要がないものの開発だったという見方もしなければいけない。ホンモロコにしても広く求められた養殖技術であったのかということも指摘しなければいけない。試験研究にお金を使っていく中で、どの辺りで見切りを付け、新しいものに取り組んでいくかという線引きもしていかなければならない。そのことについてはどう考えるか。

農林部長

芳香シクラメンは世界初の技術ということで技術が中心となってしまった。見た目の魅力には欠けるが香りのある野生シクラメンと、香りはない見た目の良いシクラメンを掛け合わせることによって香りのあるシクラメンを生み出した。芳香シクラメンはほかのシクラメンと比べるときらびやかでないため、それが売れていない理由かもしれない。ほかの花にも言えることだが、埼玉県産の花がどこで買われているかよく分かっていないところがあり、PRをしっかりしていかなければいけない。引き続き試験研究成果のPRに努めていく。

ホンモロコについては、停滞しているように見えるが、県水産研究所で新たにホンモロコをオール雌化して子持ちホンモロコにする技術を開発している。子持ちホンモロコは子持ちシシャモと同じように高く取引される。そのような新しい技術を普及することによって新しい生産者を増やし生産量を増やしていきたい。現在の研究をPRしていくとともに、次の時代の流れに従って新しい研究を進めていきたい。

生産振興課長

芳香シクラメンは県が開発した品種であり、県内のみで生産されている。今後は種子の生産を民間に開放することとなったので、もっと全国的に展開していきたい。

中屋敷委員

- 1 生産が県外に出てしまっっては、埼玉ブランドとはいえなくなってしまう。芳香シクラメンを全国に誇るブランドに育てていくつもりはあるのか。本県の特産として生み出し

た芳香シクラメンの県産ブランド化について、どう考えているのか。

- 2 地元農家の方から、職員は相談したい時にすぐ来てくれないという話を聞いている。職員が一気に減った時期が過ぎて今は安定してきており、これからはそれほど減ることはないだろうと思うが、地域機関に技術職はどれくらいいるのかが重要であると思う。地元農家からの呼び掛けに素早く反応できるかどうかはそこにある。実際に農家と対面する8つの農林振興センターの事務職と技術職の割合はどのようになっているのか。また、技術職が本庁にいるメリットは何か。

生産振興課長

- 1 芳香シクラメンの生産は技術的に難しく、県内の生産者は長年の生産実績があるため、他の地域に比べて高い技術を持っておりアドバンテージがある。種子の生産を県外に許諾することで生産量が増えると、埼玉県で生産された芳香シクラメンは品質が高いという評価が得られることになり、ブランド化が図れる。

農業政策課長

- 2 8つの農林振興センターの今年4月1日現在の定数は381人である。そのうち、事務職は45人である。地域機関は、農業職や土地改良などを行う農業土木職の職員がメインで、一部林業を担当している川越農林振興センターや秩父農林振興センターには林業職の職員がいる。各農林振興センターでは技術職が大勢を占めている状況である。農家数が減少していた時期には、一時、退職者数に対して採用者数を抑制して農林部も厳しい状況があった。今後、農家の方に迷惑を掛けないように、農家の方が困っているときにきちんと足を運べるような体制づくりに努力していく。本庁にも技術職員が多数いる。本庁職員の定数は202人であり、うち事務職は73人である。農業職、獣医、林業職、農業土木職など、技術職が多数本庁に配置されている。技術職が本庁で議会対応や予算編成作業などに携わることにより、現場で実際に感じたことを政策に反映していくことができるという点は大きなメリットである。現場と本庁を行ったり来たりするような人事ローテーションを組んでいきたいと考えている。

中屋敷委員

農業の現場で活躍いただくことが技術職員の本旨とするところであると思う。技術職の職員数を保っていないながらも、地域からは即応性に欠けるという声が出てしまうということは、足りていないという意識を我々は持っていないということか。

農業政策課長

現実に農家の方からそのような声があるのだとすると、きちんと現状を把握した上で組織定数を所管する部局に伝えていかなければならないと考えている。

浅野目委員

- 1 資料7「平成27年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」の296ページの彩の国みどりの基金繰入金について、予算現額と収入済額との比較がマイナス2,809万5,413円となっているが、この理由は何か。
- 2 追加資料44の埼玉ブランド農産物事業に関連して県庁朝市を開催しているが、平成27年度はどのような成果があったのか。また、県庁朝市の成功を受けて展開している浦和駅やサービスエリア等でのPR販売は、平成27年度はどのような成果があったのか。

か。

- 3 昨年度の決算特別委員会で改善又は検討を要する事項として意見があったが、県産ブランドPRロゴマークの認知度は向上してきているのか。

森づくり課長

- 1 事業実施のための境界確認等において、一部森林所有者から同意を得られず、事業費の執行額が見込みを下回ったためである。また、県営事業については、契約差金による事業費の削減があったためである。

農業ビジネス支援課長

- 2 県庁朝市は平成27年度も毎月第3日曜日に開催している。県庁朝市は地域で定着してきており、毎回多くの方に来場いただいている。出店団体数は毎回20団体から25団体であり、年間来客数は約9,000人となり、売上げも伸びている。マスコミにも取り上げられるようになってきている。平成27年度は浦和駅でのPRを3回行っており、うち2回は県庁朝市出店者の会に参加いただいた。3回目は販売をせず、JAにいちごのPRを行っていただいた。駅のコンコースで実施しているので来場者の把握は難しいが、県産ブランド農産物を紹介する資料セットを1,400人に配布するなど、多くの人が行き交う場でPRできたと考えている。
- 3 平成21年度にロゴマークを作って使用していただいている。平成28年度は4回、民間事業者の広告や売場でのロゴマーク使用を許可している。一気に露出度が向上する状況にはないが、今後とも、より多くの方に使っていただき、県民に認知される機会を作っていきたい。

浅野目委員

現在、朝市や夕市は県内何か所で行われているのか。

農業ビジネス支援課長

直近の調査である平成26年度には27か所で開催されており、平成25年度の23か所から増加している

荒川委員

浦和競馬場などでは、各市町村が地域の物産を一生懸命PR販売している。競馬場に来る方もいろいろと買っていくようだ。県でも、県庁朝市を発展させるのであれば、年に3回と言わずもっと増やして、市町村をリードしていけば大きな成果があると思うがどうか。

農林部長

的を射た質問である。県庁朝市については少しずつ広げてはいるが、県だけでの実施ではマンパワーの不足もあるので、いろいろな方の協力を頂いている。県にはPRできる野菜や果物が多くあるので市町村と連携して更に広げていきたい。

齊藤委員

- 1 それぞれの委員から、埼玉県の自慢できるものや誇れるものについて質問があったが、実際には余り知られていないものもある。知ってもらうために、発信力のある議員を利用することを考えてもいい。また、各地のデパートで地産地消フェアを開催することも

考えられる。ほかにも、地元には全国放送局であるNHKもあるので、それを利用するなど考えられる。工夫をしていてもらいたいがどうか。

- 2 追加資料23によれば、茶の栽培農家戸数は平成13年度のもので記載されており、現在は調査されていないとのことである。10年以上調査されていないというのは本当か。私が持っている埼玉県民手帳には、埼玉県の主要統計として平成17年、平成22年の総農家数が記載されているが、茶の栽培農家戸数が平成13年度以降把握できていないのはなぜか。統計を取り続けて分析しないと対応できないと思うが、10年以上も統計がない中で分析ができているのか。また、追加資料14には平成22年度の基幹的農業従事者数が5万8,681人となっているが、手帳では平成22年度の総農家数は7万2,957人となっている。このずれは何か。統計の数値の整合性が取れていないと統計の真実味がなくなってしまうことを危惧している。

生産振興課長

- 2 茶の栽培農家数については、農林水産省が調査していたが、平成13年度以降は品目別の農家数を調べていない。また、農業センサスでは品目ごとの栽培農家数の中に茶の栽培農家が示されていない。

農業政策課長

- 2 追加資料14の基幹的農業従事者については、全ての農業就業人口のうちふだんの仕事として自営農業に従事している人を指すので、全体の農業就業人口よりも少なくなる。

農林部長

- 1 議員の力も借りてPRをしていきたいと思っているので、力の借り方を相談させていただきたい。11月の地産地消月間にはデパートなどで地産地消フェアをやっている。11月に限らずいろいろな機会にPRしたいと思っている。NHKにもPRしていきたい。
- 2 統計についてはマンパワーなどの制約があり、どこまで細かく調査を行うことができるかは約束できないが、研究していきたい。

齊藤委員

統計の数値の整合性ということだけでなく、数値の意味を真剣に考えて対応しているのが重要である。数値を並べて資料を作っているだけでは本当の農業の実態はつかめない。数字の正確性とその分析についてしっかり考えてもらいたい。

農業政策課長

農林統計には様々な数値があることに留意し、分かりやすく説明したい。